

平成22年度 経済産業省
貿易救済措置関連調査事業

非市場経済国に対する補助金相殺関税措置
の運用実態等に関する
調査報告書

平成23年3月

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所

はじめに

一部の国においては政府により特定の国内産業又は個別の企業の支援、救済のために多額の補助金が交付されている事例が多く見られる。また、一部の国では、歴史的な国策として、特定の国内産業の育成、強化を目的として政府がその資金面での貢献を通じて積極的に関与している事例も多く見られる。このような中、今後、これらの政府補助金を受け不当に安価に生産された産品が我が国に大量に輸入され、もって、我が国産業に損害をもたらす可能性は高まっており、これに対処するべく我が国が補助金相殺関税措置の発動に至る事例は増加していくことが予想される。

かかる状況において、米国は非市場経済国に対して相殺関税措置を発動しないという方針を変更し、2006-2007年に行われた塗工紙調査により、中国に対して相殺関税措置を適用することとした。当該事例は国内産業への損害がないと判断されたため最終措置の発動は見送られたが、その後の事例では、相殺関税措置の発動に際して、不当廉売関税（アンチダンピング）措置も併せて発動しており、この併課（二重救済）の妥当性について世界貿易機関（WTO）の紛争解決機関、また、米国の国内司法手続きに付託されているところである。また、ベトナムに対しても、2009年、相殺関税措置とアンチダンピング措置を併課している。

欧州連合（EU）も、本年4月、中国産塗工紙について、アンチダンピング調査と相殺関税調査と同時に開始している。

他方、中国及びベトナムは、WTOへの加盟に際し、相殺関税措置の発動に至る調査においてWTO補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）第14条各号に従って補助金の利益の額を計算することに特段の困難がある場合には同条の定めるベンチマークとは別途の方法で補助金の利益の額を計算してよいとする「特例」に合意している。しかし、この規定の適用範囲は明確ではなく、上述のWTO紛争解決機関パネル審理の一部となっている。

翻って、我が国の相殺措置の発動実績は1件のみであり、中国及びベトナムを対象としたものはない。また「特例」の適用の可否に係る是非が論じられていない状況にある。我が国として、特に近年増加している中国及びベトナムからの輸入により生ずる国内産業への損害に適切な対応を行えるよう検討しておくことが求められている。

さらに、上記のとおり、中国及びベトナムに対するWTO協定上の扱いはWTO加盟議定書及び作業部会報告書に基づく例外的な措置である一方、同議定書において、中国及びベトナムがWTO加盟各国と個別に市場経済国であることを証明し市場経済国の認定を受けることが可能となっている。事実、両国とも、交渉を行うことにより、市場経済国を認定するWTO加盟国の数を拡大している。

我が国としても、これまで、中国及びベトナムから市場経済国の認定を行うよう要請を受けたこともあるため、今後、これら各国と市場経済国に係る議論を深めていくにあたり、他国においてどのような交渉を行い、どのような基準の下に、市場経済国の認定を行ったか、実態把握を行うことが重要である。

本事業では、以上の問題意識を踏まえ、中国及びベトナムに対する相殺関税措置の適用（「特例」の適用の可否を含む）、相殺関税措置及びアンチダンピング措置の併課の妥当性、及び諸外国における市場経済国認定の実態等を研究の上、我が国が貿易救済措置を適切かつ積極的に活用するための環境を整備することを目的として調査研究事業を行ったものである。

本報告書が我が国の相殺関税制度の発展の一助となれば幸いである。

平成 23 年 3 月

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
パートナー・外国法事務弁護士 梅島 修

目 次

第 I 章 米国による中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の運用実態	1
A. 米国が中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の発動を許容する に至った変更の理由及び法的整理.....	1
1. ジョージタウン・スティール判決（Georgetown Steel Corp. v. United States, 801 F.2d at 1315）	1
2. 初の相殺関税適用・中国産塗工紙調査（C-507-907）における分析	2
3. その後の中国産品に対する相殺関税調査.....	7
4. ベトナムに対しても中国と同様に相殺関税措置を適用することとした理由 及び法的根拠.....	7
B. 相殺関税措置に係る「特例」の関連法規（WTO 加盟議定書の国内法手当）及 び相殺関税に関する一般条項.....	10
1. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b)、ベトナム WTO 加盟議定書・加盟作業部 会報告書パラグラフ 255(b)についての国内法の手当	10
2. 中国・ベトナム産品に交付されたとされる補助金の額を計算する場合の根 拠法令.....	10
3. WTO 補助金委員会への通報.....	10
C. 中国の補助金プログラムー補助金の認定、補助金の利益の額の算出.....	12
1. 政府の資金援助： 超星企業（Super Star Enterprise）	12
2. 政府の資金援助： 重要技術革新プロジェクト基金（State Key Technology Renovation Project Fund）	13
3. 政府の資金援助： 天津濱海新地区科学技術基金（Science and Technology Fund）	15
4. 政府の資金援助： 江蘇省科学技術基金（Science and Technology Program of Jiangsu Province）	16
5. 政府の資金援助： 厦門科学技術基金（Xiamen Municipal Science and Technology Program）	18
6. 政府の資金援助： 九龙湖町・諸報奨（Jiulong Lake Town Grant）	19
7. 政府の資金援助： 寧波鎮海發展和改革局・省エネルギー補助金 （Jiulong Lake Town Grant）、革新的中小企業補助金（Innovative Small- and Medium-Sized Enterprise Grant）	20
8. 政府の資金援助： 水基金還付・免除（Water Fund Refund/Exemption） ..	21
9. 政府の資金援助： 遼寧省・五点一線基金（利子補給、手数料免除） （Five Point One Line Program）	22
10. 政府の資金援助： 湛江市・環境補助金（Zhanjiang Municipality Environmental Subsidy）	23

11. 政府の資金援助： 嘉善県・特許特別資金（Patent Subsidy Authorized by the Administration Rule for Patent Special Fund of Jiashan County）	24
12. 政府の資金援助： 嘉善県・対外貿易支援補助金（展示会出展奨励政策（Foreign Trade Assistance Subsidy (Exhibition Attendance Incentive Policy of Jiashan County)）	25
13. 政府の資金援助（輸出補助金）： 貿易発展支援金のための経営方法発行に関する通達（Circular on Issuance of Management Methods for Foreign Trade Development Support Fund）	26
14. 政府の資金援助（輸出補助金）： 輸出製品研究開発資金運用規則に基づく交付金（R&D Funds Provided Under Cao Qi No. 479 Decree (Also Referred To As Grants Under Regulations for Export Product Research and Development Fund Management)）	27
15. 政府の資金援助（輸出補助金）： 貿易促進技術研究開発基金（Technology to Improve Trade R&D Fund）	28
16. 政府の資金援助（輸出補助金）： 江陰市中小企業の顕著な成長開発基金（Outstanding Growth Private Enterprise and Small and Medium-sized Enterprises Development in Jiangyin Fund）	30
17. 政府の資金援助（輸出補助金）： 輸出信用保険料についての交付金（Rebates for Export and Credit Insurance Fee）	31
18. 政府の資金援助（一部は輸出補助金）： 地方政府・有名ブランド報奨（“Famous Brand” Program）	32
19. 政府の資金援助（輸出補助金）： 広東省・輸出拡大産業資金（Funds for Outward Expansion of Industries in Guangdong Province） ・ 湛江市・輸出支援（Zhanjiang Municipality and ZETDZ Export Related Assistance）	34
20. 政府の資金援助（輸出補助金）： 遼寧省・輸出融資利子補助金（Export Interest Subsidies）	35
21. 政府の資金援助（輸出補助金）： 遼寧省・対外貿易発展資金（Foreign Trade Development Fund Program）	36
22. 政府の資金援助（輸出補助金）： 寧波市・輸出補助金（Export Grant）	37
23. 政府の資金援助（輸出補助金）： 対外貿易補助金（Foreign Trade Grant）	38
24. 政府の資金援助（輸出補助金）： 中小企業国際市場開拓基金（International Market Exploration Fund (SME Fund)）	39
25. 政府の資金援助（輸出補助金）： 江西省・対外貿易経済発展支援金実施規則（Implementing Measures on the Supporting Fund for Foreign Trade & Economic Development of Jiangxi Province）	41
26. 融資： 政府政策融資（Government Policy Lending Program）	42

27. 融資： 株主融資（Shareholder Loans）	52
28. 融資： リース取引（Preferential Loans Characterized as a Lease Transaction）	53
29. 融資（輸出補助金）： 輸出融資（Export Loans）	54
30. 税減免： 「二免三減」所得税減免措置（The “Two Free, Three Half”） ..	56
31. 税減免： 所在地による外資企業の所得税減税（Reduced Income Tax Rates for FIEs Based on Location）	61
32. 税減免： 技術または知識集約型外資企業に対する所得税減税・先端または新技術企業である外資企業に対する税優遇措置（Reduced Income Tax Rates for Technology or Knowledge Intensive FIEs, Preferential Tax Program for Foreign-Invested Enterprises Recognized as High or New Technology Enterprises）	65
33. 税減免： 「生産性ある」外資企業に対する地方所得税の減免措置（Local Income Tax Exemption and Reduction Program for “Productive” FIEs）	66
34. 税減免： 外資企業に対する研究開発費の優遇控除（Preferential Tax Policies for Research and Development (“R&D”) at FIEs）	70
35. 税減免： 浦東新地区の所得税減税及び地方所得税の免除（Reduced Income Tax Rates and Exemption from Local Tax Based on Location in Pudong New Area）	71
36. 税減免： 中国中部 26 市の企業に対する設備購入増値税の免除（VAT Exemption for Central Region）	72
37. 税減免： 輸入設備購入に対する増値税及び輸入関税の免除（VAT and Tariff Exemption on Imported Equipment）	74
38. 税減免： 天津濱海新地区 加速償却措置（Accelerated Depreciation Program）	79
39. 税減免： 広東省ハイテク産業の所得税減税（Income Tax Reduction for High-Tech Industries in Guangdong Province）	80
40. 税減免： 海南経済開発特区内企業に対する増値税の還付（Domestic VAT Refunds for companies Located in the Hainan Economic Development Zone）	81
41. 税減免： 土地使用税及び手数料の免除（Exemption from Land-Use Taxes and Fees）	83
42. 税免除： 株式譲渡時の印紙税の免除（Stamp Tax Exemption Under the Non-tradable Share Reform Program）	84
43. 税免除： 土地譲渡証書税免除（Deed Tax）	85
44. 税減免： 市保全建設税及び教育追加税免除（Exemption From City Construction Tax and Education Tax for FIEs）	86

45. 税減免： 遼寧省・対外貿易発展資金・増値税免除（Foreign Trade Development Fund Program）	88
46. 税減免（輸出補助金）： 輸出志向外資企業に対する所得税減税（Income Tax Reduction for Export-Oriented FIEs）	89
47. 税減免（輸出補助金）： 輸出志向外資企業が再投資した利益額分の所得税還付（Refund of Enterprise Income Taxes on FIE Profit Reinvested in an Export-Oriented Enterprises）	90
48. 税減免（国内産品優先補助金）： 中国資本企業の国内生産設備購入に対する所得税の税額控除（Income Tax Credits on Purchases of Domestically-Produced Equipment by Domestically Owned Companies）	91
49. 税減免（国内産品優先補助金）： 外資企業の国内生産設備購入に対する所得税の税額控除（Income Tax Credits for FIEs on Purchases of Domestically Produced Equipment）	94
50. 税減免（国内産品優先補助金）： 国内設備購入に対する増値税の免除（VAT Rebates on Purchases of domestically Produced Equipment）	95
51. 民営化後の企業への補助金の移転.....	98
52. 債務免除： 債務免除・融資返済不履行.....	101
53. 債務免除： 営業譲渡により旧会社に残された債務.....	103
54. 債務免除： 土地使用権債務の免除.....	104
55. 物品・サービスの提供： 国有企業からの原料提供（Goods for Less Than Adequate Remuneration）	105
56. 物品・サービスの提供： 経済特区の土地使用権・賃貸借（Land for Less Than Adequate Remuneration）	116
57. 物品・サービスの提供： 電気料金（Provision of Electricity for Less than Adequate Remuneration）	123
58. 川上補助金： 原材料の輸出制限（Export Restrictions on Raw Materials）	127
D. ベトナムの補助金プログラムー補助金の認定、補助金の利益の額の算出.....	129
1. 奨励産業への優遇所得税率（Income Tax Preferences for Encouraged Industries）	129
2. 外資企業に対する優遇所得税率（Income Tax Preferences for FIEs）	130
3. 輸出企業に対する地代の減免（Land Rent Reduction or Exemption for Exporters）	130
4. 原材料についての輸入関税免除（Import Duty Exemptions for Imported Raw Materials for Exported Goods）	131

5. 工業ゾーン企業向け補修部品等の輸入関税免除 (Exemption of Import Duties on Imports of Spare Parts and Accessories for Industrial Zone Enterprises)	132
E. 損害調査における特徴.....	133
1. 調査内容.....	133
2. 調査結果.....	134
F. 併課（二重救済）の是非及び中国及びベトナム以外に適用した併課の事例...	136
1. 塗工紙最終決定.....	136
2. その後の調査における決定.....	136
3. 非市場経済国からの産品についてダンピングマージンの計算方法.....	139
4. 国際貿易裁判所の判断.....	144
5. 二重課税の可能性の分析.....	147
 第 II 章 EU による中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の運用実態	151
A. 非市場経済国に対するアンチダンピング及び相殺関税についての同時調査...	151
1. 同時調査開始の背景.....	151
2. 中国産塗工紙アンチダンピング税暫定規則の内容.....	152
B. 市場経済国に対するアンチダンピング及び相殺関税についての同時調査における補助金の取扱い.....	154
1. 概要.....	154
2. 個別事例の検討.....	156
 第 III 章 非市場経済国に係わるアンチダンピング措置・相殺関税措置に関する WTO 紛争解決機関の判断.....	170
A. WTO 紛争事例.....	170
B. United States – Definitive Anti-dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China (WT/DS379)	171
1. 概要.....	172
2. 背景となった事実.....	172
3. 申立国の主張.....	172
4. パネルの判断.....	174
5. 上級委員会の判断.....	182
6. 本パネル判断の評価.....	187

C. European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China (WT/DS397)	191
1. 概要.....	191
2. 申立国の主張.....	191
3. パネル判断.....	195
4. 本パネル判断の評価.....	203
第 IV 章 中国及びベトナムの市場経済国認定の状況及び経緯.....	207
A. 中国.....	207
1. 概要.....	207
2. 中国を市場経済国と認定した OECD 国の認定基準.....	208
3. 中国を市場経済国と認定した OECD 国の認定までの経過.....	215
B. ベトナム.....	222
1. 概要.....	222
2. ベトナムの市場経済国を認定した OECD 国の認定基準.....	223
3. ベトナムの市場経済国認定した OECD 国の認定までの経過.....	225
第 V 章 我が国の相殺関税措置の「特例」の適用可否及び市場経済国の地位認定に係る提言	229
A. 我が国の相殺関税法令の検討.....	229
1. 非市場経済国に対して相殺関税を賦課する場合に検討すべき点.....	229
2. 我が国の相殺関税法制度の検討.....	232
3. 提言事項.....	241
B. 市場経済地位認定についての提言.....	241
1. 他の OECD 加盟国の例の検討.....	241
2. 我が国として取るべき方向.....	242
第 VI 章 添付資料	
A. ベトナム・Land Benchmark Memorandum	244
B. 米国損害調査事例.....	250

第Ⅰ章 米国による中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の運用実態

A. 米国が中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の発動を許容するに至った変更の理由及び法的整理

1. ジョージタウン・スチール判決 (Georgetown Steel Corp. v. United States, 801 F.2d at 1315)

a) 事件の概要

1983 年 11 月、ジョージタウン・スチール社及びコンチネンタル・スチール社は、チェコスロバキア及びポーランド産線材に対して、相殺関税の賦課を求める提訴状を商務省（調査当局）に提出した。その根拠として、外国為替の優遇レート、低価格輸出について国内販売価格との差額の補填、輸出に係わる所得税還付などが補助金にあたると主張していた。その後、線材に対する調査中に、A マックス化学社、ケアー・マクギー化学社が、ソビエト連邦及び東ドイツ産炭酸カリウムについて、同様の相殺関税提訴を行った。

商務省は、相殺関税措置は非市場経済には適用されないとの最終決定を下した。同省は、補助金とは「市場の過程を歪曲または市場を破壊する行為で、資源の誤った配分を行う結果となり、非効率な生産を促し及び世界的富を減少させるもの」¹と定義している。この定義から、商務省は、非市場経済国では、そもそも「市場」が無く、中央の計画に基づいて管理されているのであるから、補助金の概念、また補助金による不適切な資源の配分といったものに意味はない、と説明した。

本訴訟は、この判断を不服として、ジョージタウン・スチール社が提起し、また、その後、A マックス化学社、ケアー・マクギー化学社が、同様の訴訟を提起したものである。

b) 国際貿易裁判所の判断

第 1 審である国際貿易裁判所は、この 2 件の訴訟を併合して審理を行った。判決では、関税法の相殺関税に関する規定²の目的は輸入産品に含まれる補助金を抽出し

¹ "any action that distorts or subverts the market process and results in a misallocation of resources, encouraging inefficient production and lessening world wealth." 49 Fed.Reg. 19371, 19375 (1984)

² 1930 年関税法第 303 条。この条文は次の通り。この規定は GATT 第 VI:3 条に類似している。

[W]henver any country ... or other political subdivision of government ... shall pay or bestow, directly or indirectly, any bounty or grant upon the manufacture or production or export of any article or merchandise manufactured or produced in such country ... or other political subdivision of government, then upon the importation of such article or merchandise into the United States, whether ... imported directly ... or otherwise, ... there shall be levied and paid, in all such cases, in addition to any duties otherwise imposed, a duty equal to the net amount of such bounty or grant, however the same be paid or bestowed.

て国内産業を保護することにあるとし、補助金は市場経済のみに存在するとした商務省の決定には基本的な誤りがあると判断し、商務省に差し戻す決定を下した。

米国政府は、当該判決を不服として控訴した。

c) 連邦巡回控訴裁判所の判断

第 2 審である連邦巡回控訴裁判所は、別途の理由により、非市場経済に対する関税法の相殺関税に関する規定の適用について、ソビエト連邦及び東ドイツ産炭酸カリウムについてのみ検討する³。

非市場経済においては、個別企業の販売先、価格、販売条件を国家が決定しているものである。生産及び輸出企業が負った損失は、政府からの資金移転により補填され、投資判断も国家によりコントロールされている。資金は中央政府による計画により配分され、賃金は政府により定められ、外貨の取得は制限されている。物品の私的所有は消費者のものに限定されている。

ソビエト連邦及び東ドイツのいずれも、政府が米国に直接輸出した場合と、個別企業が輸出した場合において、その輸出価格が変わるところはない。たとえ、政府から個別企業への資金移転が「補助金」の定義の含まれるとしても、これは、自らに補助金を交付したに過ぎない。これは、米国議会が意図していた補助金にはあたらない。

また、米国議会は非市場経済国からの輸入についての関税法のアンチダンピングに関する規定を数度に亘り改正している一方で、関税法の相殺関税に関する規定については何ら変更していない。これは、相殺関税に関する規定は非市場経済国に適用されないとしている認識の表れである。議会は、非市場経済国の製品の価格問題について、相殺関税ではなく、アンチダンピング税により処理することを選択したものである。

2. 初の相殺関税適用・中国産塗工紙調査（C-507-907）における分析

a) 中国産品に相殺関税制度を適用することとした商務省の分析及び理由：ジョージタウン・メモランダム

2007 年 3 月 29 日、商務省は、ジョージタウン・スティー爾判決において認められた非市場経済国に対する相殺関税措置不適用の方針は完全中央統制型の 1980 年代のソビエト連邦の経済体制についてのものであり、現代の中国の経済体制は、これとは大幅に異なり、個別企業の自由度が高まっているところから、ジョージタウン・スティー爾判決は適用されず、相殺関税制度を適用することができるとの判断を示

³ 連邦巡回控訴裁判所は、ジョージタウン・スティー爾社の提起した訴訟の訴状の提出が商務省の最終決定から 60 日以内に国際貿易裁判所に送達されなかったとして、同訴訟を却下した。しかし、A マックス化学社、ケアー・マクギー化学社の訴訟についてはかかる手続き上の問題は無いため、当該部分に係わる非市場経済問題について判断することとした。

したメモランダム（以下「ジョージタウン・メモランダム」という）を発表した⁴。かかる結論は、次の分析に基づいている。

まず、アンチダンピング法に基づく分析から、中国の経済体制は次の通りであるとした。中国は、多くの分野において販売価格の設定を各企業の裁量に委ねているものの、市場による外国為替の変動から隔離し、労働者の移動を制限し、外国投資について相当な制限を加えている。さらに中国は、国有企業を、従来の価格統制ではなく、制度上の制限、土地使用権の分配、国有銀行からの巨額の信用供与・融資などにより、国有企業が経済において依然として重要な役割を果たすことを確保している。また、信頼できる法令の欠如により、政府の経済活動に対する役割が維持されている。これらの理由から、中国は、依然として非市場経済国として認定しているものであると説明した。

次に 1980 年代のソビエト連邦の経済体制と現在の中国の経済体制による比較を行っている。当時のソビエト連邦では全ての産業、金融、流通、通信、貿易などを政府が所有、運営しており、また、指導者が労務費及び資本を含む生産財の価格を直接設定し、ほとんど全ての原材料の流通を支配していたとした。他方、現在の中国はそれらとは相当程度に異なり、製品の価格は、その 90%以上が市場において決定されており、賃金も、法律上、最低賃金以上であれば、企業が設定できることとなっている、と述べている。

しかし、それらは直ちに全ての場合において市場による価格形成がなされているとは言えず、中国政府は、事業活動の基本的部分のコントロールを維持していると指摘している。例えば、労働力の移動は制限されており、労働組合は認められていないことを挙げている。

人民元の外国通貨との交換性は、ソビエト連邦型と異なり、自由化されているものの、為替レートは政府が管理している。

物品の私的所有は制限されているものの、起業は盛んに行われるようになっていく。しかし、中国政府は、光熱、防衛、金属、自動車、運輸、通信などの主要分野では、国有企業に中心的役割を担わせている。

対外貿易についても、国家独占を撤廃し、全ての外資企業にその権利を与えている。

以上のように、中国は、ソビエト連邦型の中央計画経済ではない。国有企業も独自に輸出入の決定を行うことができる。しかし、国有企業の増減資、直接金融、配当、M&Aなどは中央政府の承認を要し、さらに中央・地方政府の関与、社会政策の配慮など、その商業性に影響する規制は多く存在する。

⁴ Memorandum for David M. Spooner, Assistant Secretary for AD/CVD Policy and Negotiation, re: Countervailing Duty Investigation of Coated Free Sheet Paper from the People's Republic of China - Whether the Analytical Elements of the Georgetown Steel Opinion are Applicable to China's Present-Day Economy, March 29, 2007.

金融は、ソビエト連邦型の中央銀行による決定ではなく、非拘束の目標が定められ、多くの融資について個別銀行の判断に委ねられている。しかし、行政措置、政府による経済に関する 5 カ年計画及び工業計画が、当該判断のガイドとなって、間接的な規制となっている。このため、金融は、非商業ベースで行われ、不良債権は増加している。しかし、民間企業に対する融資も増加しており、少なくともソビエト連邦型とは異なる。

結論として、ソビエト連邦型の経済は、その全体が統合されておりひとつの大きな法人を形成していたといえ、その場合には、補助金と政府統制とを分離することは不能であり、いわば政府の右手から左手への資金移動に過ぎないものであったが、現在の中国は民間産業が多くの分野で優勢に立っており、対外貿易権は 20 万社以上に与えられ、中央政府による計画の役割は縮小している。事実、商務省は、アンチダンピング調査において、多くの中国企業に、政府からの独立を認め、個別レートを認定している。以上の点から、1980 年代のソビエト連邦の経済体制についての相殺関税措置不適用の方針及びジョージタウン・スティール判決における裁判所の認定は、現在の中国には適用されない。よって、現在の中国に対して相殺関税措置適用することに問題ない、とした。

b) 中国産塗工紙調査 最終決定

商務省は、ジョージタウン・メモランダムを受けた中国の反論に対して、塗工紙相殺関税調査の最終決定において、中国産品に対して相殺関税を賦課する正当性について、次の通り説明した⁵。

まず、非市場経済に関税法の相殺関税に関する規定を適用しないのは当該国において市場が存在しないからであり、かかる規定を適用できるということは市場経済であるということではないか、との中国の主張に対して、商務省は、市場による価格形成が見られるところから関税法の相殺関税に関する規定が適用できるとすることと、中国经济における市場による価格形成は限定的であり、政府の介入により価格は歪曲されているため関税法のアンチダンピングに関する規定の適用にあたっては非市場経済国として取り扱うことは矛盾しないとした。中国政府による補助金は、既に非市場経済体制により歪曲された価格を更に歪曲するものである、と説明した。

また、補助金の利益の額の算定において第三国または中国国内ベンチマークを用いることと、ダンピングマージン計算において国内価格を使用しないことについて、前者は補助金の利益の額の計算方法として認められているものであり、ダンピングマージン計算において政府の相当な介入があるため国内販売価格を使用しないことは別途の問題であるとした。

さらに、中国企業に相殺関税制度を適用するに十分な経済的独立性を認めるにもかかわらずアンチダンピング制度において輸出者に市場経済地位を与えていない点

⁵ *Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Coated Free Sheet from the People's Republic of China*, October 17, 2007, Comment 1.

について、商務省は、中国企業は政府のコントロール下にあるという推定と矛盾しないとした。特に、輸出者には個別レートを認定する機会を与えているものであり、また、国内販売価格及び原価が政府の影響により歪曲されているものではないと考えることは不適當であるとした。

最後に、全ての中国企業に市場経済地位を与えるべきであるとの主張に対しては、商務省として、かかる取扱いが適切であるとの結論に至っていない、とした。

c) 法的整理及び評価

米国の関税法の相殺関税に関する規定上、非市場経済国に対する相殺関税の賦課の可否についての明文の規定はない。他方、東京ラウンドにより合意された補助金コード第 15 条⁶は、非市場経済国については AD コードまたは補助金コードのいずれかを適用する、と規定していた。かかる規定は、条約として議会に承認されてい

⁶ 同条の規定は次の通り。

Article 15

Special situations

1. In cases of alleged injury caused by imports from a country described in NOTES AND SUPPLEMENTARY PROVISIONS to the General Agreement (Annex I, Article VI, paragraph 1, point 2) the importing signatory may base its procedures and measures either

(a) on this Agreement, or, alternatively

(b) on the Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade.

2. It is understood that in both cases (a) and (b) above the calculation of the margin of dumping or of the amount of the estimated subsidy can be made by comparison of the export price with

(a) the price at which a like product of a country other than the importing signatory or those mentioned above is sold, or

(b) the constructed value³³ of a like product in a country other than the importing signatory or those mentioned above.

3. If neither prices nor constructed value as established under (a) or (b) of paragraph 2 above provide an adequate basis for determination of dumping or subsidization then the price in the importing signatory, if necessary duly adjusted to reflect reasonable profits, may be used.

4. All calculations under the provisions of paragraphs 2 and 3 above shall be based on prices or costs ruling at the same level of trade, normally at the ex factory level, and in respect of operations made as nearly as possible at the same time. Due allowance shall be made in each case, on its merits, for the difference in conditions and terms of sale or in taxation and for the other differences affecting price comparability, so that the method of comparison applied is appropriate and not unreasonable.

³³ Constructed value means cost of production plus a reasonable amount for administration, selling and any other costs and for profits.

る。ジョージタウン・スティー爾判決は、議会が同コードを承認したこと、さらに、東京ラウンドを受けた 1979 年改正法では関税法のアンチダンピングに関する規定に非市場経済国の取扱いについての改正はなされているものの、相殺関税制度については何らの改正もなされていないところから、議会は、かかる改正において、非市場経済国の産品に対する措置としてアンチダンピング制度を適用することを選択したものである、と判断した。この判決を一見すると、商務省がある国を非市場経済国と認定した場合、当該国に対して相殺措置を適用することはできない、と述べているとも思われる。事実、ジョージタウン・スティー爾判決は、長年、そのように解釈され、非市場経済国には相殺関税措置は適用できないと考えられてきた。

商務省は、かかる解釈を変更して、1983 年のジョージタウン・スティー爾判決では、中央政府が全てをコントロールする、いわば一つの大きな法人（“one large entity”）といえるソビエト連邦型の非市場経済国経済について、右手から左手へ資金移動した行為をもって補助金とすることは不適切であると判断したものである、とした。そして、当時、現在の中国型の非市場経済は存在しておらず、そもそも、議会及び裁判所の検討の対象となっていない、としている。その上で、中国の体制はソビエト連邦型のような、国家全体が一つの大きな法人と言えるものではないところから、同判決は中国型の非市場経済については適用されないとし、中国産品に対して相殺関税を賦課することができる、という結論に到達したものである。

また、その背景には、ウルグアイラウンド実施法により、ジョージタウン・スティー爾判決当時の関税法第 303 条は廃止され、米国の相殺関税に関する規定として現行の WTO/SCM 協定の規定と同様の規定が採用されたこともあると思われる。特に、WTO/SCM 協定には東京ラウンド・補助金コード第 15 条に相当する規定がないため、もはや、議会は非市場経済国についてアンチダンピング措置と相殺関税措置との二者択一を行っているものではないと考える余地が生じたこともあると思われる。

この商務省の判断は、相殺関税制度の適用のみを考慮した場合、一定の理屈があるものと思われる。即ち、中国政府から独立して事業を行い、自らの商業的合理性に従って販売価格を決定しているものであれば、中国政府から資金面での貢献を受領した場合、その額は、独立企業として受領したものであり、右手から左手への資金移動ではない。

しかし、この決定は、従来からの関税法のアンチダンピングに関する規定の考え方との矛盾を抱えることとなる。まず、商務省の考え方からすると、中国の産品に補助金を認定する前提として、輸出企業は中国政府から独立した存在であることを前提としなければ、中国政府から輸出企業に資金面での貢献が移転したことを認定することはできない。他方、商務省は、*de jure*、*de facto* の独立性の証明がなされない限り個別補助金率、ダンピングマージン率を計算する対象としない、としているが、これは、中国政府と輸出企業とは一体である、という前提に立った制度である。この 2 者は、両立しない。

さらに、*de jure*、*de facto* の独立性を証明しなかった企業に対して、不利なファクタベイラブルに基づくレートを計算する根拠を失う。

さらに、補助金の利益の額を計算するベンチマークと、非市場経済方式に基づくダンピングマージンの計算根拠とが重複することとなり、矛盾する。この二重計算の問題については、米国内の判例を含めて、後述する。

3. その後の中国産品に対する相殺関税調査

その後においても、商務省は、上述のジョージタウン・メモランダムから立場を変更していない。例えば、本委託調査直近の事例であるドリルパイプ相殺関税調査において、かかる立場を維持することを明確に述べている⁷。

4. ベトナムに対しても中国と同様に相殺関税措置を適用することとした理由及び法的根拠

商務省は、ベトナム産 Polyethylene Retail Carrier Bags (C-552-805) において、初めて、相殺関税を課すこととする決定を行った。

a) 2009 年 8 月 28 日付・相殺関税規定適用分析メモ

商務省の決定は *Countervailing Duty Investigation of Polyethylene Retail Carrier Bags from the Socialist Republic of Vietnam Whether the CVD law is Applicable to Vietnam's Present Day Economy* (August 28, 2009) として公表されている。

その決定では、ベトナムの状況について分析して、ソビエト型中央計画経済とは言えないと判断した。その根拠として、民間所有、外資所有を認めていること、民間企業活動を促進しており、土地、生産財、労働力について開放していること、民間・外資企業に貿易権を認め、外為制度も政府統制を緩和していること、を挙げている。具体的には、次の通りである。それらの分析から、依然として国有企業が優遇されており、民間・外資企業と国有企業は同等の条件にあるとはいえないものの、ベトナム政府は補助金を交付することができる状況にあるとの結論に至った。

- ・ ベトナム経済の相当部分は民間企業により運営されている。しかし、制限は残っており、ベトナム政府は必要であれば民間企業、特に外資企業の経営に介入することが可能となっている。
 - 生産の 60%は民間企業によるものであり、労働者の 88%は民間企業若しくは外資企業に雇用され、または自営業である。

⁷ 2011 年 1 月 11 日発出の *Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Drill Pipe from the People's Republic of China*, Comment 1, pp.44-45 (“In sum, the Department has authority to apply the CVD law to NMEs under U.S. law. Further, the Department’s decision to apply the CVD law to the PRC, as explained in the Georgetown Steel Memorandum, is within the Department’s discretion and in accordance with law. Accordingly, the Department’s application of the CVD law in this proceeding is appropriate.”)

- 国有企業のベトナム経済に占める地位は民間・外資企業と同等となっているが、重点産業では独占、寡占状況を維持している。
- 外資参入は多くの産業に認められているが、政府の許可制であり、依然として禁止されている分野も残っている。それらは、政府の国家、地域開発計画との整合性を確保することを可能とするものである。
- ・ 国有企業の集約化、民営化が進んでおり、利潤追求を基本とするようになっている。
 - 1991年に12,000社あった国有企業は、現在1,824社まで減少し、さらに1,270社を民営化する計画である。国有企業は国家資本投資会社（State Capital Investment Corporation）に集約される予定である。しかし、それら計画の進行は遅い。
 - 経営判断は、各国有企業に委ねられている。一部国有企業はその主たる事業以外に事業を広げている。そのため、政府は、国有企業に対して、その事業投資の70%を主たる事業に振り向けるよう求めている。
 - 政府の財政は、国有企業の収入に依拠していたところから、法人所得税の徴税制度によるものとなってきている。
- ・ 価格・生産量統制は緩和されている。
 - 農産品については市場取引が認められている。
 - 外資企業は貿易権、国内配給権が認められている。
 - しかし、医薬品、電気水道等および公共サービスなどは政府の価格統制に置かれている。また、国有企業が独占・寡占している分野の価格は総じて高い。
 - 銀行分野では、総貸出額の54%を国有商業銀行が、38%を半官半民の銀行（共同出資銀行）が、8%を外資銀行が占めている。
 - 土地はベトナム政府により所有されているが、土地所有権は、個人、家庭に分配され、その譲渡、転貸借、贈与、担保提供が認められている。しかし、原土地所有権の分配は、政府が行っており、国有企業に優先購入権を与えられている。
- ・ 国際貿易は、民間に開放されている。
 - 貿易権は民間企業、外資企業に認められており、WTO加盟の条件として、完全に開放された。輸出の過半数は、民間・外資企業によるものである。
 - 輸入についても、輸入者はベトナム所有の配給店1社を用いるという制限は撤廃された。しかし、外資貿易商は、ベトナム国内の商品配給

制度に参加することはできない。外資企業は政府の許可を得られなければ配給権はない。

- ベトナムは、APEC、AFTA、WTO 加盟国であり、米国と投資協定、貿易投資枠組協定を結んでいる。

b) 2000 年 10 月 10 日 最終決定

最終決定⁸では、中国産芝手入れ道具⁹の決定書を引用して、上述の分析メモの議論を補強している。

当該決定書では、2000 年 10 月 10 日の対中正常通商関係恒久化（Permanent Normal Trade Relations (PNTR)）採択において、米国議会は非市場経済国である中国の製品に相殺関税措置を課すことを意図していたのみならず、中国に対して相殺関税措置を課す権限を与えたものである、また、当該採択において、非市場経済国である中国に相殺関税制度を適用することを認めている中国の WTO 加盟議定書に言及して、米国政府に対して、当該議定書での合意に基づく権利を効果的に行使するよう求めたものである、と述べている。

商務省は、かかる議会ステートメントはベトナムにも適用されるとした。当該ステートメントは、非市場経済国に相殺関税制度を適用できることを暗黙に承認したものであるとした。また、ベトナム加盟議定書においても SCM 協定について中国と同様の約束がなされていることも指摘している。

⁸ Issues and Decision Memorandum for Polyethylene Retail Carrier Bags from the Socialist Republic of Vietnam: Final Affirmative Countervailing Duty Determination, March 25, 2010.

⁹ Lawn Groomers from the PRC IDM at Comment 1

B. 相殺関税措置に係る「特例」の関連法規（WTO 加盟議定書の国内法手当）及び相殺関税に関する一般条項

1. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b)、ベトナム WTO 加盟議定書・加盟作業部会報告書パラグラフ 255(b)についての国内法の手当

米国は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b)、ベトナム WTO 加盟議定書・加盟作業部会報告書パラグラフ 255(b)のいずれについても、国内法において特別の手当を行っていない。中国及びベトナムの産品に対する相殺関税調査に適用される法令は、市場経済国の産品に対する相殺関税調査に適用される法令と同じである。

2. 中国・ベトナム産品に交付されたとされる補助金の額を計算する場合の根拠法令

補助金の計算に適用される法令は、市場経済国に適用される法令と変わるところはない。それらは次の通りである。

- ・ 1930 年関税法 (Tariff Act of 1930)（合衆国法典第 19 巻第 4 章第 4 節）（以下「関税法」という）第 771 条¹⁰
- ・ 米商務省規則（第 19 巻第 351 節 19 C.F.R. Part 351）（以下「商務省規則」という）第 351.501 条乃至 351.527 条¹¹

なお、それら規定の詳細は、平成 21 度 経済産業省貿易救済措置関連調査事業「米国・EC 等における補助金相殺関税の運用実態等に関する調査」報告書第 I 章 A. において詳細を報告したところである。詳細は当該報告書を参照いただきたい。

3. WTO 補助金委員会への通報

中国が WTO 加盟後、米国が相殺関税に関する法令の規定に関して WTO 補助金委員会へ行った通報は次の通りである。これらが示す通り、米国は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b)、ベトナム WTO 加盟議定書・加盟作業部会報告書パラグラフ 255(b)に基づく相殺関税調査に係わる法令改正通報を WTO 補助金委員会に行っていない。

- ・ G/SCM/N/1/USA/1/Suppl.8（2009 年 4 月 29 日）： 通関時に預託が要求される保証金についての通達等の変更。
- ・ G/SCM/N/1/USA/1/Suppl.7（2007 年 8 月 10 日）： 新規供給者レビューについての法律条文の変更、並びに事情変更レビュー及びサンセットレビュー

¹⁰ 法律の条文は http://www4.law.cornell.edu/uscode/19/usc_sup_01_19_10_4_20_IV.html より入手できる。

¹¹ この規則は <http://ia.ita.doc.gov/regs/98-30565.pdf> より入手できる。

一において回答書を提出しなかった利害関係者の取扱いについて商務省規則の変更。

- ・ G/SCM/N/1/USA/1/Suppl.6 (2002 年 10 月 18 日) : 中国加盟議定書第 15 条(c)に基づく、非市場経済国の産品に係わる法令条項を特定する通知。

また、米国は、中国の質問¹²に答えて、2008 年 4 月 23 日付の補助金委員会通報¹³において、相殺関税に係わる法令及び行政実務の変更は G/SCM/N/1/USA/1/Suppl.5 乃至 7 として通報していると述べており、実質的に、中国の WTO 加盟後の変更は上述に限られることを認めている。なお、G/SCM/N/1/USA/1/Suppl.5 は、中国 WTO 加盟以前の 1999 年 3 月 26 日に通報されたものである。

¹² G/SCM/Q1/USA/25 参照。

¹³ G/SCM/Q1/USA/26 参照。

C. 中国の補助金プログラム－補助金の認定、補助金の利益の額の算出

本節では、商務省が非市場経済国である中国及びベトナムの産品について最終的に相殺関税を課した当初調査の事例を調査し、補助金が認定された補助金プログラムについて、次の事項について、事例別、種類別にその内容をまとめた。

- ・ 補助金の種類
- ・ ベンチマークとの比較により利益の有無、補助金の額を検討した場合における、ベンチマーク選択の方法（種類別に、中国国内価格または輸入価格を使用するか否かの判断基準。）
- ・ 種類別及びベンチマーク別の補助金の利益の額の算出方法

なお、最終決定において中国側の回答企業が調査に協力しなかったため、相殺関税調査提訴状の通りに認定したものについては、実際の調査が完結されたものといえないため、本節のまとめからは除外している¹⁴。

1. 政府の資金援助： 超星企業（Super Star Enterprise）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

湖州市（Huzhou）政府は、一定の売上高以上の企業に対して、その売上高に応じて、「巨星企業」奨励金を交付していた。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ 丸形溶接鋼管（*Circular Welded Carbon Quality Steel Pipe*; C-570-911）

b) 資金面での貢献

丸形溶接鋼管： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

¹⁴ なお、次の事例では、回答した調査対象企業がなかったため、全ての補助金プログラムが不利な二次的証拠により判断されている。従って、本報告書ではそれら事例におけるいずれの補助金プログラムも分析の対象とならなかった。

- ・ 原柔軟磁性体（*Raw Flexible Magnets*; C-570-923）
- ・ 亜硝酸ナトリウム（*Sodium Nitrite*; C-570-926）
- ・ リン酸カリウム塩（*Certain Potassium Phosphate Salts*; C-570-963）

c) 利益の有無の判断

丸形溶接鋼管： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

丸形溶接鋼管： 本交付金は、調査対象企業の回答から一定の売上高以上の企業に与えられるものと認定された。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

丸形溶接鋼管： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接鋼管： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5% 未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、本補助金は特定の産品に交付されたものではないため回答企業の連結売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Kingland 社について、0.02%の補助金率となった。

2. 政府の資金援助： 重要技術革新プロジェクト基金（State Key Technology Renovation Project Fund）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

通達 886 号「重要技術革新プロジェクト基金」に基づき、中国政府は、重点産業、企業、及び重点製品の技術革新、製品構造の改善、品質改善、国内生産の促進、供給力の向上、国内需要の拡大、国家経済の継続的かつ健全な増進を図る目的で補助金を交付するとした実施告示を行っている。当該告示によると、その対象は、512 の重点企业、120 の企業集団及び産業の中心企業である国有大企業及び国有持株会社の中から選定される。

中国政府によると、本制度は 2003 年をもって停止している。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ オフロードタイヤ（*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913）
- ・ 油井管（*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944）

- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)

b) 資金面での貢献

オフロードタイヤ： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

オフロードタイヤ： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

d) 特定性

オフロードタイヤ： 本交付金は、法令に定められている企業に交付されるものである。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

オフロードタイヤ： 交付額全額が補助金の利益の額である。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

オフロードタイヤ： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の額は、その補助金が交付された年の売上高の

0.5%以上だったところから、調査対象産業の資産の償却期間 14 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GTC 社について、0.15%の補助金率となった。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。本産業の資産償却期間は 15 年である。また、使用した割引率は「政策融資」の項で説明した方法により計算された。その結果、TPCO 社について、0.01%の補助金率となった。

シームレスパイプ： オフロードタイヤ、油井管における認定に同じ。本産業の資産償却期間は 15 年である。その結果、TPCO 社について、0.01%の補助金率となった。

3. 政府の資金援助： 天津濱海新地区科学技術基金 (Science and Technology Fund)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

天津濱海 (Tianjin Binhai) 新地区内の企業に対して、中国政府は科学技術基金及び加速償却措置を適用していた。

科学技術基金は同地区内の科学技術についての社会基盤を整備し、科学技術革新及びサービス能力を向上させ、革新企業のビジネス環境を改善し、新科学技術革新制度を創設することにある。この基金は、天津濱海新地区内の企業にのみ適用された。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ 油井管 (Certain Oil Country Tubular Goods; C-570-944)
- ・ シームレスパイプ (Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe; C-570-957)

b) 資金面での貢献

油井管： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

油井管： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された金額が利益である。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

d) 特定性

油井管： 本交付金は天津濱海新地区に所在する企業にのみ交付されるものである、地域補助金である。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

油井管： 交付額全額が補助金の利益の額である。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

油井管： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、次いで、調査対象期間の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について、0.5%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。その結果、TPCO 社について、0.03%と計算された。

4. 政府の資金援助： 江蘇省科学技術基金（Science and Technology Program of Jiangsu Province）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

江蘇（Jiangsu）科学技術部及び江蘇科学連盟は、江蘇科学公共サービス基盤に関する行政規則に従って、補助金を交付していた。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)

b) 資金面での貢献

PC 鋼より線： 本交付金は政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

PC 鋼より線： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

PC 鋼より線： 本制度は、法律上、特定の企業、産業に限定されたものではない。よって法令上の特定性はない。また、輸出を条件としたものでもないため、輸出補助金でもない。しかし、中国政府は事実上の特定性を有するか否かにいての情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)に定める事実上の特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

PC 鋼より線： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Fasten 社について、0.01%の補助金率となった。

5. 政府の資金援助： 厦門科学技術基金（Xiamen Municipal Science and Technology Program）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

厦門市は、科学技術の発展生産と研究の共同、期間産業の社会基盤整備、先端技術工業の産業、先行開発及び関連科学・技術活動を促進することを目的として、厦門科学技術プロジェクト運用措置に従って、補助金を交付していた。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ 縁付細幅織物（*Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge*; C-570-953）

b) 資金面での貢献

縁付細幅織物： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

縁付細織物： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

縁付細幅織物： 中国政府は本交付金措置について情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)に定める事実上の特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

縁付細幅織物： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

縁付細幅織物： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5% 未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Yana 社について、0.39%の補助金率となった。

6. 政府の資金援助： 九龙湖町・諸報奨（Jiulong Lake Town Grant）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

寧波市鎮海九龙湖町政府は、2008 年、技術改善投入材報奨（1 社に対して交付）、販売促進報奨（3 社に対して交付）、地区環境保護モデル企業報奨（1 社に対して交付）、省エネルギー先進企業報奨（3 社に対して交付）を交付していた。

- ・ 鋼製グレーチング（*Certain Steel Grating*; C-570-948）

b) 資金面での貢献

鋼製グレーチング： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

鋼製グレーチング： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

鋼製グレーチング： 本交付金は限られた数の企業に交付されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める、事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

鋼製グレーチング： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

鋼製グレーチング： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を調査対象期間における売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Ningbo Juilong 社について 0.04%の補助金率となった。

7. 政府の資金援助： 寧波鎮海發展和改革局・省エネルギー補助金（**Jiulong Lake Town Grant**）、革新的中小企業補助金（**Innovative Small- and Medium-Sized Enterprise Grant**）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

寧波鎮海發展和改革局は、省エネルギー投資に対する報奨として、省エネルギー補助金を交付していた。また、一定の販売額及び販売増加率以上があり、一定の商標及び技術を有している中小企業に対して、革新的中小企業補助金として一定額を交付していた。

- ・ 鋼製グレーチング（*Certain Steel Grating*; C-570-948）

b) 資金面での貢献

鋼製グレーチング： いずれの交付金も、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

鋼製グレーチング： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

鋼製グレーチング： 省エネルギー補助金は省エネルギー投資を行った 19 社に交付されたものである。これは限られた数の企業に交付されたものである。また、革新的中小企業補助金の交付先も 9 社に限られている。従って、いずれの補助金も、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める、事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

鋼製グレーチング： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

鋼製グレーチング： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、調査対象期間における総売上

高で除して補助金率を計算した。その結果、Ningbo Juilong 社について、省エネルギー補助金 0.14%、革新的中小企業補助金 0.04%の補助金率となった。

8. 政府の資金援助： 水基金還付・免除（Water Fund Refund/Exemption）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

輸出企業に対して、2008 年水基金還付免除制度に従って、水基金の支払いがなされた分について還付が、その他の期間については水基金の支払免除がなされていた。（補助金交付を行った機関については不明。）

- ・ 鋼製グレーチング（*Certain Steel Grating*; C-570-948）

b) 資金面での貢献

鋼製グレーチング： 本還付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。本支払免除については、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

鋼製グレーチング： 本還付は、政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。支払免除額については、19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

鋼製グレーチング： 還付、免除のいずれも、輸出企業であることが条件とされているところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

鋼製グレーチング： 還付額、免除額のいずれも、それら全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

鋼製グレーチング： 本補助金は、毎月、継続的に交付された補助金であるから、反復する補助金である。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、調査対象期間の総輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Ningbo Juilong 社について、0.14%の補助金率となった。

9. 政府の資金援助： 遼寧省・五点一線基金（利子補給、手数料免除）（Five Point One Line Program）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

遼寧省は、省内の沿岸経済ベルト地帯の発展を促進するため、省内の特定の工業特区その他の地域を指定して、五点一線基金と呼ばれる補助金を 2006 年 1 月から交付していた。このプログラムに基づき、当該地域にある企業が負った融資利子について、遼寧発展改革委員会及び遼寧財務局より補助金が交付されていた。また、葫芦岛北港工業団地商工業局は、本プログラムに従って、その手数料の一部を免除していた。

この補助金を得るためには、企業は、融資の都度、申請する必要があった。

この制度は、次の事例において認定された。

- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ（*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936）

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本利子補助金は政府からの交付金であるから、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

また、手数料免除は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 利子補助金、手数料免除のいずれも、その全額が利益の額である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める利益がもたらされている。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 利子補助金、手数料免除のいずれも、遼寧省政府管轄の一部の地域に所在する企業に交付されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 利子補助金、手数料免除のいずれも、それら全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ： 利子補助金、手数料免除のいずれも、その都度申請しなければならないものであるから、反復しない補助金である。補助金の利益額は、その補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Huludao 社は利子補助金について 0.30%、手数料免除については 0.005%未満の補助金率となった。

10. 政府の資金援助： 湛江市・環境補助金（Zhanjiang Municipality Environmental Subsidy）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

湛江市は、環境保護のための助成金を支払っていた。この助成金は「養殖及び加工重点産業」に支払われていたもので、2006 年は 2 社が受領していた。

これらの補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙（*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921）

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 本件は政府からの交付金であるから、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 本件は政府からの交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 本補助金は限られた数の企業に交付されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

軽量感熱紙： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GG 社について、0.05%の補助金率となった。

11. 政府の資金援助： 嘉善県・特許特別資金（Patent Subsidy Authorized by the Administration Rule for Patent Special Fund of Jiashan County）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

嘉善県は、特許立証企業として選定された企業に対して、特許取得支援金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品（Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof; C-570-940）

b) 資金面での貢献

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、本交付金は政府からの直接的な資金の移転であると認定する。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献である。

c) 利益の有無の判断

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5)(E)及び 19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益であると認定する。

d) 特定性

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

手押し芝手入れ機： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

手押し芝手入れ機： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Superpower 社について、0.01%の補助金率となった。

12. 政府の資金援助： 嘉善県・対外貿易支援補助金（展示会出展奨励政策（Foreign Trade Assistance Subsidy (Exhibition Attendance Incentive Policy of Jiashan County)）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

嘉善県は、海外の展示会に出展する企業に対して資金援助を与えていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品（Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof; C-570-940）

b) 資金面での貢献

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、本交付金は政府からの直接的な資金の移転であると認定する。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献である。

c) 利益の有無の判断

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5)(E)及び 19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益であると認定する。

d) 特定性

手押し芝手入れ機： 中国政府が情報を提供しなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金であり、特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算—ベンチマークの判断

手押し芝手入れ機： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

手押し芝手入れ機： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Superpower 社について、0.02%の補助金率となった。

13. 政府の資金援助（輸出補助金）： 貿易発展支援金のための経営方法発行に関する通達（Circular on Issuance of Management Methods for Foreign Trade Development Support Fund）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

対外貿易経済合作部は、1 百万ドルから 5 百万ドルの年間輸出額の企業に対して、貿易発展支援金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ PC 鋼より線（Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand; C-570-946）

b) 資金面での貢献

PC 鋼より線： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

PC 鋼より線： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

PC 鋼より線： 輸出を条件とした一時金を地方政府から受領したものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算—ベンチマークの判断

PC 鋼より線： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Xinhua 社について 0.05%の補助金率となった。

14. 政府の資金援助（輸出補助金）： 輸出製品研究開発資金運用規則に基づく交付金（R&D Funds Provided Under Cao Qi No. 479 Decree (Also Referred To As Grants Under Regulations for Export Product Research and Development Fund Management)）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府・財務部は、輸出機械及び電器製品の研究開発に用いる経営基金発出告示（WJMJJF (2007) 書類番号 527）に基づき、輸出行為を一つの条件として、一時金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ PC 鋼より線（*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946）

b) 資金面での貢献

PC 鋼より線： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

PC 鋼より線： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

PC 鋼より線： 輸出を条件とした一時金を地方政府から受領したものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

PC 鋼より線： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金である。Xinhua 社の受領した金額は交付された年の売上高の 0.5%以上だったところから、当該額を調査対象産業の資産の償却期間である 12 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Xinhua 社について 0.03%の補助金率となった。

15. 政府の資金援助（輸出補助金）： 貿易促進技術研究開発基金 (Technology to Improve Trade R&D Fund)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

江蘇財務部は、会社の研究開発に対し、貿易促進技術研究開発基金から一時金を交付していた。中国政府は、商務省の追加質問に対して、この制度は江蘇省財務部、同省商務部が 2008 年に設立したもので、輸出製品の研究開発を支援することが目的であると回答した。中国政府はそれら行政機関から具体的な法令を入手することができなかったが、調査対象企業が提出した提訴状には輸出業績について記載することとされていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ ドリルパイプ (*Drill Pipe*; C-570-966)

b) 資金面での貢献

ドリルパイプ： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

ドリルパイプ： 本件は、政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)及び 19 CFR 351.504(a) に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

ドリルパイプ： 調査対象企業が提出した提訴状から、輸出を条件とした一時金であると認定する。従って、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

ドリルパイプ： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

ドリルパイプ： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5% 未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、DP Master Group 社について 0.08% の補助金率となる。

16. 政府の資金援助（輸出補助金）： 江陰市中小企業の顕著な成長開発基金（Outstanding Growth Private Enterprise and Small and Medium-sized Enterprises Development in Jiangyin Fund）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

江陰市経済貿易局及び江陰市財務局は、地域の民間中小企業の業績向上を目指して、2009年第2号「江陰市中小企業の顕著な成長開発を目指した2008年特別基金の発表通達」に基づき、一時金を交付していた。当該通達に輸出条件は記載されていないと認定したが、その提訴状には過去3年の輸出業績について記載することとされていた。また、現地検証において、調査対象企業は、過去3年の輸出業績を当局に報告したことを認めた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ ドリルパイプ（Drill Pipe; C-570-966）

b) 資金面での貢献

ドリルパイプ： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第771条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

ドリルパイプ： 本件は、政府交付金である。従って、関税法第771条(5)(E)及び19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

ドリルパイプ： 調査対象企業が提出した提訴状から、輸出を条件とした一時金であると認定する。従って、関税法第771条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

ドリルパイプ： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

ドリルパイプ： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。か

かる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、DP Master Group 社について 0.06% の補助金率となった。

17. 政府の資金援助（輸出補助金）： 輸出信用保険料についての交付金（Rebates for Export and Credit Insurance Fee）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府は、輸出信用保険料について企業が負担した額について交付金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ PC 鋼より線（*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946）

b) 資金面での貢献

PC 鋼より線： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

PC 鋼より線： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

PC 鋼より線： 輸出を条件とした一時金を地方政府から受領したものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

PC 鋼より線： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未

満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Fasten 社について 0.04%の補助金率となった。

18. 政府の資金援助（一部は輸出補助金）： 地方政府・有名ブランド報奨（“Famous Brand” Program）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

地方政府は、有名商標プログラムに従って、該当企業に一時金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ クエン酸・クエン酸塩（*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938）
- ・ PC 鋼より線（*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946）
- ・ 鋼製グレーチング（*Certain Steel Grating*; C-570-948）

b) 資金面での貢献

クエン酸： 江蘇省宜興市は、中国有名商標促進委員会または江蘇省有名商標促進委員会より「有名商標」証を受領した企業に対して一時金を交付していた。これは、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

PC 鋼より線： 江西省新余市は、同省の工業戦略行動計画を下敷きとして作成した新余市有名商標産品行政規則に従って、「有名商標」証を受領した企業に対して一時金を交付していた。当該一時金は、輸出を行っていることが条件とされていた。Xinhua 社はこの一時金を受領していた。また、Fasten 社は、江蘇省より、輸出を条件として「有名商標」一時金を受領していた。それらは、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

鋼製グレーチング： 鎮海地区に所在する企業で寧波有名商標を有する企業に対して、品質技術監督局より、「2008 年有名商標補助金」が交付されていた。これは、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

クエン酸： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

PC 鋼より線： クエン酸における認定に同じ。

鋼製グレーチング： クエン酸における認定に同じ。

d) 特定性

クエン酸： 本措置は、「有名商標」証を取得した全ての企業に対する一時金の交付であるから、法令上の特定性はない。しかし、現地検証において、「有名商標」証を取得した企業数は極めて少ないことが確認された。よって、関税法第 771 条 (5A)(D)(iii)(I)に定める条件を満たしている。従って、事実上の特定性を認定する。

PC 鋼より線： Xinhua 社、Fasten 社の両者とも輸出を条件とした一時金を地方政府から受領したものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

鋼製グレーチング： 本補助金は、特定地域に所在する企業に対して交付されていたものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

クエン酸： 交付額全額が利益の額である。

PC 鋼より線： クエン酸における認定に同じ。

鋼製グレーチング： クエン酸における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

クエン酸： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Yixing 社について、0.03%の補助金率となった。

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Xinhua 社について 0.03%、Fasten 社について 0.01%の補助金率となった。

鋼製グレーチング： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、調査対象期間における総売上高で除して計算した。その結果、Ningbo Juilong 社について 0.02%の補助金率となった。

19. 政府の資金援助（輸出補助金）： 広東省・輸出拡大産業資金（Funds for Outward Expansion of Industries in Guangdong Province） ・ 湛江市・輸出支援（Zhanjiang Municipality and ZETDZ Export Related Assistance）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

広東省・輸出拡大産業資金

広東省は、2003 年、輸出の発展のための特別資金を民間企業に供給する、輸出民間企業発展支援策を設定した。この支援策は、民間企業の輸出のための諸活動（国際市場開拓、輸出信用支援、科学技術による貿易促進、輸出製品の研究開発、アンチダンピング調査の防禦費用の支援、輸出関連融資の利子補給、輸出志向企業の開発）を支援するものである。

この資金を受領するためには、企業は対外貿易経済協力部に申請して、承認を得なければならない。資金は、財務局支局が支払う。

湛江市・輸出支援

湛江市は、輸出支援を目的とした助成金を支払っていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙（*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921）

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 広東省・輸出拡大産業資金、湛江市・輸出支援のいずれも政府交付金であり、政府からの直接的な資金の移転である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 広東省・輸出拡大産業資金、湛江市・輸出支援のいずれも輸出を条件として交付されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

軽量感熱紙： 交付額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 広東省・輸出拡大産業資金は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の輸出売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GTC 社について、0.08%の補助金率となった。

湛江市・輸出支援については、本補助金の利益額は、交付された年の輸出売上高の 0.5%以上だったところから、当該額を調査対象産業の資産の償却期間である 13 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GG 社について、0.055%の補助金率となった。

20. 政府の資金援助（輸出補助金）： 遼寧省・輸出融資利子補助金 (Export Interest Subsidies)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

遼寧省は、省内に所在する輸出額 1 百万ドル以上の先端技術製品及び生産設備製品を製造する企業が、その製品の輸出許可申請から代金受領までの間に生産及び運営資金が不足したために銀行またはノンバンク金融機関から得た短期借入について支払われる利子額に相当する金額の補助金を交付する制度を、2004 年 12 月から実施していた。この補助金を得るためには、企業は、その融資の都度、輸出契約、輸出許可申請書、輸出製品の概要、銀行借入契約を提出する必要がある。

この補助金は、次の事例において認定された。

- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ (Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe; C-570-936)

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本補助金は、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本補助金は、政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E) に定める通り、交付された補助金の額が利益である。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本補助金は、輸出が行われることに基づいて支払われる補助金であるので、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金である。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 補助金全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本補助金は、借入契約の都度申請する必要があり、調査対象企業はその輸出の一部について本補助金を受領していた。従って、反復しない補助金であると認定する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Northern Steel 社について、0.43%の補助金率となった。

21. 政府の資金援助（輸出補助金）： 遼寧省・対外貿易発展資金 (Foreign Trade Development Fund Program)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

遼寧省は、対外貿易発展資金制度の一つとして（別途、増値税の免除もある）、企業の輸出生産拠点を発展させ、外国での商標登録を支援し、対外貿易に従事する専門家を育成し、国際市場を開発する目的で、企業が申請したプロジェクトの 50% 以内の資金を交付していた。対象は、遼寧省内の輸出企業に限定されていた。

対外貿易発展資金制度は、次の事例において認定された。

- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ (Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe; C-570-936)

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E) に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本交付金は、輸出企業に対するものであるところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 交付金全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Northern Steel 社について 0.05%、Huludao 社について 0.08%の補助金率となった。

22. 政府の資金援助（輸出補助金）： 寧波市・輸出補助金（Export Grant）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

寧波市国税庁は、毎月、1 ドルの輸出に対して 0.03 人民元を交付していた。

- ・ 鋼製グレーチング (Certain Steel Grating; C-570-948)

b) 資金面での貢献

鋼製グレーチング： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

鋼製グレーチング： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

鋼製グレーチング： 本交付金は、輸出に対して行われるため、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

鋼製グレーチング： 本交付金全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

鋼製グレーチング： 本交付金は、例外的なものではなく、2006 年以降毎年一定額が交付されていたものであるから、19 CFR 351.524(c)(2)に定める反復する補助金として扱う。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。補助金率は調査対象期間の利益の額を調査対象期間における総輸出売上高で除して得た率とする。その結果、Ningbo Juilong 社について 0.09%の補助金率となった。

23. 政府の資金援助（輸出補助金）： 対外貿易補助金（Foreign Trade Grant）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

2008 年対外貿易補助金制度に基づき、一定額以上を輸出した企業に対して、一定額の補助金が交付されていた。（交付機関についての記載なし。）

- ・ 鋼製グレーチング（*Certain Steel Grating*; C-570-948）

b) 資金面での貢献

鋼製グレーチング： 本交付金は、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

鋼製グレーチング： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

鋼製グレーチング： 本交付金は、一定額の輸出を条件としたものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

鋼製グレーチング： 交付金額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

鋼製グレーチング： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、調査対象期間における総輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Ningbo Juilong 社について0.01%の補助金率となった。

24. 政府の資金援助（輸出補助金）： 中小企業国際市場開拓基金 (International Market Exploration Fund (SME Fund))

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

CQ (2000) No. 467「中小企業の国際市場開発基金の運用のための措置」に基づいて設立された中小企業基金から、「中小企業の国際市場開発基金の細則の印刷及び配布についての対外貿易経済合作部及び財務部通達」に従って、次の条件を満たす中小企業に炊いて、国際市場開拓事業のリスクを軽減するために、一時金が交付されていた。

輸出入権を有していること、輸出額が15百万ドル未満であること、
会計制度を有していること、対外貿易の技能を持つ従業員がいること、
国際市場を開拓する計画を有していること。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- ・ 縁付細幅織物 (*Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge*; C-570-953)

b) 資金面での貢献

ワイヤーパレット： 本措置は、大連対外経済和貿易局及び大連財務局が運用していた。これは、政府からの一時金の交付であり、政府からの直接的な資金の移転にあるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

縁付細幅織物： 本事例では、厦門貿易発展局が運用していた。これは、政府からの一時金の交付であり、政府からの直接的な資金の移転にあるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

ワイヤーパレット： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める通り、交付された額が利益である。

縁付細幅織物： 本件は政府交付金である。従って、19 CFR 351.504(a)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

ワイヤーパレット： 本交付金は輸出高 15 百万ドルの企業のみを対象とするとした、輸出を条件とした措置であるところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

縁付細幅織物： 本交付金は輸出を条件としているものであるから、関税法第 771 条(5A)(A)及び(B) に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

ワイヤーパレット： 交付額全額が利益の額である。

縁付細幅織物： ワイヤーパレットにおける認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

ワイヤーパレット： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Eastfound 社について 0.01%の補助金率となった。

縁付細幅織物： ワイヤーパレットにおける認定に同じ。その結果、Yama 社について 0.39%の補助金率となった。

25. 政府の資金援助（輸出補助金）： 江西省・対外貿易経済発展支援金実施規則（Implementing Measures on the Supporting Fund for Foreign Trade & Economic Development of Jiangxi Province）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

江西省は、1千万ドル乃至2千万ドルの先端技術機械または電器製品の輸出高をもち、成長している企業に一時金を交付していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ PC 鋼より線（*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946）

b) 資金面での貢献

PC 鋼より線： 地方政府からの一時金の交付は、政府からの直接的な資金の移転であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

PC 鋼より線： 本件は政府交付金である。従って、関税法第 771 条(5)(E)に定める通り、交付された額が利益である。

d) 特定性

PC 鋼より線： 本交付金は、輸出を条件とした一時金を地方政府から受領したものであるから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

PC 鋼より線： 交付額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

PC 鋼より線： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Xinhua 社について 0.06%の補助金率となった。

26. 融資： 政府政策融資（Government Policy Lending Program）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

政府政策銀行、国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）からの融資。この融資により補助金が交付されたと判断された事例は次の通りである¹⁵。

- ・ 塗工紙（*Coated Free Sheet Paper*; C-580-906）
- ・ オフロードタイヤ（*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913）
- ・ 軽量感熱紙（*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921）
- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ（*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936）
- ・ クエン酸・クエン酸塩（*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938）
- ・ 油井管（*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944）
- ・ PC 鋼より線（*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946）
- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）
- ・ グラフィック印刷用塗工紙（*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959）
- ・ ドリルパイプ（*Drill Pipe*; C-570-966）

b) 資金面での貢献

塗工紙： 商務省は、次の理由により、国有商業銀行は中国政府の出先機関であり、政府の優遇融資を実施する公的機関であると認定した。国有商業銀行からの融資は補助金プログラムに該当すると判断した。

- ・ 中国政府は、国有商業銀行のほぼ 100%の株式を所有している。
- ・ 中国政府の所有銀行であるから直ちにその融資は政府融資であるとするものではない。しかし、中国の銀行システムは中央政府及び地方政府のコントロール下にある。
- ・ 中国共産党は本店の最高役員の選択権を相当程度有し、中国政府が最高役員を指名する。

¹⁵ 2010 年 3 月の報告書ではラミネート加工布袋（*Laminated Woven Sacks*; C-570-917）を掲げているが、その事例での商務省の判断は中国政府が情報を提供しなかったことを根拠としているため、以下のまとめは行わない。

- 国有商業銀行の銀行経営及び融資決定を中国政府は相当程度支配している。これは、繰り返し行われている政府による銀行部門の救済にも現れている。また、IMF スタッフレポートにも、中国政府が銀行経営に相当程度関与していると指摘している。
- 商業銀行法第 34 条は銀行に対して中国「国家政策」に従うよう求めている。
- 中国政府は林業及び製紙業第 10 期 5 カ年計画を含む政策に従って与信を行うよう国有商業銀行に指示している。
- かかる政策融資は、政府政策銀行および国有商業銀行を通じてなされたこと。公的機関による融資であるので、資金的貢献にあたる。
 - 国務院の計画は、地方政府により実施されている。地方政府は米国商務省の現地調査に協力しなかったため、その実施の詳細は明らかとならなかったが、地方政府が実施していないことを示す証拠はない。
 - 銀行改革は進められているものの、中国政府の影響は依然として中国における銀行業務遂行のための重要な要因であり、融資は中国政府の指示に沿ってなされている。それに沿わない融資判断を行うことはない。

オフロードタイヤ： 政府政策銀行及び国有商業銀行からの融資である。塗工紙において認定した通り、国有商業銀行は中央政府及び地方政府により支配されている。よって、これらは、公的機関による融資である。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 国有商業銀行からの融資である。これは公的機関による融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

クエン酸： 調査対象企業である TTCA 社の回答から、同社は、省レベルの「山東省第 10 期 5 カ年計画」に基づくクエン酸産業を含む基幹産業へ政策融資、先端及び新技術製品の輸出信用の 2 種類の政府融資を受領していたと認定する。国有商業銀行は、塗工紙、オフロードタイヤ、軽量感熱紙で認定した通り、中央政府及び地方政府により支配されていると認められる。

従って、それらのいずれも、公的機関の融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

なお、中央政府による奨励産業である新バイオ産業に対する政策融資については、提訴者が新バイオ産業にクエン酸産業が含まれていることを示す十分な証拠を提出しなかった。従って、当該融資は本相殺関税措置の対象としない。

また、Yixiing Union 社についても、江蘇省 5 カ年計画の対象にクエン酸産業が含まれていることを示す十分な証拠を提出しなかった。従って、当該融資も本相殺関税措置の対象としない。

油井管： 政府政策銀行及び国有商業銀行からの融資である。塗工紙、オフロードタイヤにおいて認定した通り、国有商業銀行は中央政府及び地方政府により支配されている。従って、これは公的機関の融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

PC 鋼より線： 政府政策銀行、国有商業銀行からの融資である。塗工紙における認定と同様に、これは公的機関の融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： これまでの認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 中国政府は塗工紙における認定を再検討すること促すだけの証拠を提出しなかった。従って、塗工紙における認定を維持し、政府政策銀行、国有商業銀行からの融資は公的機関の融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

ドリルパイプ： 国有商業銀行と認定される銀行からの融資である。当該融資は公的機関の融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたりと認定する。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 比較対象となる商業融資（本件では第三国融資ベンチマーク）よりも実際の金利は低いところから、関税法第 771 条(5)(E)(ii)により、かかる金利差が利益である。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 比較対象となる商業融資（本件では第三国融資ベンチマーク）よりも実際の金利は低いところから、関税法第 771 条(5)(E)(ii)により、かかる金利差にあたる額が利益である。

クエン酸： 本措置の対象となった TTCA 社が提供した政策融資に関する情報を検証することができなかった。これは調査に協力的ではなかったと認められるため、不利な推定に基づき、利益であると認定する。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 次の証拠から、中国政府の林業及び製紙業第 10 期 5 カ年計画に基づく政策による融資であると認められる。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

- ・ 第 10 期 5 カ年計画第 4 章において、つぎの通り述べられていること。
 - パルプ、高級紙の生産を積極的に発展させる。
 - 工業再編における投資プロジェクトについて政府は適切なガイダンスを与える。
- ・ 製紙計画において、製紙業は 重要な金融チャネルを通じて開発するとされていること。
- ・ 国務院決定第 40 号において、「工業構造調整についての暫定措置として製紙業を含む特定の産業に対して、融資（及び他の利益）を補強する」とされていること。

オフロードタイヤ： 中国政府カタログにおいて、ラジアルタイヤ生産、その原材料用及び生産設備の生産が、国家奨励プロジェクトに掲げられており、また、第 10 期 5 カ年計画に基づく国家優先産業としてラジアルタイヤ生産が掲げられている。第 11 期 5 カ年計画においても、自動車産業及びその重要補修部品の開発発展が求められている。さらに、地方政府に関する情報は、中央政府の計画に沿ってオフロードタイヤ生産者に焦点を当てるとしており、これは、中央政府の計画は中央政府の政策でありプログラムであること示している。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。中国政府及び地方政府の経済計画は、特に製紙産業を促進するとする政策を置いている。また、中国政府は 2006 年の貸出金利の下限及び預金金利の上限を継続している。よって、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 「鉄鋼産業計画に関する開発政策」に、パイプ生産者を含む鉄鋼産業を構成する企業に対し、国内生産設備の使用を支援する政策が規定され、この支援策として、第 16 条に、政府が低利融資を提供する旨が規定されていた。本融資は当該政策に基づき主要な鉄鋼製品の生産に対してなされた融資であるところから、法令上の特定性が認められる。

クエン酸： 山東省 5 カ年計画は「伝統的バイオケミカル産業を先端技術により刷新することを加速し、... 省内のバイオケミカル産業の一般的レベルを更に改善する」とし、クエン酸産業が政策融資の対象であることが明らかである。さらに、各下位の地方政府に、融資等の経済刺激策を用いて、同省の工業政策に厳格に沿うよう要請していた。さらに、同計画が発効、実施されていることが検証により確認された。よって、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

油井管： 商務省は、特定の産業の開発を目的とした政府の計画その他の政策が存在し、かかる目的達成のための融資を求めている場合、塗工紙、軽量感熱紙において認定した通り、法令上の特定性があると認定する。本件では、以下の分析から、かかる特定性が認められた。

・ 中央政府レベル：

- 冶金工業に関する第 10 期 5 カ年計画において、主として輸入に依拠している鉄鋼製品である、高硬度、反圧潰、反腐食性の油井管を開発するとしている。
- 政策措置として、外国企業の支援を得て、高価値・先端技術製品を開発するとした。
- 鉄鋼工業開発政策第 16 条では、「中国鉄鋼産業の基幹技術、設備の研究開発、設計、製造を向上させる」としていた。
- 第 10 期 5 カ年計画の目標を達成するため、国務院決定 2005 年第 40 号において、国内産業を奨励産業、制限産業、撤廃産業に分類していた。油井管産業は奨励産業に分類され、融資を含む政府支援がなされることとされていた。

・ 地方政府レベル：

- 地方政府の 5 カ年計画は中央政府の計画に沿ったものであった。天津市第 10 期国家経済社会開発 5 カ年計画では、シームレス鉄鋼管を開発してオイル輸送管の伸延プロジェクトを推進することが重要であるとしていた。
 - 同第 11 期 5 カ年計画では、油井管産業に焦点をあてるとしていた。
 - 同様の目標は、天津市政府の第 11 期 5 カ年計画、江蘇省第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、盱眙（Xuji）市第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、浙江省第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、诸暨市第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画においても、鉄鋼管産業の促進、または中央政府の計画を促進する旨の記載がある。
- ・ 融資書類に、油井管産業を支援する政府指令を反映させた旨の記載が見られた。

- ・ 銀行法第 34 条において、銀行は国家工業政策のガイダンスに基づき国家経済及び社会開発のニーズに従って融資業務を行う、と定めている。

PC 鋼より線： 本件では、以下の証拠から、PC 鋼より線生産者の発展を推し進める政府の政策があり、当該政策に沿って融資がなされたものと認められる。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

- ・ 中央政府レベル：

- 鉄鋼工業開発政策第 16 条では、「中国鉄鋼産業の基幹技術、設備の研究開発、設計、製造を向上させる」としていた。
- 第 10 期 5 カ年計画の目標を達成するため、国務院決定第 40 号において、国内産業を奨励産業、制限産業、撤廃産業に分類していた。奨励産業に対しては融資を含む政府支援がなされることとされていた。

- ・ 地方政府レベル：

- 江蘇工業構造調整第 11 期 5 カ年計画概要に、PC 鋼より線など高品質金属製品の開発を重要なものと選択する、との記載がある。
- 江蘇第 11 期 5 カ年計画における冶金産業発展計画の概要において、Fasten 社の名称が掲げられていた。
- 江蘇第 11 期 5 カ年計画における鉄鋼産業調整開発特別計画において、工業政策のガイダンス、融資政策からの支援、財務・徴税政策による規制を強化して投資の方向性を示す、とされている。
- 江西工業構造調整第 11 期 5 カ年計画概要において、新余鉄鋼（Xinhuasha 社の一会社）の板材及び線材の競争力を積極的に促進するとしている。
- 新余市第 11 期経済社会開発 5 カ年計画の概要において、鉄鋼産業として新余鉄鋼を基幹企業として諸問題を改善するとしている。
- 新余冶金（鉄鋼）開発プログラムでは新余鉄鋼の資本株式及び資金を増加させる、冶金（鉄鋼）企業に対して財務・税収入の優遇政策を適用する。

- ・ 融資書類に、本産業への融資は中央政府の政策目標に整合的であると結論するとの旨の記載があった。

シームレスパイプ： 本件では、以下の証拠から、シームレスパイプ工業の発展を推し進める政府の政策があり、当該政策に沿って融資がなされ、従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められるとした。

・ 中央政府レベル：

- 冶金工業に関する第 10 期 5 カ年計画において、主として輸入に依拠している鉄鋼製品である、高硬度、反圧潰、反腐食性の石油管、高压ボイラー管、石油ガスの輸送に用いる溶接管を開発するとしている。（油井管における認定とほぼ同じ。）
- 政策措置として、外国企業の支援を得て、高価値・先端技術製品を開発するとした。（油井管における認定に同じ。）
- 鉄鋼工業開発政策（2005 年 7 月）第 16 条では、「中国鉄鋼産業の基幹技術、設備の研究開発、設計、製造を向上させる」としていた。（油井管における認定に同じ。）
- 本件産業を支援するため、国内生産または国内開発された設備を使用する基幹鉄鋼プロジェクトを支援するため、税制優遇、利子補給、及び研究開発費などの支援策を行っている。
- 第 11 期 5 カ年計画の目標を達成するため、国務院決定 2005 年第 40 号において、国内産業を奨励産業、制限産業、撤廃産業に分類していた。油井管、高压ボイラー管、長距離輸送管などの鉄鋼管は奨励産業に分類され、融資を含む政府支援がなされることとされていた。（油井管における認定にほぼ同じ。）

・ 地方政府レベル：

- 地方政府の 5 カ年計画は中央政府の計画に沿ったものであった。天津市第 10 期国家経済社会開発 5 カ年計画では、シームレス鉄鋼管、冷延鋼板を開発してオイル輸送管の伸延プロジェクトを推進することが重要であるとしていた。（油井管における認定にほぼ同じ。）
- 同第 11 期 5 カ年計画では、2010 年までにシームレスパイプ 2600 本、鋼板 1 千万枚、1 百万個の第 1 級金属製品の生産能力を開発するとしていた。
- 天津市政府の第 10 期工業開発 5 カ年計画、同第 11 期 5 カ年計画、天津濱海新地区開発国家経済社会開発 5 カ年計画、天津市政府の第 11 期 5 カ年計画実施計画、江蘇省第 10 期、第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、無錫市第 10 期、第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、湖南省第 10 期、第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画、衡陽市第 10 期、第 11 期国家経済社会開発 5 カ年計画においても、鉄鋼管産業の促進、または中央政府の計画を促進する旨の記載がある。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙及び軽量感熱紙において認定した経済計画から、中国政府は紙パルプ産業を支援し促進させるという政策及び方針を定めていたと認定する。従って、本融資は関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

ドリルパイプ： 本件では、以下の証拠から、ドリルパイプ生産の発展を推し進める政府の政策があり、当該政策に沿って融資がなされ、従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

- ・ 中央政府レベル： シームレスパイプにおいて認定した各事実と同じ事実を認定した。
- ・ 地方政府レベル：
 - 江蘇工業構造調整開発第 11 期 5 カ年計画の概要において、特殊パイプを含む高付加価値、高技術の高品質鉄鋼製品の開発を重要視している。
 - 江蘇商工業再編第 10 期 5 カ年計画において、油井及びパイプライン鉄鋼製品等の開発を行う、としている。
 - 江蘇第 11 期 5 カ年計画における鉄鋼業の調整及び開発特別計画では、信用政策並びに投資指針を指導する財政及び税制政策の支援により、工業政策を補強する、としている。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

塗工紙： ベンチマーク金利は、次の理由により、中国以外の国の金利を使用することとした。

- ・ 中国内の融資は中国政府の指示に沿ってなされているため、その融資金利はベンチマークとすることができない。これは、外資系銀行も同様である。
- ・ 中国内に、市場原則に基づいてなされている融資はない。従って、カナダ産軟材・相殺関税調査の例に従って、中国外の価格（ベンチマーク）を用いる。
- ・ 中国と一人当たり GNI が同等の国の金利を、インフレ率調整を行った上で、本件のベンチマークとする。

利益額は、ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を基に、米商務省規則 19 CFR 351.505(c)(1)及び(2)に従って計算した。

- ・ 中国人民元短期融資のベンチマーク金利： まず国際金融統計（International Financial Statistics）から、中国と一人当たり GNI が同等の国 53 ヶ国のうち非市場経済国ではない国 33 ヶ国の平均短期金利（仮決定で使用した金利）を、その国のインフレ率により調整を行った。次に、かかる調整後の各国金利を、世界銀行の統治指標により回帰分析を行った。かかる統治指標は、政治的安定性、政府の効率、行政の質、法による支配、汚職のコントロールなど政府機関の品質に関する指標で、各国政府の比較を容易にしている。また、政府の銀行支配による直接的影響は含まれていない。かかる回帰分析により得た金利を、中国のインフレーション率で調整して、本件のベンチマークとした。

- ・ 中国人民元長期融資のベンチマーク金利： 国際金融統計は GNI 同等国の長期融資金利を示していないため、まず、米国連邦準備銀行の 1 年融資金利に対する 5 年融資金利の倍率を算出した。当該倍率を中国人民元短期融資のベンチマーク金利に掛けて得た率をもって、中国人民元長期融資のベンチマーク金利とした。
- ・ 外国通貨短期融資のベンチマーク金利： ロンドン銀行間融資金利（LIBOR）に、ブルームバーグの BB 格付け社債金利と LIBOR との金利差の平均を加えたものとした。LIBOR を採用した理由は、中低所得国の短期融資金利について十分なデータがなかったことによる。また、GNI 同等国の社債金利データも一部の国しかなく、特に、工業分野の企業の社債レートは一切なかったため、米国及びユーロ市場の BB 格付け社債金利データを用いることとしたものである。ここで BB 格付けとした理由は、同格付けは投資不的確の格付けとして最高位であり、格付けランクの真ん中にあるためである。
- ・ 外国通貨長期融資のベンチマーク金利： 中国人民元長期融資のベンチマーク金利の計算と同じ方法により算出した。

オフロードタイヤ： 塗工紙、丸形溶接鋼管と同様の方法によりベンチマーク金利を計算する。特に長期金利については、丸形溶接鋼管と同様に、短期金利を社債金利により長期金利に転換する計算を行う。

軽量感熱紙： ベンチマーク金利は、塗工紙、オフロードタイヤと同様である。なお、ベンチマーク短期金利は、2 年以内に満期の到来する融資等に適用することとした。その結果、インフレーション率で調整した短期金利は 2004 年について 8.27%、2006 年について 7.95%と計算された。当該金利を長期金利に転換する方法も、丸形溶接鋼管、オフロードタイヤと同様の方法に拠った。本件では、BB 格付けのブルームバーグ米国社債の 2 年満期社債金利と補助金制度の融資年限と同じ年限の社債金利との金利差により、ベンチマーク短期金利を長期金利に転換した。

外国通貨建融資については、ドル建て LIBOR に BB 格付けのブルームバーグ米国社債 1 年ものの金利との平均スプレッドを加えたものとした。

割引率は上述の長期金利を使用した。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定と同様に、中国国内の融資金利はベンチマークとならないと判断した。このため、軽量感熱紙における計算方法と同じ方法により、短期金利及び長期金利を計算してベンチマークとした。

クエン酸： 本措置の対象となった TTCA 社が提供した政策融資に関する情報を検証することができなかった。これは調査に協力的ではなかったと認められるため、不利な推定に基づき判断することとし、利益の額は計算しない。

油井管： 塗工紙の認定を踏襲する。また、ベンチマーク金利の計算の方法として、軽量感熱紙の方法を採用する。このうち、長期金利の計算方法は、クエン酸において計算したとおり、2 年未満金利を短期金利として扱う。

PC 鋼より線： 基本は塗工紙の認定を踏襲し、軽量感熱紙、丸形溶接炭素ラインパイプ、クエン酸において採用した具体的な統計資料、計算方法、を採用する。

シームレスパイプ： PC 鋼より線における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定を踏襲し、第 1 の選択肢である中国国内融資はベンチマークとならないと判断する。従って、塗工紙における認定を基本として軽量感熱紙において行った変更と同じ方法によりベンチマークを計算する。

ドリルパイプ： 2009 年版データを使用する。ベンチマークの認定方法、計算方法は、塗工紙、軽量感熱紙における認定と同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： Gold East 社を信用力欠如企業（*uncreditworthiness*）と判断し、19 CFR 351.505(a)(3)(iii)に定める式により利率を計算した¹⁶。また、ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を計算し、それによる金額差を売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GE 社について 4.11%の補助金率となった。

オフロードタイヤ： 19 CFR 351.505(c)(1)及び(2)に従って、ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を、塗工紙及び丸形溶接鋼管と同様の方法により計算した補助金の利益の額を売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GTC 社について 1.87%、Starbright 社について 0.56%の補助金率となった。

軽量感熱紙： 上述の事例と同様の方法により補助金率を計算した。その結果、GG 社は 7.99%、Hanhong 社は 0.18%の補助金率となった。

丸形溶接炭素ラインパイプ： ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を計算し、それによる金額差を売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Huludao 社について 0.16%の補助金率となった。

クエン酸： 上述の通り、本措置の対象となった TTCA 社について、不利な推定に基づき判断する。山東省第 10 期 5 年計画に基づく政策融資については、軽量感熱紙において認定された最高補助金率である 8.31%を適用する。

油井管： オフロードタイヤと同様の方法により補助金率を計算した。その結果、Changbao 社について 0.30%、Jianli 社について 0.01%、TPCO 社について 0.93%、WSP 社について 1.53%の補助金率となった。

¹⁶ Memorandum from Susan Kuhbach to Stephen Claey's, regarding "Final Creditworthiness Determination for Gold East Gold East Paper (Jiangsu) Co., Ltd. and its Cross-Owned Companies" (October 17, 2007) (Final Creditworthiness Determination).

PC 鋼より線： オフロードタイヤと同様の方法により補助金率を計算した。その結果、Fasten 社について 1.25%と計算された。Xinhua 社は融資について情報を提出しなかったため、不利な推定として、Fasten 社の 1.25%を適用する。

シームレスパイプ： オフロードタイヤと同様の方法により補助金率を計算した。その結果、Hengyang 社について 1.99%、TPCO 社について 0.91%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： オフロードタイヤと同様の方法により補助金率を計算した。その結果、Gold 社について 8.99%の補助金率となった。

ドリルパイプ： オフロードタイヤと同様の方法により補助金率を計算した。その結果、DP Master Group 社について 0.65%の補助金率となった。

27. 融資： 株主融資 (Shareholder Loans)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業の株主である、国有ノンバンクからなされた融資を補助金と認定したものである。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 政府機関からの融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。なお、既に返済期日が既に到来していた融資については、後述する通り、債務免除がなされたものとして扱っている。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： ベンチマーク金利と実際の融資金利との差にあたる額が関税法第 771 条(5)(E)(ii)に定める利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 本融資は ZG 社のみに対して行われたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に該当し、事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

軽量感熱紙： 「政府政策融資（Government Policy Lending Program）」の項に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 19 CFR 351.505(c)(2)に定める方法に従って、ベンチマーク金利の場合に支払うべき金利額と実際の融資の金利額との差を、調査対象企業の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、GG 社について 0.83%の補助金率となった。

28. 融資： リース取引（Preferential Loans Characterized as a Lease Transaction）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業は、政府系金融機関から資本材のリース（ファイナンシャルリース）を受けていた。米国商務省は、かかるリース取引は融資と同等であるから、補助金にあたると認定した。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）

b) 資金面での貢献

シームレスパイプ： 資本材のリース（ファイナンシャルリース）は融資と同等であるから、政府機関からの融資と同様に、政府系金融機関からの資本材のリースは、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

シームレスパイプ： 関税法第 771 条(5)(E)(ii)に定める通り、比較可能な商業融資における支払額と実際のリース代金との差額が利益である。

d) 特定性

シームレスパイプ： 政策融資の項で説明したとおり、当該融資は関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

シームレスパイプ： 「政府政策融資（Government Policy Lending Program）」の項に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

シームレスパイプ： 19 CFR 351.505(c)(2)に定める方法に従って、ベンチマーク金利が課されている融資の場合に支払うべき額と実際のリース代金との差を調査対象企業の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について 0.01%の補助金率となる。

29. 融資（輸出補助金）： 輸出融資（Export Loans）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業は、政府政策銀行及び国有商業銀行から輸出融資を受けていた。

この融資は、次の事例において認定された。

- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ（*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936）
- ・ クエン酸・クエン酸塩（*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938）
- ・ 油井管（*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944）
- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 政府政策銀行は公的機関である。また、塗工紙において認定したとおり、国有商業銀行についても、公的機関であると認定する。従って、公的機関による融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

クエン酸： 先端及び新技術製品の輸出信用を国有商業銀行より得ていた。国有商業銀行が公的機関であることは、塗工紙、オフロードタイヤ、軽量感熱紙の政策融資における認定に同じ。従って、公的機関による融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

油井管： 中国輸出入銀行より融資を受けていた。これは公的機関による融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： TPCO 社、Hengyang 社ともに、中国輸出入銀行より融資を受けていた。これは公的機関による融資であるから、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 関税法第 771 条(5)(E)(ii)に基づき比較対象となる商業融資（本件では第三国融資ベンチマーク）と実際の融資金利との差にあたる額が利益である。

クエン酸： 本措置の対象となった TTCA 社が提供した政策融資に関する情報を検証することができなかった。これは調査に協力的ではなかったと認められるため、不利な推定に基づき、利益がもたらされていると認定する。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本融資は輸出を条件としているところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定めるに該当する。従って、特定性が認められる。

クエン酸： 先端及び新技術製品の輸出信用は、輸出行為または輸出による収入と結びついたものであったところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプの認定に同じ。

シームレスパイプ： 中国輸出入銀行からの融資は輸出を条件としたものであるところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定と同様に、中国国内の融資金利はベンチマークとならないと判断した。このため、軽量感熱紙における計算方法と同じ方法により、短期金利を計算してベンチマークとした。

クエン酸： 本措置の対象となった TTCA 社が提供した政策融資に関する情報を検証することができなかった。これは調査に協力的ではなかったと認められるため、不利な推定に基づき判断することとし、利益の額は計算しない。

油井管：ベンチマーク金利は、短期金利を使用した。その他は「政策融資」の項で述べた通り。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ：ベンチマーク金利と実際の融資金利との差を計算し、それによる金額差を輸出売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Northern Steel 社について 0.35%、Huludao 社について 1.76%の補助金率となった。

クエン酸：上述の通り、本措置の対象となった TTCA 社について、不利な推定に基づき判断する。輸出信用については、丸形溶接炭素ラインパイプで認定された最高補助金率である 1.76%の補助金率となった。

油井管：丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、TPCO 社について 0.08%の補助金率となった。

シームレスパイプ：丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、TPCO 社について 0.08%、Hengyang 社について 1.06%の補助金率となった。

30. 税減免：「二免三減」所得税減免措置（The “Two Free, Three Half”）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資系企業を対象とした法人課税の軽減措置。外国投資企業及び外国企業所得税法第 8 条に基づき、「生産性ある」外資企業に対し、操業開始後 10 年以内について、最初に黒字となった事業年度から 2 年間は免税、その後 3 年間は税率を半減するもの。「生産性ある」外資企業は外国投資企業及び外国企業所得税法施行規則第 72 条に、次のいずれかの産業に属する企業とするとしている。

機械製造業、電子産業、エネルギー資源産業（原油及び天然ガス採掘を除く）、金属・化学、建設資材産業、軽工業・繊維及び梱包産業、農林畜産水産業及び水質保全業、医療機器及び医薬品産業、建設業、通信運輸業（旅客業を除く）、生産設備及び精密機械の維持補修の生産及びサービスに関するサービスに直接関係した科学技術開発・地質調査・工業情報コンサルタント、国务院の税務当局が指定するその他の産業

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 塗工紙（Coated Free Sheet Paper; C-580-906）
- ・ 軽量感熱紙（Lightweight Thermal Paper; C-570-921）
- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ（Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe; C-570-936）

- ・ クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)
- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品 (*Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof*; C-570-940)
- ・ 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ・ ワイヤープレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- ・ 縁付細幅織物 (*Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge*; C-570-953)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)
- ・ ドリルパイプ (*Drill Pipe*; C-570-966)

なお、ワイヤープレットの事例において、本措置は 2008 年 1 月 1 日をもって廃止されたと報告されたが、商務省は、2007 年企業税法において既に本措置を受領している企業については措置を継続することができるとされてところから、19 CFR 351.526(d)(1)に従って、当該利益が残存する限り、本措置が廃止されたものとは認められないとした。

ドリルパイプにおいても、2007 年企業税法、経過的優遇政策の実施に関する国務院告示において、既に本措置を受領している企業については措置を継続することができるとされていること、また、中国政府がかかる経過措置は 2012 年まで継続されると回答したところから、商務省は、19 CFR 351.526(d)(1)に従って、本措置が廃止されたものとは認定しないとした。

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 本措置は政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。（該当条文についての言及なし。）

シームレスパイプ： 油井管、塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 免税、減税は 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 支払いを免除された額が利益である。（該当条文についての言及なし。）

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 本措置は、外資企業所得税法第 72 条に特定されている特定された産業に含まれる企業のうちの「生産性ある」外資企業を対象としており、関税法第 771 条 (5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額が利益の額である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。所在地による外資企業の所得税低減税率 24%と本措置による税率 12%との差額が利益の額である。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。Princeway 社は所得税を免税されていたためその全額、Superpower 社は所得税率 24%及び地方所得税率 2.4%と本措置による所得税税率 12%及び地方所得税率 1.2%との差額が利益の額である。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。Jianli 社は所得税率 30%と本措置による所得税税率 15%との差額が利益の額である。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。補助金率は調査対象期間の利益の額を調査対象期間における売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について、0.76%が補助金率である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。GG 社について 0.08%が補助金率である。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 塗工紙における認定に同じ。Northern Steel 社について 4.11%が補助金率である。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。Northern Steel 社について 0.35%が補助金率である。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。Princeway 社について 0.46%、Superpower 社について 1.32%が補助金率である。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。Jianli 社について 0.20%が補助金率である。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。Fasten 社について 0.03%が補助金率である。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。DHMP 社について 0.49%、Eastfound 社について 0.63%が補助金率である。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。Yama 社について 0.71%が補助金率である。

シームレスパイプ： 油井管、塗工紙における認定に同じ。Yama 社について 0.09%が補助金率である。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。Gold 社について 1.07%が補助金率である。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。DP Master Group 社について 9.24%が補助金率である。

31. 税減免： 所在地による外資企業の所得税減税 (Reduced Income Tax Rates for FIEs Based on Location)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資企業税法第7条及び財務省令第85号「沿岸経済開発特区における外資企業の法人所得税及び事業税の減免に関する暫定規則」第71条により、特定の経済特区に所在する「生産性ある」外資企業に対して、所在地により、その所得税を15%または24%に減税されていた。また、外資企業税法第9条により、地方政府はその裁量により沿岸経済特区に所在する企業について地方所得税の減税を行うことが認められていた。なお、中国政府によると、この制度は2008年1月をもって廃止されている。

この補助金は次の事例において認められた。

- 塗工紙 (*Coated Free Sheet Paper*; C-580-906)
- 角形薄厚鋼管 (*Light-Walled Rectangular Pipe and Tube*; C-570-915)
- 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)
- 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管 (*Certain Welded Austenitic Stainless Pressure Pipe*; C-570-931)
- クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)
- 手押し芝手入れ機及びその部品 (*Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof*; C-570-940)
- 台所収納・棚 (*Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks*; C-570-942)
- PC鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- マグネシアカーボン煉瓦 (*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955)
- グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

なお、本措置は2008年1月1日をもって廃止されたと報告されたが、商務省は、ワイヤーパレットの事例において、2007年企業税法において既に本措置を受領している企業については措置を継続することができるとされてところから、19 CFR 351.526(d)(1)に従って、当該利益が残存する限り、本措置が廃止されたものは認められないとした。

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

角形薄厚鋼管： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 免税、低減税は 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

角形薄厚鋼管： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、減税額（本税 30%と低減税率 24%の差）が利益である。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 本措置は、特定の地域に所在する企業にのみ与えられるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

角形薄厚鋼管： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額を利益の額である。

角形薄厚鋼管： 塗工紙における認定に同じ。調査対象期間において減額された税額（30%と 24%との税率差により算定された額）が利益の額である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。調査対象期間において減額された税額（30%と 24%との税率差により算定された額）が利益の額である。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。なお、Fasten 社は本制度は既に廃止されたと主張したが、廃止されたことを示す情報が示されなかったため、これまでと同様に利益の額を計算する。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。調査対象期間において減額された税額が利益の額である。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その金額を配賦する。補助金率は調査対象期間の利益の額を調査対象期間における売上高で除して得た率とする。ただし、本事例では、本措置と「二免三減」措置とを一つの計算式により計算した。その結果、GE 社について本措置と「二免三減」措置とを合計して、0.76%が補助金率となる。

角形薄厚鋼管： 塗工紙における認定に同じ。その結果、Lets Win 社について 0.27%が補助金率となる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。その結果、GG 社について 0.02%が補助金率となる。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。Win 社について 0.04%が補助金率となる。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。Yixing 社について 0.17%が補助金率となる。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。Superpower 社について 0.66%が補助金率となる。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。Wire King 社について 0.66%が補助金率となる。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。Fasten 社について 0.10%が補助金率となる。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。DHMP 社は所得税について 0.25%、Eastfound 社は所得税について 0.16%、地方所得税について 0.08%が補助金率となる。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。RHI 社について 0.34%が補助金率となる。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。Gold 社について 1.32% が補助金率となる。

**32. 税減免： 技術または知識集約型外資企業に対する所得税減税・
先端または新技術企業である外資企業に対する税優遇措置
(Reduced Income Tax Rates for Technology or Knowledge Intensive
FIEs, Preferential Tax Program for Foreign-Invested Enterprises
Recognized as High or New Technology Enterprises)**

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資企業税施行規則第 73 条により、特定の経済特区に所在する「生産性ある」外資企業で次の条件のいずれかを満たす企業に対して、その所得税が 15%に減税されていた。また、国務院が特定した他の経済特区に所在する外資企業が国務院の奨励する事業を行う場合についても、所得税が 15%に減税されていた。

- ・ 技術集約または知識集約プロジェクト。
- ・ 3 千万ドル以上の外国投資プロジェクトで、長期の投資回収期間としているもの。
- ・ エネルギー、輸送及び港湾建設プロジェクト

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)

また、類似の措置として、新先端技術産業に関する国家開発特区並びに関係政策及び条項の承認に関する国務院通達第 3 付属書第 2 条、第 4 条により、新先端技術団地に所在する新先端技術企業に対して、所得税を 15%に減税する措置が執られていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)

b) 資金面での貢献

クエン酸： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii) に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

油井管： クエン酸における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

クエン酸： 所得税の減税は、CFR 351.509(a)(1)に定める通り、減税額（本税 30% と低減税率 15%の差）が利益である。

油井管： クエン酸における認定に同じ。

d) 特定性

クエン酸： 本措置は、規則により「生産性」のある外資企業に与えられるものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

油井管： クエン酸における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

クエン酸： 減額された税額を利益の額とする。

油井管： クエン酸における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

クエン酸： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。補助率は調査対象期間に得た利益の額を調査対象期間における売上高で除して得た率とする。その結果、Yixing 社について 1.99%が補助金率である。

油井管： クエン酸における認定に同じ。その結果、WSP 社について 1.44%が補助金率である。

33. 税減免： 「生産性ある」外資企業に対する地方所得税の減免措置（Local Income Tax Exemption and Reduction Program for “Productive” FIEs）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資企業税法第 9 条及び国务院規則 1991 年第 71 条により、地方政府に地方税の減免措置を行う権限が与えられている。

- ・ 塗工紙（Coated Free Sheet Paper; C-580-906）（Gold East 社に対して二免三減プログラムに適合しているという理由をもって、地方税の免除が与えられていた。）

- ・ オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)
- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)
- ・ クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)
- ・ 台所収納・棚 (*Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks*; C-570-942)
- ・ 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ・ 縁付細幅織物 (*Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge*; C-570-953)
- ・ マグネシアカーボン煉瓦 (*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

オフロードタイヤ： 沿海経済開発区に所在する TUTRIC 社は、地方税の減免措置を受けていた。本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

軽量感熱紙： 本措置により、ZG 社は地方所得税について減免を受けていた。これは塗工紙における認定と同様に、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

クエン酸： 江蘇省では、二免三減措置の期間中、「生産性のある」外資企業に対して、地方所得税を免除していた。さらに、所得税 15%減税を受けることのできる外資企業についても、地方所得税を免除していた。これらは、政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

台所収納・棚： 広東省は、外国投資企業地方所得税減免税規則を定めて、通常の企業所得税の 50%免除が認められている外資企業のうち、「生産性のある」者または輸出志向である者に対して、地方法人所得税の全額を免除していた。本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

油井管： 江蘇省における措置。クエン酸における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 浙江省令 1991 年第 14 号「外資企業及び外国企業に対する地方所得税免除暫定規則」第 4 条により、生産性ある外資企業は地方所得税について最初の 2 年間は無税、その後の 3 年間は半減されていた。塗工紙における認定と同様に、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 直接税の減免は、19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、減免税額が利益である。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 減免税額が利益である。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 本措置は外資企業税法及び国务院規則により「生産性ある」外資企業を対象とすることとされており、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。また、特定の地域に所在する企業に限定されているところから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iv)に定める地域特定性も認められる。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 本措置は規則において輸出行為を条件としているものであるところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額が利益の額である。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。通常の法人所得税 30%が 24%に、通常の地方所得税 3%が免除されており、通常額との差額が利益の額である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

台所収納・棚： 塗工紙における認定に同じ。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

縁付細幅織物： 塗工紙における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その金額を配賦する。補助金率は、調査対象期間における利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について 0.15%が補助金率である。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。その結果、TUTRIC 社について法人所得税について 0.13%、地方所得税について 0.06%が補助金率である。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。その結果、GG 社について 0.01%が補助金率である。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。その結果、Yixing 社について 0.49%が補助金率である。

台所収納・棚： 調査対象期間に受領した利益の額を調査対象期間における総輸出売上高で除して得た率をもって補助金率とする。その結果、Wire King 社について 0.23%が補助金率である。

油井管： 塗工紙における認定に同じ。その結果、Jianli 社について 0.02%、WSP 社について 0.29%が補助金率である。

PC 鋼より線： 塗工紙、オフロードタイヤにおける認定に同じ。Fasten 社について 0.01%が補助金率である。

縁付細幅織物： 塗工紙、クエン酸における認定に同じ。Yama 社について 0.07%が補助金率である。

マグネシアカーボン煉瓦： 塗工紙における認定に同じ。RHI 社について 0.03%が補助金率である。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。Hengyang 社について 0.02%が補助金率である。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙、クエン酸における認定に同じ。Gold 社について 0.25%が補助金率である。

34. 税減免： 外資企業に対する研究開発費の優遇控除（Preferential Tax Policies for Research and Development (“R&D”) at FIEs）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1999 年第 173 号通達「外資企業の研究開発費の控除に係わる諸問題の通達」により、「生産性」のある外資企業について、基準に合致した研究開発費は、その 150%を課税所得から控除することが認められている。ただし、未控除分の翌年繰越しは認められていない

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

b) 資金面での貢献

グラフィック印刷用塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii) に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

グラフィック印刷用塗工紙： 所得税減税は、19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

グラフィック印刷用塗工紙： 本措置は通達により「生産性」のある外資企業に与えられるものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

グラフィック印刷用塗工紙： 減額された税額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

グラフィック印刷用塗工紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間に得た利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について 0.01%が補助金率である。

**35. 税減免： 浦東新地区の所得税減税及び地方所得税の免除
(Reduced Income Tax Rates and Exemption from Local Tax Based
on Location in Pudong New Area)**

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

上海税務当局は、浦東新地区を特別経済特区に指定し、同特区内に所在するほとんどの企業に、所得税の減税及び地方所得税の免除を供与していた。

- ・ 軽量感熱紙 (Lightweight Thermal Paper; C-570-921)

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 本措置により、Hanhong 社は所得税の減税及び地方所得税の免除を受けていた。これは関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 免税、低減税は、19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 本措置は特定の地域に所在する企業に限定されているところから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

軽量感熱紙： 本来支払われるべき税額（33%）と実際に支払われた税額と差額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間における利益の額を同期間の総売上高で除して得た率とする。その結果、Hanhong 社について 0.39%が補助金率である。

36. 税減免： 中国中部 26 市の企業に対する設備購入増値税の免除 (VAT Exemption for Central Region)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府は、中国中部 6 省の 26 市に所在し、且つ冶金産業、設備製造産業、新先端技術産業など、8 産業に属する企業に値して、その購入した設備に対する増値税を免除していた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)

b) 資金面での貢献

シームレスパイプ： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

シームレスパイプ： 間接税の減税は 19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

シームレスパイプ： 本免除は特定地域に所在する企業にのみ交付されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

シームレスパイプ： 免除された間接税額の全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

シームレスパイプ： 通常の減免税措置と異なり。本措置は設備に関する減税措置であるから、反復しない補助金として取り扱う。従って、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Hengyang 社について 0.31%が補助金率である。

**37. 税減免： 輸入設備購入に対する増値税及び輸入関税の免除
(VAT and Tariff Exemption on Imported Equipment)**

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1997 年国務院通達第 37 号「輸入設備に関する税調整政策に関する国務院通達」により、外資企業並びに重点產品及び技術分野に属する一部の国内企業が、非対象品目以外の設備を製造に使用するために輸入した場合、当該設備の増値税及び輸入関税が免除される。非対象品目は外資企業と国内企業とでは異なる。この措置は、外国投資を誘致し、また、外国の先進技術設備及び工業技術を導入することを目的としている。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 塗工紙 (*Coated Free Sheet Paper*; C-580-906)
- ・ オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)
- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)
- ・ 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管 (*Certain Welded Austenitic Stainless Pressure Pipe*; C-570-931)
- ・ クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)
- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品 (*Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof*; C-570-940)
- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ・ ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)
- ・ ドリルパイプ (*Drill Pipe*; C-570-966)

なお、ワイヤーパレット及びドリルパイプの事例において、中国政府は 2008 年 12 月 25 日付けの財務部関税総署通達第 43 号により、輸入設備にかかわる増値税免税は廃止されたとの情報を提供した。しかし商務省は、同通達第 1 条においてかかる免税は再開されると規定していること、また、第 4 条では暫定的撤廃期間（2009 年 6 月末日までの通関）を定めていること、輸入関税の免除は継続されていること、更に本措置は反復されない補助金として年間売上高の 0.5%以上の還付額については設備償却期間に配賦しているところから残余利益があると認定した。かかる認定を

理由として、本措置は 19 CFR 351.526(d)(1)に定める制度全体としての廃止要件を満たしていないと認定し、よって、本措置が廃止されたものとは認められないとした。

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 間接税の免税は 19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、その支払いを免除された額が利益である。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 塗工紙における認定に同じ。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 本措置は外資企業及び国内企業双方に適用されるものであるが、国内企業については、その運営において以前に国務院から示された重点産品及び技術分野に限定され、さらに国務院または国務院より権限を賦与された機関の承認を得た企業に限定されているところから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

オフロードタイヤ： 塗工紙における認定に同じ。

軽量感熱紙： 塗工紙における認定に同じ。なお、外資企業を対象としている点については、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 塗工紙における認定に同じ。

クエン酸： 外資企業及び一部の国内企業に限定されており、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

手押し芝手入れ機： Princeway 社は、全ての生産品を輸出する輸出志向企業として設立されたことを理由として、本措置を受領していた。このように、本措置は輸出を条件としているのであるから関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

PC 鋼より線： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 塗工紙における認定に同じ。

シームレスパイプ： 塗工紙における認定に相反する情報は提供されなかった。塗工紙における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

ドリルパイプ： 塗工紙における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額が利益の額である。

オフロードタイヤ： 免除または減額された税額が利益の額である。

軽量感熱紙：

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

クエン酸： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

手押し芝手入れ機： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

PC 鋼より線： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

ワイヤーパレット： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

ドリルパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、本件は反復する補助金と認定する。従って、補助金を受領した年に、その金額を配賦する。補助金率は、調査対象期間における利益の額を総売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について 1.51%の補助金率となった。

オフロードタイヤ： 本補助金は資本設備に対するものであるから、19 CFR 351.524(c)(2)(iii)に従って、反復されない補助金と認定する。従って、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。各年に免除された増値税及び輸入関税額の合計額がその年の売上高の 0.5%未満であった場合、その全額を当該年に配賦し、それを上回る場合、資産の償却期間である 14 年に配賦した。配賦を行った場合、割引率を用いて調査対象期間の金額を計算した。かかる計算により得られた調査対象期間の金額合計額をその期間の売上高で除して、補助金率を得た。その結果、GTC 社について 0.25%、TURIC 社について 0.44%の補助金率となった。

なお、割引率については「政府政策融資（Government Policy Lending Program）」の項を参照していただきたい。

軽量感熱紙： 通常は税の減免は反復する補助金と認定するが、本措置は資本財についての措置であるから、オフロードタイヤにおける判断と同様に、反復されない補助金と認定、補助金率の計算をする。なお、利益の額を配賦する期間である資産の償却期間は 13 年であった。その結果、GG 社について 0.64%の補助金率となった。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 減免税措置は、通常、反復する補助金と認定するが、本措置は資本財購入について措置であるから、反復しない補助金と認定し、補助金率を計算する。資産償却期間とは 15 年であった。ただし、1 年間の補助金の利益の額がその年の売上高の 0.5%未満であった場合、全額を当該年に配賦した。

調査対象期間の利益の額は、かかる計算によりに配賦された金額に加え、反復しない補助金として各年に配賦された金額について、割引率を用いて計算した金利額を加えた。割引率は、他の事例同様の方法により計算した。即ち、世界銀行の低-中所得国分類国について、それらの International Monetary IFS の短期金利データをインフレーション率で調整して得た利率を、ブルームバーグ BB 格付け米国社債金利により調整して得た金利を短期金利とした。その金利を、更に、BB 格付け米国社債 15 年金利との比較により調整して得た金利を割引率として用いた。

その結果、Winner 社について、0.70%の補助金率となった。

クエン酸： オフロードタイヤにおける認定に同じ。本事例では設備償却期間は 10 年であった。また、割引率の計算方法は軽量感熱紙等と同様の方法によった。その結果、TTCA 社について 0.08%、Yixing 社について 0.38%の補助金率となった。

手押し芝手入れ機： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Princeway 社について 0.1%の補助金率となった。

PC 鋼より線： オフロードタイヤにおける認定に同じ。本事例では設備償却期間は 12 年とされた。また、Xinhua 社については、補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を、回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Xinhua 社について 1.14%（ただし、0.86%は不利な推定に基づく）の補助金率となった。また、Fatsten 社については反復しない補助金を通常の方法で計算した。その結果、0.43%の補助金率となった。

ワイヤーパレット： オフロードタイヤにおける認定に同じ。ただし、補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を調査対象期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Eastfound 社について 0.02%の補助金率となった。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。ただし、補助金の利益額はその補助金が交付された年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を補助金が交付された年に配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を調査対象期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について 0.18%、Hengyang 社について 0.31%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。本事例では設備償却期間は 13 年とされた。その結果、Gold 社について 3.46%の補助金率となった。

ドリルパイプ： オフロードタイヤ及びそれ以降の事例における認定に同じ。本事例では設備償却期間は 15 年とされた。その結果、DP 社について 0.14%の補助金率となった。

38. 税減免： 天津濱海新地区 加速償却措置 (Accelerated Depreciation Program)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府は、天津濱海（Tianjin Binhai）新地区内の企業に対して、その固定資産の償却期間を 40%短縮することを認めていた。

本補助金が交付されていた事例として、次のものがある。

- ・ 油井管（Certain Oil Country Tubular Goods; C-570-944）
- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）

b) 資金面での貢献

油井管： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

油井管： 19 CFR 351.510(a) {W&C : 19 CFR 351.509(a)の誤りであると思われる} に定める通り、その支払いを免除された額が利益である。

シームレスパイプ： 19 CFR 351.509(a) に定める通り、その支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

油井管： 本贈与は天津濱海新地区に所在する企業にのみ交付されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

油井管： 減税された額が利益の額である。

加速償却の場合、将来の税額が増加する可能性があるとはいえ、加速償却による減税額が将来の増税額と相殺されるものとは認定できない。将来の調査対象企業の損益の状況、税制改正により相殺はなされないことも考えられる。従って、税の延納であるとは認定しない。これは、ベルギー産ステンレス鋼厚板巻の事例における認定と同様である。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

油井管： 税の減免についての通常の基準である 19 CFR 351.509(b)に従って、この利益は、2007 年の税申告が提出された 2008 年に受領されたものと認定する。

また、次いで、19 CFR 351.524(c)(1)に従って、調査対象期間の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について、0.51%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。その結果、TPCO 社について、0.58%の補助金率となった。

39. 税減免： 広東省ハイテク産業の所得税減税 (Income Tax Reduction for High-Tech Industries in Guangdong Province)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

広東省は、その決定文書（Yue-Fa 1998 年第 16 号）により、同省のハイテク産業リストに掲載された企業について、通常は 30%である所得税を 15%に減税する制度である。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙 (Lightweight Thermal Paper; C-570-921)

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、その支払いを免除された額が利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 本措置は広東省の決定文書に従って、当該文書に記載された特定のハイテク企業にのみ与えられるものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

軽量感熱紙： 減額された税額を利益の額とする。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 本措置は 19 CFR 351.524(c)(1)に定める反復する補助金である。従って、補助金を受領した年に、その金額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を同期間の売上高で除して得た率とする。その結果、GG 社について 0.75%の補助金率となった。

40. 税減免： 海南経済開発特区内企業に対する増値税の還付 (Domestic VAT Refunds for companies Located in the Hainan Economic Development Zone)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1999 年第 54 号通達「海南省楊浦経済開発地区に対する優遇政策公表通達」により、海南経済開発特区に所在し、かつ租税優遇政策に掲げる条件を満たした企業、製造業については 30 億人民元を超える投資を行い 100 名を超える従業員を雇用するハイテク又は労働集約企業は、製造販売開始の初年度から 5 年間に亘り、国内販売の増値税の 25%が還付される。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 塗工紙 (*Coated Free Sheet Paper*; C-580-906)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 輸出プログラムとは関係なく与えられる間接税の低減は 19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、その減額された税額が利益である。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 本措置は、特定の地域に所在する企業にのみ与えられるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。なお、本措置は楊浦政府が賦与しているものであるが、その権限は国务院の承認に基づくものであるから、地域補助金としての特定性についても認められる。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額が利益の額である。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 本措置は 19 CFR 351.524(c)(1)に定める反復する補助金である。本補助金は Gold East 社の相互所有関係にある企業が受領している。従って、税が減免された年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間における補助金の利益の額を原料及び川下製品の売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について 0.04%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： 塗工紙における認定に同じ。その結果、GE 社について 0.20%の補助金率となった。

41. 税減免： 土地使用税及び手数料の免除 (Exemption from Land-Use Taxes and Fees)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業は、土地使用税及び手数料を支払っていなかった。このうち 1 社は、外資企業であるから当該税及び手数料の免除を 2006 年まで受けていた者であるとした。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙 (Lightweight Thermal Paper; C-570-921)

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 本措置は税及び手数料を免除するものであるから、19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

d) 特定性

軽量感熱紙： 本措置は、調査対象企業の回答によれば外資企業という地位を根拠として与えられるものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。 {W&C：さらなる詳細は不明である}

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

軽量感熱紙： 免除された税額を利益の額とする。ただし、本件ではこの措置の情報が不足しているため、2007 年に調査対象企業が支払った額をもって 2006 年の免除額とする。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 本措置は 19 CFR 351.524(c)に定める反復する補助金である。従って、税が減免された年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を同期間の売上高で除して得た率とする。その結果、GG 社について 0.09%の補助金率となった。

42. 税免除： 株式譲渡時の印紙税の免除 (Stamp Tax Exemption Under the Non-tradable Share Reform Program)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府の試験的市場化プログラムである上場企業が発行した譲渡不能株式の再編計画において、配当として行った株式の移転について印紙税は不要とされた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)
- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)

b) 資金面での貢献

オフロードタイヤ： 配当として株式が発行された。中国ではかかる株式移転には印紙税がかかるが、本件では印紙税の納付を要しないこととされた。これは、関税法第 771 条(5)(D)(ii)の歳入の放棄にあたる。従って資金面での貢献にあたる。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

オフロードタイヤ： 支払われなかった印紙税金額が利益である。なお、印紙税の納税義務者は株主であるが、譲渡不能株式を譲渡可能株式に転換することにより、資金調達など会社側の流動性が増すなど、会社も裨益している。従って、本措置については、調査対象企業として株主と会社とは区別しない。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

d) 特定性

オフロードタイヤ： 政府計画に基づく本印紙税納付免除は、上場企業のうち譲渡不能株式を発行している企業に限定されている。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける判断に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

オフロードタイヤ： 2006 年に免除された印紙税額全額が利益の額である。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける判断に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

オフロードタイヤ： 本件は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金率はその補助金が交付された 2006 年の売上高の 0.5%未満であったため、補助金の利益の額全額を 2006 年に配賦する。これを 2006 年の売上高で配賦して、補助金率を計算した。その結果、GTC 社について 0.01%の補助金率となった。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける判断に同じ。その結果、GG 社について 0.02%の補助金率となった。

43. 税免除： 土地譲渡証書税免除（Deed Tax）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

旧国有企業の合併、再編により新会社が設立され、旧国有企業より土地が移転された場合に、土地譲渡証書税が免除されていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）

b) 資金面での貢献

シームレスパイプ： 税の免除は、関税法第 771 条(5)(D)(ii)の歳入の放棄にあたる。従って資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

シームレスパイプ： 19 CFR 351.510(a)(1)に定める通り、支払われなかった土地譲渡証書税全額が利益である。

d) 特定性

シームレスパイプ： 中国政府は情報を提供しなかった。従って、不利な推定として、本措置は Hengyang 社のみに対するものであると認定する。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める（法令上の）特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

シームレスパイプ： 2003 年、及び 2005 年に免除された土地譲渡証書税全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

シームレスパイプ： 土地譲渡証書税の免除は反復されない補助金であるので、19 CFR 351.524(b) に定める方法により計算する。2005 年免除された税額総額は対象となる売上高の 0.5%以上であるから、調査対象産業の資産償却期間である 15 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。なお、2005 年に受領した補助金の利益の額は同年の売上高の 0.5%未満であったところから、その全額を 2005 年に配賦した。そのため、当該金額は本相殺措置の対象とはならなかった。その結果、Hengyang 社について 0.02%の補助金率となった。

44. 税減免：市保全建設税及び教育追加税免除（Exemption From City Construction Tax and Education Tax for FIEs）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1994 年第 38 号「外国投資企業及び外国企業に対する都市保全建設税及び追加教育手数料の暫定不徴収通達」により、地方政府は外資企業及び外国企業について、市保全建設税及び教育追加税を免除することを認めていた。これら税は、製品税、増値税、または事業税に基づき徴収される。都市保全建設税は、都市地域について 7%、郡・町について 5%、その他の地域は 3%であった。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 台所収納・棚（*Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks*; C-570-942）
- ・ グラフィック印刷用塗工紙（*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959）
- ・ ドリルパイプ（*Drill Pipe*; C-570-966）

b) 資金面での貢献

台所収納・棚： 調査対象企業が所在する広東省は、その発した「外国投資企業及び外国企業に対する市保全建設税及び教育追加税の暫定不徴収通達」に基づき、地方税務当局は、全ての外資企業及び外国企業に、市保全建設税及び教育追加税を徴収しないこととしていた。通常の市保全建設税は増値税の 7%、教育追加税は増値税の 3%であった。

かかる税の免除は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府歳入の放棄であるから、資金面での貢献にあたる。

グラフィック印刷用塗工紙： 中国政府は、その回答で、外資企業に対しては市保全建設税及び教育追加税は課されていない、と述べた。これに基づき、米国商務省は、台所収納・棚における認定と同様に、税の免除は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府歳入の放棄であるから、資金面での貢献にあたることを認定した。

ドリルパイプ： 調査対象企業は、市保全建設税を支払っておらず、また教育追加税について本税は 4%であるところ 1%しか支払っていないことが認められた。かかる税の免除は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府歳入の放棄であるから、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

台所収納・棚： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

グラフィック印刷用塗工紙： 台所収納・棚における認定に同じ。

ドリルパイプ： 台所収納・棚における認定に同じ。

d) 特定性

台所収納・棚： 規則上、本措置の対象企業は外資企業に限定されている。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

グラフィック印刷用塗工紙： 台所収納・棚における認定に同じ。

ドリルパイプ： 台所収納・棚における認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

台所収納・棚： 免除された市保全建設税及び教育追加税の全額が利益の額である。

グラフィック印刷用塗工紙： 台所収納・棚における認定に同じ。

ドリルパイプ： 台所収納・棚における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

台所収納・棚： 本措置は 19 CFR 351.524(c)(1)に定める反復する補助金である。従って、税が減免された年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利

益額を調査対象期間の売上高で除して得た率とする。その結果、Wire King 社について 0.03%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： 台所収納・棚における認定に同じ。GE 社について 0.34%の補助金率となった。

ドリルパイプ： 台所収納・棚における認定に同じ。その結果、DP Master Group 社について 0.58%の補助金率となった。

45. 税減免： 遼寧省・対外貿易発展資金・増値税免除 (Foreign Trade Development Fund Program)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

遼寧省葫蘆島市は、対外貿易発展資金制度の一つとして、次の産業に対し、固定資産購入に要した増値税を、製品販売により受領した増値税額から控除することを認めていた。ただし、前年の増値税額から増加した金額を限度した。なお、この制度を利用するためには輸出は条件とはなっていなかった。

整備製造、石油化学、金属、造船、自動車、農業製品

この補助金は、次の事例において認定された。

- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ (Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe; C-570-936)

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 増値税の免除は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 増値税免除額の全額が利益である。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 増値税免除額は特定の地域に所在する企業に対してのみ認められていたものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 増値税免除額全額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ： 増値税免除は反復する補助金として扱う。従って、税が減免された年に全額配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率をもって補助金率とした。その結果、Huludao 社について 0.10%の補助金率となった。

**46. 税減免（輸出補助金）： 輸出志向外資企業に対する所得税減税
(Income Tax Reduction for Export-Oriented FIEs)**

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資企業所得税法及び外国投資企業及び外国企業所得税法施行規則第 75 条 7 項に基づき、売上高の 70%を上回って輸出する外資企業について、所得税及び地方所得税が半減されていた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品（Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof; C-570-940）
- ・ 台所収納・棚（Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks; C-570-942）

b) 資金面での貢献

手押し芝手入れ機： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。

台所収納・棚： 手押し芝手入れ機の認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

手押し芝手入れ機： 減税は 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。従って、利益をもたらすものである。

台所収納・棚： 手押し芝手入れ機の認定に同じ。

d) 特定性

手押し芝手入れ機： 法律上、売上高の 70%以上が輸出されていることを条件としているところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

台所収納・棚： 手押し芝手入れ機の認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

手押し芝手入れ機： 減額された税額が利益の額である。

台所収納・棚： 手押し芝手入れ機の認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

手押し芝手入れ機： 本件は、19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、反復する補助金である。従って、税が減免された年に全額配賦する。補助金率は、調査対象期間における利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、Superpower 社について 0.15%の補助金率となった。

台所収納・棚： 手押し芝手入れ機の認定に同じ。その結果、Wire King 社について 0.94%の補助金率となった。

47. 税減免（輸出補助金）： 輸出志向外資企業が再投資した利益額分の所得税還付（Refund of Enterprise Income Taxes on FIE Profit Reinvested in an Export-Oriented Enterprises）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

外資企業が、その利益を新先端技術企業または輸出志向企業に投資した場合、既に支払った法人所得税の一定金額が外資企業に還付される。その金額の計算式は外資企業法規則に定められている。還付額は輸出志向企業に投資した場合の方が多い。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品（*Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof*; C-570-940）

b) 資金面での貢献

手押し芝手入れ機： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

手押し芝手入れ機： 減税は 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

d) 特定性

手押し芝手入れ機： Superpower 社が調査対象期間に受領した資金面での貢献 2 回のうち 1 回は外資企業法規則に定める輸出志向企業の計算式によって金額が算定されていたところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

他の 1 回は、外資企業法規則に定める外資投資企業の計算式によって金額が算定されていた。この資金面での貢献は外資企業という特定の企業に限り交付されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

手押し芝手入れ機： 減額された税額が利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

手押し芝手入れ機： 本件は 19 CFR 351.524(c)(1)に定める通り、反復する補助金である。Superpower 社は、2005 年及び 2006 年の利益額の再投資額について、調査対象期間である 2007 年に当該年の利益の投資分について還付申請し、同年に還付を受けていた。従って、税が減免された年に全額配賦する。補助金率は、調査対象期間に得た利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、Superpower 社について 0.32%の補助金率となった。

48. 税減免（国内産品優先補助金）： 中国資本企業の国内生産設備購入に対する所得税の税額控除（Income Tax Credits on Purchases of Domestically-Produced Equipment by Domestically Owned Companies）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1999 年 7 月 1 日付け「技術革新プロジェクトのための国内生産設備への投資についての法人所得税クレジット暫定措置」により、中国政府の工業政策に合致するプロジェクトにおいて、国内で生産された設備を購入した中国資本企業に、税額控除を認めていた。この制度により、国内で産設備の購入価格の 40%を上限として、前年よりも増加した所得税額について免除を受けることができる。なお、本制度は、2008 年 1 月 1 日をもって撤廃された。

この補助金は、次の事例において認定された。

- 丸形溶接炭素ラインパイプ (*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936)
- 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- 鋼製グレーチング (*Certain Steel Grating*; C-570-948)
- シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)

b) 資金面での貢献

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(i) {W&C：これは(ii)の誤りであると思われる} に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

油井管： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii) に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

PC 鋼より線： 油井管における認定に同じ。

鋼製グレーチング： 油井管における認定に同じ。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本措置による税の免除額の全額が利益である。

油井管： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

PC 鋼より線： 油井管における認定に同じ。

鋼製グレーチング： 油井管における認定に同じ。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

d) 特定性

丸形溶接炭素ラインパイプ： 国内設備購入は、関税法第 771 条(5A)(C)に定める国内産品優先補助金であるから、特定性が認められる。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

PC 鋼より線： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

鋼製グレーチング： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

丸形溶接炭素ラインパイプ： 免除または減額された税額が利益の額である。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

PC 鋼より線： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

鋼製グレーチング： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接炭素ラインパイプ： 本措置は反復する補助金であるから、19 CFR 351.509(c)に従って、税が減額された年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、Huludao 社について 0.38%の補助金率となった。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、WSP 社について 0.14%の補助金率となった。

PC 鋼より線： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、Xingang 社について 0.41%の補助金率となった。

鋼製グレーチング： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、Ninbo Jiulong 社について 1.68%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける認定に同じ。その結果、Hengyang 社について 0.34%の補助金率となった。

49. 税減免（国内産品優先補助金）： 外資企業の国内生産設備購入に対する所得税の税額控除（Income Tax Credits for FIEs on Purchases of Domestically Produced Equipment）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1999 年 7 月 1 日付け中華人民共和国財務部及び国家租税管理通達 1999 年第 209 号「技術革新のための国内生産設備への投資についての法人所得税減免税に関する中間措置」、及び財務部及び国家租税管理通達 2000 年第 49 号「外国投資企業及び外国企業による国内設備の購入に対する法人所得税クレジット」により、国内で生産された設備を購入した外資企業で、「外国投資のための産業ガイドカタログ」中の奨励産業または制限 B 産業に分類されている企業は、国内産設備の購入価格の 40% を上限として、所得税額の控除を受けることができる。

この補助金は、次の事例において認定された。

- ・ クエン酸・クエン酸塩（*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938）
- ・ ワイヤーパーレット（*Wire Decking*; C-570-950）
- ・ マグネシアカーボン煉瓦（*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955）

b) 資金面での貢献

クエン酸： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii) に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

クエン酸： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。RHI 社について調査対象期間における利益の額は無かったため、同社について利益はない。

d) 特定性

クエン酸： 国内設備購入は、関税法第 771 条(5A)(C)に定める国内産品優先補助金であるから、特定性が認められる。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

クエン酸： 本措置は 19 CFR 351.509(a)(2)に定める直接税の免除である。従って、調査対象期間における免除または減額された税額を利益の額とする。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

クエン酸： 本補助金は反復する補助金である。従って、税が減免された年に、その全額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。Yuxing 社について 0.11%の補助金率となった。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。DHMP 社について 0.49%の補助金率となった。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。しかし、RHI 社について調査対象期間における利益の額は無かったため、同社について補助金率は計算されない。

50. 税減免（国内産品優先補助金）： 国内設備購入に対する増値税の免除（VAT Rebates on Purchases of domestically Produced Equipment）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

1999 年国税庁第 171 号（外資企業による国内生産設備の購入についての行政試行措置に関する租税の国家管理通達）第 3 条により、外資企業及び一部の国内企業が特定分野の設備を国内生産者から調達した場合、増値税が免除される。また、第 4 条において、増値税免除の対象となる設備の種類が定められている。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 塗工紙（Coated Free Sheet Paper; C-580-906）
- ・ クエン酸・クエン酸塩（Citric Acid and Certain Citrate Salts; C-570-938）
- ・ ワイヤーパレット（Wire Decking; C-570-950）

- ・ マグネシアカーボン煉瓦 (*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

なお、ワイヤーパレットの事例において、中国政府は、本制度は、国内生産設備を購入した外資企業に対する税還付廃止通知（第 176 号）により、2009 年 1 月 1 日をもって廃止され、それ以前に購入された国内生産設備についての申請は 2009 年 6 月 30 日をもって終了する、と報告した。これに対し、商務省は、当該申請についての増値税還付の時期が明確ではないこと、また、本措置は反復されない補助金として年間売上高の 0.5%以上の還付額については設備償却期間に配賦しているところから利益残余があることを理由として、本措置は 19 CFR 351.526(d)(1)に定める制度全体としての廃止要件を満たしていないと認定し、本措置が廃止されたものとは認められないとした。

b) 資金面での貢献

塗工紙： 本措置は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める政府の歳入の放棄である。従って、資金面での貢献にあたる。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： クエン酸における認定に同じ。

c) 利益の有無の判断

塗工紙： 間接税の減税は 19 CFR 351.510(a)(1) に定める通り、その支払いを免除された金額が利益である。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： クエン酸における認定に同じ。

d) 特定性

塗工紙： 国内設備購入は、関税法第 771 条(5A)(C)に定める国内産品優先補助金であるから、特定性が認められる。なお、中国政府は国内設備購入プログラムと輸入設備購入プログラムに差のないことを主張したが、中国政府は、米商務省規則に定める¹⁷、全体を構成するプログラムとして相互関連していることを立証していない。また、本措置を定めた 1999 年国税庁第 171 号と、輸入設備購入プログラムを定めた 1997 年国務院通達第 37 号は、別途のものであり、目的も異にしている、従って、その主張は認められない。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： クエン酸における認定に同じ。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

塗工紙： 免除または減額された税額が利益の額である。

クエン酸： 塗工紙における認定に同じ。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： クエン酸における認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

塗工紙： 本措置は 19 CFR 351.524(c)(1)に定める反復する補助金である。従って、税の減免された年に、その金額を配賦する。補助金率は、調査対象期間の利益の額を調査対象期間における総売上高で除して得た率とする。その結果、GE 社について 0.08%の補助金率となった。

クエン酸： 通常の減免税措置と異なり。本措置は設備に関する減税措置であるから、反復しない補助金として取り扱う。従って、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。税の減税が行われた年の減税額が当該年の 0.5%未満であった場合、当該減税額を当該年に全額配賦した。その他の年については、この産業の資産の償却期間である 9.5 年を四捨五入して得た期間である 10 年間に配賦した。調査対象期間の利益の額を計算するにあたっては、更に、各年末で未償却となる利益の額について割引率を掛けて金利額を計算した。かかる計算により調査対象期間に配賦され

¹⁷ 19 C.F.R. § 351.502(c)

た利益の額を調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、TTCA 社について 0.24%の補助金率となった。

なお、この割引率は、軽量感熱紙の事例における方法と同様の方法を採用した。

ワイヤーパレット： クエン酸における認定に同じ。本事例の資産の償却期間は 12 年と認定された。また、割引率は、角形薄厚鋼管、クエン酸の事例における認定と同じ方法、同じ情報源に基づいて計算した。その結果、Eastfound 社について 0.13%の補助金率となった。

マグネシアカーボン煉瓦： クエン酸における認定に同じ。本事例の資産の償却期間は 15 年と認定された。また、割引率は、塗工紙、軽量感熱紙、油井管の事例における認定と同じ方法、同じ情報源に基づいて計算した。その結果、RHI 社について 0.51%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： クエン酸における認定に同じ。本事例の資産の償却期間は 13 年と認定された。また、割引率は、塗工紙、軽量感熱紙、油井管の事例における認定と同じ方法、同じ情報源に基づいて計算した。その結果、Gold 社について 0.20%の補助金率となった。

51. 民営化後の企業への補助金の移転

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

政府が支配する企業の所有権が移転した場合において、その譲渡価格が独立当事者間取引による公正市場価格を下回っていた場合、譲渡前に企業に交付された補助金は譲受後の企業に移転したとするもの。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)

b) 資金面での貢献

オフロードタイヤ：

独立当事者間取引による公正市場価格であったか否か

2006 年、調査対象企業である Starbright 社は、河北タイヤ社 (Hebei Tire) の資産を譲り受けた。河北タイヤ社は 2000 年に国有企業から民営化されたが、依然として郷 (村落) 委員会を通じて政府が所有権を維持しており、取締役 8 名のうち 6 名は国有企業時の総公司から派遣された者のままで、社内記録も国有企業の名称と民営後の名称の双方を使用しているなど、実態面でも国有企業と変わっていない。また、商務省は、角形薄厚鋼管の事例において郷 (村落) 委員会が所有する郷鎮企業は政

府機関として取り扱うこととした。河北タイヤ社は政府に支配されていた企業であると認定する。

河北タイヤ社の資産売却は、売主と買主とが独立した当事者として取引したものではなかった。これは、河北タイヤ社の会長が競売手続において銀行融資の担保額以上で売却しないよう動いていたこと、即ち、河北タイヤ社の会長は売主と買主の双方の立場にあったところから裏付けられる。また、従業員株主は Starbright 社に雇用されることを前提として資産売却を承認している点も、独立当事者間の取引ではなかったことを示している。

また、河北タイヤ社の資産売却価格は公正市場価格ではなかったと認定する。この認定基準は、政府は民間の商業的売主として行為したか否かであるが、これは、客観的な分析、参入障壁、最高価格での落札などの要因を検討して認定される。本件では、河北タイヤ社の資産評価は売却価格交渉の後で契約署名の 1 週間前に発出されたものであり、地方政府への提出資料として作成されたに過ぎないことから、資産価格について客観的な分析がなされたとはいえない。また、買主である GPX 社以外の入札者はなく、また本競売は他の事業者に周知されていたとは言えない。落札価格については、独立当事者間の取引で述べた通り、最高価格での落札がなされたとは認定されない。

以上から、河北タイヤ社の資産売却は独立当事者間取引による公正市場価格であったとは言えない。従って、河北タイヤ社に交付されていた反復しない補助金は、Starbright 社に移転したと認定する。

資金面での貢献： 譲渡会社側への債務免除

河北タイヤ社は、国有銀行からの借入のうち資産売却により支払われた金額を上回る部分は返済の見込みがなかった。これは、政府、銀行を含め、資産売却契約時に全ての当事者が認識していた事項である。従って、イタリア産ステンレス厚板の事例を踏襲し、資産売却時に、実質的に債務免除がなされたものと認定する。よって、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

資金面での貢献： 譲渡会社側の保証債務

河北タイヤ社は判決により保証債務を負っていたが、これについても銀行借入と同様に、債務免除されたものと認定する。よって、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

なお、河北タイヤ社のその他の残存債務については証拠不十分であるため、相殺関税の対象としない。

資金面での貢献： 譲渡会社に交付されていた土地使用権及び土地賃貸借

土地について、国有企業再編政策により河北タイヤ社に交付された利用権と、郷（村落）委員会から提供された賃貸借との 2 種類がある。いずれも、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

オフロードタイヤ： 土地については、「物品・サービスの提供： 経済特区の土地リース料（Land for Less Than Adequate Remuneration）」の項にまとめたので、そちらを参照いただきたい。

d) 特定性

オフロードタイヤ： 債務免除は河北タイヤ社という特定企業になされたものである。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

また、保証債務についても、河北タイヤ社、連帯保証人、原債務者に限定されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

なお、破産手続による債務免除は制度として全ての企業に適用されるところから特定性がないが、河北タイヤ社は破産手続にあったものではないため、この原則は当てはまらない。

土地については、「物品・サービスの提供： 経済特区の土地リース料（Land for Less Than Adequate Remuneration）」の項にまとめたので、そちらを参照いただきたい。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

オフロードタイヤ： 資産売却により河北タイヤ社に対してなされた債務免除額全額が Starbright 社に移転したものと判断する。よって、債務免除額全額が利益の額である。実際の売買価格と公正市場価格との差額を利益の額とする考え方は採用しない。また、同社の残存資産については証拠不十分であるため、かかる資産額を差し引くことはしない。

保証債務のうち、裁判所の判決により連帯債務者があることが明確とされた部分については、連帯債務者に按分した額を利益額とする。かかる判決のない保証債務については、全額を利益額とする。

土地については、「物品・サービスの提供： 経済特区の土地リース料（Land for Less Than Adequate Remuneration）」の項にまとめたので、そちらを参照いただきたい。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

オフロードタイヤ： 債務免除額は反復しない補助金であるから、この産業の資産の償却期間である 14 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間

の利益の額を 2006 年の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Starbright 社について 2.60%の補助金率となった。

保証債務についても同様の計算を行い、Starbright 社について 9.23%の補助金率となった。

なお、割引率の計算は、「政府政策融資（Government Policy Lending Program）」の項を参照いただきたい。また、土地については、「物品・サービスの提供： 経済特区の土地リース料（Land for Less Than Adequate Remuneration）」の項にまとめたので、そちらを参照いただきたい。

52. 債務免除： 債務免除・融資返済不履行

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業が国有商業銀行からの融資債務を不履行したものの、国有商業銀行はその融資返済の交渉を行っていないところから、国有商業銀行は融資額の返済を期待していないとして、債務免除がなされたと認定した。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ オフロードタイヤ（*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913）
- ・ 軽量感熱紙（*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921）

また、次の事例では、融資残額について、実際に債務免除がなされた。

- ・ 油井管（*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944）
- ・ シームレスパイプ（*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957）

b) 資金面での貢献

オフロードタイヤ： 債務免除は関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める資金面での貢献にあたる。

軽量感熱紙： 本件では融資が ZG 社の株主である、国有ノンバンクからなされていた。オフロードタイヤと同様に、融資が返済されることについての合理的な期待がない場合、債務免除がなされたものとして扱う。本件では返済期日が到来したものの返済されておらず、そのた機密として扱う情報から、かかる場合にあたると認定する。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める直接的な資金の移転にあたり、資金面での貢献にあたる。

油井管： TPCO 社に対し、2001 年の債務株式交換の後の残存融資について、中国政府から 2006 年、2008 年に債務免除がなされた。債務の放棄は、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める直接的な資金の移転にあたり、資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： TPCO 社について、油井管における認定に同じ。また、Hengyang 社は中国政府から債務再編措置を受け、2005 年、2006 年、2007 年、2008 年と債務免除を受けていた。なお、その内容は秘密情報であるとして公開されていない。いずれの場合も、債務の放棄は、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める直接的な資金の移転にあたり、資金面での貢献であると認定された。

c) 利益の有無の判断

オフロードタイヤ： 19 CFR 351.508(a)に定めるとおり、債務免除額が利益である。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

d) 特定性

オフロードタイヤ： 本件は、TUTRIC 社のみに対する資金面での貢献であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

軽量感熱紙： 本件は ZG 社のみに対する資金面での貢献であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

油井管： TPCO 社のみに対する資金面での貢献であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

シームレスパイプ： TPCO 社、Hengyang 社とも、当該会社のみに対する措置であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

オフロードタイヤ： 債務免除額全額が補助金の利益の額である。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

油井管： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

シームレスパイプ： オフロードタイヤにおける認定に同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

オフロードタイヤ： 債務免除は反復しない補助金であるので、19 CFR 351.524(b)に定める方法により計算する。補助金の額は、その補助金が交付された年の売上高の0.5%以上だったところから、調査対象産業の資産の償却期間14年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。これにより調査対象期間に配賦された補助金の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除した。その結果、TUTRIC 社について、6.14%の補助金率となった。

軽量感熱紙： オフロードタイヤにおける認定、計算方法に同じ。調査対象産業の資産の償却期間は13年と認定された。その結果、ZG 社について、2.32%の補助金率となった。

油井管： オフロードタイヤにおける認定、計算方法に同じ。調査対象産業の償却期間は15年と認定された。その結果、TPCO 社について、0.14%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 債務免除は、その都度受けていたものであるから、反復しない補助金である。その他、オフロードタイヤにおける認定に同じ。会社資産の償却期間は15年と認定された。また、割引率についての計算方法は軽量感熱紙、クエン酸の事例から変更されていない。その結果、TPCO 社について0.07%、Hengyang 社について0.54%の補助金率となった。

53. 債務免除： 営業譲渡により旧会社に残された債務

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

破綻した国有の旧会社より、経営陣が会社の営業譲渡を受け新会社で事業を継続した。この際、旧会社には買掛債務及び回収不能な売掛債権が残されたと認められた。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 丸形溶接鋼管（Circular Welded Carbon Quality Steel Pipe; C-570-911）

b) 資金面での貢献

丸形溶接鋼管： 民営化により旧会社に残された買掛債務は新会社に対する債務免除であるとする実務対応（例えば、*Final Affirmative Countervailing Determination: Stainless Steel Plate in Coils from Italy*, 64 FR 15508, 15512 (March 31, 1999)）を踏襲し、本件でも、旧会社に残された買掛債務については新会社に対して債務免除がなされたものとして取り扱う。従って、関税法第 771 条(5)(D)(i)に定める直接的な資金の移転にあたり、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接鋼管： 19 CFR 351.508(a)に定めるとおり、債務免除額が利益である。

d) 特定性

丸形溶接鋼管： 本件は、East Pipe 社のみに対する資金面での貢献であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

丸形溶接鋼管： 債務免除額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接鋼管： 債務免除は反復しない補助金であるから、19 CFR 351.524(c)(1) に従って、調査対象産業の資産の償却期間 15 年間に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、East Pipe 社について、1.08%の補助金率となった。

なお、塗工紙の場合と同様に、割引率として使用できる中国内の長期金利が見当たらなかった。また適切な中国内の短期金利も見当たらなかった。このため、短期金利は LIBOR に 1 年満期の BB 格付社債のスプレッドを加えたものとし、長期金利は当該短期金利を、ブルームバーグ BB 格付け米国社債の長期金利を用いて調整した。かかる調整により得た長期金利を割引率とした。

54. 債務免除： 土地使用権債務の免除

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

中国政府が売却したされた土地使用権のうち、売却代金の一部が未払いであったが、その部分に債権放棄がなされたと認定した。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 角形薄厚鋼管（Light-Walled Rectangular Pipe and Tube; C-570-915）

b) 資金面での貢献

角形薄厚鋼管： 未払い土地使用権代金の未回収は、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める債務免除にあたり、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

角形薄厚鋼管： 債務免除額全額が利益である。

d) 特定性

角形薄厚鋼管： 本債務免除は、限定された企業のみに対する資金面での貢献であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

角形薄厚鋼管： 債務免除額全額が補助金の利益の額である。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

角形薄厚鋼管： 債務免除は 19 CFR 351.524(c)(1) に定める反復しない補助金である。また、補助金の額は、19 CFR 351.524(b)に定める、その補助金が交付された年の売上高の 0.5%以上だったところから、調査対象産業の資産の償却期間 15 年に配賦した。また、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により得られた調査対象期間の利益の額を回答企業の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、ZZ Pipe 社について、0.1% の補助金率となった。

割引率は次の方法により計算された長期金利とした。まず、政府政策融資の項における塗工紙における方法を踏襲して、世界銀行の GNI 国分類のうち 2004 年 7 月現在の中低位国 49 ヶ国の貸出金利をインフレーション率及び統治指標により調整する回帰分析法により短期金利を計算した。ただし、それらの国のうち、商務省が非市場経済国と認定している 6 ヶ国、IMF にインフレーション率及び貸出金利が報告されていない国、更にインフレーション率又は貸出金利が異常値である 2 ヶ国を除いて計算した。その結果、短期金利は 8.15%と計算された。この短期金利をブルームバーグの BB 格付け社債金利により長期金利に変換した。その結果、割引率として用いる長期金利は 2004 年において 23.97%と計算された。

55. 物品・サービスの提供： 国有企業からの原料提供（Goods for Less Than Adequate Remuneration）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象製品の原材料が中国国有企業から直接または商社を介して調査対象企業に販売された。

この補助金は次の事例において認められた。

- 丸形溶接鋼管 (*Circular Welded Carbon Quality Steel Pipe*; C-570-911)
- 角形薄厚鋼管 (*Light-Walled Rectangular Pipe and Tube*; C-570-915)
- ラミネート加工布袋 (*Laminated Woven Sacks*; C-570-917)
- オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)
- 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管 (*Certain Welded Austenitic Stainless Pressure Pipe*; C-570-931)
- 丸形溶接炭素ラインパイプ (*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936)
- 手押し芝手入れ機及びその部品 (*Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof*; C-570-940)
- 台所収納・棚 (*Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks*; C-570-942)
- 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- 鋼製グレーチング (*Certain Steel Grating*; C-570-948) (なお、本措置(熱延鋼板及び線材の購入)について中国政府、調査対象企業ともに調査に非協力であるとされ、全ての項目について不利な推定によることとされたため、以下の個別項目については記載しない。)
- ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)
- グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)
- ドリルパイプ (*Drill Pipe*; C-570-966)

b) 資金面での貢献

丸形溶接鋼管： 中国政府が過半数の株式を所有している中国企業（宝鋼集団有限公司、その他の中国鉄鋼メーカー）は「当局」（*authority*）であると認定し、当該企業からの鋼板購入は、中国内の民間商社を経由して購入された場合であっても、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める資金面での貢献にあたると認定した。

角形薄厚鋼管： 丸形溶接鋼管における認定に同じ。

ラミネート加工布袋： 中国において生産されたポリエチレン及び二軸延伸ポリプロピレンについて、中国政府から何らの情報提供をしなかったため、不利な推定として、その全てが中国国有企業により生産されたものと認定する。従って、当該物品は「当局」から供給されたものであるから、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたる。

オフロードタイヤ： 丸形溶接鋼管おける認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 中国政府が過半数の株式を所有している中国企業からの鋼材（ステンレス鋼巻）の提供である。関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたる。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 中国政府は必要とされる情報を提供しなかった。従って、不利な推定として、中国政府が全ての熱延鋼板生産者を所有していると認定する。これにより、材料である熱延鋼板は中国政府の所有する企業から商社を通じて供給されていると認定する。よって、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたりと認定する。

手押し芝手入れ機： 中国政府は材料である熱延鋼板及びその生産者に関して必要とされる情報を提供しなかった。このため、丸形溶接炭素ラインパイプと同様に不利な推定を行い、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、公的機関からの物品の提供であると認定した。

台所収納・棚： 丸形溶接鋼管の事例において認定した通り、商社を通じて「当局」である生産者から購入した材料（本件では線材）を購入した場合、かかる公的機関からの物品の提供であり、資金面での貢献にあたりと認定する。また、オフロードタイヤにおいて認定した通り、中国政府が過半数の株式を所有している線材生産者は、「当局」であると認定する。さらに、本件では、中国政府が過半数の株式を所有していない生産者についても、「当局」であると認定する。（なお、その具体的な事実認定は機密情報であるとして、公表されていない。）従って、本線材の購入は、資金面での貢献であると認定される。（法の条項を特定していない。）

油井管： 中国政府は材料である棒鋼・ビレット及びそれら生産者に関して必要とされる情報を提供しなかった。このため、不利な推定を行い、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたりと認定した。

PC 鋼より線： 丸形溶接鋼管の事例において認定した通り、中国政府が過半数の株式を所有している中国企業は関税法第 771 条(5)(B)に定める「当局」であると認定する。また、圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管、丸形溶接炭素ラインパイプ、台所収納・棚の事例において認定した通り、商社を通じて「当局」である生産者から購入した材料（本件では線材）を購入した場合、かかる公的機関からの物品の提供であり、資金面での貢献にあたる。従って、本線材の購入は、関税法第 771 条(5)(D)(iv)に定める公的機関からの物品の購入として、資金面での貢献にあたる。

（本事例では、該当条項を関税法第 771 条(5)(D)(iv)（物品の購入）に変更しているが、同号は政府が購入する場合を指すものであり、誤りであると思われる。）

ワイヤーパレット： 丸形溶接鋼管において認定した通り、中国政府が過半数の株式を所有している中国企業は「当局」とであると認定する。また、当該企業からの鋼板購入は、中国内の民間商社から購入された場合であっても、関税法第 771 条(5)(D)(iv)に定める物品の購入にあたりと認定する。（適用条項については、PC 鋼より線に同じ。）Eastfound 社は線材及び熱延鋼板をかかす「当局」から購入していた。従って資金面での貢献を受領していると認定する。他方、DHMP 社はいずれの線材、熱延鋼板も「当局」から購入したものではないと認められたところから、資金面での貢献を受領していないと認定する。

シームレスパイプ： 中国政府は材料である棒鋼・ビレット及びそれら生産者に関して必要とされる情報を提供しなかった。このため、不利な推定を行い、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供であるとして、資金面での貢献にあたりと認定した。

また、コークについても、中国政府はそれら生産者に関して必要とされる情報を提供しなかった。このため、不利な推定として、調査対象企業へコークを供給している全ての者は政府「当局」とであると認定した。よって、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたりと認定した。

グラフィック印刷用塗工紙： 中国政府は、本事例で問題とされた苛性ソーダ、カリオン粘土、二酸化チタニウムのいずれの生産者に関して、それら生産者の所有者について一部しか提出せず、必要とされる全ての情報を提供しなかった。このため、不利な推定として、調査対象企業へそれら化学物質を供給している全ての者は政府「当局」とであると認定する。よって、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供であるとして、資金面での貢献にあたりと認定した。

ドリルパイプ： 調査対象企業である DP Master Group 社は、その原材料である Green tube 全量を国有企業から購入していた。国有企業は政府「当局」であるから、当該原材料の購入は関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める公的機関からの物品の提供として、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

丸形溶接鋼管： 後述する利益の額の節で説明する通り、鋼板の販売において国有企業は適切な収入を得ていたものではない。また、調査対象企業は中国の中国内の民間商社から鋼板を購入したものであっても、ベンチマーク価格よりも低い価格で購入しているものであるから、関税法第 771 条(5)(E)(iv)に基づき、利益がもたらされていると認定する。

角形薄厚鋼管： 丸形溶接鋼管に同じ。

ラミネート加工布袋： 後述する利益の額の節で説明する通り、二軸延伸ポリプロピレンの提供において国有企業は適切な収入を得ていたものではない。従って、関税法第 771 条(5)(E)(iv)に基づき、利益がもたらされていると認定する。他方、ポリエチレンについての利益はない。

オフロードタイヤ： 丸形溶接鋼管における認定に同じ。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 関税法第 771 条(5)(E)(iv) 及び 19 CFR 351.511(a) に定める通り、後述する利益額の計算から利益額が認められたところから、利益がもたらされていると認定する。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

手押し芝手入れ機： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

台所収納・棚： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

油井管： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

PC 鋼より線： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

ワイヤーパレット： 線材、熱延鋼板とも、後述する利益額の計算から利益額が認められたところから、圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定と同様、利益がもたらされていると認定する。

シームレスパイプ： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

ドリルパイプ： 圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管における認定に同じ。

d) 特定性

丸形溶接鋼管： 熱延鋼板の販売先は、建設業、自動車産業、電子機器産業、機械産業、化学産業及び長距離パイプライン製造業等に限られているとしている。従って、事実上の特定性が認められる。

角形薄厚鋼管： 丸形溶接鋼管に同じ。

ラミネート加工布袋： 二軸延伸ポリプロピレンを使用する産業は印刷、梱包、粘着テープ、バッグ製造者という「限られた数」である。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。他方、ポリエチレンについては利益が認定されないため、特定性の判断はしない。

オフロードタイヤ： 国有企業から提供された天然ゴム及び合成ゴムを使用する産業は限られている。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性が認められる。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 中国政府はステンレス鋼巻の提供先についての情報提供を怠ったため、中国側に不利な推定を行うこととする。国有企業は当該鋼材を提供した産業は限られていると認定し、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 中国政府は必要とされる情報を提供しなかった。従って、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

手押し芝手入れ機： 中国政府は必要とされる情報を提供しなかった。従って、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

台所収納・棚： 中国政府から提供された情報から、相当数の企業が線材を購入しているものの、それら企業が属する産業は数に限りがある。従って、角形薄厚鋼管における認定と同様に、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

油井管： 中国政府の情報から、ビレットは鉄鋼産業のうちの 7 分野において使用されていると認められた。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

PC 鋼より線： 中国政府の情報から、相当数の企業が線材を購入していることが認められるものの、それら企業が属する産業は数に限りがある。従って、角形薄厚鋼管、台所収納・棚における認定と同様に、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

ワイヤーパレット： 線材、熱延鋼板とも、PC 鋼より線における認定に同じ。

シームレスパイプ： 中国政府は、「ビレットはシームレスパイプ工業により使用されている」と回答した。従って、油井管における認定と同様に、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

コークスについて、中国政府は必要とされる情報を提供しなかった。従って、不利な推定として、Hengyang 社のみに供給する制度であると認定する。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性があると認定する。

グラフィック印刷用塗工紙： 中国政府は、商務省の苛性ソーダ、カリオン粘土、二酸化チタニウムの消費産業についての質問に対して、数多くの産業と回答したのみで、具体的な名称を回答しなかった。従って、不利な推定として、特定性があると認定する。

ドリルパイプ： 油井管における認定を踏襲して、本措置についても、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に定める事実上の特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

丸形溶接鋼管： 本件では、中国政府が非協力であったところから中国国内の総販売量の 96.1%が中国国有企業により生産されたものと認定する。かかる状況においては、中国市場の価格は政府の介入により歪められたものと判断される。従って、中国国内価格はベンチマークとして使用できない。中国への輸入鉄鋼価格は、その輸入数量が少ないため、信用に値する数値ではない。よって、ベンチマークとして使用することはできない。従って、国際価格である **Steel Benchmark**（米国の鉄鋼価格指標を公表）に示された取引価格データをベンチマーク価格の基礎とする。

補助金の利益の額は、月次平均のベンチマーク価格と当該月の実際の購入額の当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

角形薄厚鋼管： 郷（村落）委員会が所有する郷鎮企業は政府機関として取り扱うこととする。その他は丸形溶接鋼管における認定と同じ。

ラミネート加工布袋： 中国政府は中国公有企業について何らの情報も提供しなかった。従って、中国に不利な推定を行うこととし、中国国内生産の二軸延伸ポリプロピレン及びポリエチレンは国有企業の製品に支配されているため中国国内の製品価格は歪曲されており、ベンチマークとならないと判断した。よって、二軸延伸ポリプロピレンについては、**World Trade Atlas**に記載された国際市場価格を輸送費、輸入費用、増値税により調整して、ベンチマーク価格とした。ベンチマーク価格としての第2の選択肢である国際価格として、ポリエチレンについてはロンドン金属取引所の 2006 年価格に同様の調整を行った価格をベンチマークとした。

補助金の利益の額は、二軸延伸ポリプロピレンについては、調査対象企業の調査対象期間の加重平均購入価格と 2006 年のベンチマーク価格とを比較し、当該差額に購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。ポリエチレンについては、ベンチマーク価格と国内購入価格から利益が交付されてないと認められた。

オフロードタイヤ： 天然ゴムの中国消費量のうち輸入が 75%を占め、合成ゴムについても輸入が 50%を占めている。従って、中国国内市場価格は中国政府により歪められていないと判断する。よって、それぞれについて、当該輸入価格に輸入経費、輸送経費を加えた価格の月次平均価格をベンチマークとする。一部の調査対象企業は輸入増値税の免除を受けていると認められなかったため、増値税額を加算する。

補助金の利益の額は、月次平均ベンチマーク価格を、同月の中国産の価格と比較し、当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 中国政府の情報では中国国有企業がステンレス鋼巻国内生産量の 82%を生産し、輸入を含めても中国市場の 71%を占めている。従って、中国国内価格は歪曲されていると認定する。従って、国際価格を検討したところ、**Steel Business Briefing** 及び **Management Engineering and Production Services** より、米国、欧州、アジア各地域の鋼材グレード別、月別のデータを入手できた。かかる価格は、調査対象企業（Win 社）の同鋼材輸入価格とほぼ同等であった。よって、それら国際価格は、19 CFR 351.511(a)(2)に定めるベンチマークの第一候補である、調査対象国国内の実際の取引に基づく市場価格であると認定する。

補助金の利益の額は、グレード別の月次平均ベンチマーク価格を、調査対象企業の工場渡しの段階の価格に調整し、当該価格と調査対象企業の中国国有商社からの購入価格とを比較し、当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 中国政府はステンレス鋼巻の提供先についての情報提供を怠ったため、中国側に不利な推定として、中国国内の全熱延鋼板生産は中国政府が所有する企業が行っていると認定する。ベンチマーク価格は、丸形溶接鋼管、角形薄厚鋼管と同様の理由により、国際価格である **Steel Benchmark**（米国の鉄鋼価格指標を公表）に示された取引価格データの月次平均をベンチマーク価格とする。

手押し芝手入れ機： 中国政府がその回答書において提出した情報は、現地調査において検証した熱延鋼板のデータと整合していなかった。商務省は中国政府に更なる説明及び資料提出を求めたが、中国政府は資料の提出を拒否した。従って、中国側に不利な推定として、中国国内の熱延鋼板生産は中国政府が所有する企業が支配していると認定する。ベンチマーク価格は、角形薄厚鋼管と同様の理由により、国際価格である **Steel Benchmark**（米国の鉄鋼価格指標を公表）に示された取引価格データをベンチマーク価格の基礎とする。

台所収納・棚： 本措置についても、米商務省規則 19 CFR 351.511(a)(2) に従って、次の順序によりベンチマークを判断する。

1. 第1選択肢： 調査対象国の市場における実際の取引に基づく市場価格（実販売、実輸入または競売）。
2. 第2選択肢： 調査対象国において購入出来る国際価格。
3. 第3選択肢： 政府価格が市場原則に則しているか否かの評価。

第1の選択肢である中国国内市場価格は歪曲されており、ベンチマークとならない。国有企業は、中国国内の線材生産の 46.12%を占めていた。また、郷鎮企業は 1.85%を占めていた。角形薄厚鋼管で認定した通り、郷鎮企業は「当局」とであると認定する。従って、中国国内の線材生産のうち中国政府が支配する企業が 47.97%を生産していたと認定する。本件では中国国内の線材生産の過半に達していないものの中国政府が線材市場において独占的な（predominant）地位にあったと認定する。その理由として、線材輸入量が中国市場の 1.53%しか占めていないこと、中国政府が株式の過半数を所有する企業であっても、外国資本が 25%以上を占めている企業は外資企業に分類されているため、実際に中国政府が支配している企業の生産高は更に多いものであることが挙げられる。これに加え、10%の輸出関税及び輸出ライセンス制度が、中国国内の線材市場価格を歪曲することに寄与していたものである。

中国の輸入線材は中国市場の 1.53%に過ぎない。角形薄厚鋼管で認定した通り、この量は少なすぎてベンチマーク価格として使用できない。

以上から、第1の選択肢に基づくベンチマークは見当たらなかったため、第2の選択肢に基づき線材の国際価格を使用する。米商務省規則 19 CFR 351.511(a)(2)(ii)に従って、国際価格の月次平均価格を用いる。このため、**Steel Business Briefing** 社及び

MEPS International 社の北米、欧州、アジアの線材データを使用する。かかるデータは、丸形溶接鋼管、角形薄厚鋼管においても使用したものである。かかるデータを人民元にし、さらに中国までの輸送費、輸入税、増値税を加えた価格をベンチマークとする。

油井管： 中国政府は棒鋼・ビレット及びそれら生産者に関して必要とされる情報を提供しなかった。従って、第 2 の選択肢として、Steel Business Briefing に記載されたラテンアメリカ、トルコ、黒海・バルカン地区の輸出価格を平均して得た国際価格をベンチマークとして使用する。それら価格は、中国までの輸送費、通関費用を加えて、調整した。

PC 鋼より線： 角形薄厚鋼管、台所収納・棚における認定と同様に、第 2 の選択肢に基づき線材の国際価格を使用する。本件では線材の型番 SWRH82B が使用されていた。この国際価格として、American Metals Market 及び CRU Monitor の月次データの単純平均を使用した。ただし、国際輸送費について、提訴者が提出したロサンゼルスから上海までの海上運賃により調整した。輸入関税及び輸入手数料については情報がなかったため調整しなかった。また、中国国内輸送費は、調査対象企業は供給先の出荷価格で購入していたこと、また中国国内輸送費の情報もなかったところから、調整しなかった。

ワイヤーパレット： 本事例においても、19 CFR 351.511(a)(2)に従ってベンチマークを検討する。

線材について、台所収納・棚において認定した事実と同様の事実が認められた。従って、台所収納・棚における認定と同様に、第 1 の選択肢である中国国内価格、輸入価格はベンチマークとならない。第 2 の選択肢である国際価格として、American Metals Markets の月次線材価格が提出された。他の情報は提出されなかった。中国国内の者もこの AMM 記載の線材価格で購入できたものと認められる。従って、AMM データを、ベンチマークとして使用する。また、当該価格を、国際輸送費について、提訴者が提出したロサンゼルスから上海までの海上運賃により調整した。海上保険についてはデータがなかったため、調整しなかった。輸入関税について、中国政府が提出したデータにより調整した。中国国内輸送費は、調査対象企業が供給先の出荷価格を提出していたこと、また中国国内輸送費の情報もなかったところから、調整しなかった。

熱延鋼板について、中国政府が提出したデータから、調査対象期間において、政府当局（国有企業及び郷（村落）委員会が所有する郷鎮企業）は国内生産の過半数を占めていたと認められた。かかる状況においては、中国市場の価格は政府の介入により歪められたものと判断される。従って、中国国内価格はベンチマークとして使用できない。第 2 の選択肢である国際価格として、Steel Benchmark Report の月次線材価格を使用する。他の情報は提出されなかった。中国国内の者もこの AMM 記載の線材価格で購入できたものと認められる。従って、同データを、ベンチマークとして使用する。なお、同データの月次データは複数あるため、それらを単純平均する。当該価格に線材と同様の経費調整を行った上で、ベンチマークとして使用する。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。ベンチマークも、油井管において使用した **Steel Business Briefing** のデータを用いる。それら価格は、中国までの海上運賃、輸入関税、増値税輸送費、通関費用を加えて、調整した。

コークについて、第 1 の選択肢である中国国内価格は次の理由から歪曲されていると判断し、第 2 の選択肢である中国国内の購入者が購入できる国際価格として、唯一提出されていた **Coke Market Report** に記載された米国及びカナダ輸出価格（月次ベース）の単純平均価格をベンチマークとすることとした。

- ・ 国有企業は中国コーク市場の 63%を供給していること。
- ・ コーク輸出について、2007 年には 5%、2008 年には 10%の輸出関税が課され、さらに輸出数量割当がなされていた。これらは、中国国内価格を押し下げる効果があること。
- ・ 輸入コークは、中国国内市場の 0.66%に過ぎないこと。

ベンチマークとされた国際価格は、調査対象企業までの輸送費、増値税を加えて、調整した。

補助金の利益の額は、調整後の月次平均ベンチマーク価格と調査対象企業の国内購入価格（工場渡し価格）とを比較し、当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

グラフィック印刷用塗工紙： 本事例においても、19 CFR 351.511(a)(2)に従ってベンチマークを検討する。

第 1 の選択肢である中国国内価格の調査に関し、中国政府は、国有企業及び郷鎮企業は、国内生産量のうち、苛性ソーダについて 36.68%、カリオン粘土について 33.1%を生産していると回答した。しかし、その回答では、所有者不明とする企業の生産量は含まれておらず、またカリオン粘土について 5 百万人民元以下の生産規模の会社は回答の対象外としている。よって、中国政府が回答した、中国「当局」の苛性ソーダ、カリオン粘土生産量は、少なくともそれら比率を占めていると認定する。また、輸入数量は極めて少ない。以上の理由から、中国国内価格はベンチマークとして使用できないと認定する。

よって、第 2 の選択肢である国際価格を検討する。苛性ソーダ、二酸化チタニウムについては、提訴者が提出した ICIS 社調査の月次世界各国市場価格の単純平均値を使用する。カリオン粘土については、Global Trade Atlas 統計の米国ドル建て取引価格を使用する。これらの価格を、調査対象企業までの輸送費、中国輸入関税、増値税を加えて調整した。

補助金の利益の額は、調整後の月次平均ベンチマーク価格と調査対象企業の国内購入価格（工場渡し価格）とを比較し、当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

ドリルパイプ： 本事例においても、19 CFR 351.511(a)(2)に従ってベンチマークを検討する。

第1の選択肢である中国国内価格の調査に関し、中国政府は、green tubes についての国内生産データはないとして、調査に協力しなかった。従って、中国政府が green tubes 生産において独占的な（dominant）地位にあり、中国国内価格は中国政府の価格により歪曲されていると認められる。このため、中国の green tubes 輸入価格もベンチマークとして採用できない。

第2の選択肢として、J/K55, N80Q, and L80 油井シームレス管を用いることとする。そのデータとして、提訴者及び調査対象企業双方から提出された Metal Bulletin Research 2009 年版（アメリカ、ヨーロッパ、中東、アジア価格）をベンチマークの基礎とする。当該データの価格に中国までの海上運賃、輸入関税、増値税、中国国内輸送費を加える。J/K55, N80Q, and L80 についてのそれらの月次価格を単純平均した価格をベンチマークとして使用する。

補助金の利益の額は、調整後の月次平均ベンチマーク価格と調査対象企業の国内購入価格（工場渡し価格）とを比較し、当該差額に各購入数量を乗じて得た額の合計額と認定した。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

丸形溶接鋼管： 本補助金は 19 CFR 351.524(c)に定める反復される補助金である。従って、補助金を受領した年に、その全額を配賦する。かかる計算により調査対象期間に配賦された金額を調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、East Pipe 社について 27.35%、Kingland 社について 44.84%の補助金率となった。

角形薄厚鋼管： 丸形溶接鋼管における計算方法に同じ。Lets Win 社について 1.90%、ZZ Pipe 社について 15.18%の補助金率となった。

ラミネート加工布袋： 調査対象期間の利益の額を調査対象企業の同期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Aifudi 社について 16.12%の補助金率となった。

オフロードタイヤ： 調査対象期間の補助金の利益の額の合計額を調査対象企業の同期間の総売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、GTC 社について 0.17%、TUTRIC 社について 0.08%、Starbright 社について 0.00%の補助金率となった。

圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管： 調査対象期間の補助金の利益の額を合計し、その合計額を調査対象企業の売上高で除して得た率を本プログラムの補助金率とした。次いで、同率を調査対象企業に米国向け売上高に掛けて得た値を、調査対象企業の香港商社からの米国売上高で除して得た率をもって補助金率とした。その結果、Win 社について、0.36%の補助金率となった。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 具体的な計算方法は、圧力配管用オーステナイトステンレス溶接管の場合と同様である。その結果、Northern Steel 社について 33.70%、Huludao 社について 33.48%の補助金率となった。

手押し芝手入れ機： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける計算方法に同じ。その結果、Superpower 社について 10.50%の補助金率となった。

台所収納・棚： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける計算方法に同じ。その結果、Wire King 社について 11.76%の補助金率となった。

油井管： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける計算方法に同じ。その結果、Changbao 社について 11.68%、Jianli 社について 15.48%、TPCO 社について 4.48%、WSP 社について 10.97%の補助金率となった。

PC 鋼より線： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける計算方法に同じ。その結果、Xinhua 社について 15.31%、Fasten 社について 6.18%の補助金率となった。

ワイヤーパレット： 丸形溶接炭素ラインパイプにおける計算方法に同じ。その結果、Eastfound 社の線材について 1.35%、同社の熱延鋼板について 0.32%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 調査対象期間の利益の額を調査対象期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について 4.77%、Hengyang 社について 2.51%の補助金率となった。

コークについても同様の計算を行い、Valin Xiangtan 社（Hengyang 社）について 5.51%の補助金率となった。

グラフィック印刷用途工紙： 調査対象期間の利益の額を調査対象期間の売上高で除して得た数値を補助金率とした。その結果、GE 社について、カリオン粘土及び二酸化チタニウムについては、調査対象期間の補助金率が 0.005%を下回ったため、それら化学物質に関する補助金に対する相殺関税は課さない。GE 社にかかわる苛性ソーダについては 0.80%の補助金率となった。

ドリルパイプ： 調査対象期間の利益の額を調査対象期間の売上高で除して得た数値を補助金率とした。その結果、DP Master Group 社について 7.27%の補助金率となった。

56. 物品・サービスの提供： 経済特区の土地使用权・賃貸借（Land for Less Than Adequate Remuneration）

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

特定の企業に対して土地使用权の販売価格、賃貸借価格を低く設定しているところから補助金が交付されたと認定した。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ ラミネート加工布袋 (*Laminated Woven Sacks*; C-570-917)
- ・ オフロードタイヤ (*Certain Pneumatic Off-the-Road Tires*; C-570-913)
- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)
- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ (*Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe*; C-570-936)
- ・ クエン酸・クエン酸塩 (*Citric Acid and Certain Citrate Salts*; C-570-938)
- ・ 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ・ ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959)

b) 資金面での貢献

ラミネート加工布袋： 山東省桓台县が土地使用权を交付したものであるから、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

オフロードタイヤ： *Starbright* 社について、土地使用权と賃貸借の 2 件が資金面での貢献とされた。上述したとおり、土地使用权と賃貸借との 2 種類がある。いずれも、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。なお、その背景の詳細は上述の「民営化後の企業への補助金の移転」の項を参照していただきたい。

軽量感熱紙： *GG* 社は、湛江土地局から購入した土地使用权は政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

裁判所の競売手続により取得した土地使用权については利益がないと判断されたため、資金面での貢献については判断しない。

丸形溶接炭素ラインパイプ： *Northern Steel* 社の関係会社は地方政府から土地使用权を購入したものであるから、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

クエン酸： TTCA 社は、3 区画について安丘市土地資源局から、2 区画から他の者から土地使用権を取得していた。このうち、安丘市土地資源局から取得した土地使用権は政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

また、Yixing 社は、2003 年に、それまで有していた土地利用権の譲渡を受け、新たに 50 年間の土地使用権を取得した。譲渡以前には 1996 年から 50 年とされていたところから、商務省が中国について補助金交付を認定することとした 2001 年以降に交付されたこととなる 7 年分について、相殺関税の目的上、政府の提供する物品またはサービスの提供であると認定する。従って、資金面での貢献にあたる。

油井管： TPCO 社は、東里地区土地資源管理局、天津港保税地区土地資源管理局、及びその他の当局（機密情報）より、それぞれ 1 区画の土地利用権を取得した。

また、TPCO 社は、TPCO 総公司から天津濱海新地区内の 2 区画の土地を賃貸借していた。TPCO 総公司（TEDA 持株会社）は天津経済技術開発地区運営委員会により所有されている。従って、TPCO 総公司是政府機関であると認定する。

従って、取得した土地使用権、また賃貸借のいずれも、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

PC 鋼より線： 江西省新余市当局より、新余先端技術経済開発区内の土地使用権を取得していた。ラミネート加工布袋における認定と同様に、これは関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める、政府の提供する物品またはサービスの提供である。従って、資金面での貢献にあたる。

ワイヤーパレット： DHMP 社が使用権得ていた土地のいずれも経済/工業特区内に所在していなかった。従って、相殺可能な取引ではなかったと認定する。Eastfound 社は、大連市金州地区の先端技術団地内の IT 工業地区に所在する土地使用権を大連政府から取得していた。これは、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める政府からの物品の提供にあたる。従って、資金面での貢献にあたる。

シームレスパイプ： 油井管における認定に同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： GE 社は、調査対象となる 2001 年末以後に、経済開発特区内の 1 区画の土地使用権を公的機関から取得していた。これは、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める政府からの物品の提供にあたる。従って、資金面での貢献にあたる。

c) 利益の有無の判断

ラミネート加工布袋： 利益額で述べる通り、ベンチマーク価格よりも低い価格で使用料が徴収されたものであるから、関税法第 771 条(5)(E)(iv)に従って、利益がもたらされていると認定する。

オフロードタイヤ： 利益額で述べる通り、土地使用权、賃貸借ともに、ベンチマーク価格よりも低い価格でのリース料であった。よって、19 CFR 351.511(a) に定める利益（適切な報酬以下での提供）がもたらされていると認定する。

軽量感熱紙： 湛江土地局から購入した土地使用权については、ラミネート加工布袋における認定と同じ。

裁判所の競売手続により取得した土地使用权については、ベンチマーク価格を上回っていたため、利益はない。

丸形溶接炭素ラインパイプ： 利益額で述べるとおり、19 CFR 351.511(a) に定める利益（適切な報酬以下での提供）がもたらされていると認定する。

クエン酸： ラミネート加工布袋において採用した方法を適用したところ、本件においても利益額が認められたところから、利益がもたらされていると認定する。

油井管： ラミネート加工布袋、オフロードタイヤにおける認定と同じ。

PC 鋼より線： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

ワイヤーパレット： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

シームレスパイプ： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

d) 特定性

ラミネート加工布袋： 工業団地内の土地使用权の供与は、特定の地域に所在する企業または産業にのみ与えられるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv) に定める地域特定性が認められる。

オフロードタイヤ： Starbright 社に対する土地使用权の賦与は、河北省邢台市改革実施通達において、組織変更を行った中国国有企業に限定し、その企業数まで特定されていた。従って、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。郷（村落）委員会からの賃貸借についても、邢台市の国有企業再編政策に基づくものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

軽量感熱紙： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： Northern Steel 社の関係会社の土地使用权を購入のうち、2006 年購入分については、本措置は経済特区内の企業にのみ適用されると認定されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv) に定める地域特定性が認められる。2004 年購入分については情報が提供されなかったため、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)に定める事実上の特定性があると認定する。

クエン酸： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

油井管： 本措置は、工業団地内の企業のみを提供されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

PC 鋼より線： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

ワイヤーパレット： 本措置は、先端技術団地内の土地の販売であり、その使用目的は金属製品産業に限定されていた。従って、ラミネート加工布袋において認定した通り、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。さらに、大連市政府は特定地域を先端技術団地に指定し、その土地利用権競売公告に示された通り、その応札対象を金属製品産業に限定して行われた販売であるから、関税法第 771 条(5A)(D)(i) に定める法令上の特定性が認められる。

シームレスパイプ： 取得した土地利用権は、工業団地内の企業のみを提供されるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。賃貸借については、TPCO 社に対して設定されたものであるから、関税法第 771 条(5A)(D)(iii)(I)に該当し、事実上の特定性が認められる。
{W&C： この点について、油井管の事例における判断を変更している。}

グラフィック印刷用塗工紙： 中国政府は、特定性を検討するために必要とされる経済特区内の土地使用権価格を提出しなかった。また、売り主である公的機関は、検証参加を拒否した。従って、不利な推定として、本土地使用権の提供には特定性があるものと認定する。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

ラミネート加工布袋： ベンチマーク価格については、19 CFR 351.511(a)(2)に従って、まず、第 1 の選択肢、即ち、使用できる中国国内価格の有無を検討した。中国国内では土地の私有が認められておらず、全て国有または集団的所有であると認定した。次に、リース市場について、中国政府は土地供給一次市場、二次市場の双方ともに中国政府が全般に介入しているため、中国国内では土地リース料についての市場は歪曲されており、よって、中国国内価格をベンチマーク価格とすることはできないと認定した。

第 2 の選択肢は中国国内の購入者が利用可能な国際価格であるが、土地リース料という性格から中国国外へ移転させて国際市場で販売できるものではないため、かかる国際価格は存在しないとした。

第 3 の選択肢として、中国政府の設定する価格は市場価格といえるか否かという点について検討した。その結果、特に、第 3 の選択肢に拠ることができない根拠として、中国国内における不適切な価格での農地収容、国有企業に対する無償貸与、違法取引の横行、地方政府職員への賄賂提供、更に Aifudi 社への土地利用料も、法に定められた土地価格評価を行わずして設定された、という事実から中国国内価格は市場価格であるとはいえないと認定した。

従って、その他の適切な価格をベンチマークとすることとなる。そのため、このために、米商務省は、中国周辺の各国のデータを検討して、国民一人あたりの国内総生産、人口密度からタイ国の土地価格が適切であると判断した。次に、本件の土地使用権の対価は契約時に全額を支払う形式であるところから、同国の土地価格のうち工業団地内の土地売買価格を用いることとした。

ベンチマーク価格としたタイ国の工業団地における単位面積当たりの土地売買価格と本件土地使用権の対価との差額を計算し、土地使用権の賦与された面積で乗じて補助金の利益の額を計算した。

オフロードタイヤ： タイ国の土地価格のうち工業団地内の土地売買価格を用いるとした認定はラミネート加工布袋と同様である。

土地賃貸借の賃貸料は、年次料金の支払い義務があるところから、タイ国における土地活用による年間収益額をベンチマーク価格とすることとした。タイ国におけるリース料金のデータが入手できなかったため、不動産投資信託（REIT）の平均年間収益率 7.4%を使用した。

賃貸料については、タイ国の工業団地における単位面積当たりの土地売買価格に収益率 7.4%を乗じて得た金額をベンチマーク価格（年額リース料相当額）とし、当該価格と調査対象企業が政府に支払った年額リース料との差額にリース面積を乗じて得た金額を補助金の利益の額と認定した。

軽量感熱紙： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

丸形溶接炭素ラインパイプ： ラミネート加工布袋、オフロードタイヤ、軽量感熱紙における認定と同じ。タイの土地売買価格をベンチマークとした。

クエン酸： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

油井管： ラミネート加工布袋以降、新たな情報は提供されていない。よって、ラミネート加工布袋、オフロードタイヤにおける認定に同じく、タイの土地価格をベンチマークとして使用する。

PC 鋼より線： ラミネート加工布袋において認定したタイの土地価格をベンチマークとして使用する。なお、中国が WTO 加盟以前に取得された 2 区画については補助金を計算しない。

ワイヤーパレット： 本措置における 1 区画は競売により取得されたものであるとはいえ、その区画は「金属製品産業」に限定されたものである。さらに、実際の競売入札者は Eastfound 社 1 社であった。従って、当該競売は 19 CFR 351.511(a)(2)(i)に定める一般の者が参加できる、公開された競争入札であったとはいえない。よって、第 1 選択肢としてのベンチマークとならない。

本措置では、2006 年及び 2008 年に購入されている。従って、当該年についてのラミネート加工布袋における認定と同様のベンチマークを使用する。

シームレスパイプ： ラミネート加工布袋以降特段にあらたな情報は提供されていないと認定した点を含め、油井管における認定と同じ。

グラフィック印刷用塗工紙： ラミネート加工布袋における認定と同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

ラミネート加工布袋： 補助金の利益の額を土地使用権の期間に配賦した。更に、19 CFR 351.524(d) に定める方法（反復されない補助金の計算方法）により、各年末で未償却となる利益の額について割引率を用いて計算した金利額を加えた。かかる計算により調査対象期間の補助金の利益の額を計算した。

調査対象期間の補助金の利益の額は、調査対象企業の同期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Aifudi 社について 13.32%の補助金率となった。

オフロードタイヤ： 土地使用権は、ラミネート加工布袋と同様である。その結果、Starbright 社について 0.71%の補助金率となった。

補助金の利益の額を調査対象企業の総売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Starbright 社について 0.90%の補助金率となった。

軽量感熱紙： ラミネート加工布袋における認定と同じ。その結果、GG 社について 0.17%の補助金率となった。

丸形溶接炭素ラインパイプ： ラミネート加工布袋における計算方法と同じ方法により、また、割引率について軽量感熱紙における計算方法と同じ方法により、調査対象期間の利益の額を計算した。かかる利益の額を関係する製品の調査対象期間の売上高で除して補助金率を計算した。その結果、Huludao 社について 0.78%の補助金率となった。

クエン酸： ラミネート加工布袋における認定と同じ。割引率は軽量感熱紙における計算方法と同じ方法により計算した。その結果、TTCA 社について 2.09%、Yixing 社について 0.08%の補助金率となった。

油井管： ラミネート加工布袋、オフロードタイヤにおける認定と同じ。その結果、TPCO 社の土地使用権について 0.11%、賃貸借について 2.55%の補助金率となった。

PC 鋼より線： ラミネート加工布袋における認定と同じ。その結果、Xinhua 社の土地使用権について 0.01%の補助金率となった。

ワイヤーパレット： ラミネート加工布袋における認定と同じ。その結果、Eastfound 社の土地使用権について 0.56%の補助金率となった。

シームレスパイプ： ラミネート加工布袋における認定と同じ。その結果、TPCO 社の土地使用権について 0.11%、賃貸借について 2.56%の補助金率となった。

グラフィック印刷用塗工紙： ラミネート加工布袋における方法に同じ。調査対象期間の利益額を調査対象期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、GE 社について 0.85%の補助金率となった。

57. 物品・サービスの提供： 電気料金 (**Provision of Electricity for Less than Adequate Remuneration**)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

調査対象企業に適用されていた電気料金について、他の地域または他の企業に適用されていた料金よりも優遇されていると認定されたものである。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ 軽量感熱紙 (*Lightweight Thermal Paper*; C-570-921)
- ・ 台所収納・棚 (*Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks*; C-570-942)
- ・ 油井管 (*Certain Oil Country Tubular Goods*; C-570-944)
- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946)
- ・ 鋼製グレーチング (*Certain Steel Grating*; C-570-948)
- ・ ワイヤープレット (*Wire Decking*; C-570-950) (本件では中国政府が調査対象企業の所在する地域の電気料金表を提出しなかったため、商務省は、不利な推定として PC 鋼より線において認定した補助金率を適用した。従って、以下の分析は行わない。)
- ・ マグネシアカーボン煉瓦 (*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955) (本件では中国政府が電気料金に関する情報を提出しなかった。このため、商務省は、不利な推定に基づく事実認定を行っている。従って、以下の分析は行わない。)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957) (本件においても、中国政府が電気料金に関する情報を提出しなかった。このため、商務省は、不利な推定に基づく事実認定を行っている。従って、以下の分析は行わない。)
- ・ グラフィック印刷用塗工紙 (*Certain Coated Paper Suitable for High-Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses*; C-570-959) (本件においても、中国政府が電気料金に関する情報を提出しなかった。このため、商務省は、不利な推定に基づく事実認定を行っている。利益額の計算では調査対象企業の実際の支払額を使用した。ベンチマークは不利な推定として中国内の最高電気料金を使用した。従って、以下の分析は行わない。)

- ・ ドリルパイプ (Drill Pipe; C-570-966)

b) 資金面での貢献

軽量感熱紙： 広東省の電気料金は広東（省）価格局が作成していたが、その価格は省内の地域により異なったものであった。かかる電力は政府が供給しているところから、関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める資金面での貢献にあたる。

台所収納・棚： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、資金面での貢献があったと認定する。

油井管： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、資金面での貢献があったと認定する。

PC 鋼より線： 調査対象企業である Fastern 社に対して、変動率コスト、変圧器許容量又は最大需要コストの 2 種類それぞれについて、オフピーク、通常、ピーク時の 3 分類の料金が設定されていた。中国政府は電力は社会基盤であると主張したが、必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、資金面での貢献があったと認定する。

鋼製グレーチング： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5)(D)(iii) に定める資金面での貢献があったと認定する。

ドリルパイプ： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5)(D)(iii) に定める資金面での貢献があったと認定する。

c) 利益の有無の判断

軽量感熱紙： 19 CFR 351.511(a)に従って、適切な代金が支払われているかを検討する。ベンチマークの第 1 の選択肢は、市場価格であるが、国内発電は民間企業が行っているものの、送電及び売電事業は政府が行っている。輸入電力はあるが、これは小売り段階の価格を示すものではなく、また、輸入電力の小売価格は政府が決定している。よって、ベンチマークとなる市場価格はない。

第 2 の選択肢である、中国の使用者が利用できる国際価格も存在しない。

第 3 の選択肢は、政府価格が市場原則により設定されているかである。しかし、この問題は現地調査において明らかとなったため、政府の価格政策、原価などの情報に欠ける。

以上の点から、本調査では、広東市価格と湛江市価格とを比較する。これによれば、湛江市価格は適切な代金ではないと認められる。従って、利益がもたらされていると認定する。

なお、今後の相殺関税調査、年次見直しにおいて、中国政府の電力料金設定方法について分析することとする。

台所収納・棚： 利益額が認められたところから、利益がもたらされていると認定する。

油井管： 台所収納・棚における認定に同じ。

PC 鋼より線： 軽量感熱紙における認定に同じ。

鋼製グレーチング： 利益額が認められたところから、利益がもたらされていると認定する。

d) 特定性

軽量感熱紙： 湛江経済技術開発特区について電力料金が定められており、その料金は広東省内の他の地域と異なるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

台所収納・棚： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があつたと認定する。

油井管： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があつたと認定する。

PC 鋼より線： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性があると認定する。

鋼製グレーチング： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があつたものと認定する。

ドリルパイプ： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があつたものと認定する。

e) 利益の額の計算－ベンチマークの判断

軽量感熱紙： 上述の通り、広東市価格と湛江市価格との価格差をもって利益を計算する。

台所収納・棚： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、大口工業使用者に対する電力料金をベンチマークとする。

油井管： 台所収納・棚における認定に同じ。

PC 鋼より線： 中国政府が全ての電気料金表を提出しなかったため、不利な推定として、中国政府が提出したオフピーク、通常、ピーク時の 3 分類の変動率料金表から最も高い料率を、変圧器許容量又は最大需要コストについても、同様に、中国政府が提出した料金表の最も高い料率をベンチマークとする。

鋼製グレーチング： 中国政府が必要な情報を提供しなかったところから、不利な推定として、端境期、通常及びピーク時の各カテゴリー並びに基本レートについて、基本調査対象期間中に最も高い電力料金率をベンチマークとする。

ドリルパイプ： 中国政府は江蘇省の全ての電気料金表を提出しなかったため、不利な推定として、中国政府が提出した江蘇省電気料金表のうち、最も高い料金をベンチマークとする。その他、PC 鋼より線において採用した方法と同じ。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

軽量感熱紙： 適切な報酬額以下の物品・サービスの提供は、19 CFR 351.524(c)に定める通り、反復する補助金である。よって、調査対象期間の利益の額を調査対象企業の同期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、GG 社について 0.07%の補助金率となった。

台所収納・棚： 軽量感熱紙における認定に同じ。その結果、GG 社について 0.04%の補助金率となった。

油井管： 軽量感熱紙における認定に同じ。その結果、Changbao 社について 0.48%、Jianli 社について 0.07%、TPCO 社について 1.53%、WSP 社について 0.24%の補助金率となった。

PC 鋼より線： ベンチマーク料率と Fasten 社に適用された料率の差を利益計算の単価として月次の利益額を計算した。変圧器許容量又は最大需要コストについても、Fasten 社に適用された料率の差をもって利益計算の単価として、月次の利益額を計算した。調査対象期間の利益合計額を調査対象企業の同期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Fasten 社について 0.29%の補助金率となった。Xinhua 社は十分な情報を提供しなかったため、Fasten 社の補助金率を適用し、0.29%の補助金率となった。

鋼製グレーチング： 端境期、通常及びピーク時の各カテゴリー並びに基本レートそれぞれについて、超対象期間中のベンチマーク電力料金率と Ninbo Jiuling 社の実際料金率の差と同社の使用量から、調査対象期間の利益の額を計算した。次いで、調査対象期間の利益の額を同社の同期間の売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、Ninbo Jiuling 社について 0.06%の補助金率となった。

ドリルパイプ： PC 鋼より線において採用した方法と同じ。その結果、DP Master Group 社について 0.16%の補助金率となった。

58. 川上補助金： 原材料の輸出制限 (Export Restrictions on Raw Materials)

a) 補助金プログラム（とされた行為）の概要及び該当事例

商務省は、中国政府が原材料について輸出制限を行って、その国内価格を低く抑えることにより、当該原材料を使用 (incorporate) して生産された材料を使用する川下産業の生産者に対して補助金を交付していると認定した¹⁸。

この補助金は次の事例において認められた。

- ・ マグネシアカーボン煉瓦 (*Magnesia Carbon Bricks*; C-570-955) (なお、この事例では中国政府が必要な情報を提供しなかったとして、全てを不利な推定により認定している。従って、以下の分析は行わない。)
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957)

b) 資金面での貢献

マグネシアカーボン煉瓦： 中国政府が必要な情報を提供しなかったため、不利な推定として、中国政府の酸化マグネシウムの輸出制限によりその国内価格が低く抑えられ、マグネシアカーボン煉瓦生産者に物品の供給という資金面での貢献がなされたと認定する。

シームレスパイプ： 中国政府が必要な情報を提供しなかったため、不利な推定として、中国政府のコークの輸出制限により国内価格が低く抑えられ、かかる低価格コークをシームレスパイプ生産者に提供し、物品の供給という資金面での貢献がなされたと認定する。なお、TPCO 社は、その関係会社である TPCO Iron 社が、Hengyang 社はその関係会社である Valin Xiangtan 社がコークを購入していた。

c) 利益の有無の判断

マグネシアカーボン煉瓦： ベンチマーク価格よりも国内の酸化マグネシウム価格が低かったため、利益がもたらされたと認定する。

シームレスパイプ： ベンチマーク価格よりも国内のコーク価格が低かったため、利益がもたらされたと認定する。

¹⁸ なお、商務省は、過去、かかる認定を行った事例は次のものなど、極めて限られているとしている。 *Final Affirmative Countervailing Duty Determination and Countervailing Duty Order; Leather From Argentina*, 55 FR 40212 (October 2, 1990); *Coated Free Sheet Paper from Indonesia: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 72 FR 60642 (October 25, 2007), and accompanying Issues and Decision Memorandum at Comment 24.

d) 特定性

マグネシアカーボン煉瓦： 中国政府が必要な情報を提供しなかったため、不利な推定として、マグネシアカーボン煉瓦生産者に限定された制度であると認定する。従って、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があると認定する。

シームレスパイプ： 中国政府が必要な情報を提供しなかったため、不利な推定として、シームレスパイプ生産者に限定された制度であると認定する。従って、関税法第 771 条(5A)に定める特定性があると認定する。

e) 利益の額の計算ーベンチマークの判断

マグネシアカーボン煉瓦： 第 2 の選択肢である国際価格として、GTA 社の 65 ヶ国における焼結マグネシア（Magnesia, Dead-Burned、DBM）及び溶融マグネシア（Magnesia, Fused、FM）価格を使用する。それら価格を、国際運送費、輸入関税、増値税、中国国内輸送費により調整した。

シームレスパイプ： 第 2 の選択肢である国際価格を使用した。その詳細は上述の「国有企業からの原料提供」の項を参照いただきたい。なお、ベースとした Coke Market Report の月次価格は 490-510 ドルといったレンジで表示されていたため、その中央値（その例では 500 ドル）をベンチマークとして使用した。さらに、当該価格を国際運送費、輸入関税、増値税、中国国内輸送費により調整した。

f) 補助金率の計算方法（ベンチマーク別）

マグネシアカーボン煉瓦： DBM 及び FM のベンチマーク価格と調査対象企業の DBM 及び FM の購入価格との差の合計額を調査対象期間における売上高で除して、補助金率を計算した。その結果、RHI 社について 21.24%の補助金率となった。

シームレスパイプ： 調査対象期間における調整後のベンチマーク価格と調査対象企業（関係会社）の購入価格との差額の合計額を調査対象期間における売上高で除して補助金率を計算した。その結果、TPCO 社について 2.75%、Hengyang 社について 7.11%の補助金率となった。

D. ベトナムの補助金プログラム－補助金の認定、補助金の利益の額の算出

本節では、ベトナム産品について課された相殺関税措置について、その詳細を検討する。

米国商務省がこれまでベトナム産品に対して課した措置は、Polyethylene Retail Carrier Bags (C-552-805) のみである、その概要は次の通りである。

商務省調査開始決定日： 2009 年 4 月 20 日

仮決定日： 2009 年 9 月 4 日

最終決定日： 2010 年 3 月 25 日

調査対象企業： AP 社、Fotai 社、Chin Sheng 社の三者。AP 社は調査途中で調査対応を取りやめたため、最終決定では不利なファクツアベイラブルが適用されている。

以下では、その事例において認定された補助金プログラムを分析する。

1. 奨励産業への優遇所得税率 (Income Tax Preferences for Encouraged Industries)

資金面での貢献： 優遇所得税率により所得税は軽減されており、かかる軽減分は関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める歳入の放棄にあたる。従って、資金面での貢献にあたる。

利益の有無： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、軽減された税額が利益である。

特定性： 本補助金の対象は、51/1999/ND-CP 令に特定された奨励産業に限定されている。従って関税法第 771 条(5A)(D)(i) に定める法令上の特定性が認められる。

利益の額： 19 CFR 351.509(a)(1)に従って、減額された所得税額が補助金の利益の額である。

補助金率の計算方法： 利益総額を、その対象となった商品（プラスチックドア及びプラスチックバッグ）の売上高（国内及び輸出販売の FOB 価格の合計¹⁹）で除して得た比率をもって補助金率とした。その結果、Fotai 社について 0.44%の補助金率となった。Chin Sheng 社は本補助金を受領していなかった。

¹⁹ Decision Memo, Comment 11 参照。

2. 外資企業に対する優遇所得税率 (Income Tax Preferences for FIEs)

資金面での貢献： 優遇所得税率により所得税は軽減されており、かかる軽減分は、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める歳入の放棄にあたる。従って、資金面での貢献にあたる。

利益の有無： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、軽減された税額が利益である。

特定性： 本補助金の対象は、外資企業に対する優遇所得税率制度により、外資企業に限定されている。従って関税法第 771 条(5A)(D)(i)に定める法令上の特定性が認められる。

利益の額： 19 CFR 351.509(a)(1)に従って、減額された所得税額が補助金の利益の額である。

補助金率の計算方法： 利益総額を、その対象となった商品（プラスチックドア及びプラスチックバッグ）の売上高（国内及び輸出販売の FOB 価格の合計²⁰）で除して得た比率をもって補助金率とした。その結果、Fotai 社について 0.21%の補助金率となった。Chin Sheng 社は本補助金を受領していなかった。

3. 輸出企業に対する地代の減免 (Land Rent Reduction or Exemption for Exporters)

資金面での貢献： 政府が賃貸する土地の一部について、地代が免除されており、これは関税法第 771 条(5)(D)(iii)に定める物品またはサービスの提供にあたる。従って、資金面での貢献にあたる。

利益の有無： 19 CFR 351.511(a)に定める通り、軽減された地代が利益である。

特定性： 本地代の免除は、特別奨励リストに掲げられているプロジェクトであること、また、金額ベースで製品の 90%以上が輸出されることが条件とされているところから、関税法第 771 条(5A)(B)に定める輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

利益の額： ベンチマークから計算した地代全額が利益の額である。ベンチマークの決定方法は、19 CFR 351.511(a)(2)に次の通り規定されている。

1. 第 1 選択肢：調査対象国の市場における実際の取引に基づく市場価格（実販売、実輸入または競売）。
2. 第 2 選択肢：調査対象国の購入者が購入できると合理的に考えられる国際価格。

²⁰ Decision Memo, Comment 11 参照。

3. 第 3 選択肢：政府価格が市場原則に則して設定されているか否かの評価。

このうち、第 1 の選択肢は、ベトナム政府が土地賃貸市場を支配しているため採用できないとした。また、サブリース市場は民間取引であるものの、土地の原リース権は政府のみが支配し、収容権も持つ、歪曲された市場であること、事業用サブリース市場の 70%は IDC が各県の人民委員会が年に一度定めるもので、低額の農地料金表に基づいて価格が設定されたものであるところから、ベンチマークとしないとした²¹。従って、中国の場合と同様に、国民一人当たり GNI 及び人口密度からベンチマークとできる都市を選定した。ベトナムの国民一人当たり GNI は US\$ 890 である。インドは US\$ 1,070 で、タイ (US\$ 2,840)、フィリピン (US\$ 1,890) よりも適切である。また、ベトナムの人口密度は 1 平方キロ当たり 253 人であるのに対し、フィリピンは 285 人で最も近いが、インドも 344 人と近似している。回答企業 3 社ともホーチミン市及びその近郊に所在しており、同市の人口密度は 1 平方キロ当たり 8,805 人であるところ、インドのプネー市 8,805 人で、インドのその他の都市は更に人口密度が高い。従って、プネー市及びバンガロール市が適切であると判断した。

両市の 1 m²当たりの平均地代は US \$6.088 であった。この平均値は、CB Richard Ellis が作成した。

なお、これら数値のうちフィリピンの平均地代は、民間不動産会社である CB Richard Ellis が作成した直近の Asian Industrial Property Market Flash (AIPMF)のデータを、インドについては同社の出版されていない報告書 CBRE India Industrial Overview 中の当該市の工業団地の各地区の平均地代を単純平均したものである²²。AIPMF は、中国の土地所有権のベンチマーク算出に用いたものである。

補助金率の計算方法： 利益額を輸出販売額で除して補助金率を計算したその結果、Fotai 社について 0.71%と計算された。Chin Sheng 社は本補助金を受領していなかった。

4. 原材料についての輸入関税免除 (Import Duty Exemptions for Imported Raw Materials for Exported Goods)

資金面での貢献： 製品が輸入されることを条件に、その原材料等の輸入関税を免除していた。これは、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める、政府の歳入の放棄にあたる。従って、資金的貢献にあたる。

²¹ Memorandum to Ronald K. Lorentzen, Acting Assistant Secretary, Import Administration, “Countervailing Duty Investigation of Polyethylene Retail Carrier Bags from the Socialist Republic of Vietnam Land Markets in Vietnam” (August 28, 2009)。第 2 の方法である「国際価格」は、土地についてはそもそも存在しない。

²² Memorandum to Mark Hoadley, Program Manager, AD/CVD Operations, Office 6, “Countervailing Duty Investigation of Polyethylene Retail Carrier Bags (PRCBs) from the Socialist Republic of Vietnam: Preliminary Determination Land Benchmark Analysis” (August 28, 2009) (Land Benchmark Memorandum)。本メモランダムを資料 A. として添付したので、参照いただきたい。

また、輸入関税の免除を行うに当たり、ベトナム政府は、投入原材料等が輸出製品の製造に使用されたことを確認する制度を整備しておらず、また、一定の範囲内であれば投入原材料の仕損率を企業の選択委ねるなど、かかる確認は実施されていない。従って、19 C.F.R. 351.518、519 により、輸出補助金として相殺関税を課すことができる。

利益の有無： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、軽減された税額が利益である。

特定性： 投入原材料等が輸出製品の製造に使用されたことを条件として輸入関税免除が認められていたものであるため、本補助金は関税法第 771 条(5A)(B)の輸出補助金に該当する。従って、特定性が認められる。

利益の額： 免除された輸入関税額の全額が利益の額である。

補助金率の計算方法： 利益額を輸出販売額で除して補助金率を計算した。その結果、Fotai 社について 2.17%の補助金率となった。Chin Sheng 社は本補助金を受領していなかった。

5. 工業ゾーン企業向け補修部品等の輸入関税免除 (Exemption of Import Duties on Imports of Spare Parts and Accessories for Industrial Zone Enterprises)

資金面での貢献： 工業ゾーンに所在する企業向けに、補修部品等の輸入関税の免除はなされていた。これは、関税法第 771 条(5)(D)(ii)に定める、政府の歳入の放棄にあたる。従って、資金的貢献にあたる。

利益の有無： 19 CFR 351.509(a)(1)に定める通り、免除された税額が利益である。

特定性： 本補助金は工業ゾーンという特定の地域に所在する企業のみ認められるものであるから、地域補助金である。従って、関税法第 771 条 (5A)(D)(iv)に定める地域特定性が認められる。

利益の額： 輸入関税免除は反復する補助金として取り扱うのが通常であり、また、補修部品であるとはいえ、受領企業である Fotai 社は毎年、継続して本補助金を受領していた。よって、反復する補助金として、補助金の利益の額を認定する。

具体的には、調査対象期間に輸入され、関税が免除された補修部品等の輸入額に関税率を掛けて得た額を利益の額とした。

補助金率の計算方法： 利益額を Fotai 社の総売上額（国内及び輸出販売の FOB 額）で除して計算した。その結果、Fotai 社について 0.02%の補助金率となった。Chin Sheng 社は本補助金を受領していなかった。

E. 損害調査における特徴

1. 調査内容

本節では、同一の調査対象産品についてアンチダンピング調査と相殺関税調査とが同時に行われた事例について、損害調査においてダンピング輸入と補助金付輸入について何らかの差異を認めているか、また、非市場経済国産品であるが故に市場経済国産品とは異なる取扱いがされた場合の有無、ある場合にはその特徴について調査する。

米国では、米国産業に対する損害調査は国際貿易委員会（International Trade Commission、以下「ITC」という）が担当する。ITCは、損害調査における調査内容及び損害の有無の判断について、事例毎に報告書にまとめ、公表している。本節の調査では、基本として当該報告書により、ダンピング輸入と補助金付輸入との間で取扱いの差異、また、市場経済国及び非市場経済国との間の取扱いの差異について調査する。

その検討方法として、中国・ベトナム産品に対する相殺関税調査とアンチダンピング調査とが平行して行われた事例を精査した。なお、その全26件のうち、中国・ベトナム産品以外の市場経済国産品が含まれる事例（ダンピング輸入と補助金付輸入の別を含む）は次の通りである。

表 I-E-1. 中国及び市場経済国による損害を同時に検討した事例

ITC 調査番号 (中国)	損害調査 事例名	アンチダンピング調査 対象市場経済国	相殺関税調査 対象市場経済国	ITC 最終調査 終了日
701-TA-444-446 (Final) and 731-TA-1107-1109	Coated Free Sheet Paper From China, Indonesia, and Korea	インドネシア、韓 国	インドネシア、 韓国	2007 年 12 月 6 日
701-TA-449 and 731-TA-118-1121	Light-Walled Rectangular Pipe and Tube From China, Korea, Mexico, and Turkey	韓国、メキシコ、 トルコ	なし	2008 年 5 月 23 日（ト ルコ）; 2008 年 7 月 28 日（中 国、韓国、メキシコ）
701-TA-452 and 731-TA-1129-1130	Raw Flexible Magnets from China and Taiwan	台湾	なし	2008 年 8 月 25 日
Nos. 701-TA-451 and 731-TA-1126- 1127	Lightweight Thermal Paper from China and Germany	ドイツ	なし	2008 年 11 月 10 日（韓 国輸入は僅少であるた め、韓国について仮決 定シロ）
701-TA-453 and 731-TA-1136-1137	Sodium Nitrite from China and Germany	ドイツ	なし	2008 年 8 月 20 日
Nos. 701-TA-455 and 731-TA-1149- 1150	Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe from China and Korea	（韓国）	なし	2009 年 1 月 7 日（相殺 関税措置 中国） 2009 年 5 月 6 日（AD 中国） 韓国については提訴取 り下げ

ITC 調査番号 (中国)	損害調査 事例名	アンチダンピング調査 対象市場経済国	相殺関税調査 対象市場経済国	ITC 最終調査 終了日
701-TA-456 and 731-TA-1151-1152	Citric Acid and Certain Citrate Salts from Canada and China	カナダ	なし	2009 年 5 月 8 日
701-TA-467 and 731-TA-1164-1165	Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge	台湾	なし	2010 年 8 月 25 日
701-TA-468 and 731-TA-1166-1167	Magnesia Carbon Bricks	メキシコ	なし	2010 年 9 月 7 日
701-TA-470-471 and 731-TA-1169- 1170	Certain Coated Paper Suitable for High- Quality Print Graphics Using Sheet-Fed Presses from China and Indonesia	インドネシア	インドネシア	2010 年 11 月 1 日
701-TA-472 and 731-TA-1171-1172	Certain Standard Steel Fasteners from China and Taiwan	台湾	なし	2009 年 11 月 9 日 仮 決定シロ（調査終結）

表 I-E-2. ベトナム及び市場経済国による損害を同時に検討した事例

ITC 調査番号 (ベトナム)	損害調査 事例名	アンチダンピング調査 対象市場経済国	相殺関税調査 対象市場経済国	ITC 最終調査 終了日
701-TA-462 and 731-TA-1156-1158	Polyethylene Retail Carrier Bags from Indonesia, Taiwan, and Vietnam	インドネシア、 台湾	なし	2010 年 4 月 26 日

2. 調査結果

調査の結果、輸入品がダンピング輸入と補助金付輸入であることによる取扱いの差異、また、市場経済国又は非市場経済国であることによる取扱いの差異は見られなかった。

ITC は、輸入品がダンピング輸入であるか、補助金付輸入であるかによる差異を意識しているところは見られなかった。ただし、損害のおそれを検討した事例において、補助金制度の将来の継続性による輸出促進効果に言及しているものが見られた²³。かかる観点は一アンチダンピング調査においては見られないところであった。

また、市場経済国又は非市場経済国であることによる取扱いの差異は全く見られなかった。中国産品とドイツ産品とは機能的に互換性がないとしてそれらを区別して検討した事例はみられた²⁴ものの、それは製品特性から中国産品と他の国からの輸入産品は異なるとしたものであり、市場経済国と非市場経済国との違いに着目したものではなかった。なお、表 I-E-1.に示した事例について、当事務所ワシントン

²³ 丸形溶接炭素ラインパイプ ITC 報告書 (Publication 4055, 2009 年 1 月)、23 頁。また、その事例の概要について、添付資料「米国損害調査事例」を参照いただきたい。

²⁴ 軽量感熱紙。かかる事例の概要についても、添付資料「米国損害調査事例」を参照いただきたい。

DC 事務所作成の報告書を資料「米国損害調査事例」として添付したので、参照いただきたい。

F. 併課（二重救済）の是非及び中国及びベトナム以外に適用した併課の事例

本節では、米国が中国産品に対して行った相殺関税調査において補助金性が認定されたものについて分析を行う。また、当該補助金の取扱いと対比するため、中国産品について特定された補助金と同様の種類の補助金が交付された市場経済国の事例についても同様に検討する。

1. 塗工紙最終決定

初めて中国の産品に相殺関税を課した塗工紙相殺関税調査最終決定²⁵において、二重課税を解消すべきであるとの輸出者の意見に対して、商務省は、輸出者は二重課税が存在することを証明していないとして、かかる調整を拒否した。特に、GE社は、輸出価格は補助金の利益の額が比例配分される額について引き下げられる一方で、正常価格は生産財投入量及び代替価値が使用されたことにより補助金の利益の額が比例配分される分だけ引き下げられていないと主張した。商務省は、輸出補助金と異なり、アンチダンピング法は国内補助金が自動的に輸出価格を応分額引き下げるという前提を置いていないとして、二重課税を回避するためにかかる調整が必要であることを利害関係者が証明しない限り調整は行わない、とした。

2. その後の調査における決定

その後、商務省は、一貫して、二重課税の問題はアンチダンピング調査の問題であり、相殺関税調査の問題ではないとして、相殺関税調査では一切の調整を行っていない²⁶。

他方、商務省は、対応するアンチダンピング調査において、次の理由から、アンチダンピング税と相殺関税の同時賦課において、二重課税が生ずるものではないとして、国際貿易裁判所の判決の後においても、それらの調整を行っていない²⁷。

- ・ 関税法は、その第 772 条(c)(1)(C)に輸出補助金分についてアンチダンピング税を相殺するとしているものの、これは GATT 第 VI:5 条で規定された手続きを実施したに過ぎず、輸出補助金は輸出価格を引き下げる効果があると認定したものではない。

²⁵ *Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Coated Free Sheet from the People's Republic of China*, October 17, 2007, Comment 2.

²⁶ 最も最近の事例として、2011 年 1 月 11 日発出の *Issues and Decision Memorandum for the Final Determination in the Countervailing Duty Investigation of Drill Pipe from the People's Republic of China*, Comment 1, p.47. また、*Paper for High-Quality Print Decision Memorandum* at Comment 3, *Seamless Pipe Decision Memorandum* at Comment 3; and *OCTG Decision Memorandum* at Comment 2, *Wire Decking Decision Memorandum* at Comment 1, *Citric Acid Decision Memorandum* at Comment 2, *KASR Decision Memorandum* at Comment 2, *Magnesia Bricks f Decision Memorandum* at Comment 2.

²⁷ *Drill Pipe from the People's Republic of China: Issues and Decision Memorandum for the Final Determination*, A-570-965, January 2, 2011, Comment 1, pp. 5-10.

- ・ 議会は、関税法を制定する際にどのような経済効果を背景として決定したものであるかは定かではない。国内補助金について、輸出価格、国内価格の双方を引き下げる効果があると認定したものではない。かかる効果が認定されていることを前提とした議論は、その前提に誤りがある。
- ・ 関税法第 701 条は、相殺関税を、「その他の関税に加えて」賦課する、と定めており、相殺関税の賦課がアンチダンピング税との調整を求めるとする条項はない。
- ・ ジョージタウン・スティー爾事件において、連邦巡回控訴裁判所は、ソビエト連邦及び東ドイツが輸出産品に係わり交付した金額は補助金にあたらないとすることは不合理ではないと判断したものであり、非市場経済国を相殺関税措置の対象とすることはできないと判断したのではない。
- ・ 非市場経済国に対するダンピングマージン計算は補助金の利益の額を含むとする議論には証拠がない。交付された補助金は余剰人員への給与、余剰生産設備の維持、不経済な場所での生産継続、公害対策などに向けられたとも考えられ、国内販売価格が引き下げられたとの前提が正しいことは何ら立証されていない。
- ・ また、補助金は生産効率向上に振り向けられていたとすれば、ダンピングマージン計算に用いる投入量の減少として現れる。この場合、正常価格の計算に用いる代替価格と国内価格の差に補助金は何ら影響しない。むしろ、正常価格は補助金により引き下げられた価格となる。
- ・ さらに、非市場経済国の正常価格計算では、非市場経済国の通貨為替レートを使用しない。代替国の通貨為替レートを米国ドルに換算するものである。よって、市場経済国の正常価格と単純に比較することはできない。
- ・ 原材料の補助金についても、非市場経済国の正常価格計算は、その他の要因が複雑に絡み合っているものである。中国政府、調査対象企業は、原材料の補助金計算と非市場経済国の正常価格計算の間に、実際に二重計算が生じていることについて立証していない。
- ・ その他、中国政府、調査対象企業は、何ら、実際に二重計算されていることについて立証していない。
- ・ GPX 社についての裁判（後述する）は、国際貿易裁判所の判決がなされたに過ぎず、連邦巡回控訴裁判所の判断は下されていない。かかる未終結の判決を基礎とすることは不適切である。

以上の理由から、アンチダンピング調査において、相殺関税との調整は、輸出補助金を除き行っていない。この点は、輸出補助金が認定された次の事例において、アンチダンピング税を不利なファクツアベイラブルにより決定した事例を除き、アンチダンピング税預託額から輸出補助金額分のみを差し引くとしているところからも補強される。

- ・ 軽量感熱紙 (Lightweight Thermal Paper; C-570-921) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-920) 最終決定において、Guanhao 社に輸出補助金に基づく相殺関税 0.13%を相殺関税調査において認定したところから、その分をアンチダンピング税 19.77%から差し引いて、アンチダンピング税預託率を 19.64%とすると決定した²⁸。
- ・ 丸形溶接炭素ラインパイプ (Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe; C-570-936) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-935) 最終決定において、Huludao 社について輸出補助金に基づく相殺関税が賦課されるため、アンチダンピング税である 73.87%について、その預託率を 73.44%とすると決定した²⁹。
- ・ クエン酸・クエン酸塩 (Citric Acid and Certain Citrate Salts; C-570-938) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-937) 最終決定において、相殺関税調査で輸出補助金に基づく相殺関税率 1.76%が全ての輸出者に認定されたところから、当該率をアンチダンピング税預託率から差し引くと決定した³⁰。
- ・ 手押し芝手入れ機及びその部品 (Certain Tow-Behind Lawn Groomers and certain Parts thereof; C-570-940) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-939) 最終決定では、調査対象企業が回答をしなかったため不利なファクツアベイラブルによりダンピングマージンを認定していた³¹。このため、アンチダンピング調査では、二重課税について何ら議論されていない。
- ・ 台所収納・棚 (Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks; C-570-942) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-941) 最終決定において、Wire King 社について輸出補助金に基づく相殺関税率が認定されたところから、アンチダンピング税預託率を 44.77%から 43.60%へ調整すると決定した³²。
- ・ 油井管 (Certain Oil Country Tubular Goods; C-570-944) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-943) 最終決定において、TPCO 社について輸出補助金が認定されたところから、その相殺関税率分をアンチダンピング税預託率から差し引くこととし、Jianli 社については輸出補助金は認定されなかったため、相殺関税賦課によるアンチダンピング税預託率の調整は行わないと決定した³³。

²⁸ *Lightweight Thermal Paper From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 73 Fed. Reg. 57329, 57332 (October 2, 2008).

²⁹ *Certain Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 74 Fed. Reg. 14514, 14517 (March 31, 2009).

³⁰ *Citric Acid and Certain Citrate Salts From the People's Republic of China: Final Affirmative Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 74 Fed. Reg. 16838, 16841 (April 13, 2009).

³¹ *Certain Tow Behind Lawn Groomers and Certain Parts Thereof from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 74 Fed. Reg. 29167 (June 19, 2009).

³² *Certain Kitchen Appliance Shelving and Racks From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 74 FR 36656, 36661 (July 24, 2009)

³³ *Certain Oil Country Tubular Goods from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value, Affirmative Final Determination of Critical Circumstances and Final Determination of Targeted Dumping*, 75 Fed. Reg. 20335, 20339 (April 19, 2010).

- ・ PC 鋼より線 (*Pre-Stressed Concrete Steel Wire Strand*; C-570-946) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-945) 最終決定において、アンチダンピング税預託額から輸出補助金に相当する額を差し引くと決定した³⁴。
- ・ 鋼製グレーチング (*Certain Steel Grating*; C-570-948) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-947) 最終決定では、調査対象企業が回答をしなかったため不利なファクツアベイラブルによりダンピングマージンを認定していた³⁵。このため、相殺関税調査における輸出補助金に基づく相殺関税率の賦課は考慮されていない。
- ・ ワイヤーパレット (*Wire Decking*; C-570-950) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-949) 最終決定において、Eastfound 社のダンピングマージンは 14.24%と認定されたところ、同社の相殺関税率のうち 0.01%は輸出補助金に基づく相殺関税率であるから、その分をアンチダンピング税預託率から差し引き、同預託率を 14.23%とすると決定した³⁶。
- ・ 縁付細幅織物 (*Narrow Woven Ribbons with Woven Selvedge*; C-570-953) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-952) 最終決定において、アンチダンピング税預託額から輸出補助金に相当する額を差し引くと決定した³⁷。
- ・ シームレスパイプ (*Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe*; C-570-957) : 対応するアンチダンピング調査 (A-570-956) 最終決定において、TPCO 社、Hengyang 社及びその他レートそれぞれについて、輸出補助金に基づく相殺関税率分をアンチダンピング税預託率から差し引くと決定した³⁸。

3. 非市場経済国からの製品についてダンピングマージンの計算方法

本節では、まず、米国の非市場経済国からの製品に係わるダンピングマージンの計算方法について概観し、二重課税の可能性について検討する。

a) 関税法第 773 条(c)

関税法第 773 条(c)は、商務省が非市場経済国の製品の正常価格を計算するための一般原則について、次の通り定めている。

³⁴ *Prestressed Concrete Steel Wire Strand From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 75 Fed. Reg. 28560, 28563 (May 21, 2010).

³⁵ *Certain Steel Grating From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 75 Fed. Reg. 32366, (June 8, 2010).

³⁶ *Wire Decking from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 75 Fed. Reg. 32905, 32909 (June 10, 2010).

³⁷ *Narrow Woven Ribbons With Woven Selvedge From the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 75 FR 41808, 41812, (July 19, 2010).

³⁸ *Certain Seamless Carbon and Alloy Steel Standard, Line, and Pressure Pipe from the People's Republic of China: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value and Critical Circumstances, in Part*, 75 FR 57449, 57455 (September 21, 2010).

- ・ 非市場経済国の事例における正常価格の構成は、生産要素の使用量（投入材料の数量、労働時間、投入エネルギーの量）及びそれらの代替価値、販売費用、利益、工場間接費（資本費用及び減価償却費等）の代替価値から構成される。
- ・ 同条は、商務省に対し、経済発展の水準が同程度の国または同種の製品の主要な生産者である国である市場経済国における投入材、労働及び他の生産要素の代替価値を使用することを求めている。
- ・ ただし、例外的に、市場経済国である同等の第三国で製造され同国で販売された製品の価格を利用することができるとされている。しかし、商務省は通常、回答者の材料、労働、エネルギー投入量を評価するための基礎となる代替価値情報を公開情報から得ることができるため、かかる例外規定が適用されることはほとんどない。

b) 商務省規則第 351.408 条

商務省規則第 351.408 条は、非市場経済国を対象とした手続において正常価格を計算するにあたり、第三国の代替価格情報を収集し活用するためのガイドラインを提供している。同規則は、商務省が第三国の代替価格に関する情報を収集し活用する際に、以下のルールに従うことを要求している。本規則は、1990 年代以降商務省が実施している、非市場経済国を対象としたアンチダンピング調査及び見直し手続の実務における計算手法の確立及び改良という点に貢献している。

- ・ 経済的に同等な国から代替価値を収集すること。
- ・ 代替価値は、公に入手可能な情報に依拠すること。
- ・ 全ての代替価値の情報は、単一の国から得ること。
- ・ 代替価値として使用する財務比率としては、機密ではない情報を利用すること。
- ・ 代替の労務費は回帰分析に基づく賃金率を使用すること。
- ・ 代替国における、間接費、販売管理費及び利益を評価するためのデータは、同一の又は同等の製品の生産者の機密情報を使用すること。

c) 商務省の実務

(1) 代替国の選択

商務省は、2004年に発表した Policy Bulletin（運用指針）³⁹において、非市場経済国を対象とした手続において代替の市場経済国を選択する場合における標準実務を設定した。この Policy Bulletin において、すべての非市場経済国を対象とした手続において代替価値の情報の入手先とするべき適切な代替国を決定するにあたっては、次の基準を標準的に適用することとした。

- ・ 非市場経済国との経済的同等性。
- ・ 同等製品の製造。
- ・ 同等製品の主要な生産者であること。
- ・ 公開された代替価値データが存在すること。

ただし、特定国において同等の又は同一の製品が大量に生産されている場合など、中国と経済的に同等ではないと思われる少数の国でのみ加工が行われている製品（例えば、ザリガニの尾肉の事例）のアンチダンピング調査では、経済的同等性の要件に優先して、当該特定国を代替国とする場合があることを明確にした。

この方法の適用例として、2010年9月7日付のベトナム産冷凍の魚の切り身（frozen fish fillets）の行政見直し決定を見てみる。商務省は、ベトナムの代替国として、それまで10年近く依拠してきたバングラデシュに代えて、フィリピンがより適切な代替国であると結論づけた。当該決定において、商務省は、次の段階を経てフィリピンを代替国として認定した。

- ・ まず、バングラデシュ、パキスタン、インド、スリランカ、フィリピン及びインドネシアが、GDPに基づきベトナムと経済的に同等であると認定した。
- ・ 次に、国際連合の輸出データを検討した結果、上記6ヶ国全てが frozen fish fillets の主要な生産者であると結論した。
- ・ 第三に、商務省は、かかる6ヶ国が、主要な投入原材料である切り身でない生の魚（whole live fish）に関し、直ちに利用可能で信頼性の高い代替価格情報を維持しているか否かを検討した。その結果、かかるデータを維持しているのはバングラデシュとフィリピンのみであると認定された。
- ・ 最後に、商務省は、バングラデシュ及びフィリピンの whole live fish を比較し、フィリピンが提供する主原料 whole live fish の代替価格情報が行政見直しの期間に最も合致していることから、フィリピンの代替投入原材料に関する情報が、バングラデシュの情報よりも適切であると決定した。

³⁹ Import Administration Policy Bulletin NO. 04.1: Non-Market Economy Surrogate Country Selection Process, March 1, 2004.

(2) 直接材料・間接材料の分類

非市場経済国の事例では、特定のアンチダンピング調査又は行政見直しにおいて、特定の投入材について、それを直接材料とみなして代替価値により原価を計算すべきか、又は、間接材料に分類すべきか（その場合、工場間接費の一部とみなされるため、当該材料についての原価は計算されない）という問題がしばしば生ずる。同様に、非市場経済国の事例では、間接部門や他の非製造部門に関わる労働者は正常価格の計算において直接労務費として製造原価に含めるべきか、又は、工場間接費に含まれているとみなすべきか、という問題もしばしば生ずる。こうした非常に細かい技術的なポイントに対する商務省のアプローチ次第で、ダンピングマージンに著しい影響を及ぼすことがある。

(3) 市場経済国の供給者から購入された投入材

市場経済国の供給者から材料を購入し、市場経済国の通貨によってその代金が支払われている場合、商務省規則は代替価値の選定における例外を認めている。

中国産の自転車、また非冷凍りんごジュースに関するアンチダンピング調査において商務省は、第三国の適切な代替価値を見つけることができなかったため、一部の回答者が一定の材料及び梱包材について支払った、市場経済国における平均購入価格を、他の回答者の同一の投入材の価値評価に用いた。

この事例に倣い、中国の輸出者は、それ以来、将来の行政見直しに備えて、市場経済国の供給者から主要な原材料投入材を積極的に購入することにより、ダンピングマージンの額を低下させることが可能な抜け穴として捉えるようになった。

これに対応して、商務省は、その後、次の事例を通じて、原産国においてこれら投入材の生産が一般に利用可能な補助金から利益を受けていると「考える又はそうと疑う理由」がある場合には、市場経済国から調達したかかる投入材の価格を容認しないこととする実務を確立した。かかる実務対応の整備は、中国に関わる多数のアンチダンピング調査における実務を通してなされたものである。また、これは、非市場経済国回答者のダンピングマージンの計算方法が、一般的な法令の規定ではなくむしろ商務省の長年の実務により確立されたものであることを示す好例である。

- ・ 商務省は、中国産自動車補修用窓ガラスのアンチダンピング調査において、回答者が投入材の調達先とした国において補助金が存在していたため、かかる国からの実購入価格を使用せず、通常の方法である、公に入手可能な代替価格を適用した。この事例では、インドネシア、韓国及びタイに国内補助金が存在することに注目し、回答者が当該市場経済国から購入した材料の価格を不適格とした。
- ・ さらに、この事例において、代替国として選定されたインドの輸入統計についても、補助金が交付されている国からインドが輸入した産品は、商務省の代替価格の計算から除くこととした。

- ・ 商務省は、さらに、2009 年の中国産折りたたみ式金属製テーブル及びいすの事例において、その実務を拡大し、商社であっても一實際上の投入材が同一国の原産であるか否かにかかわらず一輸出補助金の利益を受けているとして、補助金が交付されている国に所在する商社から購入した市場経済国価格を不適格とした。
- ・ 商務省は、中国産カラーテレビ受信機に対するアンチダンピング調査において、カラーテレビの製造に用いられる特殊な投入材の代替価値として、他の回答者が市場経済国から購入した価格を使用することを拒否し、その代わりに、投入材ごとに正確な代替価格を提供するインドの代替価値データベースを見つけ出して使用した。これは、商務省が公に入手可能な代替価値情報を利用するという通常の実務から離れることに消極的で、例外は第三国の代替価値のオプションが消尽した場合のみ利用するものであることを示している。

(4) 工場間接費、一般販売管理費及び利益

商務省は、非市場経済国を対象とする手続において試行錯誤を行った後に、代替の工場間接費、一般販売管理費及び利益比率は、アンチダンピング調査の対象となった同一製品の生産者の公開された財務諸表から入手することが望ましいという実務を確立した。

しかし、第三国では製造されていない製品や特殊な製品の調査においては、アンチダンピング調査の対象となった同一製品の代替生産者の財務諸表を入手することができない場合がある。その場合、商務省は、代替国に所在する比較可能な製品の生産者が代替価値として使用できる財務比率データを有しているかどうかを決定しなければならない。比較可能な製品の生産者は非市場経済国の回答者の代理として充分であるか否かの商務省の分析は、当該製品の物理的な性質、生産工程、非市場経済国回答者と比較される代替生産者の規模などに注目して行われる。

例えば、中国産鋼ワイヤー衣類ハンガーのアンチダンピング調査において、商務省、提訴者、回答者のいずれも、インドの鋼ワイヤー衣類ハンガー生産者を見つけ出すことができなかった。このため、商務省は、線材及び鋼ワイヤーから製造される製品の主要な生産者の 2 社の財務諸表を代替価値として使用した。商務省は、それらの代替企業が、(1) 線材を消費していたこと、(2) 鋼ワイヤー衣類ハンガーの製造工程とよく似た製造工程（線材の引伸工程）を利用していたこと及び (3) ワイヤー衣類ハンガーのようにさらなる加工処理が行われることが多い鉄製のファスナーを製造していること、をその決定の根拠とした。商務省の決定は、線材の引伸工程からワイヤーを製造した後に最終製品を生産する企業は、鋼ワイヤー衣類ハンガーと同種の生産ラインを運転している可能性が高く、よって、同等な工場間接費、販売一般管理費及び利益率を有しているという前提に基づいていた。

(5) 労働コスト

商務省規則は、代替労働賃金を回帰分析方式により認定することと定めている。これに対し、国際貿易裁判所及び連邦巡回控訴裁判所は、非市場経済国が関与する商務省の控訴事案において、非市場経済国と同等ではない市場経済国の賃金を用いて計算された代替労賃は、生産要素が経済的に同等な国において評価されることを要求する関税法の規定に反しているとの判断を下した。この判決を受けて、商務省は、現在、代替労賃の計算方法を改訂しているところである。具体的な事例では、回帰分析を利用してはいるものの、経済的に同等な国に限られた少数の国を利用しているようである。

4. 国際貿易裁判所の判断

2008年9月9日、GPX社及びスターブライト社は、商務省が中国産オフロードタイヤ⁴⁰について、アンチダンピング税率を非市場経済国方式を用いて29.93%（スターブライト社）、8.44%（TUTRIC社）を課す決定をし、さらに相殺関税率14%（スターブライト社）、6.85%（TUTRIC社）を課す決定をしたことを不服として、国際貿易裁判所へ提訴した。

国際貿易裁判所は、原審において、アンチダンピング税及び相殺関税の同時賦課において非市場経済国の規定の適用の結果として生ずる二重課税を解消するよう商務省に求め、差し戻した。差し戻し審では、商務省の再決定の内容は不十分であるとして、商務省に対して非市場経済国産品に関税法の相殺関税に関する規定を適用しないことを求めた。

a) 国際貿易裁判所 2009年9月18日判決⁴¹

国際貿易裁判所（Jane A. Restani 裁判官）は、2009年9月18日、商務省は中国産の輸入産品に関税法の相殺関税に関する規定を適用することは禁止されていないが、相殺関税に関する規定の適用との関係において二重課税を回避する何らの調整も行わずして非市場経済国方式に基づくアンチダンピングに関する規定を適用することは不合理である、との判断を下し、本件を商務省に差し戻した。その理由は次の通りである。

- ・ 商務省は関税法の相殺関税に関する規定に基づき非市場経済国に対して相殺関税措置を賦課する権限がある。（義務ではない。）
 - ジョージタウン・スティー爾判決は、関税法の相殺関税に関する規定は非市場経済国に対して相殺関税措置を賦課することを認めているのか、または商務省の裁量であるのか、明確にしていない。

⁴⁰ *Certain New Pneumatic Off-the-Road Tires From the People's Republic of China: Final Affirmative Countervailing Duty Determination and Final Negative Determination of Critical Circumstances*, 73 Fed. Reg. 40,480, 40,483 (Dep't Commerce July 15, 2008)

⁴¹ *GPX Int'l Tire Corp. v. United States*, 645 F. Supp. 2d 1231 (CIT 2009).

- また、これまで非市場経済国に係わる関税法のアンチダンピングに関する規定の法改正が 1988 年、1995 年とあったが、非市場経済国に対する相殺関税措置に関して何ら法改正がなされておらず、議会の意図は明確ではない。
- ・ 関税法のアンチダンピングに関する規定は、関税法の相殺関税に関する規定が非市場経済国に適用されないことに対処する制度であるが、今回のように、非市場経済国に対して相殺関税措置を課すことを想定していない。
- ・ 国内補助金は、正常価格、輸出価格の双方を引き下げるものであるとの前提に立っている。よって、国内補助金はダンピングマージンに影響を及ぼさないと考えられている。しかし、非市場経済国に対する正常価格は補助金の影響を受けていない価格に変更されている一方、輸出価格は補助金を受けた価格であるため、ダンピングマージン計算に国内補助金の影響が出ている。
- ・ 商務省は、補助金が輸出価格に影響を与えていることの立証を輸出者(GPX 社)に転嫁してはならない。相殺関税に関する規定は、補助金の効果は正確に測ることはできないことを認識しており、そのため、補助金の利益の額の計算において、販売価格への効果計算は求められていない。価格への影響は相殺関税に関する規定の前提として立てられているものであり、当事者に立証を求めるべきものではない。
- ・ 従って、二重計算のおそれがあり、その回避が難しい場合、商務省は、新たに回避方法が用意されるまで、非市場経済国産品に対して関税法の相殺関税に関する規定の適用を差し控えるべきである。商務省は、アンチダンピング措置に非市場経済国方式を用いている限り、関税法の相殺関税に関する規定を適用しないこととする裁量を有している。もし、非市場経済国産品に対して関税法の相殺関税に関する規定を適用する場合、商務省は、二重計算の回避を含め、双方の同時賦課が合理的となる方法を採用しなければならない。

b) 商務省・差戻し決定⁴² (2010 年 4 月 26 日)

2010 年 4 月 26 日、商務省は国際貿易裁判所の判断を不服としつつ、アンチダンピング措置について、アンチダンピング税率から相殺関税率を差し引いた率をアンチダンピング税預託率とする決定を下した。その内容は次の通り。

- ・ アンチダンピング措置と相殺関税措置との調和を図らなければならいとする法的根拠はないが、潜在的な二重救済を避けるためには、
 - ① 関税法の相殺関税に関する規定を適用しない、

⁴² *GPX International Tire Corporation v. United States*, Consol. Court No. 08-00285 Slip Op. 09-103 (September 18, 2009): *Final Results of Redetermination Pursuant to Remand*, signed on April 26, 2010.

- ② スターブライト社のみについて、または中国産品全般について、市場経済方式によりアンチダンピング税率を計算する、
- ③ アンチダンピング預託率から相殺関税率を差し引く、

の3つの選択肢がある。

- ・ 関税法第 701 条は、輸出国が補助金を交付しているときは、相殺関税を「賦課しなければならない (There shall be imposed)」と規定している。従って①の選択肢は採用できない。相殺関税措置の不適用は、第 772 条(c)(1)(C)に定める輸出補助金の場合に限られている。
- ・ ②の選択肢は、中国について非市場経済国とするとした商務省の決定に反することとなり、採用できない。
- ・ 従って、③の選択肢を採用する。しかし、これは他の方法よりも混乱が少ないという理由によるものであり、また、裁判所の命令も満たすものであるからである。
- ・ ジョージタウン・スチール判決は、関税法の相殺関税に関する規定を適用することが不可能な場合についてのものであり、本件には適用されない。商務省は、ジョージタウン・スチール判決が適用できる場合を除き、相殺関税措置を課す義務がある。
- ・ 裁判所は、非市場経済国方式は相殺関税措置を賦課できない場合に適用されるものであるとしている。さらに、関税法の相殺関税に関する規定は輸出価格における補助金の効果を是正するものであると解釈している。商務省は、当該解釈に反対する。関税法のアンチダンピングに関する規定、相殺関税に関する規定とも、立法経緯からそのような解釈は生じない。

c) 国際貿易裁判所 2010 年 8 月 4 日判決

2010 年 8 月 4 日、国際貿易裁判所 (Jane A. Restani 裁判官) は、商務省の再判断は、非市場経済国方式によりアンチダンピング措置を適用している産品に対して相殺関税措置を同時に賦課する場合に二重課税を回避するための方法を適用する能力がないことを明確に示したとして、非市場経済国方式によりアンチダンピング措置を発動する場合に相殺関税措置を課することを放棄することを命ずる判決⁴³を下した。

その判決理由を、裁判所は次の通り説明している。

- ・ 原審において、相殺関税措置は補助金の効果分について輸入価格を引き上げて競争条件を同等な競争条件 (level playing field) に置くという前提に基づいていることを指摘した。他方、非市場経済国方式は輸出価格を第三国の価値を用いた補助金の無い正常価格と比較するものであるから、理論上、ダンピン

⁴³ *GPX Int'l Tire Corp. v. United States*, Slip Op. 10-84, 2010 Ct. Intl. Trade LEXIS 88 (CIT Aug. 4, 2010).

グマージンは補助金の利益により輸出価格が低減された分も含んでいる。この場合において、相殺関税措置を併用することにより、同一の行為に対して二重課税を行う高い可能性がある。

- そのため、原審において、商務省に対して、非市場経済国方式によるアンチダンピング措置に全ての救済措置を含めるか、アンチダンピング措置と相殺関税措置を併課する合理的方法を適用するよう求めたものである。
- しかし、商務省は、非市場経済国方式により計算されたアンチダンピング税率から相殺関税税率を差し引いた税率をアンチダンピング税率としたのみである。この方法では、最終的なアンチダンピング税及び相殺関税の合計税率は変更前のアンチダンピング税率と同一となる。かかる結果を生ずる方式は、外国当事者に長期に亘り相殺関税調査に協力させることを不合理なものとする。
- さらに、かかる相殺は関税法第 772 条に違反している。
- 商務省は、関税法第 701 条により、輸出国が相殺可能な補助金を交付していると判断したときは、相殺関税措置を課することが義務づけられていると主張するが、かかる解釈は誤りである。同条は、商務省に関税法の相殺関税に関する規定を適用することを求めている。
- 商務省は、差戻し判断において、3 つの選択肢を検討している。この検討は、商務省としてその他の選択肢を有していないとしたものであることを暗に認めたものである。
- 従って、本件を商務省に再び差し戻し、スターブライト社の非市場経済国産品について相殺関税措置を課することを放棄することを命ずる。
- また、TUTRIC 社はアンチダンピング税及び相殺関税の二重課税の問題について提訴していなかったが、公平性の観点からこの判断を TUTRIC 社に対しても適用する。

d) 国際貿易裁判所 2010 年 10 月 14 日判決⁴⁴

本判断では、商務省が裁判所の第 2 回差戻しの指示に従ったことを確認した。

5. 二重課税の可能性の分析

商務省が非市場経済国に対してアンチダンピング税と相殺関税とを同時賦課する正当理由をまとめれば、次の 3 点に集約されよう。

⁴⁴ *GPX Int'l Tire Corp. v. United States*, Slip Op. 10-112, 2010 Ct. Intl. Trade LEXIS __ (CIT Oct. 1, 2010).

- ・ 相殺関税は、関税法により、「輸出国が補助金を交付しているときは賦課しなければならない」と規定されているものであり、当該補助金が輸出価格、国内販売価格を引き下げているか否かは問題ではない。
- ・ 補助金により国内販売価格が引き下げられていたことが立証されない限り、国内販売価格に対する補助金の影響はないものと見なす。
- ・ 関税法は輸出補助金についてアンチダンピング税と相殺することを求めているが、GATT 第 VI:5 条の実施を目的としたものであり、経済的分析、判断に基づいたものではない。

さらに要約すれば、補助金交付により国内販売価格が引き下げられたことが立証されない限り、それらに関係はないと判断する、ということである。

これに対して、国際貿易裁判所の判決は「国内補助金は、正常価格、輸出価格の双方を引き下げるものであるとの前提に立っている」（2009年9月18日判決）との考え方に拠っており、商務省の立場と正反対である。

国際貿易裁判所の判決については、将来、連邦巡回控訴裁判所の判断が下されると思われ、また、本報告書は米国法の解釈を問題とするものではないから、その点についてはここでは議論しない。ここでは WTO 協定との関係について、考察したい。

WTO/SCM 協定では、相殺関税を賦課する要件として、補助金により輸出価格が引き下げられたことを認定することは求められていない。この点について、同協定第 19.1 条は次の通り定めている。

加盟国は、協議を完結させるために妥当な努力を払った後、補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り、この条の規定により相殺関税を課することができる。

この規定は「補助金の存在及び額」が認定されることを求めている。しかし、かかる補助金により輸出価格が引き下げられたことの立証は求めている。また、この規定では、「当該補助金の及ぼす影響により」輸入国の国内産業に損害を与えていることを要件としているが、上級委員会は、*Japan – DRAMs (Korea)*⁴⁵において次の通り述べて、補助金付輸入と国内産業との因果関係が立証されれば良く、補助金付輸入のうち、補助金による影響とその他の影響を別途に検討する必要はないとしている。

262. Article 15.5 as a whole deals with the causal relationship between subsidized imports and injury to the domestic industry. The first sentence of Article 15.5 requires that an investigating authority demonstrate that "the subsidized imports are, through the effects of subsidies, causing injury" to

⁴⁵ *Japan – DRAMs (Korea)* 上級委員会報告書 (WT/DS/336/AB/R)

the domestic industry. The second sentence emphasizes that the demonstration of the causal relationship between the subsidized imports and the injury shall be based on all relevant evidence before the investigating authority. In both sentences, the subject to which the phrase "are causing injury" applies, or in respect of which "a causal relationship" is to be established, is "the subsidized imports".

264. It is clear from the architecture of Articles 15.2, 15.4, and 15.5 that, for determining whether the "subsidized imports are, through the effects of subsidies, causing injury" to the domestic industry, what is required is the examination of the effects of the subsidized imports as set forth in Articles 15.2 and 15.4. These paragraphs neither envisage nor require the two distinct types of examinations suggested by Korea, namely, an examination of the effects of the subsidized imports as per Articles 15.2 and 15.4; and, a second examination of the effects of the subsidies as distinguished from the effects of the subsidized imports on a case-by-case basis.

これらの規定、さらにこの上級委員会の判断から、WTO/SCM 協定は相殺関税の賦課にあたり、補助金により輸出価格が引き下げられていることを認定する必要があることを明確にしている。従って、WTO/SCM 協定に整合的に相殺関税が賦課されたからと言って、直ちに、輸出価格は補助金により引き下げられているものであることは意味しないこととなる。

この点は、さらに、WTO/SCM 協定第 6.3 条との対比からも明らかである。同条は、補助金交付国にその補助金の悪影響を除去することを求める条件として、申立国に、「補助金の効果」(effects of the subsidy)により申立国の産品に「著しい害」(serious prejudice)があることを立証することを求めている。この規定に関し、上級委員会は、*US – Upland Cotton*⁴⁶において、「効果」との文言は、問題とされている補助金とそれによる結果を立証すること（本件では補助金と市場価格との因果関係の立証）を求められている、と判断している。

Turning to the Panel's assessment of the "effect of the subsidy", the Panel addressed the question whether there was a "causal link" between the price-contingent subsidies and the significant price suppression it had found. It then addressed the impact of "[o]ther alleged causal factors". We observe that Article 6.3(c) does not use the word "cause"; rather, it states that "the effect of the subsidy is ... significant price suppression". However, the ordinary meaning of the noun "effect" is "[s]omething ... caused or produced; a result, a consequence". The "something" in this context is significant price suppression, and thus the question is whether significant price suppression is "caused" by or is a "result" or "consequence" of the challenged subsidy. The Panel's conclusion that "[t]he text of the treaty requires the establishment of a causal link between the subsidy and the significant price suppression" is thus consistent with this ordinary meaning of the term "effect".⁴⁷

⁴⁶ *United States – Subsidies on Upland Cotton* 上級委員会報告書, WT/DS267/AB/R, 3 march 2005.

⁴⁷ 上掲、パラ 435 (脚注省略)

これらから、相殺関税措置を賦課したことは、必ずしも証拠とならないといえる。従って、その限りにおいて、補助金が交付されているからと言って必ずしも輸出価格、国内販売価格が引き下げられていたとはいえない、とする商務省の考え方に理があると言えよう。

ただし、商務省は、その理屈を、そもそも二重課税があることを認めないために立証責任を持ちだしているとも思われる。問題は、補助金により輸出価格、国内販売価格が引き下げられているか否かではない。問題点は、上述した通り、米国商務省が採用している代替価値法により正常価格を認定しているところにある。このため、非市場経済国にけるダンピングマージン計算と、補助金の利益の額計算の双方で、同一事象を評価している結果となっているのである。

例えば、原材料（投入材）価格について、商務省の代替価値法では、原材料の購入価格については調査対象企業の実際の購入価格ではなく経済発展的に同等のレベルにある第三国の市場価格を用いる。さらに、上述した通り、商務省は、補助金が交付されていると認められた取引は代替価値として使用しない。従って、ダンピングマージン計算の基礎となる構成価格は、中国国内で購入された原材料価格ではなく、第三国の、補助金の影響のない民間市場価格を反映したものとなる。

他方、相殺関税では、中国国内の取引価格と世界各国の市場価格（の単純平均値）とを比較して、その差を利益の額として補助金率を計算している。

よって、このダンピングマージン計算において原材料単価がそもそもの中国国内の取引価格から引き上げられている限り、二重計算が生ずるのである。この計算は、補助金の影響が輸出価格に及んでいるか否かとは無関係である。

かかる二重計算は、工場間接費、一般管理費、財務費用の一部である融資、土地リース料なども同様である。代替価値の使用により、実際に調査対象企業が要した工場間接費、一般管理費、財務費用を代替価値により計算された費用が上回っている場合、それは即ち補助金の額と同様でもある。この場合も、補助金の影響が輸出価格に及んでいるか否かとは無関係である。

このように、商務省が代替価値法を採用しているがゆえ、二重計算が発生すると考えられる。

第 II 章 EU による中国及びベトナムを対象とする相殺関税措置の運用実態

A. 非市場経済国に対するアンチダンピング及び相殺関税についての同時調査

1. 同時調査開始の背景

アンチダンピング調査及び反補助金調査開始の提訴は、2 ヶ月の間において、欧州の製紙業者協会である CEPIFINE によって提出された。アンチダンピング調査開始の正式な提訴は 1 月 4 日に、相殺関税調査開始の提訴は 3 月 4 日に提出された。2010 年 2 月 18 日、欧州委員会は中国産塗工紙同一製品に対するアンチダンピング調査を、2010 年 4 月 17 日に反補助金調査を開始した。

中国産塗工紙に関する反補助金調査は、中国からの輸入製品に対し EU が開始した初の反補助金調査であり、また、非市場経済国に対する初の反補助金調査である。むろん、基本反補助金規則⁴⁸には、非市場経済国に対し反補助金調査を実施することはできないと定めた規定はない。

相殺関税を非市場経済国に賦課することについては少なくとも次に述べる二つの懸念があり、欧州委員会による中国に対する相殺関税調査の開始を阻んでいたと考えられる。これは、欧州委員会の担当官は、過去の非公式の談話においてかかる懸念についてほのめかしていたところから窺える。よって、かかる懸念は欧州委員会による対中国相殺関税調査の開始を阻止する役割を果たしたと考えられる。

第一に、欧州委員会は米国のジョージタウン・スティー爾事件における連邦巡回控訴判所と同じ見解を持っていると考えられる。同裁判所は、非市場経済国の経済では政府の干渉が強すぎるためにいかなる補助金も計算できないとしていた。しかし、欧州委員会は、今後、最近の商務省の態度変更と同様に、中国における状況が変化したため、相殺関税の算定は可能であるとの結論を出した可能性は否定できない。この点から、EU 初の中国に対する反補助金調査における決定が注目されるところである。

また、欧州委員会は政策的な理由から、米国（少なくとも委員会関係者の間では、米国は欧州委員会よりも攻撃的な貿易救済措置の利用者であるとみなされている）ですら採用してこなかった手段を講じることについて消極的であったとも考えられる。さらに、中国が WTO 申立を行う可能性を懸念していたと思われる。また、欧州委員会は少なくとも従来は、政治的な視点から、WTO の新加盟国を「いじめ」ていると思われないために、対中国では一定レベルの抑制を保っていた点も指摘できる。

⁴⁸ Council Regulation (EC) No 597/2009 of 11 June 2009 on protection against subsidised imports from countries not members of the European Community, OJ L 188 / 18.7.2009, p. 93

第二に、技術的な側面から、非市場経済国に対しアンチダンピング調査と反補助金調査を同時に実施することは、以下の理由から、貿易救済措置の二重計算・賦課となるのではないかと懸念がある。

- 国内補助金の場合、通常は製造原価が減少し、国内販売価格及び輸出価格の双方が引き下げられる。
- 市場経済国の事例では、当局は、実際の輸出価格と実際の国内販売価格（又は、構成価格）とを比較する。従って、方程式の両サイドが補助金による影響を受ける。よって、国内補助金はダンピングマージンに影響を与えない。従って、当局が国内補助金に基づきアンチダンピング税及び相殺関税の双方を賦課した場合であっても二重計算・賦課は発生しない。（他方、輸出補助金の場合には、輸出価格のみが引き下げられているため、アンチダンピング税及び相殺関税の双方を賦課した場合二重計算・賦課が発生する。）
- 非市場経済国に対するアンチダンピング調査では、「類似」国の販売価格をもって非市場経済国の正常価格とするため、輸出価格は実際の正常価格とは比較されない。この類似国価格によってマージンが計算される場合、次の理由から、国内補助金は人偽的にダンピングマージンを増加させる可能性がある。
 - 国内補助金は、輸出製品及び輸出国の国内販売製品双方の原価、そして潜在的には価格を引き下げると推定される。
 - 欧州委員会は、非市場経済国方式により、正常価格として、非市場経済国の国内販売価格は使用せず、第三国の価格を使用する。この場合において、欧州委員会は、補助金によって市場が歪められていない類似国を選択するよう努める。（ただし、実際の事例では、生産者が進んでデータを提供する類似国を選択しなければならないため、欧州委員会の選択肢はしばしば限られる。）
 - 他方、輸出価格は、国内補助金のため、本来の価格よりも低い価格になっていると推定される。かかる輸出価格と補助金の影響を受けていない「類似の」正常価格との比較によってダンピングマージンを計算する場合、ダンピングマージンはほぼ間違いなく国内補助金のためにより高い額となる。従って、欧州委員会が国内補助金を理由に相殺関税も賦課する場合、ほぼ間違いなく国内補助金の効果を二重に計算していることになる。

2. 中国産塗工紙アンチダンピング税暫定規則の内容

欧州委員会は、2010年11月16日付けで中国産塗工紙アンチダンピング税暫定規則を同月17日に公告した⁴⁹。その第49項では、次の通り述べている。

⁴⁹ COMMISSION REGULATION (EU) No 1042/2010 of 16 November 2010 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of coated fine paper originating in the People's Republic of China, OJ L299, 17.11.201, p.7.

- 中国産品に対する反補助金調査をアンチダンピング調査と同時に行うことは、調査対象企業が市場経済扱い（MET: Market Economy Treatment）資格（以下、「MET 資格」という）を賦与されるか否かには影響されない。
- アンチダンピング税と相殺関税の同時賦課の可否は、アンチダンピング規則第 14 条(1)に定める輸出補助金であるか否かの問題であり、MET 資格を賦与されるか否かの問題ではない。
- ただし、本件では損害マージンによりアンチダンピング税率が決定されているため、アンチダンピング税と相殺関税の二重賦課の問題は生じない。

この委託調査報告書を作成する段階では、中国産塗工紙に対する反補助金調査の結果は発表されていないが、MET 資格の有無とは無関係に相殺関税を課すとしている点は、今後、注目すべきである。

B. 市場経済国に対するアンチダンピング及び相殺関税についての同時調査における補助金の取扱い

1. 概要

欧州委員会においても、米国商務省と同様に、反補助金調査における補助金率の計算は、並行するアンチダンピング調査で行われる計算から完全に独立して行われる。反補助金規則のいかなる部分も、ダンピングマージン、アンチダンピング税の計算に言及していない。アンチダンピング税と相殺関税との間で調整が必要である場合、かかる調整はアンチダンピング税を減少させることにより行われている。

欧州委員会の計算方式は、“Guidelines For The Calculation Of The Amount Of Subsidy In Countervailing Duty Investigations”⁵⁰（「補助金ガイドライン」）に説明されている。補助金ガイドラインには、並行するアンチダンピング調査との関係調整に関する規定はない。

ただし、基本反補助金規則第 24 条(1)第 2 パラグラフによれば、GATT 第 VI.5 条と同様に、「いずれか產品も、ダンピング又は輸出補助金から生ずる同一の事態を補償するためにアンチダンピング税と相殺関税とを併課されることはない」と規定している。かかる原則は、欧州委員会の首尾一貫した実務に反映されている。

- ・ まず、欧州委員会は、補助金の利益の額及びダンピングマージンを、別々に独立して計算する。
- ・ 次に、ダンピングマージンを、反補助金調査において輸出補助金に基づいて計算された補助金の利益の額分について相殺する。
- ・ また、ダンピングマージン及び補助金の利益の額の合計が損害マージンを上回らないようにする。

こうした実務の背景にある根拠は、輸出実績を条件としていない補助金は輸出価格及び正常価格の両方に影響する、従ってダンピングマージンの計算を歪めない一方で、輸出補助金は輸出価格のみに影響を与える、という点にある。よって、輸出補助金に基づいて計算された補助金の利益の額とダンピングマージンを合算することは、二重計算をもたらし、ダンピングマージンの額を不当に増大させてしまうと考えている。欧州委員会は過去の事例においては一貫してこのアプローチを取ってきた。

我々の経験、また過去の事例を調べた結果、欧州委員会が二重の貿易救済措置となとした事例は、すべて、ダンピングマージンを輸出補助金の金額と相殺する場合に限定されている。我々は、欧州委員会は、ダンピングマージンに関して、その他の調整は行っていないと考える。

欧州委員会の首尾一貫した姿勢は、国内補助金は方程式の両サイドに等しく影響するため、二重計算に帰結しないということである。この点について、欧州委員会

⁵⁰ OJ 394/17.12.98, p.6.

はインド産スルファニル酸アンチダンピング調査の最終決定⁵¹において明確に確認している。

当該事例において、インド政府は、アンチダンピング税は輸出補助金のみならず補助金全額と相殺されるべきであると主張した、欧州委員会にかかる考え方を否定し、以下の通り述べている。

インド政府及びインドの輸出生産者は本方式に反対し、確定アンチダンピング税は、輸出補助金の額だけでなく認定された補助金の合計率（7.1%）分、引き下げられるべきであると主張した。さらに、実務上、補助金の利益は輸出者が選択するいかなる活動分野を助成するために使うことができるものであるから、補助金の利益が輸出価格を引き下げのために使われていないのであれば、相殺関税は賦課されるべきではない、と主張した。さらに、国内販売価格を引き下げのために使われた補助金の利益分があるのであれば、その部分は無視して、不公正な輸出価格を可能とした補助金利益部分のみに相殺関税が賦課されるべきである、と主張した。

この点について、輸出実績を条件として交付されない補助金（「国内補助金」）は、インドの輸出生産者の輸出価格と正常価格に等しく影響を与えるとみなされる。このことは、かかる補助金がダンピングマージンに中立的な影響を与えていることを意味する。よって、国内補助金の額とダンピングマージンの額は同じ状況からは発生せず、結局かかる補助が存在することから、アンチダンピング税のいかなる調整も保証されていない。⁵²

我々が知る限りにおいて、欧州委員会は、アンチダンピング調査における生産原価及び構成価格の計算においては、輸出補助金又は国内補助金のいずれであれ、補助金の利益の額に関する調整は行っていない。欧州委員会は、通常は補助金を反映しているはずのアンチダンピング調査の質問状の回答から、企業が報告した製造原価、一般管理費等のデータを得るのみである。

個々のアンチダンピング調査において、個別の経費、原価計算に補助金の利益額がどのように影響されているかを正確に把握することは、企業がデータを報告する方法や、開示対象とされない情報にかかわるため、困難である。個別の事例において、企業会計に計上される特定の方法のために補助金が明らかにダンピングマージンの歪みをもたらしていると認定された場合には、欧州委員会が個別経費について特別な調整を行っている可能性は否定できない。しかし、公表された決定では、かかる調整がなされた例はない。また、我々が取り扱った個別事案においても、そのような調整が行われたことはない。

⁵¹ Council Regulation (EC) No 1339/2002 of 22 July 2002 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of sulphanilic acid originating in the People's Republic of China and India

⁵² 前掲、パラグラフ 47-48。

2. 個別事例の検討

前節で述べた点を検証するため、本節では、欧州委員会がアンチダンピング調査及び反補助金調査を同時に行った事例を検討し、それら事例において補助金率とダンピング税率との調整がどのように行われたかを検証する。

a) インド産 スルファニル酸 (sulphanilic acid) アンチダンピング・反補助金中間見直し最終決定⁵³

(1) 認定された補助金

欧州委員会は複数の補助金制度を調査し、その結果、輸出生産者は、輸出志向型企業スキーム (EOUS)、マハラシュトラ州政府インセンティブ・パッケージスキーム、輸出クレジットスキーム(ECS)において、補助金利益を受けていたと認定した。各制度における計算方法を以下に説明する。

(a) 輸出志向型企业スキーム (EOUS)⁵⁴

補助金の額： 調査対象期間において、地元で調達された物品につき還付された中央売上税額、及び国内で購入された燃料について還付された関税額。ただし、これら還付額を受領するために必要とされた補助金申請手数料を差し引く。

補助金率の計算： 補助金は輸出実績を条件として交付されたものであるところから、調査対象期間の輸出売上高により補助金の利益の額を除した。この結果、補助金率は 3.2%と計算された。

(b) マハラシュトラ州政府インセンティブ・パッケージスキーム (GOM)⁵⁵

補助金の額： 本制度により繰延べされた州売上税の額について、無利子融資に相当するとみなす。よって、補助金の額は、企業が同等の商業融資に支払う利息相当額とする。

補助金率の計算： 本補助金は、輸出を条件に交付されるものではなく、製造、生産、輸出又は輸送された数量との関連で付与されるものでもないため、調査対象期間の企業の合計売上高により、補助金の利益の額を除した。この結果、補助金率は 0.6 %と計算された。

⁵³ Council Regulation (EC) No 1010/2008 of 13 October 2008 imposing a definitive countervailing duty on imports of sulphanilic acid originating in India following an expiry review pursuant to Article 18 of Regulation (EC) No 2026/97 and a partial interim review pursuant to Article 19 of Regulation (EC) No 2026/97 and amending Regulation (EC) No 1000/2008 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of sulphanilic acid originating in the People's Republic of China and India following an expiry review pursuant to Article 11(2) of Regulation (EC) No 384/96, 2008 年 10 月 18 日決定。

⁵⁴ 前掲、recital 42。

⁵⁵ 前掲、recitals 55 - 57

(c) 輸出信用スキーム (ECS)⁵⁶

補助金の額： 調査対象期間において利用した輸出信用について支払った金利額と、当該企業が通常の商業的輸出信用を利用した場合これに支払わなければならなかったであろう金利額との差額。

補助金率の計算： 輸出実績を条件に交付されるものであるところから、調査対象期間における合計輸出売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.9 %と計算された。

なお、欧州委員会は、その他 4 つの補助金制度についても調査したが、調査に協力した輸出生産者はこれらの制度からは補助金の利益を得ていないと認定した。

(2) アンチダンピング税と相殺関税の調整

この調査は、純然たる期限満了レビューであったことから、欧州委員会は、相殺関税率の変更は行わず、その措置を延長したに過ぎなかった。しかしながら、欧州委員会は、次の通り述べている。

その結果、インドに対する確定アンチダンピング税の税率は、現行の反補助金調査の調査対象期間における輸出補助金に基づく補助金率の水準が修正されたことを考慮して調整されなければならない。当該調査対象期間における輸出補助金の補助金率は 4.1%となり、Regulation (EC) No 1339/2002 において当初決定されたダンピングマージンの水準は 24.6 %であったため、修正後のアンチダンピング税の税率は 20.5 %となるべきである。Regulation (EC) No 1000/2008 はこれに従って修正されるべきである⁵⁷。

かかる輸出補助金の補助金率に基づくアンチダンピング税の調整は、当初調査において、次の通り、輸出補助金についてのみ調整する旨を明確に述べている⁵⁸ことに基づいている。

インドに関しては、基本反補助金規則第 15 条(1)に従って提示された補助金の額に相当する確定相殺関税は、損害マージンによりも低いと認定された。かかる相殺関税の調査の対象となった補助金制度の一部は、基本反補助金規則第 3 条(4)(a) に定める輸出補助金に該当する。これら補助金はインドの輸出生産者の輸出価格のみに影響を与えるものであり、ダンピングマージンを増大させてしまっている。言い換えれば、唯一の協力的なインドの生産者に決定された確定ダンピングマージンの一部は、輸出補助金によるものである。このよ

⁵⁶ 前掲, recital 64.

⁵⁷ Council Regulation (EC) No 1010/2008 of 13 October 2008, Recital 129.

⁵⁸ Council Regulation (EC) No 1339/2002 of 22 July 2002 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of sulphanilic acid originating in the People's Republic of China and India.

うな状況においては、当該輸出補助金の金額に基づく相殺関税と最終的に決定されたダンピングマージンの全額に基づくアンチダンピング税の両方を賦課することは適切とみなされない。従って、確定アンチダンピング税は、輸出補助金の効果を相殺する確定相殺関税を賦課した後において、残存するダンピングマージンに調整される⁵⁹。

かかる決定に基づき、欧州委員会が計算したダンピングマージンは、欧州委員会が、EOU 及び ECS の二つの輸出補助金スキームについて計算した金額によって相殺されたものである。

b) アメリカ産 バイオディーゼル（当初アンチダンピング・相殺関税調査最終決定 2009 年 7 月 10 日）⁶⁰

(1) 認定された補助金

欧州委員会は複数の補助金制度を調査し、輸出生産者が、物品税及び所得税税額控除、小規模アグリバイオディーゼル生産者所得税控除、ミズーリ州適格バイオディーゼル生産者(MQBP) インセンティブ・ファンド、テキサス州燃料エタノール・バイオディーゼル生産インセンティブ・プログラム及びワシントン州バイオ燃料生産税額免除のスキームに基づく補助金を受けていると認定した。

(a) 物品税・所得税税額控除⁶¹

この制度は、バイオディーゼルのブレンダー、小売業者及びエンドユーザーを対象とした税額控除スキームである。バイオディーゼル燃料について以下の税額控除を提供している。

- (i) バイオディーゼル混合税額控除。
- (ii) バイオディーゼル税額控除。
- (iii) 小規模の農産品バイオディーゼル 生産者税額控除。

補助金の額： 調査対象期間における補助金の利益の額の単価は、純バイオディーゼル (B100) 又はブレンドによる販売を問わず、調査対象期間に販売された生バイオディーゼル 1 ガロンあたり 1 米ドルと計算された。ただし、ブレンドに付加された鉱物ディーゼル分について調整した。

補助金率の計算： 調査対象期間における当該製品の合計売上高により補助金の利益の額を除した。この結果、補助金率は 28.4 % から 41.1 % と計算された。

⁵⁹ 前掲、recital 46。

⁶⁰ Council Regulation (EC) No 194/2009 of 11 March 2009 imposing a provisional countervailing duty on imports of biodiesel originating in the United States of America.

⁶¹ 前掲、recitals 59 – 63。

**(b) 小規模農産品バイオディーゼル生産者所得税
控除⁶²**

本制度により、生農産品バイオディーゼルの小規模生産者は、製造した農産品バイオディーゼル 1 ガロン毎に US\$ 0.10 の払戻不可能な一般事業所得税額控除を受領していた。ただし、いかなる課税年度においても、要件を満たした生産者が控除できる生産高は 1,500 万ガロンまでとされていた。

補助金の額： 調査対象期間中に終了した課税年度における所得税額の軽減額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の当該製品の合計売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.4 % と計算された。

**(c) ミズーリ州適格バイオディーゼル生産者(MQBP)
インセンティブ・ファンド⁶³**

本制度により、いずれの年度においても、ミズーリ州の農産物から生産された、適格なバイオディーゼルの最初の 1,500 万ガロンについては、ガロンあたり US\$ 0.30 の助成金を受けることができ、同じ年度内にミズーリ州の農産物から生産された、適格なバイオディーゼルの次の 1,500 万ガロンについては、ガロンあたり US\$ 0.10 の助成金を受けることができる。

補助金の額： 調査対象期間中に受領した助成の額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の当該製品の合計売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 3.8 % と計算された。

**(d) テキサス州燃料エタノール・バイオディーゼル
生産インセンティブ・プログラム⁶⁴**

本スキームにおいては、エタノール及びバイオディーゼを生産する要件を満たした企業に助成が行われていた。登録された工場で製造されたバイオディーゼル 1 ガロンあたり US\$ 0.032 の手数料を支払った生産者は、工場稼動開始日から 10 年後の応答日まで、登録された各工場で製造されたバイオディーゼルにつきガロンあたり US\$ 0.20 を受け取ることができる。ただし、かかるインセンティブを受けられる生産量は、一工場につき一年あたり最初の 1,800 万ガロンまでとされていた。

補助金の額： 調査対象期間中に受け取った金額から、補助金申請手数料を差し引いた額。

⁶²前掲、recitals 70 – 72

⁶³前掲、recital 111

⁶⁴前掲、recitals 141 – 143

補助金率の計算： 調査対象期間中のバイオディーゼル合計売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.3 %と計算された。

(e) ワシントン州バイオ燃料生産税額免除⁶⁵

ワシントン州は、バイオ燃料の製造者に対して、Business & Occupation (B&O) 税を減免していた。

補助金の額： B&O 税の通常の税率と軽減税率の差額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.7 %と計算された。

(2) アンチダンピング税と相殺関税の調整

バイオディーゼルの事例で調査した補助金のうち、輸出業績を交付の条件としたものはなかった。よって、欧州委員会はダンピングマージンと反補助金マージンを単純に足し上げ、その合計が損害マージンを上回らないようにした。この点について、アンチダンピング最終規則において、欧州委員会は次の通り述べている。

並行する反補助金手続では、米国産バイオディーゼルに対する相殺関税も賦課されている。この並行する手続で認定された補助金は輸出補助金ではなく、よって、輸出価格とこれに対応するダンピングマージンに影響を与えたとはみなされない。従って、調査対象の輸入すべてが両手続に共通であることから、アンチダンピング税は相殺関税と共に、二つを合わせて損害マージンを上回らないように賦課することができる（レッサー・デューティ・ルール）⁶⁶。

c) インド産、マレーシア産 ステンレス製ファスナー及びその部品

本件は 2009 年 8 月 13 日にアンチダンピング調査及び反補助金調査の双方が開始された⁶⁷が、2010 年 4 月 1 日に調査申請が取り下げられたため、同年 7 月 15 日、何らの結論に至ることなく調査は終了した⁶⁸。

⁶⁵ 前掲, recital 157

⁶⁶ Council Regulation (EC) No 599/2009 of 7 July 2009 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of biodiesel originating in the United States of America, recital 188.

⁶⁷ Notice of initiation of an anti-subsidy proceeding concerning imports of certain stainless steel fasteners and parts thereof originating in India and Malaysia, OJ C 190 / 13.8.2009, p. 32

d) インド産、マレーシア産、タイ産ポリエチレンテレフタレート (PET) (当初アンチダンピング・相殺関税調査最終決定 2000 年 11 月 30 日)

(1) インド産 PET について認定された補助金

欧州委員会は、多数の補助金制度について調査を行い、輸出生産者が補助金による利益を得たのは、輸出前及び輸出後の関税受給パスブックスキーム (DEPB)、輸出促進のための資本財輸入スキーム (EPCGS)、及び輸出加工区 (EPZ) 輸出志向型企業 (EOU) スキームであると認定した。

(a) 輸出前関税受給パスブック (DEPB)⁶⁹

輸出前関税受給パスブックは、製造者である輸出者又は製造者と関連のある取引者が利用することができる。要件を満たした輸出者はライセンスを申請することができ、かかるライセンスによって将来の輸入にかかる関税を相殺するために利用することのできるクレジットが交付される。

補助金の額： 調査対象期間中に輸入された物品に通常賦課される関税の額のうち、輸出前関税受給パスブックスキームに基づき未払いである額。

補助金率の計算： 欧州委員会は、その確定規則⁷⁰において、この制度の期限が満了し、もはやインドの輸出生産者に利益を与えるものではなくなったことを示す証拠をインド政府が提出したと認定した。よって、当該利得は、確定規則における補助金の計算から除外された。

(b) 輸出後関税受給パスブック (DEPB)⁷¹

輸出後関税受給パスブックは、製造者である輸出者又は製造者と関連のある取引者が利用することができる。要件を満たした輸出者は、輸出された最終製品の価格の一定割合として計算された額をクレジットを申請することができ、以後の輸入における関税額と相殺することができる。

補助金の額： 調査対象期間中に輸入された物品に通常賦課される関税の額で、関税受給パスブックに基づく未払額。

⁶⁸ 反補助金調査は、インド及びマレーシア原産ステンレス製ファスナー及びその部品の輸入に関する反補助金手続 OJ L180 / 15.7.2010, p. 28 を終了する 2010 年 7 月 14 日付委員会決定によって終了された。

⁶⁹ Commission Regulation (EC) No 1741/2000 of 3 August 2000 imposing a provisional countervailing duty on imports of polyethylene terephthalate (PET) originating in India, Malaysia, Taiwan and Thailand, recitals 35 – 36

⁷⁰ 2603/2000 of 27 November 2000, L 301 / 30.11.2000, p.1

⁷¹ 前掲, recitals 47 – 49

補助金率の計算： 規則では明確に述べられていないが、本スキームは輸出を条件としているところから、調査対象期間中の輸出売上高により補助金の利益の額を除したと思われる。その結果、補助金率は 5.01% から 6.52%と計算された。

(c) 輸出促進のための資本財輸入スキーム (EPCGS)⁷²

資本財輸入スキームは、製造者である輸出者、取引者、及び貿易商・輸出者の関連製造者が利用することができる。当該企業は、確約した輸出水準に応じて、輸入する資本財の関税の免除または軽減を受けることができる。ただし、輸入された資本財は、輸出産品を製造するために使用されなければならない。本スキームにより補助金の利益を享受するためには、当該企業は関係当局に輸入する資本財の種類及び価格の詳細を提出しなければならない。

補助金の額： 輸入された資本財に賦課された未払いの関税額を 18 年間に配布した額、及び当該額にインドにおける商業利率である 14%利息相当額。

補助金率の計算： 調査対象企業に応じて、調査対象期間中の総輸出高または調査対象期間中の関連セクターの輸出売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.79% から 1.71%と計算された。

(d) 輸出加工区(EPZ)/輸出志向型企业 (EOU)⁷³

EPZ/EOU スキームに基づき、生産する物品及びサービスすべてを輸出することを事業としている企業を設立することができる。かかる企業には関税や租税の免除が与えられる。本事例では、欧州委員会は、資本財、原材料及び消費財の輸入関税及び物品税の課税停止による利益を認定した。

補助金の額： 調査対象期間中に輸入された又は国内で調達された原材料、消費財及び資本財に通常賦課される関税又は租税額。資本財については、輸入資本財に賦課される未払いの関税額については、18 年の償却期間に配賦し、これに年利 14%の利息を加えた。なお、調査対象企業については、資本財を除き、関税免除はなかったと認定した。

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計輸出売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.37 %乃至 4.43 %と計算された。

⁷²前掲, recitals 55 – 57

⁷³前掲, recitals 66 – 72

(2) マレーシア産PET について認定された補助金

欧州委員会は、輸出生産者に対して、パイオニア・ステータス・スキーム、輸入関税及び販売税免除スキームと二つのサブスキームである「保税工場」(LMW) スキーム及び「主関税地域」(PCA) スキームに基づく利益が交付されていると認定した。

(a) パイオニア・ステータス⁷⁴

パイオニア・ステータスは「奨励」製品を製造することを意図する全ての企業に与えられる。振興地域に所在する企業には、奨励製品の品目が他の企業よりも多く設定されている。パイオニア・ステータスを与えられた企業は、税額控除を受けることができる。

補助金の額： 法人所得税の免除額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は4%と計算された。

(b) 輸入関税及び販売税免除⁷⁵

製造許可倉庫 (LMW) スキーム

「製造許可倉庫」に輸入した原材料、機械及び機器については、輸入関税及び売上税が減免される。「製造許可倉庫」企業は、その生産の一定部分を輸出する義務を負っている、「輸出志向」の製造企業である。

補助金の額： 機械及び機器につき実際に支払われた輸入税及び売上税の額と、免除の利得がない場合に通常支払うべき輸入税及び売上税の額との差額を10年間の償却期間（当該機器の通常の使用期間）により配賦した額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計輸出売上高により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は0.21%と計算された。

「主関税地域」(PCA) スキーム

1967年関税法第14条(2)により、「製造許可倉庫」企業又は「自由地域」企業のいずれともみなされず、単に「主関税地域」に所在しているのみとされる企業は、輸入した原材料、機械、設備にかかる関税が免除される。欧州委員会は、調査に協力した企業が輸入した、調査対象製品の製造工程に用いられた主要原材料の輸入関税率及び販売税率が免除されていたと認定した。

補助金の額： 免除されない場合に通常支払うべき輸入関税及び販売税の額。

⁷⁴ 前掲, recitals 96 – 97

⁷⁵ 前掲, recitals 117 – 118 and 128 - 130

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計輸出売上高により補助金の利益の額を除いた。その結果、補助金率は 0.91 %と計算された。

(3) タイ産PET について認定された補助金

欧州委員会は、以下の補助金スキームを調査し、輸出生産者が、機械輸入関税の免除又は軽減スキーム及び法人所得税免除のスキームに基づき補助金を受領していたと認定した。

(a) 機械輸入関税の免除又は軽減⁷⁶

機械がタイで製造又は加工されておらず、奨励活動において利用される予定であることを条件に、輸入関税が 50 – 100%軽減される。

補助金の額： 輸入資本財について支払うべき関税の未払額をその償却期間である 11 年間に配賦した額に、年利 12.04%の利息を加えて得た額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の合計売上高により補助金の利益の額を除いた。その結果、補助金率は 0.35%と計算された。

(b) 法人所得税の免除⁷⁷

複数の経済区域に所在する企業に対して、奨励事業に係わる法人所得税の免除及び当該事業からの配当について法人所得税の対象からの除外が認められていた。

補助金の額： 奨励事業に係わる所得について支払われなかった税額。

補助金率の計算： 暫定規則、確定規則のいずれにも説明されていない。補助金率は 8.13%と計算された。

(4) アンチダンピング税と相殺関税の調整

アンチダンピング税暫定規則⁷⁸において、インド産及びマレーシア産 PET については、輸出補助金が含まれているため、その範囲でアンチダンピング税から差し引くとした。他方、タイ産については輸出補助金が含まれていないため、かかる調整は行わないとした。ただし、いずれの場合にも、その合計額が損害マージンを上回らないよう調整したとしている。

⁷⁶ 前掲, recitals 207 – 208

⁷⁷ 前掲, recitals 215 – 217

⁷⁸ COMMISSION REGULATION (EC) No 1742/2000 of 4 August 2000 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of certain polyethylene terephthalate (PET) originating in India, Indonesia, Malaysia, the Republic of Korea, Taiwan and Thailand, recitals 209-213.

アンチダンピング税確定規則⁷⁹では、欧州委員会は暫定規則における決定を変更する必要はないとして、インド産、マレーシア産 PET について、次の調整を行っている。ただし、台湾産については仮措置において計算間違いがあり、再計算したところ補助金率は 1%未満であったと認定して、台湾産に対しては相殺関税を課さないこととした。

(a) インド

社名	損害 マージン	ダンピング マージン	相殺関税率 (輸出補助金 による)	アンチダンピ ング税率	アンチダンピ ング課税額
Reliance Industries Limited	44.3 %	51.5 %	8.2 %	36.1 %	181.7 EUR/t
Pearl Engineering Polymers Limited	33.6 %	30.0 %	5.8 %	24.2 %	130.8 EUR/t
Elque Polyesters Limited	44.3 %	51.5 %	4.4 %	39.9 %	200.9 EUR/t
Futura Polymer Limited	44.3 %	51.5 %	0	44.3 %	223.0 EUR/t
その他		51.5 %	8.2 %	36.1 %	181.7 EUR/t

(b) マレーシア

社名	損害マージ ン	ダンピング マージン	相殺関税率 (輸出補助金 による)	アンチダンピ ング税率	アンチダンピ ング課税額
Hualon Corporation (M) Sdn. Bhd.	52.1 %	7.8 %	0.2 %	7.6 %	36.0 EUR/t
MPI Polyester Industries Sdn. Bhd.	54.2 %	34.2 %	0	34.2 %	160.1 EUR/t
その他		34.2 %	Not applicable	34.2 %	160.1 EUR/t

⁷⁹ Council Regulation (EC) No 2603/2000 of 27 November 2000 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain polyethylene terephthalate originating in India, Malaysia and Thailand and terminating the anti-subsidy proceeding concerning imports of certain polyethylene terephthalate originating in Indonesia, the Republic of Korea and Taiwan

(c) タイ

社名	損害マージン	ダンピングマージン	相殺関税率	アンチダンピング税率	アンチダンピング課税額
Thai Shingkong Industry Corporation Limited	22.6 %	32.5 %	8.4 %	14.2 %	132.2 EUR/t
その他		32.5 %	8.4 %	14.2 %	132.2 EUR/t

e) インドネシア産リング場インター機構（アンチダンピング・相殺関税当初調査最終決定 2002 年 6 月 4 日）

インドネシア政府及び同国の唯一知られた輸出生産者のいずれも、質問状に対する回答を提出しなかった。従って、ファクツアベイラブルを使用することとし、従前の調査及び本調査の提訴状の情報に基づいて、相殺関税率を決定した。また、欧州委員会は、非協力的な輸出生産者について、それらが利用することのできる相殺可能な補助金が存在し、実際に利用されていたと認定した。これら認定に基づき、補助金率は 10%であったと認定した⁸⁰。

f) インド産 Graphite electrode systems（アンチダンピング・相殺関税当初調査最終決定 2004 年 9 月 18 日）

欧州委員会は、輸出生産者が、関税受給パスブック (DEPB)、輸出促進のための資本財輸入スキーム (EPCG)、及び事前ライセンススキーム(ALS)に基づき補助金を受領していたと認定した。

(1) 認定された補助金

(a) 関税受給パスブック (DEPB)⁸¹

輸出後関税受給パスブックは、製造者である輸出者又は製造者と関連のある商人が利用することができる。要件を満たした輸出者は、輸出された最終製品の価格の一定割合として計算されるクレジットを申請する。かかるクレジットは、以後輸入される物品に適用される関税を相殺するために利用される。

補助金の額： 調査対象期間中に利用又は第三者に売却されたクレジットの額。具体的には、次の額：

- ・ 物品を無関税で輸入するために調査対象期間中に DEPB のライセンスが発行され使用された場合、免除された輸入関税の合計額を補助金の額とした。

⁸⁰ 前掲, recitals 53 – 68

⁸¹ Commission Regulation (EC) No 1008/2004 of 19 May 2004 imposing a provisional anti-subsidy duty on imports of certain graphite electrode systems originating in India, recitals 40 – 49

- DEPB ライセンスが調査対象期間中に発行され売却された場合、ライセンスの販売価格にかかわらず、ライセンスで付与されたクレジットの額（額面）を補助金の額とした。これは、ライセンスの販売は純粹に商業的な決定であり、本スキームから受け取る利得の額を変えるものではないためである。
- DEPB ライセンスが調査対象期間前に発行され、かつ調査対象期間中に物品を無税で輸入するために使用された場合、かかる使用により放棄された輸入関税の合計額。
- DEPB ライセンスが調査対象期間前に発行され、かつ調査対象期間中に売却された場合、これらのライセンスは名目上の額面価格を上回る価格で販売されたと認定された。かかるプレミアムは、これらライセンスにより認める特別追加関税の免除相当額であると思われるが、これらライセンスの購入者によって輸入された製品についてインド政府が放棄した収入の全額を認定することはできなかったため、保守的な見積として、ライセンスの販売価格をもって政府による歳入の放棄額と認定した。

補助金率の計算： 暫定規則、確定規則のいずれにも説明されていない。補助金率は 14.4% 及び 16.6% と計算された。

(b) 輸出促進のための資本財輸入スキーム(EPCG)⁸²

資本財輸入スキームは、製造者である輸出者、取引者、及び貿易商・輸出者の関連製造者が利用することができる。当該企業は、確約した輸出水準に応じて、輸入する資本財の関税の免除または軽減を受けることができる。ただし、輸入された資本財は、輸出産品を製造するために使用されなければならない。

補助金の額： 輸入された資本財における未払関税額を当該資本財の通常の償却期間によって配賦した額、及び当該配賦額の利息額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の輸出販売額により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.1% から 0.3% と計算された。

(c) 事前ライセンススキーム (ALS)⁸³

本スキームは、補助的な製造者の関連輸出者、製造者輸出者又は貿易商輸出者に対して、輸出する物品の製造に使用される投入材についての輸入関税額を無税とする制度である。このための事前許可は、物理的輸出、中間財、みなし輸出ならびに事前解除命令（Advance Release Orders）に対し与えられる。

⁸² 前掲., recitals 57 – 58

⁸³ 前掲., recital 71

補助金の額： ライセンスで与えられ、調査対象期間中に利用されたクレジットの額。

補助金率の計算： 調査対象期間中の輸出販売額により補助金の利益の額を除した。その結果、補助金率は 0.2 %と計算された。

(2) アンチダンピング税と相殺関税の調整

本件における補助金率の合計はつぎの通りであると認定された⁸⁴。

補助金の種類	関税受給 パスブック (DEPB)	輸出促進の ための資本財輸 入スキーム (EPCGS)	事前ライセ ンススキ ーム(ALS)	輸出加工区 (EPZ)/ 輸出 志向型企業 (EOU)	法人所得 税免除 (ITE)	補助金 率合計
Graphite India Limited (GIL)	16.6 %	0.1 %				16.7 %
Hindustan Electro Graphite (HEG) Limited	14.4 %	0.3 %	0.2 %			14.9 %
その他						16.7 %

しかし、損害マージンはそれぞれ 15.7%、7.0%と認定されたため、相殺関税率は次の通りとされた。

社名及び所在地	相殺関税率 最終決定	EU 統合関税番号 (TARIC) 追加コード
Graphite India Limited (GIL), 31 Chowringhee Road, Kolkatta – 700016, West Bengal	15.7 %	A530
Hindustan Electro Graphite (HEG) Limited, Bhilwara Towers, A-12, Sector-1, Noida – 201301, Uttar Pradesh	7.0 %	A531
その他	15.7 %	A999

相殺関税率が上述の通りとされたことに基づき、アンチダンピング税との調整として、次の通りアンチダンピング税は課されないこととされた。

⁸⁴ COUNCIL REGULATION (EC) No 1628/2004 of 13 September 2004 imposing a definitive countervailing duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of certain graphite electrode systems originating in India, Recital 22.

社名	損害マージン	ダンピング マージン	相殺関税率	アンチダンピング 課税率
Graphite India Limited (GIL)	15.7 %	31.1 %	15.7 %	0 %
Hindustan Electro Graphite (HEG) Limited	7.0 %	22.4 %	7.0 %	0 %
その他	15.7 %	31.1 %	15.7 %	0 %

第Ⅲ章 非市場経済国に係わるアンチダンピング措置・相殺関税措置に関する WTO 紛争解決機関の判断

本章では、非市場経済に対するアンチダンピング措置または相殺関税措置に関する WTO パネル報告書、上級委員会報告書について分析する。

A. WTO 紛争事例

平成 23 年 3 月 20 日現在、非市場経済に対するアンチダンピング調査または相殺関税調査について申立てられている事例、またそれらについて発出されたパネル報告書及び上級委員会報告書は次の通りである。

- *United States — Preliminary Anti-Dumping and Countervailing Duty Determinations on Coated Free Sheet Paper from China (WT/DS368)*
 - 二国間協議申立： 2007 年 9 月 14 日
 - 申立国： 中国
 - 現状： 協議要請後の 2007 年 12 月 13 日、米国国際貿易委員会が損害なしとする最終決定を行った。このため、本件は実質的に終了した
- *United States – Definitive Anti-dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China (WT/DS379)*
 - 二国間協議申立： 2008 年 9 月 19 日
 - 申立国： 中国
 - パネル報告書： 2010 年 10 月 22 日
 - 上訴日： 2010 年 12 月 1 日（上訴国： 中国）
 - 上級委員会報告書： 2011 年 3 月 11 日
- *European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China (WT/DS397)*
 - 二国間協議申立： 2009 年 7 月 31 日
 - 申立国： 中国
 - パネル報告書： 2010 年 12 月 3 日
 - 上訴日： 2011 年 3 月 25 日（上訴国： EU）

- *United States — Anti-dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam (WT/DS404)*
 - 二国間協議申立： 2010 年 2 月 1 日
 - 申立国： ベトナム
 - パネル報告書： 2011 年 5 月 11 日、当事国配布予定

- *European Union — Anti-Dumping Measures on Certain Footwear from China (WT/DS405)*
 - 二国間協議申立： 2010 年 2 月 4 日
 - 申立国： 中国
 - パネル報告書： パネル手続係属中

- *United States — Anti-Dumping Measures on Certain Frozen Warmwater Shrimp from China (WT/DS422)*
 - 二国間協議申立： 2011 年 2 月 28 日
 - 申立国： 中国
 - 現状： 二国間協議係属中

本章では、上述のパネル・上級委員会報告書について、それらの概要をまとめ、それらにおける中国製品に対する相殺関税の賦課及びアンチダンピング税との併課の議論の有無、また議論がある場合にはその内容について、検討する。

B. United States – Definitive Anti-dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China (WT/DS379)

中国は、中国製品に対する相殺関税の賦課及びアンチダンピング税との併課について、WTO 紛争解決機関に申立てた⁸⁵。その概要は次の通りである。以下に詳説するように、米国の相殺関税調査 4 事例について争われている。ただし、本件では、中国加盟議定書の条項について中国、米国とも議論を回避しているため、判断が下されていないことに留意すべきである。また、中国の議論は必ずしも尽くされたものと言い難い。このため、多くの論点において今後の更なる議論がありえ、それにより結論として別のものとなることも考えられる。

⁸⁵ *United States – Definitive Anti-dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China (WT/DS379)*

1. 概要

二国間協議申立日： 2008 年 9 月 19 日
パネル設置： 2009 年 1 月 20 日
争われた協定条項： SCM 協定第 1.1 条(a), (b), 2.1 条, 2.2 条, 14 条
パネル報告日： 2010 年 10 月 22 日
上訴日： 2010 年 12 月 1 日（上訴国： 中国）
上級委員会報告日： 2011 年 3 月 11 日

この報告書作成の時点では DSB 採択はなされていない。

2. 背景となった事実

本紛争は、米国が 2008 年 6 月乃至 7 月にアンチダンピング税及び相殺関税を同時賦課した次の事例について、その協定不整合を訴えたものである。

- ・ 丸形溶接鋼管（*Circular Welded Carbon Quality Steel Pipe from the People's Republic of China*）： 相殺関税調査最終決定及びアンチダンピング調査最終決定 2008 年 6 月 5 日、賦課命令 2008 年 7 月 22 日。
- ・ オフロードタイヤ（*Certain New Pneumatic Off-the-Road Tires (OTR Tires) from the People's Republic of China*）： 相殺関税調査最終決定及びアンチダンピング調査最終決定 2008 年 7 月 15 日、賦課命令 2008 年 9 月 4 日。
- ・ 角形薄厚鋼管（*Light-Walled Rectangular Pipe and Tube from the People's Republic of China*）： 相殺関税調査最終決定及びアンチダンピング調査最終決定 2008 年 6 月 24 日、賦課命令 2008 年 8 月 5 日。
- ・ ラミネート加工布袋（*Laminated Woven Sacks from the People's Republic of China*）： 相殺関税調査最終決定及びアンチダンピング調査最終決定 2008 年 6 月 24 日、賦課命令 2008 年 8 月 7 日。

3. 申立国の主張

- ・ 公的機関の範囲： 融資を行った国有商業銀行、材料を供給した国有企業は SCM 協定第 1.1 条(a) の「公的機関」にあたらない。従って、国有商業銀行・企業からの融資・材料供給が補助金であるとするためには、米国当局は 4 事例全てに於いて政府からの指示委託を認定しなければならないが、かかる認定はなされていない。「公的機関」とは、政府と「機能的な同等性」がある団体を言う。

- ・ 法令上の特定性： 国有商業銀行の融資は、26の経済分野の539の奨励産業に対するものであり、法令上の特定性はない。
- ・ 地理的特定性： ラミネート加工布袋における土地所有権の認定は、第2.2条の地理的特定性を満たしていない。
- ・ ベンチマーク・土地所有権： 補助金の利益の額の計算のうち、丸形溶接鋼管及びラミネート加工布袋の投入材である HRS 及び BOPP 価格、土地所有権のベンチマークとして国内取引価格は歪曲されているという推定に基づいて、事実を検討せずに採用しないこととしたことは、第14条(d)に反する。
- ・ また、第三国における土地賃貸借料は、中国の土地所有権を評価するためのベンチマークとなり得ない。
- ・ ベンチマーク・中国元融資： 第三国通貨による融資は、中国内の融資の補助金の利益の額を評価するためのベンチマークとなり得ない。
- ・ 商務省が採用した中国内の融資の補助金の利益の額を評価するためのベンチマークは、33ヶ国の融資を回帰分析して得た概念的なものであり、実際に獲得できたであろう融資ではない。よって、ベンチマークたり得ない。
- ・ ベンチマーク・米国ドル融資： 個別米国ドル融資のベンチマークとして日々変化する LIBOR の年平均金利を用いたことは不適切である。
- ・ 補助金の利益の額計算・ゼロイング： オフロードタイヤにおける政府からの材料供給についての補助金の利益の額を計算するにあたり、個別の購入価格とベンチマークを比較して正の補助金の利益の額を合算し、負の補助金の利益の額を無視することは認められない。相殺関税は「製品」に課されるものであるから、補助金の利益の額をゼロイングしてはならない。
- ・ ベンチマーク・原材料： 国有企業が民間商社に販売した材料の当該商社からの購入において、
 - 民間商社が国有企業から指示委託を受けたことが立証されていない。
 - 利益がパススルーしていることが立証されていない。
- ・ アンチダンピング税及び相殺関税の同時賦課： 米国商務省がアンチダンピング調査において正常価格計算を非市場経済国法により計算したアンチダンピング税を賦課しつつ、相殺関税を賦課するとは二重計算となり、
 - GATT 第 VI:3 条、SCM 協定第 10, 19.1, 19.3, 19.4 条は、同一の補助金について二重救済を行わないよう、必要な手続を取り、補助金の利益の額を正確に把握する義務を課している。

- かかるアンチダンピング税を賦課することにより、SCM 協定第 19.4 条に定める上限（補助金の利益の額）を上回る相殺関税を課すこととなり、同条に不整合である。また、相殺関税は適切な金額ではなく、同第 19.3 条に不整合である。
- ・ 質問状に対する回答期間： 追加質問状、新主張質問状（調査の過程で新たな補助金の存在が主張された場合に、当該補助金に関して発出される質問状）に対する回答期間として、最低 30 日を与えなければならない。
- ・ ファクツアベイラブルの適用： 角形薄厚鋼管及び丸形溶接鋼管調査において、HRC 購入に関する情報提供を回答企業に求めないでファクツアベイラブルを使用したことは第 12.1 条、第 12.7 条に不整合である。

4. パネルの判断

- ・ 公的機関： 国有商業銀行・企業は「公的機関」にあたる。
 - 中国の主張する「公的機関」の定義は誤りである。SCM 協定第 1.1 条 (a)では、政府と公的機関とは別途の存在として規定されていること、政府、公的機関、民間機関の 3 種類が特定されていること、さらに SCM 協定の迂回を認めるような解釈をしてはならないこと、などから、「公的機関」とは、政府により支配された組織を言う（パラ 8.83）。
 - 中国は、中国政府が国有商業銀行・企業を支配していないことについて何らの証明も行っていない。
- ・ 法令上の特定性： 国有商業銀行の融資に法令上の特定性が認められる。
 - 第 2 条の特定性は、「特定企業」の従事する業務の多様性それ自体によって決定されるものではない（パラ 9.40.）。
 - ◇ この点は、同条が補助金の対象となる基準が対象を選択するものではなく、広範に利用可能（broad availability）である補助金は非特定性であるとしているところ、事実上の特定性は交付国の経済の多角化度を考慮すべきとしているところから示されている。（パラ 9.37.）
 - ◇ 特定の「（複数の）企業または産業グループ」にのみ利用可能であるとされている場合、特定性は容易に認定できる。（パラ 9.39.）
 - ある補助金が広範に利用可能であるために特定性がないのか、対象が十分に限定的であり特定性があるのかは、個別事例の事実関係による。（パラ 9.41.）

- 国有商業銀行の融資は、26 分野のプロジェクトが、それぞれ奨励、制限、廃止のいずれかに分類されている（パラ 9.66.）。これは、当該融資がそれら分野全体を対象としたものではないことは明らかである。本件は *US – Upland Cotton* パネルのいう「十分に明確な区分のある部分」にあたる（パラ 9.67.）。よって、米国商務省が当該証拠に依拠して法令上の特定性があるとした判断に合理性がある。
- ・ 地理的特定性： 米国の土地使用权についての特定性の判断は地理的特定性に基づいたものではない。よって、第 2.2 条に不整合である。
 - 第 2.2 条は、地理的に限定された補助金は特定性があるとしたものであり、特定地域の中で、更に「特定企業」が特定されなければならないものではない（パラ 9.135.）。
 - ラミネート加工布袋における米国商務省の認定は、工業用土地使用权を与えたことをもって、一定の土地に制限されており地理的特定性があるとしている。特定の地域に工業用土地使用权が認められると認定したものではない。主客転倒である。（パラ 9.158）
 - 本件では農地を工業用地に転用するためには工業団地の設定が必要とされることの認定をしたのみであり、工業団地とその他の土地の利用要件の相違などについて何ら検討していない。かかる検討があれば、本件の結論は異なっていた可能性がある（パラ 9.163.）。
 - W&C：パネルは、その判断の範囲を明確にする過程（パラ 9.161-9.163）に於いて、米国に対して工業用土地使用权についての特定性を履行において認定するための方法を明確に示しているところは興味深い。
- ・ 補助金の利益の額の計算（SCM 協定第 14 条のみ）：
 - 中国 WTO 加盟議定書第 15 条は、中国、米国とも議論を尽くさなかったため、本パネルは基本的に SCM 協定第 14 条との整合性について判断する。（パラ 10.12）
 - 中国国内価格の否定： HRS、BOPP、土地使用权のいずれについても、米国商務省は個別の証拠に基づき中国国内価格はベンチマークとできないと判断したものである。
 - ✧ *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会の判断から、政府は市場における「独占的」（predominant）な供給者であるとの証拠は、当局が国内市場価格は歪曲されているという判断をする前提条件である。これに反する証拠が無い場合、市場価格は歪曲されていると判断して、国内価格以外の価格に依拠することを禁止するものではない。（パラ 10.45）

- ✧ HRS について、米国商務省は、中国政府が供給する HRS は全体の 96.1%を占めるとの証拠に基づき（パラ 10.53）、また、中国政府から検証できる情報の提供がなかったことから不利な推定としてファクツアベイラブルに基づき（パラ 10.55）、HRS 市場は歪曲されているという結論に達したものであり、推定による *per se* 規則を適用したものではない（パラ 10.56）。
 - ✧ BOPP について、米国商務省は中国政府が供給する HRS は全体の 90%を占めるとの証拠に基づいている（パラ 10.63）。また、中国政府は商務省の証拠提出の要請に何ら協力していない（パラ 10.63）。そのため、米国商務省には当該証拠に反する何らの証拠も提出されていない（パラ 10.65）。従って、中国の主張は何らの証拠にも裏付けられていない。
 - ✧ 土地所有権について、米国商務省は、中国政府または地方政府が土地所有者であり（パラ 10.76）、土地所有権の供給を支配しており（パラ 10.78）、一次市場、二次市場共、第三者からは閉ざされた場所での交渉によって価格等を決定しており、透明性ある市場となっていない（パラ 10.80）、と認定した。米国商務省の判断は個別の証拠に基づいたものである（パラ 10.81）。中国の主張には根拠がない。
- ベンチマークとしての第三国通貨の融資：
- ✧ 第 14 条はガイドラインを定めたものであり、各号の規定調査当局に一定の柔軟性を与えている（パラ 10.107）。第 14 条(b)では、政府融資と同一の条件の商業融資との比較を求めているが、現実にはそのような商業融資が存在することは寧ろ希である。かかる場合、同号は比較を禁止するものではなく（パラ 10.116）、商業融資に一定の調整を行った上で比較することを求めている。その意味で、ベンチマーク融資は理論上の比較可能な商業融資である（パラ 10.117）。例えば、債務者が条件の異なる商業融資を受けている場合、同様の信用リスクの債務者の商業融資などは、理論上の比較可能な商業融資を構成するための証拠となろう（パラ 10.119）。
 - ✧ 第 14 条(b)において、中国の主張する、同一の通貨でなければならない、同一国内でなければならないといった条件はない。*US – Softwood Lumber IV* 上級委員会の第 14 条(d)についての判断は、第 14 条(b)にも適用される。（パラ 10.120、122）
 - ✧ 中央銀行による金融政策と政府系銀行による貸し出しとは、性格が全く異なる次元のものであり、中国の主張は認められない。（パラ 10.128）

☆ 米国商務省が、中国融資市場において政府は *predominant* な役割を演じているとの判断は、証拠に基づいたものであり、合理的である。（パラ 10.147）

- W&C： この問題では、中国は第三国通貨の融資を使用することは不適切であると主張したのみで、第三国通貨の融資を使用した場合に行われるべき調整等については議論していない。よって、パネル判断もその点まで及んでいない。

➤ 土地所有権の第三国ベンチマーク： 中国は第三国賃貸価格は利用できないとの主張のみであるため、中国の主張は却下する。

- W&C： この問題でも、中国は中国国内価格以外はベンチマークとならないと主張したのみで、第三国ベンチマークを使用した場合に行われるべき調整等については議論していない。米国商務省はベンチマークとしたタイのリース料金に何らの調整も加えていない。もし中国が、本件については *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会の要求した調整がなされていない、と主張していれば、本件の勝敗は異なっただと思われる。

☆ *US – Softwood Lumber IV* 上級委員会は、第三国の価格をベンチマークとすること自体は否定しておらず（パラ 10.182）、ベンチマークとして適切な第三国の価格を選択する、ある価格に「価格、品質、入手可能性、市場性、運送、その他の購入または判断の条件」による調整を行う、またはその双方を行う、ことにより、ベンチマークとすることができる（パラ 10.186）。そのような調整を完全に行うことはできないであろうが、調査当局は事実情報を合理的に分析し、適切な価格を選択し、必要に応じた調整を行わなければならない。（パラ 10.187）

☆ 本件で、米国商務省は選択したタイの土地賃貸借料に何らの調整も行っていない（パラ 10.188）。しかし、中国の主張は、第三国における土地賃貸借料はベンチマークとはなり得ないというものであり、調整の有無・適切性については何らの主張もしていない（パラ 10.189）。よって、中国の主張は認められない。

➤ 中国内の融資の補助金の利益の額を評価するためのベンチマーク： 実際の融資にベンチマークとなるものがない場合に理論的ベンチマークを計算することに問題はない。

☆ 中国国内市場の融資が政府により歪曲されておりベンチマークとして使用できないのであるから、かかる歪曲なかりせば得ることができたであろう融資利率を代替（*proxy*）として用いることに問題はない。（パラ 10.205）

- ✧ 中国は、米国商務省の代替融資利率の計算方法についてなんら問題を指摘していない（パラ 10.205）。よって、中国の主張は受け入れられない。
- LIBOR 年平均金利をベンチマークとした個別米国ドル融資との比較：LIBOR は日々変化するものであり、容易に入手可能である。よって、ベンチマークとして年平均金利を使用したことは不適切である。（パラ 10.218）
- 複数の材料供給の補助金の利益の額の計算方法（ゼロイングの否定）：
 - ✧ 米国は各材料について、実際の取引の月次平均価格と月次平均ベンチマーク価格とを比較し、補助金が認められたものについて、その補助金の利益の額を合算した。
 - ✧ 第 14 条(d)は、正と負の補助金の利益の額を相殺すべきとする規定はない。同号は、取引または一集団の取引について同時期の適切なベンチマークと比較することを要求するものであり、他の取引と合算することを求めるものではない。（パラ 11.48）
 - ✧ また、第 14 条(d)は、ひとつの製品（a good）について利益を計算することを求めるものである。（パラ 11.53）調査当局が、その調査報告書において、材料供給「プログラム」（単数）と呼んだとしても、それだけをもって、合算しなければならないこととはならない。（パラ 11.54）
 - ✧ 中国は、米国商務省がベンチマークを月次ベースとしたこと、また、その基礎としたデータについては何ら主張していない。中国の主張は、ただ、米国商務省が「材料供給プログラム」と標題したことに依拠している。（パラ 11.63）
 - ✧ もし、材料供給が 1 つの契約に基づいて行われたのであれば、個別取引からの利益を合算して補助金の利益の額を算出する必要があるであろう。しかし、本件では、かかる問題は（立証されていない）。（パラ 11.66）
- ・ 国有企業が民間商社に販売した材料の当該商社からの購入： 米国商務省が民間商社が国有企業から調達した際の売買条件を調査しなかったことは利益を正しく把握したといえず、第 1.1 条(b)及び第 14 条に不整合である。
 - 本件では、国有企業が販売した材料が民間商社を経由してオフロードタイヤ生産者に供給されたものであり、指示委託の有無は無関係である。
 - ✧ 利益の直接の受領者と資金面での貢献の受領者が異なることに問題はない。（パラ 12.33）

- ◇ もし、指示委託が必要なのであれば、SCM 協定を迂回することが極めて容易になる。（パラ 12.37）
- 中国の主張は、米国商務省は利益の存在を第 1.1 条(b)及び第 14 条に整合的に立証しなかったとするものと理解する（パラ 12.52）。
- 米国は、民間商社は購入価格に利益を上乗せして販売するものであるから、その販売価格とベンチマークとの差額は国有企業のもたらした利益であると主張する（パラ 12.54）。自らは所有権も在庫もしない、鞘取り型の取引である場合には、利益計算方法として適切であると考えられる（パラ 12.55）。
- しかし、商社が自ら在庫を所有した場合、またバルク購入した後に顧客に分割して販売した場合などでは、顧客への販売時期と商社の仕入れ時期とが異なることとなり、米国の計算方法では、利益は適切に計算されない（パラ 12.56）。
- 米国商務省は、上述のいずれの場合であるかの調査を怠った。かかる事実はオフロードタイヤ生産者に質問することにより確認することができたと思われるが（パラ 12.57）、当該調査を怠ったため、何らの証拠なく、推定に基づき利益を認定している。これは第 1.1 条(b)及び第 14 条に不整合である（パラ 12.58）。
- ・ アンチダンピング税及び相殺関税の二重計算：中国主張は相殺関税調査に基づく相殺関税の賦課が SCM 条項に反すると主張するが、かかる主張は認められない。
 - As Such 請求： 中国の協議要請書に記載されていない。よって本パネルの検討事項の範囲外となる。（パラ 14.42）
 - As Applied 請求 1： SCM 協定第 10, 19.3, 19.4, 32.1 条
 - ◇ 米国のアンチダンピング調査における正常価格計算の非市場経済国法により計算されたアンチダンピング税と相殺関税とは、補助金を二重計算するおそれがあることは容易に理解できる。（パラ 14.67）ただし、実際に二重計算されているか否かは、非市場経済国法による計算が補助金の効果をどこまで把握していたかによるものであり、その範囲は個別事例により異なる。（パラ 14.75、また、パラ 14.180）
 - ◇ アンチダンピング税額に補助金の効果が含まれているということは、SCM 協定第 1 条及び第 14 条に基づき認定された補助金の存在になんら影響を及ぼすものではない。従って、当該補助金の利益の額を相殺関税の上限とすると規定した SCM 協定第 19.4 条の規定の効力は、かかる二重賦課に及ばない。（パラ 14.112）

- ✧ アンチダンピング税額に補助金の効果が含まれているという事実は、補助金の存在を消失させるものではない。中国の主張は、アンチダンピング調査のダンピングマージン計算において政府による歪曲を除去しているというものである。中国の依拠した民営化の事例において判断された補助金の消失とは異なる。（パラ 14.113）
- ✧ SCM 協定第 19.4 条は相殺関税に関する規定であり、アンチダンピング税に関する規定ではない。（パラ 14.114）
- ✧ GATT 第 VI:5 条の二重課税禁止は、輸出補助金の場合に限定しており、国内補助金を対象外としていることが明確である（パラ 14.117）。SCM 協定第 19.4 条は、かかる二重課税禁止に拘わらず、これについても言及していない（パラ 14.118）。更に、東京ラウンド補助金コードでは非市場経済国からの輸入についてはアンチダンピング税または相殺関税のいずれかを選択することを義務づけていたが、現 SCM 協定にはかかる規定すらない（パラ 14.119）。これらから、SCM 協定は二重救済について何ら規定していないものである。
- ✧ 中国加盟議定書も二重救済について何ら規定していない。（パラ 14.121）
- ✧ SCM 協定第 V 部は、相殺関税に関する規律を定めた規定であり、アンチダンピング税について規律した規定ではない。（パラ 14.122）
- ✧ SCM 協定第 19.3 条の「適正な額」（appropriate amount）とは、補助金の利益の額を上限とする限りにおける適正な額であり、ダンピングマージンの計算とは関係がない。（パラ 14.128）
- ✧ GATT 第 VI:3 条も、相殺関税に関する規定であり、アンチダンピング税賦課については何ら規定していない（パラ 14.135）。SCM 協定第 10 条は同協定の手続的及び実体的規定に従って相殺関税を賦課せよとした規定であり、SCM 協定の他の条項違反がない限り、同条違反は成立しない。（パラ 14.136）
- ✧ 中国はアンチダンピング調査において非市場経済国法を用いることが、同時に行われた相殺関税調査における補助金の存在及び額に影響を与えることを立証していない。よって、米国商務省は、アンチダンピング調査において非市場経済国法を用いることにより補助金を相殺する効果があるか否かについて検討する義務はない。（パラ 14.138）

- 中国はアンチダンピング調査において補助金を相殺したことに
ついて立証していないことは賛成する。しかし、米国商務省に
かかる義務がないとまでは言い切れないと思われる。
- ・ 「質問状」への回答期間： 「質問状」とは当初質問状を指し、30 日間と
言う具体的な回答期間の賦与義務は当該質問状のみに課されている。
 - 「質問状」とは、"a formulated series of questions by which information is
sought from a selected group, usu[ally] for statistical analysis" をいう。（パ
ラ 15.21）
 - 第 12.1.1 条は、回答企業に対する通知の 1 事例を規定している（パラ
15.24）。第 12.1.1 条の questionnaires と複数とされているのは、脚注 40
で、exporters について the questionnaire とされているところから、輸出
者用、輸入者用などに対応しているものである（パラ 15.25）。これは、
付属書 VI の 6, 7 項の表現からも言える。
 - SCM 協定はいずれの書類を「質問状」としているか規定していないが
（パラ 15.29）、付属書 VI の 6, 7 項の表現から、相当量の情報提供要
請で、調査の初期段階に発出されるものと言える（パラ 15.28、29）。
しかし、質問状は問題点ごとに分けて発行されることがある。従って、
問題点毎の当初質問状を指すと考えることが適当である（パラ 15.29）。
 - 第 12 条の目的からも、全ての情報提供要請に 30 日間の回答義務を課
すこととすることは、当局が 18 ヶ月以内に調査が終了しない、または
不十分な情報で調査を終了するという、不合理な結果を招くこととな
る。この点において、Egypt – Rebar パネルに同意する（パラ 15.32）。
 - 他の質問の回答期限については、第 12.7 条 within a reasonable time の回
答、第 12.1 条の十分な機会、第 12.11 条の利害関係者の回答困難な状
況への配慮、という規律がある（パラ 15.35）。
 - 追加質問状は、既に当初質問状でなされた質問についての確認、追加
説明、詳細、情報提供、回答のなかった事項について再度の回答提出
要求などがなされている（パラ 15.42）。新たに主張された補助金プロ
グラムについての質問状は、当初質問状でなされた質問の一部を質問
しているに過ぎない（パラ 15.43、また 15.48）。それらは、
comprehensive questionnaire ではない（パラ 15.45）。
- ・ 情報提供を求めずして適用したファクツアベイラブル： 第 12.7 条に不整
合である。
 - 米国は、角形薄厚鋼管及び丸形溶接鋼管調査において、HRC 購入に関
する情報提供を回答企業に求めないで、ファクツアベイラブルにより
最終決定を行ったという事実自体、またかかる行為は第 12.1 条、第
12.7 条に不整合であることについては争っていない（パラ 16.6）。

- 第 12.7 条は、回答企業が情報提供を拒否する、情報を提供しない、または顕著に調査を妨害した場合にファクツアベイラブルの適用を認めている（パラ 16.9）。
- 質問されていない、従って回答を拒否していない状況にファクツアベイラブルを適用することは第 12.7 条に不整合である。第 12.1 条について判断する必要はない（パラ 16.18）。

5. 上級委員会の判断

中国は、パネル判断を不服として、次の点について上級委員会に上訴した。

- ・ 「公的機関」： 国有商業銀行は SCM 協定第 1.1 条(a) の「公的機関」にあたらない。
- ・ 法令上の特定性： 国有商業銀行の融資に法令上の特定性はない。
- ・ 地域特定性： ラミネート加工布袋における土地使用权に SCM 協定第 2.2 条の地理的特定性はない。
- ・ ベンチマーク・原材料： 中国政府が独占的供給者であることのみを根拠として中国国内価格を却下したとは SCM 協定第 14 条(d)に整合していない。
- ・ ベンチマーク・融資： 融資について米国商務省が採用したベンチマークは SCM 協定第 14 条(b)に整合していない。
- ・ アンチダンピング税及び相殺関税の同時賦課： 非市場経済方式によりアンチダンピング税を課したことを相殺関税の賦課において考慮しなかったことは、GATT 第 VI:3 条、SCM 協定第 19.4 条、19.3 条、10 条及び 32.1 条に不整合である。

この上訴について、上級委員会は次の通りの判断を下した。

a) 公的機関

- ・ 公的機関の範囲： パネル判断を覆し、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)の公的機関の範囲を明示した。
 - SCM 協定第 1.1 条(a)(1)の公的機関の中核的特質（core feature）は、政府機能を履行する権限が賦与され、実行することにある。（パラ 310）
 - 同一の団体であっても、その果たす機能により、場合によって公的機関となり、別の機能を果たしているときは民間団体となる。（パラ 318）

- 公的機関となる正確な範囲及び特徴は、団体毎、国毎、また事例毎に異なる。（パラ 317）
- 政府がある団体を支配しているという事実は、かかる団体が政府の権限を保持していることの証拠となる場合がある。しかし、政府が株式を所有しているという事実のみは、公的機関であるか否かを決定する証拠とならない。（パラ 310、318）
- 調査当局は、団体が公的機関であるか否かを判断するにあたっては、その団体の中核的特質また狭義の政府を適切に評価しなければならない。（パラ 317）
- さらに、相殺関税調査においては、関係する情報を収集し、客観的に分析し、積極的証拠（positive evidence）に基づいて判断する義務がある。（パラ 344）
- ・ 中国国有企業、国有商業銀行は公的機関であるとした米国商務省の認定：中国国有企業を公的機関とした米国商務省の判断は証拠不十分であり、協定不整合であるが、国有商業銀行については不十分な証拠に基づいている。
 - 米国商務省は、原材料を供給する中国国有企業について、中国政府が当該企業の株式を所有しているか否かという事実のみを収集し、当該事実のみをもって公的機関であると認定したことは、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)に不整合である。（パラ 346-347）
 - 国有商業銀行についての米国商務省の認定は、中国政府が国有商業銀行の株式を所有しているという事実のみならず、中国の商業銀行法に「国家の工業政策のガイダンスに従って… 融資業務を行う」とされていること、中国銀行の同趣旨の文書、OECD 報告書が国有商業銀行は中国共産党の顕著な影響下にあると指摘していること、などの証拠に基づいている。（パラ 350）これは、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)に不整合であるとはいえない。（パラ 356）

b) 法令上の特定性

- ・ 法令上の特定性の判断方法：
 - SCM 協定第 2.1 条(a)及び(b)の法令上の特定性は、特定の補助金アクセスの資格制限が維持されているか否かを判断基準としている。実際に受領した者は問題とならない。（パラ 368）法令上の特定性があるか否かは、(a)及び(b)の定める双方の原則を適切に考慮する必要がある。（パラ 369）
 - 「特定企業」であるの「産業の集団」の範囲の外縁は不確定なものであり、個別事例に則して判断しなければならない。（パラ 373）

- SCM 協定第 2.1 条(a)は、補助金にアクセスする資格が制限されている場合を指しており、その制限方法は限定されていない。資金面での貢献へのアクセスを制限すれば、利益の享受について制限することとなる。従って、いずれへのアクセスを制限するものであってもよい。(パラ 377)
- ・ タイヤ産業に対する優遇融資に法令上の特定性があるとした判断について：
 - 米国商務省は、中央政府の 5 カ年計画のみならず、地方政府の経済計画文書に基づいて、タイヤ産業に優遇融資を行うこととされていると認定して、法令上の特定性があるとしたものである。この認定を肯定したパネル判断に誤りがあるとは言えない。(パラ 400)

c) 地域特定性

- ・ SCM 協定第 2.2 条の “certain enterprises” の範囲については上訴されていないため、上級委員会も判断を行わない。(パラ 406)
- ・ 中国の上訴は SCM 協定第 2.1 条(a)の議論と同様のものである。第 2.1 条(a)についての判断同様、中国の主張は認められない。
- ・ パネルは、商務省は工業団地の内外で差があるのか否かを検討せずに地域特定性を認定したものであるから証拠不十分であると判断したことに誤りはない。

d) ベンチマーク・原材料

上級委員会は、次の理由からパネルの判断に問題はないとして、中国の主張を退けた。

- ・ 上級委員会は、*US – Softwood Lumber IV*において、政府が独占的な (predominant) 供給者である場合と顕著な (significant) 供給者である場合とを別途の概念として用いている。(パラ 441)
 - 顕著な供給者である場合、かかる事実のみをもってしては、国内市場が歪曲されているとの認定が正当化されるものではない。(パラ 441)
 - 独占的な供給者である場合、私人間の取引価格が歪曲している可能性 (likely) があるが、依然として個別事例に基づく分析が要求される。(パラ 441)
 - 政府がより独占的であればあるほど、私人間の取引価格を歪曲する可能性が高い。(パラ 444)

- 「独占的な」という概念は、市場占拠率のみならず、市場支配力（market power）をも指す。（パラ 444）
- ・ 政府が市場独占的な供給者であるため市場価格が歪曲されていると認定される場合、当該市場価格をベンチマークとすることを否定することができる。（パラ 446）
 - かかる認定を行うにあたっては、調査当局は、政府の市場占拠率以外の要因についても検討しなければならない。（パラ 445）
 - ただし、個別事例によって、政府の市場占拠率が非常に高い場合、その他の証拠の価値は低くなる。（パラ 446）
- ・ 本件では、政府が市場の 96.1%を占拠している。これは、単独の供給者と言える状況に近い。これは、政府の販売価格は市場支配力を有し、私企業の販売価格を政府の販売価格に合わせるようにさせる可能性が高い。（パラ 455）パネルが、商務省の判断を是認したことに誤りあるとは言えない。（パラ 458）

e) ベンチマーク・融資

上級委員会は、次の理由から、パネルの判断に誤りはないと判断した。

- ・ SCM 協定第 14 条(b)の全条件を満たしていないベンチマークを使用することの可否：
 - SCM 協定第 14 条(b)の「同等な」（comparable）とは、調査対象となっている政府融資と比較対象とする融資とに十分な類似性を求めるものである。（パラ 476）パネル判断の通り、同一の借り主に対する同一の融資期間で同規模の同じ通貨による融資を用いることが理想であるが、かかる融資が存在することの方が希である。従って、類似性の程度が低い融資をベンチマークとせざるを得ない。
 - SCM 協定第 14 条(b)の「商業的」（commercial）とは、「芸術性ではなく財務収益に興味があること、利益を生ずる可能性、単なるビジネス上の問題とみなす（interested in financial return rather than artistry; likely to make a profit; regarded as a mere matter of business）」という意味であり、融資の貸し手についてではない。（パラ 478）従って、政府融資であるからといって、直ちに商業的ではないと判断されるものではない。（パラ 479）
 - また、同条は「実際に市場から獲得『でき得る』（could）融資」と規定しており、実際に市場から獲得した融資に限定していない。パネル判断の通り、借り主のリスクの概要に基づき、ベンチマークを認定しなければならないが、借り主の所在する市場では実際にはない融資、

第三国の融資、又は構成された代替（constructed proxies）を用いることもできる。（パラ 480）

- また、SCM 協定第 14 条は強制的なパラメーターを定めたものではあるが、指針（guidelines）であるから、全ての状況に対応して定められたものではない。よって、その規則に厳密に従わなければならないものではない。（パラ 483）所与の市場における所与の通貨による融資が政府により歪曲されている場合、「市場において実際に当該企業が取得でき得た同等な商業的貸付け」以外の融資をベンチマークとすることはできる。ただし、当該条件に近似しているものであるべきである。（パラ 484）調査当局は、リスク概要を考慮して類似の融資を選択する、また相違点を調整するなどを行うことを要する。（パラ 485-486）
- ・ 米国商務省が中国市場の民間銀行の融資をベンチマークとしなかったことについて：
 - 中央銀行が公定歩合を設定することと、民間銀行が特定の借り主についてそのリスク概要から金利を設定することとは異なる。（パラ 500）
 - 米国商務省は、中国政府の融資市場における独占的地位のみならず、その他の中国市場の状況を検討して、中国の融資市場は歪曲されていると判断したものである。（パラ 503）
 - 米国商務省が使用したベンチマークが SCM 協定に整合したものであるかについては、当事国に争いのない事実が不足しており、判断できない。（パラ 537）

f) アンチダンピング税及び相殺関税の同時賦課

上級委員会は、パネルの判断を破棄して、GATT 第 VI:5 条に基づき、調査当局はダンピングと同じ状況に対して相殺関税を課さないよう確認する義務があるとし、米国商務省が二重課税の可能性を何ら検討しなかったことは同条及び SCM 協定に不整合であるとした。

- ・ ダンピング税と相殺関税による二重課税の可否
 - GATT 第 VI:5 条は、輸出補助金または「ダンピングから生ずる同一の事態」を補償するためにアンチダンピング税と相殺関税を賦課することを禁じている。この「同一の事態」が同条の二重課税禁止の根拠の中心であり、国内補助金について触れていない理由である。（パラ 567）

- 販売価格に基づく典型的なダンピングマージン計算では国内補助金の影響は反映されないが、非市場経済国に適用される代替価値を用いた場合、二重課税が生ずる可能性がある。（パラ 569）
 - SCM 協定第 10 条及び第 32.1 条は、GATT 第 VI 条に従って相殺関税を課すことと定めており、第 19.3 条の「適正な額」の解釈は GATT 第 VI:5 条の規定及び AD 協定⁸⁶の規定と首尾一貫していなければならない。（パラ 570）
 - 従って、調査当局が SCM 協定第 19.3 条の「適正な額」を決定するにあたっては、アンチダンピング税により相殺関税が対象とする補助金と「同一の事態」が相殺されることを無視してはならない。（パラ 571）
 - ただし、非市場経済国に対する代替価値法により計算されたダンピングマージンが、相殺関税の基礎となった補助金額を常に含んでいるとは言えない。（パラ 599）
- ・ 二重課税とならないことの当局の確認義務：
- SCM 協定第 19.3 条は、調査当局に相殺関税の額が適正であることを確認する義務を定めている。従って、調査当局に、アンチダンピング税との二重課税とならないことを確認するために証拠を収集して決定する義務がある。（パラ 602）

6. 本パネル判断の評価

a) アンチダンピング税と相殺関税の二重賦課について

本事例における中国の議論について

上級委員会は、中国の上訴において主張されていなかった、GATT 第 VI:5 条は解釈を示して、SCM 第 19.3 条の「適正な額」を課す義務には GATT 第 VI:5 条に定める「ダンピングから生ずる同一の事態」に対して相殺関税を課した場合に二重課税とならないよう考慮する義務が含まれると判断した。さらに、調査当局は同一の事態にダンピング税と相殺関税の双方を課すこととならないよう積極的に確認する義務があると判断した。特に、調査当局として、積極的に二重課税を回避するよう、質問状に質問事項を追加する等の手当が必要であることは留意すべきである。

この判断により、米国アンチダンピング調査において非市場経済国法を適用しつつ、相殺関税を賦課する場合における米国商務省の現在の実務は、WTO 協定不整合であることが明確とされた。従って、今後は、再調査における質問状、調査過程、さらに二重課税の回避の方法を含め、米国商務省の実施を注視する必要がある。

⁸⁶ WTO 1994 年のガット第 6 条の実施に関する協定。以下、「AD 協定」という。

また、EU が採用している代替国価格法においても、同様の問題が生ずる。今後、EU が中国産品に対するアンチダンピング調査では中国を非市場経済国と扱う一方で相殺関税調査を行うことは、慎重となると思われる。

市場経済・非市場経済に共通するアンチダンピング税・相殺関税同時賦課の問題

今回の上級委員会の判断は、国内補助金を受領している輸出者にアンチダンピング税・相殺関税調査の双方を行った場合に生じる二重課税全般について GATT 第 VI:5 条不整合としたものであるが、市場経済国であっても、限られた場合ではあるが、かかる二重救済が発生することがあることに注意を要する。

例えば、補助金として所得税減税が認められた場合を想定する。この場合、売上原価に影響はない。また、損益計算書上の一般管理費額にも、影響しない。他方、SCM 協定上、国内販売価格が当該補助金分だけ引き下げられているとの推定が置かれている。そのため、SCM 協定の推定上、その額だけ利益額は引き下げられていることとなる。従って、構成価格を正常価格とする場合であっても、同一の調査対象企業が他のモデルの販売から得た利益率を使用している限り、正常価格は補助金の効果について調整されていることとなる。

しかし、この場合において、全ての国内販売が生産原価以下であった場合、AD 協定第 2.2.2 条は、他の生産者の利益率を使用してよいとしている。しかし、当該生産者が同様の補助金を受領していない場合、売上原価に対する利益率は、国内販売価格が補助金の効果として引き下げられていない分、高くなっていることとなる。従って、当該生産者の利益率により計算された構成価格は所得税減税補助金の影響のない価格となる。他方、輸出価格は補助金の影響を受けた価格である。このため、非市場経済国法を用いた場合と同様に、ダンピングマージンに補助金の影響が含まれることとなる。

政府の株式取得、債務の株式化が行われた場合でも、同様の結果が生まれる。当該資金面での貢献は、受領会社側の貸借対照表には影響するが損益計算書には影響しない。ただし、上述と同様に、SCM 協定の推定上、国内販売価格は引き下げられていることとなる。従って、回答企業の実際の販売データから利益額を計算し、構成価格を算出する限りにおいて問題は起こらない。しかし、利益率計算の基礎として、別途の生産者のデータを使用した場合、所得税減税補助金と同様の問題が生ずる。

このように、市場経済国に対する相殺関税調査において補助金が認定されたとしても、アンチダンピング調査において正常価格が構成価格により算出されている場合、非市場経済国法であれ、GATT 第 VI:1 条及び AD 協定第 2.2.2 条によって認められた市場経済における計算方法であれ、二重救済がなされる可能性がある。

なお、政府による低利融資の場合、一般管理費である財務費用が補助金の影響により引き下げられている。従って、国内販売価格が引き下げられていると仮定としても、一般管理費の同様に下がっているため、利益額は変化しないこととなる。

また、製造に使用する原材料、販売管理サービスについて補助金が交付されていた場合であっても、補助金の影響によりそれら費用が引き下げられている。他方、SCM 協定の仮定上、売上高も引き下がっているため、利益額は、補助金の影響を受けない。従って、全体としては、補助金の影響により構成価格が引き下がっていることとなる。よって、同様に補助金の影響により引き下げられている輸出価格との比較によるダンピングマージンに補助金の効果は含まれない。

米国の非市場経済国法に基づくアンチダンピング調査と相殺関税調査を同時に行うことによる問題

非市場経済国法を適用する米国商務省のアンチダンピング調査実務では、法的には別の主体である複数の輸出者（実際には相当数の輸出者）について、それら全体を一つの「輸出者・生産者」とであると認定することを前提としている点である。これは、独立したアンチダンピング税率を適用しない輸出者は、中国全体レート

（China Country-wide rate）を適用しているところに現れている。この一方で、相殺関税調査では、全ての輸出者について、政府から独立した別途の者であると認定している。このため、米国商務省は、相殺関税調査において回答対象企業としなかった輸出者に対しては、「その他レート」を適用している。このように、同一の輸出者について、アンチダンピング調査と相殺関税調査で、同一の事実について、AD 協定第 6.11 条の「利害関係者」と SCM 協定第 12.9 条の「利害関係者」において異なった認定を行うこととなる。また、相殺関税の賦課の基準として SCM 協定第 19.3 条の all sources として輸出者毎に独立しているという基準は、AD 協定第 6.10 条、9.2 条で適用する“exporter or producer”の認定基準と異なることとなる。これは、調査当局として、事実を公平且つ客観的に評価し、合理的且つ適切な説明に裏付けられた認定を行ったものといえないのではないか。

b) 質問状について

中国は、30 日間の回答期間を賦与されるべき質問状についてのパネル判断を上訴していない。

パネルは、「質問状」とは verification の対象となる回答を要求する書面を意図している、また相当程度の情報を要求するものであり、単なる質問とは区別される、との分析に同意する。しかし、質問状は一つの事項について 1 件に限られる、とするのは無理があるのではないか。

まず、パネルは、文言解釈として、SCM 協定脚注 40（AD 協定では脚注 14）の“the questionnaire”から、「質問状」とは 1 種類のものを指す、としている。さらに、その補強として、Annex VI において the questionnaire としているところを指摘する。この解釈には反対である。SCM 協定脚注 40 は、第 12.1.1 条に従って既に送付された特定の質問状を指して、“the” questionnaire（単数）としているものであり、同一の事項について異なる質問状が別途の時期に送付されることを否定することを意味する文言であるとは思われない。また、Annex VI が the questionnaire としたのも、

脚注 40 の the questionnaire という表現と同様に、別途の条項で既に特定された questionnaires を指したに過ぎない。ここで、単数・複数の区別を強調することには疑問がある。

さらに、損害、補助金問題など問題点毎に、最初の質問状を第 12.1.1 条の questionnaire と認めることにより、脚注 40 の指す the questionnaire には複数存在することを認めることは、上述の解釈と矛盾する。例えば、既に進行している調査において新たな補助金の調査を開始し、当該補助金について質問状を発した場合、新たな情報提供が要求されることとなる。一方で相殺関税調査を損害、補助金問題など問題点毎に分けて考えることができるのであれば、補助金問題として、これをさらに副カテゴリーに分けることができないとする理由にならない。

さらに、このパネル判断からすれば、調査当局が「補助金」といったレベルでの同一の問題について、相当程度の情報を要求する質問を一度期に発出せず、数度に分割して質問した場合に、いずれの質問が第 12.1.1 条の questionnaire として 30 日の回答期間賦与義務が課されることとなるか、調査進行中は不明となる、という不合理な解釈となる。さらに言えば、第 2、第 3 の質問状の方が、当初の質問状よりも多くの情報を要求するものとなることも十分に考えられる。

これらの点が、本件で問題とされた、別途の補助金プログラムについて新たに質問した、新規主張質問状として端的に現れているのではないか。将に、本件での新規主張質問状は、パネルが「質問状」の辞書的意味として認定した、"a formulated series of questions by which information is sought from a selected group"であろう。

本パネルの行った協定の文脈（context）からの検討（パラ 15.32）にも同意できない。AD 協定、SCM 協定は、調査実務による制約を前提として、当局に実質的な規律を課しているところもある。調査当局には、積極的に証拠を収集し、それらを開示する一方で分析し、正確性について確認し、最終的には重要な事実を特定して利害関係者に意見陳述の機会を与えた上で、ダンピングマージンの認定を行い、調査を 18 か月以内に終了することを義務づけている。これらの義務により、調査当局には、調査手続を整理し、各調査段階へ時間配分すべきことが規律されている。質問状に対する 30 日+7 日間の回答期間の設定もその一つである。かかる義務により、むしろ、調査当局に対して、調査途中での無秩序なまたは無謀な追加調査、質問状の発出に歯止めを掛けていとも言える。即ち、調査当局が相当程度の情報を要求する質問状を発出する時期、回数については計画的に行うことを求めていると考えられる。AD 協定・SCM 協定における質問状に対する 30 日+7 日間の回答期間の規定は、かかる実質的規律を課しているともいえる。

これらの点から、本パネル判断に反対する。

結局、ケースバイケースで判断せざるを得ないが、パネルが辞書的意味として示した、様々な相当程度の情報を要求する質問状であれば questionnaire であるとするべきである、これにより、一度質問された事項の回答について、その内容の意味を確認するものは questionnaires ではないとの仕分けができるのではないか。

C. European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China (WT/DS397)

本紛争は、以下に分析する通り、中国が、EU の非市場経済国に対するアンチダンピング調査において個別アンチダンピング税率を割り当てるべき輸出者であるか否かを判断するための基準を定めた規則第 9 条(5)、並びに EU が中国産鉄鋼ファスナーに対して行ったアンチダンピング調査（以下「本件調査」という）及びその最終決定（EU 規則第 91/2009）（以下「本件最終規則」という）について、AD 協定、更に GATT 第 I:1 条との整合性を問題としたものである。この議論において、相殺関税との二重計算は問題となっていない。

1. 概要

二国間協議申立日：	2009 年 7 月 31 日
パネル設置：	2009 年 10 月 12 日
争われた協定条項：	AD 協定第 1, 2.1, 2.2, 2.4, 2.6, 3.1, 3.2, 3.4, 3.5, 4.1, 5.4, 6.1, 6.2, 6.4, 6.5, 6.10, 9.2, 9.3, 9.4, 12.2.2, 17.6, 18.4 条、GATT 1994 第 I:1、VI:1, X:3(a)条
パネル報告日：	2010 年 12 月 3 日
上訴日：	2011 年 3 月 25 日（上訴国： EU）

2. 申立国の主張

本パネルにおいて中国が主張した事項は次の通りである。ただし、DS 手続上の要請を満たしていないとして本パネルが却下した事項は除く。

a) 個別レートの認定

- EU の AD 規則第 9 条(5) は、中国の輸出者が同項に掲げる 5 項目（IT）を満たした場合に限り非市場経済国方式（正常価格について代替価格を使用してダンピングマージンを計算する方法）により個別レートを認定としている。これは、輸出者毎の個別レートを認定することを求めた AD 協定第 6.10 条（輸出者毎の個別レートの計算、サンプリング方法）、第 9.2 条（アンチダンピング税率設定における個別レートの設定、アンチダンピング税の無差別適用）、第 9.4 条（その他レートの計算方法）に不整合である。
- IT を満たさなかった輸出者について、実際の輸出価格を使用せず、それら企業全体のダンピングマージンを計算してアンチダンピング税を課すことは、AD 協定第 2 条（アンチダンピングの認定）及び AD 協定第 9.3 条柱書（アンチダンピング税はダンピングマージンを最高税率とする）に不整合である。

- ・ 中国輸出者に個別レートを与えないこととする EU の AD 規則第 9 条(5)は、同項が適用されない他の市場経済加盟国の輸出者と比較して差別的であり、GATT 第 I:1 条の最恵国待遇に不整合である。
- ・ 同条を適用した中国産鉄鋼ファスナーアンチダンピング調査も AD 協定に不整合である。

b) 国内産業の調査開始支持

- ・ EU は、国内産業の調査開始支持要件を検討しなかった。（パネルは中国の立証不十分として、その主張を却下。パラ 7.177-183。事実認定の問題であるので、パネル判断のまとめは省略。）

c) 国内産業の確定

- ・ EU は、国内産業の調査開始を支持しなかった国内生産者を国内産業の範囲から除外するものであり、AD 協定第 4.1 条違反である。（パネルは、中国の主張は事実に反するとして、その主張を却下。）
- ・ 国内産業とした生産者は EU 域内生産の 27%しか占めていない。当局は、当該国内生産者が国内産業を代表するものであるか等を検討しなければ、AD 協定第 4.1 条の求める “major proportion” の要件を満たした者とは言えない。
- ・ EU 域内生産を適切に代表していない生産者を国内産業とすることは AD 協定第 3.1 条に不整合である。

d) 調査対象製品の定義と同種の製品

- ・ あるモデルと類似していないモデルをひとつの調査対象製品の範囲に含めることは不適切である。
- ・ 調査対象製品とされる実際の製品と同種の製品とされる実際の製品とは齟齬があり、不適切である。

e) アンチダンピング関係

(1) 公平な比較

- EU はダンピングマージン計算において製品コード別の比較を行っておらず、AD 協定第 2.4 条に反している。

- また、比較を行うに際して品質の相違について調整しておらず、AD 協定第 2.4 条に反している。

f) 損害認定

(1) 損害調査における中国製品と EU 製品の価格比較方法

- EU は中国製品と EU 製品の価格比較において製品コード別の比較を行っておらず、AD 協定第 3.1 条、3.2 条に反している。30% の価格差は、製品特徴の差から生じたものである。
- EU は、産品を標準品、特殊品の 2 種類に分類して国内産品との価格比較を行ったが、かかる分類は不適切である。

(2) ダンピングなしとされた輸出者がある場合の損害認定における「ダンピング輸入」の認定

- アンチダンピング調査によりダンピングマージンが計算された 8 輸出者のうち 2 輸出者はダンピングなしと認定されているにもかかわらず、中国からの全輸入をダンピング輸入とすることは AD 協定第 3 条の各項に不整合である。

(3) 国内産業の損害要因の分析

- EU は国内産業の一部の損害要因について全生産者のデータを用い、その他についてサンプリングデータに基づいた。かかる不統一は認められない。
(パネルは、本主張について、EU の分析に AD 協定上の問題はないとして却下。) (また、損害要因分析についての他の主張は EU の証拠認定と異なる議論でしかなく、立証不十分であるとして却下。)

(4) 因果関係

- EU の因果関係の立証は不十分である。(パネルは、中国は、EU の結論は合理的ではないということを示す証拠を何ら示していないとして却下。
(7.426))
- 原材料費の上昇、EU 産業の輸出について、それらの要因による損害の分離・峻別は不適切である。

g) 手続

(1) 情報の機密扱いの可否と利害関係者の権利侵害

- ・ アンチダンピング調査提訴者及びそれを支持する者の名称は、AD 協定第 6.5 条の機密情報にあたらぬ。よって、当該情報の不開示は利害関係者の調査上の記録へのアクセス権及び十分な防御権を定めた AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に不整合である。
- ・ ダンピングマージン計算に係わる、インド製品のモデルタイプ、正常価格の決定、輸出価格との比較について開示しなかったことは、AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に不整合である。

(2) 利害関係者の提出資料の公開版

- ・ 一部の国内生産者の提出資料、インド生産者の提出資料の公開版は機密情報の要約が欠けており、中国利害関係者の請求にもかかわらず当該欠陥を是正しなかった。よって、AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。

(3) Eurostat データの非開示

- ・ EU は Eurostat データを機密情報として扱い、開示しなかったが、何らの正当理由 (good cause) も示していない。これは、AD 協定第 6.5 条に不整合である。

(4) 機密扱いを求めた情報の開示

- ・ EU は、中国輸出者 9 者が機密扱いを求めた情報を中国輸出者の同意を得ることなく開示した。これは、AD 協定第 6.5 条に不整合である。

(5) 輸出者に対して市場経済扱い又は個別レートを与えるか否かの質問状に対する回答期限

- ・ EU は、中国輸出者に対して、市場経済扱いを与えるか否かの Market Economy Treatment 質問状及び個別レートを与えるか否かの Individual Treatment 質問状への回答期間を 15 日しか認めなかった。これは、AD 協定第 6.1.1 条の 30 日 + 7 日間の回答期間の要請に反する。

3. パネル判断

a) 個別レートの認定

- ・ EU の AD 規則第 9 条(5)は AD 協定第 6.10 条及び 9.2 条に不整合である。第 9.3 条との整合性については検討しない。(7.118) また、EU の AD 規則第 9 条(5)は GATT 第 I:1 条の最恵国待遇に不整合である。(7.127)
 - EU の AD 規則第 9 条(5)は、非市場経済国輸出者のダンピングマージン計算についての規則である。(7.76)
 - 調査対象企業のうち IT 企業と認定されなかった中国輸出者は、中国全体レートが適用されるが、その場合、調査対象企業の協力が高い(100%に近い)場合、輸出価格として、それら企業の実際の輸出価格の平均を、そうでない場合には、ファクツアベイラブルを適用してダンピングマージンを計算する。(7.80)
 - 輸出者毎の個別レート認定要件(AD 協定第 6.10 条第 1 文)の例外は、同条第 2 文のサンプリングによる場合に限られる。(7.90)
 - EU は、非市場経済国家は親会社同様であり、個別輸出者は EU の AD 規則第 9 条(5)の条件が満たされない限り、国家という 1 つの「輸出者」であるとするが、パネルはこれに賛成しない。*Korea – Certain Paper* パネルは、関係会社 3 社を全体として 1 つの「輸出者」とすることを認めたが、EU の AD 規則第 9 条(5)では、かかる例に匹敵する分析はなされてない。(7.92-93)
 - *Korea – Certain Paper* パネルが指摘した通り、関係会社であるからとして複数の輸出企業を 1 者として取り扱う場合の立証責任は調査当局側にある。しかし、EU の AD 規則第 9 条(5)は、非市場経済国家の個別輸出者は国家の関係会社であるとの推定を置いている。(7.95) かかる推定は、AD 協定第 6.10 条においては認められない。(7.96)
 - よって、EU の AD 規則第 9 条(5)は AD 協定第 6.10 条に不整合である。(7.98) また、個別レートを認定しないことを原則とするところから、同協定第 9.2 条に不整合である。(7.99) (また、7.112)
 - AD 協定第 9.2 条の第 1 文の “sources” とは、輸出者を指す。(7.103) 非市場経済国家が “source” であるとの EU の反論は、EU の AD 規則第 9 条(5)において個別レート認める要件として輸出価格の設定の裁量が輸出者にあること以外の要件まで課しているところから、受け入れられない。(7.106.)
 - AD 協定第 9.4 条及び第 9.2 条の不整合の議論は、上述の議論と変わるところがないため、判断しない。(7.116, 7.118)

- また、EU の AD 規則第 9 条(5) は一部の加盟国のみに適用される規則であり、それら加盟国を不利に取り扱う規則であるから、GATT 第 I:1 条の最恵国待遇に反している。(7.124)
- さらに、本件は as such である。従って、国内法令が協定整合的であることを求めた GATT 第 XVI:4 条及び AD 協定第 18.4 条に不整合である。(7.137)
- また、EU の AD 規則第 9 条(5)を適用した本件調査も AD 協定不整合である。(7.148)

b) 国内産業の確定

- ・ 中国の主張を却下する。
 - AD 協定第 4.1 条は国内産業の範囲を画定する特定の方法を定めていない。調査開始後 15 日以内に回答した生産者を国内産業とするとしても、直ちに同条違反を構成するものではない。(7.219)
 - また、AD 協定第 4.1 条は個別の事例において国内産業に属するとした生産者が全国内生産の “major proportion” であるか否かを積極的に検討して決定する義務を当局に課しているものではない（即ち、当該結論について理由説明を要するものではない）。(7.229) 特に、中国の主張する国内産業を代表性の評価、最大数の生産者の把握は、同条の定める要件以外のものであり、同条はそのような義務を課していない。(7.230)
 - 本件は、生産者が多数に及ぶ産業の調査である。また、EU は特定のカテゴリーの生産者を排除したものでもない。従って、本件においては、27%の生産量を有する生産者は “major proportion” と言える。(7.230)
 - EU は、調査開始を支持していない国内生産者も国内産業に含めており、中国の主張に根拠はない。(7.215)
 - 中国も損害調査においてサンプリングを行うこと自体を否定していない。AD 協定第 3.1 条はサンプリングの方法について何ら定めていないところから、生産数量に基づき調査対象を決定することは同条の「積極的証拠」に基づく検討として不十分であるとはいえない。(7.240)

c) 調査対象製品の定義と同種の製品

- ・ 中国の請求を却下する。
 - AD 協定第 2.1 条の「製品」とは、相互に類似する製品に限定するといった意味はない。(7.264) その他の AD 協定の条項でも同様である。

- AD 協定第 2.6 条は調査対象製品の定義に関する条項ではない。
- 中国の主張は、政策論と思われるが、調査対象製品の定義を広げすぎれば損害認定が難しくなるという点からおのずと制限がある。
(7.270)
- EU は同種の製品の範囲を調査対象製品の範囲と同一としている。これは AD 協定第 2.6 条に整合している。(7.283)

d) アンチダンピング関係

(1) 公平な比較

- ・ 中国の立証は不十分であるため、その主張を却下する。
 - インド生産者からの代替価格データには、製品コードがなかったため、2つの製品特徴のみに基づいて、比較対象とする製品を特定した。
(7.293)
 - AD 協定第 2.4 条は比較対象製品との相違の調整方法について何ら具体的方法を定めていない。(7.297)
 - 価格調整を行うことは当局の義務である。しかし、かかる調整が必要であることを請求し、立証する義務は輸出者側にある。さらに、WTO 紛争においては、価格調整が必要であったことを立証する義務は中国にある。(7.298)
 - 製品コードは情報収集の手段であるが、それ自体が価格調整を行うべきことを証明するものではない。(7.302) よって、製品コードが相違するという事実のみをもってしては、AD 協定第 2.4 条違反は立証されない。(7.303)
 - また、調査過程において中国輸出者は価格調整が必要であることを示す何らの証拠も提出していない。よって、中国の主張を却下する。
(7.311)

e) 損害認定

(1) 損害調査における中国製品と EU 製品の価格比較方法

- ・ 中国の立証は十分ではない。よって、却下する。

- EUは、産品特徴 6 要素のデータを収集したが、価格比較では、直径、長さの 2 要素を「サイズ」に変更し、合計 5 要素に基づき産品を分類した。(7.326)
- AD 協定第 3.2 条は製品比較について特段の方法を規定していないが、調査当局は、かかる比較を AD 協定第 3.1 条の定める「積極的な証拠」に基づく「客観的な検討」により行う義務がある。(7.325)
- しかし、産品特徴 6 要素のデータ全てを基準にしなかったからといって、直ちに AD 協定第 3.1 条の義務に反するとはいえない。また、損害認定の条項ではダンピング認定の AD 協定第 2.4 条に相当する条項はないところから、製品特徴に相違がある場合には常に価格調整を行うことが義務づけられているとはいえない。(7.328)
- 中国は、本件において調整が必要であったことを何ら具体的に証明していない。よって、その請求を却下する。(7.336)

(2) ダンピングなしとされた輸出者がある場合の損害認定における「ダンピング輸入」の認定

- ・ ダンピングなしと認定された 2 輸出者を無視して全輸入がダンピング輸入としたことは、AD 協定第 3.1 条に反する。しかし、サンプルとして採用した輸出者全てからの輸入がダンピング輸入と認定された場合、その他の輸出者全てからの輸入をダンピング輸入と認定することに問題はない。
- EUは、ダンピングなしと認定された 2 輸出者は当初のサンプリング対象ではなかったとし、また、それら輸出と認定したものである。(7.348)
- しかし、ダンピングなしと認定された 2 輸出者の証拠は、その数量の多寡に拘わらず、全輸入がダンピング輸入であるとする証拠によって代替されない。(7.358) 当局は、全輸入がダンピング輸入とみなして損害認定を行うことを禁じられるものではないが、その場合でも、ダンピングなしと認定された 2 輸出者の証拠について合理的な説明を行う必要がある。(脚注 728)
- EUは、ダンピングなしと認定された 2 輸出者の証拠について何らの説明もしておらず、AD 協定第 3.1 条に反する。
- しかし、サンプルとして採用した輸出者全てからの輸入がダンピング輸入と認定された場合、その他の輸出者全てからの全輸入をダンピング輸入と認定することに問題はない。(7.369-370)

(3) 国内産業の損害要因の分析

- ・ 損害分析についての中国の請求は当局の証拠認定と異なる議論を主張するものに過ぎず、立証不十分である。
 - EUは国内産業の損害要因の一部についてサンプリングにより検討したものであるが、かかるサンプルは国内産業全体の代替であるから、他の損害要因について国内産業に属する生産者全体のデータに基づいたからと言って、異なる対象を検討したこととはならない。(7.390)
 - AD協定は損害の認定方法に特段の定めはなく、利益率が4%であるからといって、直ちに損害の立証が不十分であるとは言えない。(7.399)

(4) 因果関係—その他の要因

- ・ 中国は、原材料価格の上昇についてのEUの認定が不合理であることを証明していない。他方、EU産業の輸出について、EUが基礎とした証拠は国内産業として定義された生産者以外のデータを含んでおり、不適切である。
 - 中国が主張する原材料価格の上昇について、EUは、かかる上昇を価格転嫁できなかった原因はダンピング輸入にあるとしており、その説明は不合理ではない。中国はEUの認定が不合理であることを証明していない。(7.432)
 - EU産業の輸出について、EUは証拠に基づき「損害の原因ではない」と認定しているが、その証拠は「国内産業」についてではなく、全EU生産者の輸出データに基づいている。かかる証拠は「国内産業」の損害との因果関係を示すものとしては不適切である。EU産業の輸出という、他の要因について客観的な検討がなされたとは言えない。(7.437-438)

f) 手続

(1) 情報の機密扱いの可否と利害関係者の権利侵害

- ・ 条文分析：
 - ある情報が不開示とされた場合、利害関係者の調査上の記録へのアクセス権及び十分な防御権を定めたAD協定第6.4条、第6.2条に不整合となるか否かは当該情報がAD協定第6.5条に基づく機密情報とされるか否かによる。(7.447)

- AD 協定第 6.5 条は、“good cause” が示された場合のみ、ある情報を機密扱いとすることを認めている。この要件は、その性質として機密である場合、機密扱いが請求された場合、の双方に適用される。しかし、同条は、如何なる要因が“good cause”に該当するかについて何ら定めていない。（7.451）
- AD 協定第 6.4 条により開示が求められる情報は、当局が検討し（used）、利害関係者の利益に関連し（relevant to interested parties’ interest）、機密（confidential）ではない情報である。（7.479）
- AD 協定第 6.4 条は、調査当局に積極的な開示行為を求めるものではない。利害関係者が開示を要求した情報の開示を拒否した場合に、同条との不整合が問題となる。（7.480）
- また、AD 協定第 6.4 条は「情報」（information）の開示を規定した条項であり、当該情報に基づく当局の分析は、同条の範囲外である。（7.539）

(2) アンチダンピング調査提訴者及びそれを支持する者の名称の不開示

- ・ アンチダンピング調査提訴者及びそれを支持する者の名称の不開示について、商業的報復を受ける可能性という個別の事情が示されているところから、AD 協定第 6.5 条に不整合であるとはいえない。
 - アンチダンピング調査提訴者及びそれを支持する者の名称の不開示は、商業的報復の可能性のあることを根拠としている。中国は、かかる根拠自体が不合理であるとしたものではない。それら者が商業的報復を受ける可能性は「顕著な悪影響」を及ぼすおそれがある要因であると認める。（7.452）
 - それら者は将来の可能性を主張しているものであるから、当該主張自体が証拠である。当該可能性を裏付ける証拠が必要とされるものではない。（7.453）
 - よって、アンチダンピング調査提訴者及びそれを支持する者の名称を機密扱いとすることは AD 協定第 6.5 条に不整合であるとはいえない。従って、AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に不整合ともならない。

(3) ダンピングマージン計算に係わるインド製品情報の非開示

- ・ インド製品のモデルタイプについて、利害関係者の請求があったにもかかわらず、最終意見提出期限の前稼働日に開示したことは、AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に不整合である。その他の請求は第 6.4 条、第 6.2 条の要件を満たすものではなく、却下する。
 - インド製品のモデルタイプ、正常価格の決定、輸出価格との比較のいずれも、中国側利害関係者は開示を要求している。(7.483)
 - インド製品のモデルタイプについて、EU は最終意見提出期限の 1 稼働日前に情報を開示したものである。これは、第 2.4 条に基づく価格調整の請求を行うための十分な時間を与えたとはいえない。(7.491) また、EU は、最終的にモデルタイプ情報を開示しているのであるから、当該情報が機密であるとはいえない。よって、EU は、モデルタイプ情報の開示について AD 協定第 6.4 条に反しており、AD 協定第 6.2 条に定める利害関係者の権利を侵害した。
 - 他方、正常価格の決定方法について、利害関係者は調査過程に開示を要求していない。よって、中国の請求を却下する。(7.497)
 - 輸出価格との比較について、中国は EU の説明不足を問題としたものであり、情報開示の問題ではない。よって AD 協定第 6.4 条、第 6.2 条に基づく請求は却下する。(7.501)

(4) 利害関係者の提出資料の公開版における機密情報の要約の適切性

- ・ 国内生産者 2 者の「開示は会社に損害を与える」との機密情報の概要を提出できない理由は、個別事情をなんら説明していない。インド生産者 1 者については説明さえ提供されていない。よって、それら機密情報の不開示は、AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。
 - 国内生産者 2 者が機密情報の概要を提出できなかった理由として「開示は会社に損害を与える」とのみ説明しているが、かかる説明は当該情報は機密であると言っているに過ぎず、なんらの説明にもなっていない。それ以上の説明を求めなかった EU は AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。(7.516、7.517)
 - インド生産者 1 者について、EU は秘密情報の概要について何ら作成しておらず、同生産者にも作成を求めている。よって、AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。(7.525.)

(5) Eurostat データの非開示

- ・ EUは何らの正当理由（good cause）も示さずして Eurostat データを機密情報として扱ったことは AD 協定第 6.5 条に不整合である。当該データが他の公的機関から取得できるものであったとしても、かかる事実は当局の不開示を正当化するものではない。（7.534）

(6) 機密扱いを求めた情報の開示

- ・ EU は、中国輸出者 9 者が機密扱いを求めた情報について、開示の同意を求めることなく開示した。AD 協定第 6.5.2 条は、当局として機密と認められない情報について、提出者が開示を認めない場合、当該情報を無視することを認めているが、開示することは認めていない。従って、AD 協定第 6.5 条に不整合である。

(7) 輸出者に対して市場経済扱い又は個別レートを与えるか否かの質問状に対する回答期限

- ・ 輸出者に対して市場経済扱いを与えるか否かの Market Economy Treatment 質問状及び個別レートを与えるか否かの Individual Treatment 質問状は、調査開始の官報告示日に発出された質問状であるとはいえ、AD 協定第 6.1.1 条の「当初質問状」にあたるものではない。従って、中国の請求を却下する。
 - 第 6.1.1 条の “questionnaires” の辞書的意味は、“a formulated series of questions by which information is sought from a selected group, usu[ally] for statistical analysis”⁸⁷ である。しかし、アンチダンピング調査において当局がフォーム化された質問状を複数の発出することは通常であり、それら全てのフォーム化された質問状について 30 日間の回答期間を与えることを求めるのは合理的ではない。（7.571）
 - Egypt – Rebar パネルは、AD 協定第 6.1.1 条の “questionnaires” とは当初質問状を指し、その後の追補質問状は指さない、との解釈を示している、この解釈に同意する。（7.572）同パネルが示した通り、脚注 15 から、AD 協定第 6.1.1 条の “questionnaires” とは 1 種類の質問状を指しているものであると言える。（7.573）よって、この “questionnaires” とは、アンチダンピング調査における調査事項を包括的にカバーした質問状を指すものである。（7.574）

⁸⁷ The New Shorter Oxford English Dictionary, Clarendon Press, 1993.

- MEI 質問状は、最初に発出された質問状であるとはいえ、上述の「当初質問状」に当たるものではない。（7.576）従って、中国の請求を却下する。（7.579）

4. 本パネル判断の評価

a) 個別レート資格の認定基準について

本パネルは、非市場経済国に対するアンチダンピング調査において、個別輸出者は国家の関係会社であるとの推定を置くことは認められないと判断した（パラ 7.96）。これは、EU の非市場経済国に対するアンチダンピング調査方法の基礎的部分を否定したもので、EU に、非市場経済国の輸出者の取扱い方法について、新たな対応を迫るものである。また、この判断は、EU のアンチダンピング規則それ自体を WTO 協定不整合と判断したものであるから、これまでに非市場経済国条項を適用した WTO 加盟国に対するアンチダンピング措置全てを WTO 協定不整合であるとされたこととなる。従って、その影響は多大である。

本パネルの解釈は、AD 協定上、非市場経済国の「輸出者」の地位について、市場経済国とは別途の取扱いを認めた条項はないことを基礎としている（パラ 7.96）。本パネルの議論とはなっていないが、中国加盟議定書第 15 条(a)においても、ダンピングマージン認定において、AD 協定の規律の対象外とできる点は“a methodology that is not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China”であって、輸出企業の素性について、何らの例外を定めているものではない。この点からも、本パネルの基本的考え方は正しいと思われる。

他方、この判断が、直ちに米国方式に影響を与えるものであるとは思われない。米国は、中国、ベトナムなど非市場経済国扱いとしている国々について、その国の個別の状況を検討して、個別輸出者は国家の手足とみるのが適切であるとの結論に至っている。EU のような推定を置いたものではない。従って、本パネルの結論は米国方式を直ちに否定するものではない。

b) 国内産業の確定について

本件パネルは、27%の生産量を有する生産者は“major proportion”と言える（パラ (7.230)）と判断しているが、この判断を一般化して考えるべきではない。本件は生産者が多数に及ぶ産業であったこと、また、中国が 27%の生産量では“major proportion”と言えないことを立証しなかったことによるものであり、今後、同様の生産量を有する生産者を国内産業とした場合に AD 協定第 4.1 条に不整合であるとされる可能性がある。

c) 公平な比較について

本件では、中国が個別のダンピングマージン計算において価格調整が必要であることを示す事実の立証を怠ったために、その主張が却下されたものであるが、非市場経済国のダンピングマージン計算において、EUが採用している代替価格法の問題点を浮き彫りにしたものといえる。

本パネルは、AD 協定第 6.4 条の開示の問題において、EU は最終意見提出期限の 1 稼働日前にインド製品のモデルタイプ情報を開示したものであると認定し、これは、AD 協定第 2.4 条に基づく価格調整の請求を行うための十分な時間を与えたとはいえない（7.491）と判断している。従って、本件では、調査過程において、中国輸出者が価格調整の必要性について主張できなかったことに原因がある。

インド生産者からの代替価格データは EU がインド生産者から収集したものである。従って、輸出者としてはインド製品の製品特徴について具体的な証拠を提出することはできない。かかる状況であるにもかかわらず、EU は、製品特徴全ての違いについて価格調整が必要であるか否かを検討していないのである。

これは、EU の通常の実務対応を反映したものといえる。従って、今後は、非市場経済国の輸出者は、早い段階から代替価格データの情報開示を求め、価格調整が必要であることを示してゆくことが大切であると思われる。例えば、EU が 1 つの製品カテゴリーに含めた輸出者自身の複数の輸出製品について、それらの製造コストが異なることを示す証拠を提出したとすれば、EU として、その品特徴の相違による調整を行う証拠を収集し、価格調整を行う義務が生ずるのではないであろうか。

d) ダンピングなしとされた輸出者がある場合の損害認定における「ダンピング輸入」の認定について

本件において、「サンプルとして採用した輸出者全てからの輸入がダンピング輸入と認定された場合」まで判断する必要があったか、疑問である。

本パネルは、*EC – Bed Linen (India – Article 21.5 Recourse)* おける上級委員会の判断は、サンプルとして採用した輸出者 5 者のうち 2 者がダンピングなしと判断されたものであり、サンプル対象ではなかった 2 者がダンピングなしと判断された本件事実とは区別される（7.368-369）としている。しかし、本件においても、ダンピングなしと判断された 2 輸出者が存在することは否定できない。本パネルは、一方において、その存在をどのように評価すべきか EU は説明していないとしているのである。本パネルは、その影響についての説明を聞かずして、調査対象とならなかった輸出者について、サンプル 5 者のみに基づいて判断して良いとしてしまっている。しかし、これは、将に、調査当局が、履行手続において、証拠全体の評価を行い、理由を示すべき事項ではないであろうか。

また、本パネルは、AD 協定第 9.4 条においてサンプル外の輸出者にアンチダンピング税を課すことを認めていることを根拠としている（7.363）が、この論理は *EC – Bed Linen* 上級委員会が明確に否定しているものであることに注意を要する。

サンプリングの証拠についてのパネル判断は、WTO 紛争解決手続として、踏み込み過ぎであり、また、その根拠は正当とは言えないと思われる。

e) 因果関係立証のデータ範囲

本パネルは国内産業として画定した生産者以外の生産者を含む輸出データに依拠したことをもって AD 協定不整合とした。(7.437) しかし、本パネルでは、より広範な生産者をカバーしたデータを使用することを認めた AD 協定第 3.6 条との関係、また、データがない場合の AD 協定第 6.8 条のファクツアベイラブルの使用について何ら論じられていない。従って、この判断が影響する範囲は限定されるものと思われる。

f) 利害関係者の開示請求義務

本パネルは、AD 協定第 6.4 条は調査当局に積極的な開示行為を求めるものではなく、利害関係者の開示請求を拒否したときに問題とされるとして、中国の請求を一部却下している(7.480, 7.497)。確かに、AD 協定は、第 6.1.3 条にアンチダンピング提訴状を知れたる輸出者に送付する義務を課しているが、同条においても、その他の利害関係者に対してはアンチダンピング提訴状を閲覧可能とすればよいこととしている。この点からすれば、本パネルの AD 協定第 6.4 条の解釈は誤りではないと思われる。

他方、現行の AD 協定では、調査当局に開示資料の閲覧ファイルを準備すべき義務はない。従って、利害関係者は、自ら、他の利害関係者が提出した情報、その他、当局が収集した情報の概要を把握していなければならないこととなる。米国のように公開版ファイルが利害関係者に送付され、また常に閲覧可能となっている場合は問題がないが、そのようなシステムを導入していない多くの国については、調査手続きの間、定期的に、調査当局にそれら他の利害関係者の提出の有無、当局が収集した情報の有無を確認し、かかる提出が合った場合には、その情報提供を請求することが大切となる。

また、提出された情報を機密取扱いするためには、具体的な理由説明が必要となるとされることが明確とされた。(7.516) EU は、これを受けて、具体的な理由説明がなければ情報の機密取扱いを認めないとする。

g) MEI 質問状の回答期限

本パネルは、過去のパネルの判断を踏襲して、30 日+7 日の回答期間は、当初のダンピング、損害に関する包括的な質問状に適用されるものであり、その他の質問(状)には適用されないと判断した。

まず、既に質問した内容についての追補質問は、AD 協定第 6.1.1 条の質問状にあたらないとする点は同意する。パネルが指摘した通り、かかる追補質問は、a formulated set of questions であるとは言えない。

他方、AD 協定第 6.1.1 条の質問状は 1 種類であるとした点については疑問がある。例えば、米国など、損害とダンピングとが別の当局により調査される場合、質問状はそれぞれ別途のものとなる。かかる場合、*US – Antidumping and Countervailing Duties (China)* パネル⁸⁸が述べた通り、“the questionnaire”には複数存在することを認めざるを得ないこととなる。また、米国商務省の相殺関税調査実務では、当初質問状の後に、新たな補助金が発見された場合、当該補助金について質問状を発し、新たな情報提供を要求している。一方で相殺関税調査を損害、補助金問題など問題点毎に分けて考えることができるのであれば、補助金問題として、これをさらに副カテゴリーに分けることができないとする理由にならない。さらに、このパネル判断からすれば、調査当局が「補助金」といったレベルでの同一の問題について、相当程度の情報を要求する質問を一度期に発出せず、数度に分割して質問した場合に、いずれの質問が本件の“questionnaire”として 30 日の回答期間賦与義務が課されることとなるか、調査進行中は不明となる、という不合理な解釈となる。さらに言えば、第 2、第 3 の質問状の方が、当初の質問状よりも多くの情報を要求するものとなることも十分に考えられる。

結局、ケースバイケースで判断せざるを得ないこととなるのではないかと思われるが、パネルが辞書的意味として示した、様々な相当程度の情報を要求する質問状であれば“questionnaire”であるとするべきである。これにより、一度質問された事項の回答について、その内容の意味を確認するものは“questionnaires”ではないとの仕分けができるのではないか。

⁸⁸ *United States – Definitive Anti-dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China* パネル報告書 (WT/DS379)。

第Ⅳ章 中国及びベトナムの市場経済国認定の状況及び経緯

A. 中国

1. 概要

WTO加盟の一条件として、中国は、WTO加盟国が同国の輸出品にアンチダンピング税を適用するにあたり、中国産品の正常価格については市場経済国に対する方法とは異なる方法により認定できること、また、中国のWTO加盟日から15年間、即ち2016年12月11日までは中国に対してはこの異なる方法を採用することができることに同意した。かかる条件は、非市場経済国に関わる事項についての「特例」規定として中国WTO加盟議定書第15条(a)及び(d)に定められている⁸⁹。

また、相殺関税について、補助金の利益の額を計算するにあたりSCM協定第14条の各号を適用することに『特別な困難』がある場合には、加盟国は「中国国内の独占的条件が常に適切なベンチマークとならない可能性を考慮して補助金の利益の特定及び計算を行うための方法を用いてよい」とされた。

a) 中国の見解

中国が非市場経済国として扱われることは、アンチダンピング調査及び相殺関税調査において、中国の輸出者を、市場経済国の輸出者と比較して、不利な立場に置かれている。例えば、米国は、通常、ダンピングマージンの計算において輸出価格と比較される「正常価格」を計算するために、中国以外の国の「代替」材料、エネルギー及び労働コストを見つけ、輸出者の実際の材料、エネルギー及び労働コストの代わりにこれらの「代替」価格を利用する。その結果、しばしば、非市場経済国手続によって計算された最終ダンピングマージンは、輸出者の実際のダンピングの水準を反映しないものとなり、自己の実際の生産コストに基づいて計算がなされた場合に比べ高い関税が賦課される可能性がある。WTOの統計によると、中国は、WTO加盟以来、他の加盟国によってアンチダンピング税を賦課される件数が最も多い国である。しかし、中国は、1980年後半以降自国の市場システムの改革を徐々に進めて市場経済に近づいてきており、また、一部のWTO加盟国との貿易その他の事項に関する協力も増えていることから、市場経済地位の認定を求める交渉を進めることができる立場にあると考えられる。従って、中国の貿易当局は、可能な場合は常に、他のWTO加盟国から市場経済地位の認定を得るための取組みを強化している。

b) OECD加盟国による市場経済国の認定状況

これまで、80カ国以上の先進国及び発展途上国が、そのアンチダンピング制度及び相殺関税制度において中国を市場経済国と認定している。経済協力開発機構(OECD)加盟32ヶ国では、オーストラリア(2005年4月21日)、チリ(2004年

⁸⁹ Accession of the People's Republic of China, WT/L/432, November 23, 2001.

11月19日)、アイスランド(2005年5月1日)、韓国(2005年11月16日)、ニュージーランド(2004年4月19日)、ノルウェー(2007年3月26日)、スイス(2007年7月8日)の7カ国が中国を市場経済国と認定している。

この7カ国のうち6ヶ国は、中国との自由貿易協定(FTA)交渉に入る前提条件として市場経済国の認定を行い、または市場経済国認定と引き換えに経済投資上の有利な待遇を得たと考えられるこれらの国は、中国とのFTAを通じて、成長する中国の消費市場へのアクセスが拡大し、二国間取引及び投資を増やすよりよい機会に恵まれることを期待している。

ただし、これらOECD加盟国のうち、チリ、アイスランド、ノルウェー、スイスの4カ国は、そもそも、国内産業を保護する手段として貿易救済措置を利用したことがほとんどない。よって、これらの国は、アンチダンピング調査及び相殺関税調査を開始することがないため、中国について市場経済国と異なる手法を採用できることについて、何らの重要性も見いだしていなかったと見る向きも多い。

2. 中国を市場経済国と認定したOECD国の認定基準

a) オーストラリア

2005年4月21日、オーストラリア政府は、第15条(アンチダンピング措置及び相殺関税措置)及び第16条(対中経過的特別セーフガード措置)並びに作業部会報告書第242項を適用しないこととし、中国を市場経済国と認定した。この認定は、法定の認定基準に沿って行ったものではなく、むしろ、FTA交渉等に係る考慮に基づいたものと考えられる。

オーストラリア政府は、中国を市場経済国と認定するにあたって関税局の告示及び税関マニュアル以外の変更の必要はなかった。まず、オーストラリア関税局は、2005年4月21日、オーストラリア税関ダンピング告示第2005/26号を発出して、1926年関税規則付属書1Bを変更し、アンチダンピング調査の目的上、1901年関税法の「移行経済」規定第269TAC条(5D)が適用されない国及び地域のリストに中国を加えた⁹⁰。第2に、オーストラリア政府は、税関マニュアル⁹¹を変更した。これには、正常価格の計算及び関係企業から協力が得られなかった場合の二次価格情報の利用など、現行のWTOルールに基づいたアンチダンピング手続の説明と解釈が記述されている。

⁹⁰ オーストラリアは、非市場経済国・市場経済移行国リストではなく、1926年関税規則付属書1Bに市場経済移行規定対象外国リストに135ヶ国を列挙している。

⁹¹ Volume 22: *Dumping & Subsidy Manual*

なお、オーストラリア政府が行った中国産品に対する相殺関税調査は、2008年のトイレットペーパーが最初の事例である⁹²。中国を市場経済国と認定するに当たり、相殺関税措置については特段の議論となっていない。

オーストラリア政府は、1999年、「移行経済」の取扱いに対応する国内法を施行した。中国については、経済改革を実施しており、もはや中央政府の計画により経済が運用されているものではないとの認識に立ち、「移行経済」条項を適用していた。同法は2003年に改正され、「移行経済」国内の物品の販売価格を市場経済価格として取り扱うか否かをオーストラリアの当局が評価するための基準が関税規則⁹³に定められた。この基準は、間接又は直接の政府の影響力を検討することを中心としており、また、輸出者にオーストラリアのアンチダンピング調査に十分に協力する責任を負わせている。さらに、かかる基準審査により市場経済価格ではないと判断された場合、次のいずれかにより正常価格を認定することができると定めている。

- (i) 他の輸出者の国内販売価格。
- (ii) 構成又は見積正常価格。
- (iii) 第三国販売価格。
- (iv) 信頼性に欠ける情報の場合又は輸出者が質問状への回答を怠った場合における代替又は第三国価格比較。

また、1901年関税法第269TAC条(5D)は、「関連するあらゆる情報を考慮したうえで」正常価格を決定する広範な裁量権を大臣に認めている。調査手続においては、「移行経済」規定に従い市場経済国であることの証明責任を輸出国側に負わせている。従って、輸出者が輸出国国内販売価格は市場経済の条件によって決定されていることを証明しない限り、当該輸出国は非市場経済国であると認定され、上述の方法により正常価格が認定されることとなる。

豪中自由貿易協定共同研究によれば、中国に対する「移行経済」規定が効力を持つこととなった1999年から2004年の間、オーストラリアは、中国産品に対するアンチダンピング調査を9件行ったが、これら調査のうち3件では、調査対象企業がオーストラリア当局に協力しなかったため、ファクツアベイラブルが用いられた。同共同研究は、かかる状況においては、オーストラリアが中国を市場経済国として取り扱うこととした後も、なおファクツアベイラブルを適用することができる、と指摘している。オーストラリア政府も、また、WTO/AD協定第6.8条に基づきファクツアベイラブルを適用できるとして、アンチダンピング税の目的上、中国を市場経済国と認定することがオーストラリアの国内産業の適法な利益を保護する同国の権利を妨げることはならない、と国内製造業者に説明している。

⁹² *Consideration of an application for anti-dumping and countervailing measures on certain toilet paper exported from the People's Republic of China, and anti-dumping measures on certain toilet paper exported from Indonesia*, IR 138, 20 March 2008.

⁹³ Customs Regulation 183, December 19, 2003.

オーストラリアが中国を市場経済国と認定することに同意し、関連規定を変更して 1901 年関税法 269TAC(5D)を中国に適用しないこととした後の調査では、1901 年関税法第 269TAC 条(1)に基づき、第 269TAC 条に列挙された例外事項のいずれかが証明されない限り、輸出国の国内販売価格が正常価格として用いられている。この点について、オーストラリアの関税局審議文書は、「他の市場経済国と同じく、中国の国内販売価格が正常価格を計算する目的において不適切であるという機械的な前提条件は存在しない。中国政府、中国の輸出者のいずれも、正常価格の計算において国内販売価格が適切であることを（調査当局である）税関に証明するいかなる責任も負わない。」⁹⁴と述べている。

b) チリ

チリの輸出促進局からの公式回答⁹⁵によると、チリは、アルゼンチン、ブラジル又はメキシコとは異なり、ある国を包括的に「市場経済」と認定するための法的基準を定めておらず、その貿易救済措置関係法令⁹⁶は、すべての WTO 加盟国に等しく適用されるため、中国を市場経済国と認定するために自国の貿易救済措置関係法令を変更する必要はなかったとのことである。チリは、政治的なコミットメントとして、中国を市場経済国と正式に認定し、中国 WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書第 242 項を適用しないことに合意する旨を宣言した覚書⁹⁷に署名したものである。

2004 年 11 月 19 日、チリは中国を市場経済国と認定する決定を行ったが、かかる決定の大部分は経済的及び政治的利益に動機付けられていたと考えられる。中国は市場経済国の認定と引き換えに、多数の経済的インセンティブの提供をチリに申し出た。たとえば、チリ、アルゼンチン、ブラジル及びキューバが、正式に「中国の団体旅行客の目的地」に選定された。選定された国は、かかる指定によって、年間百万ドル単位の観光収入を期待することができるのである。中国は、その時点において、チリへの海外旅行客のトップ 10 に入っており、2020 年までにはチリへの海外旅行客の人数で世界第 4 位となると予想されている。中国を正式に市場経済国として認定したことは、別の言い方をすれば、「中国の団体旅行客の目的地」選定が、中国政府にとって、外交ツールとしての役割を果たしたことになる。

中南米諸国の中で、チリは、アンチダンピング調査及び相殺関税調査の熱心な利用国ではない。WTO 統計によれば、チリは 1998 年以来、中国の輸入に対してアン

⁹⁴ Discussion Paper: Market Situation – s.269TAC(2)(a)(ii) Guidance – Claims of Government Influence, Australian Customs Service, December 2008.

⁹⁵ Official response from Chilean official in the Export Promotion Bureau called Pro-Chile.

⁹⁶ チリの貿易救済法は、次の法令から構成されている：Law No. 18.525 dated June 30, 1986 and amendments thereto, Ministry of Finance Decree No. 575 dated June 17, 1993 establishing the implementing Regulations for Article 11 of Law No. 18.525, the Agreement on Implementation of Article VI of the GATT 1994 (AD 協定) and the SCM 協定。この点については、WTO Trade Policy Review on Chile, WT/TPR/S/220/Rev.1, November 5, 2009 を参照していただきたい。

⁹⁷ Paragraph 2-3, Memorandum of Understanding between the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Chile and the Ministry of Commerce of the People's Republic of China on the Promotion of Economic and Trade Exchanges between Both Countries, November 18, 2004.

チダンピング又は相殺関税調査を開始していない。従って、貿易救済措置の活用という観点から中国を市場経済国と認定することが問題となった可能性は低い。

c) アイスランド

アイスランド政府は 2005 年 5 月 1 日に中国を市場経済国と認定して、WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書第 242 項を適用しないことに合意したが、その決定は、中国と FTA 交渉を開始することと引き換えに、市場経済国認定に同意したものであると考えられる。法令に定める認定基準に照らして決定されたといった性格のものではない。

その決定は政治的で、貿易の全体像という視点からみれば、アイスランドは、同国が最初に市場経済認定を行う先進工業国のひとつである限り、その認定が「価値のあること」とであると認識したにすぎないと考えられる。事実、アイスランドは、欧州の中で最初に中国を市場経済国と認定した国であった。

アイスランドの貿易救済措置関係法令⁹⁸は、全 WTO 加盟国に等しく適用される。前 EFTA 交渉担当者によると、アイスランドは、他の EFTA 加盟国 3 カ国と同様に、非市場経済国の認定について「いかなる実際上の基準、要件も有していなかった」。いずれにせよ、アイスランドは、アンチダンピング税又は相殺関税を適用したことはなく、従って貿易救済措置の活用という観点から中国を市場経済国と認定することの可否を検討した可能性は低い。

d) 韓 国

韓国は、2005 年 11 月 16 日、中国を市場経済国と認定することを決定した。かかる決定は、自国の貿易救済措置関係法令に定められた基準及び韓国貿易委員会の内部細則に照らしてなされたものである。かかる決定においては、政治的、経済的考慮が一定の役割を果たしてはいたものの、具体的な経済的インセンティブや対中国 FTA 交渉の機会が直接関係したものではない模様である。この点において、他の OECD 加盟国 6 カ国と異なっている。

韓国の貿易救済制度は、関税法、関税法施行令及び関税法施行規則に定められている。非市場経済国については、関税法施行令第 58 条(3)に、非市場経済国の正常価格は次の価格のうちのいずれかとすると規定されている。

- (i) 韓国以外の市場経済国の通常取引における同種製品の価格。
- (ii) 韓国以外の市場経済国の、第三国（韓国を含む）に対する輸出価格、又は構成価格。

⁹⁸ Iceland's antidumping and countervailing legislation is contained in Chapter XVIII of Customs Law No. 88/2005 (Articles 133-139). There are no substantial changes to the previous Customs Law (No. 55/1987 as amended by Law No. 66/1994). Regulation No. 351/1994 on the preparation and application of the imposition and the collection of antidumping and countervailing duties remains in force. WTO Trade Policy Review on Iceland, WT/TPR/S/205/Rev.1, August 17, 2006.

韓国貿易委員会は、非市場経済国を、国家が完全に又は実質的に取引を独占しており、国内価格が国によって決定され、従って当該国での販売価格は必ずしも公正価格を反映しているとはいえない国、と定義している。法律に特定国を非市場経済国と取扱う旨を定めているものではない。韓国貿易委員会は、当該基準に基づき、個々の国について、9つの要素⁹⁹を検討して、非市場経済国に該当するか否かを決定する¹⁰⁰。

市場経済移行国については、個別のアンチダンピング調査において、特定の産業の状態を国全体の状況と対比して評価し、対象産業が対象製品の生産及び販売において市場の原則に従っていたと認められた場合、かかるアンチダンピング調査において市場経済の条件に従って当該産業を取扱い、正常価格の決定の根拠として当該国の国内販売価格を利用する。当該産業において市場経済の条件が存在しないと認定された場合、当局は、非市場経済国条件に従ってダンピングマージンの計算を行う。

韓国・知識経済部の担当官によると、韓国貿易委員会は、中国の WTO 加盟において中国の経済が市場経済への移行過程にあると評価したとのことである。かかる評価に基づき、韓国は、1999 年から 2005 年までの間、アンチダンピング調査において、中国を非市場経済国ではなく市場経済移行国として取り扱っていた。他方、中国を市場経済国と認定するにあたり、相殺関税措置については、韓国国内法令等の変更は何ら行われていない¹⁰¹。

韓国政府は、2005 年 11 月 16 日に中国を市場経済国と認定するにあたり、韓国貿易委員会の内部細則を変更し、中国を市場経済移行国のリストから削除した。この内部細則の変更は、2006 年 2 月 6 日に発効したが、公式の発表はなされていない。韓国の貿易救済措置関係法令では、その他の変更は行われていない¹⁰²。この変更の

⁹⁹ 非市場経済と認定するために検討する要素は次の通りである。

- (i) 調査対象企業の所有者、政府の関与、取締役会及び経営への政府の参加。
- (ii) 調査対象国の通貨の外貨交換性
- (iii) 労務費は従業員と経営者の間の自由な交渉により定められているか。また、従業員の故郷、解雇は市場要素により決定されているか。
- (iv) 外国企業によるジョイントベンチャーその他の投資が認められているか。また、利益配当、投資回収が保障されているか。
- (v) 生産手段に対する政府の所有または支配の程度。
- (vi) 資源配分、企業の生産量及び価格に対する政府の支配の程度。
- (vii) 電気及び水は適切な契約条件に従って供給されているか。
- (viii) 土地賃貸借及び資本の貸借は市場経済原則に従った適切な契約条件により実施されているか。
- (ix) その他、韓国貿易委員会が適切と考える要素。

¹⁰⁰ *South Korea: The Ten Major Problems with Dumping Margin Calculations in Korea*, Bae Kim & Lee PC, Keon Ho Lee, January 12, 2007.

¹⁰¹ 韓国は、これまでいずれの輸出国に対しても相殺関税調査を開始したことがないため、中国を市場経済国と認定するにあたって、相殺関税調査については何ら問題とされなかったものと思われる。

¹⁰² これは、韓国の法務法人太平洋の弁護士から得た情報である。

後、韓国貿易委員会は、アンチダンピング調査において、中国を市場経済国として取り扱っている。

e) ニュージーランド

ニュージーランド政府は、2004年4月19日に中国を市場経済国と認定した。その決定は、オーストラリア政府と同様に、法令に定める基準に照らして行われたものではなく、FTA交渉開始をふまえた考慮に基づいて行われたものと考えられる。

ニュージーランドは、2004年4月19日に中国と署名した貿易経済協力枠組協定において、中国を市場経済国と認識することに合意した。同枠組協定第10項は、ニュージーランドは、中国が25年に及ぶ改革開放を経て市場経済を確立したと認識していると規定し、さらに、中国のWTO加盟議定書第15条及び第16条並びに中国WTO加盟作業部会報告書の第242項を適用しないことに同意したと規定した。当該決定に関する根拠や基準は明らかにしていない。また、この枠組協定は、両国はFTA共同研究に着手し、2005年前半にFTA交渉を開始するよう努力する旨も定められた。

ニュージーランドの貿易救済措置制度は、アンチダンピング・相殺関税法¹⁰³、一時輸入制限措置法¹⁰⁴に定められている。それらの法には、非市場経済国又は市場経済移行国に関する規定はない。従って、ニュージーランドは、中国を市場経済国として認定するために貿易救済措置関係法令の規定を変更する必要はなかった。

アンチダンピング法は、次のいずれかの状況において、調査当局に対し、輸出者が提供する情報を他の情報によって置き換えることを認めている。

- (i) 独立当事者間の通常取引で行われた輸出国内の国内販売が存在しない場合。
- (ii) 輸出国内市場の状況から、国内販売価格は独立当事者間の通常取引価格としては適切でない場合。
- (iii) 同種の產品が輸出国内市場の独立当事者間の通常取引において販売されておらず、他の販売者の同種の產品の販売に関する情報を入手することが難しい場合¹⁰⁵。

かかる状況において、ニュージーランド当局は、輸出国の構成価格又は第三国への輸出販売価格を正常価格として用いることができる。しかし、外務貿易省の担当官によれば、ニュージーランド調査当局は、かかる状況においては構成価格を使用しており、第三国輸出販売価格を用いたことはないとのことである。

¹⁰³ Dumping and Countervailing Duties Act

¹⁰⁴ Temporary Safeguard Authorities Act

¹⁰⁵ Section 5 (6), Dumping and Countervailing Duties Act, 1988 as amended.

また、上述のいずれかの理由により輸出国内市場の販売価格を正常価格とすることができない場合、「入手可能な情報すべてを考慮したうえで」¹⁰⁶、正常価格を選択することを認めている。この規定に基づき、正常価格として代替国の価格を利用することを正当化することが可能である。しかし、ニュージーランド調査当局は、今日まではかかる手法は用いていない。

f) ノルウェー

ノルウェー政府は、2007年3月26日、中国を市場経済国と認定した。これは、同日、同国のイェンス・ストルテンベルグ首相と中国温家宝首相とが北京において会談した際に、中国を市場経済国として認定する覚書¹⁰⁷に署名することにより行われた。しかし、ノルウェーは、かかる決定の具体的な根拠又は基準を明らかにしていない。

この会談において、将来的に FTA を締結する可能性について評価するための二国間共同研究を開始することが合意された。その後に作成された共同研究の報告書は、法的な根拠を検討した結果、そして 1970 年代に開始され 2001 年の WTO 加盟に至った改革開放の結果、中国は概ね市場経済であると述べているが、ノルウェーが中国を市場経済国と認定した理由を明記したものではない¹⁰⁸。

ノルウェーのアンチダンピング及び相殺措置の賦課に関する手続き上の規則及び定義は、ノルウェー関税法¹⁰⁹の第 10 章及び第 12 章に定められている。しかし、市場経済国又は非市場経済国に関する具体的な規定はない。前 EFTA 交渉担当官によれば、ノルウェーは貿易救済措置の発動には否定的な見解をもっており、また、「中国に対し貿易救済措置を行使しようという考えは浮かばなかったと思われる」とのことである。WTO 統計によれば、ノルウェーが発動していた最も直近の貿易救済措置はアンチダンピング税で、これは 1985 年に撤廃されている¹¹⁰。

以上の点から、アイスランドの場合と同じく、中国を市場経済国と認定する決定はノルウェーは、中国との FTA 交渉開始と引き換えに市場経済国認定をすることに同意したものと考えられる。ノルウェーからみれば、中国はアジアの中で最大貿易相手国であるため、中国と二国間貿易取引を交渉する機会を得られたこと自体が成功とみなされた。また、ノルウェーは、そもそも、貿易救済措置の発動そのものに否定的である。中国を市場経済国と認定する決定において貿易救済措置の発動についての考慮があった可能性は極めて低い。

¹⁰⁶ Section 6 (1), Dumping and Countervailing Duties Act, 1988 as amended.

¹⁰⁷ *Memorandum of Understanding between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the People's Republic of China as a Full Market Economy Country*

¹⁰⁸ See Report: Norway – China Free Trade Agreement – Joint Feasibility Study, p. 10, available at <http://www.regjeringen.no/upload/NHD/Handelsavtaler/Forstudien%20med%20Kina.pdf>

¹⁰⁹ *Norwegian Customs Code* See <http://www.lovdato.no/all/hl-20071221-119.html>

¹¹⁰ WTO Trade Policy Review on Norway, WT/TPR/S/205/Rev.1, January 16, 2009.

g) スイス

スイスは、2007年7月8日、同国の政府の高官が北京を公式訪問し、中国を市場経済国と認定する旨を含む宣言書に署名した。しかし、かかる認定が行われた理由説明はなされていない¹¹¹。

スイス経済省経済管理局（SECO）の担当官によれば、スイス政府による中国の市場経済国認定は、公開することのできない様々な理由に基づいた内部の決定によるものであったとのことである。SECOによると、かかる決定は、既定の基準に照らして行われたというよりはむしろ「是非」を考慮した後で行われたとのことである。

スイスの法律システムでは、WTO協定は国家の制定法の一部を構成しているところから、AD協定に基づきアンチダンピング措置を賦課することは可能である。しかし、スイスはこれまで、アンチダンピング調査及び相殺関税調査を開始したことはなく、中国の市場経済国認定における困難は存在しなかったと考えられる。

3. 中国を市場経済国と認定した OECD 国の認定までの経過

本項では、OECD加盟国7カ国（オーストラリア、チリ、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー及びスイス）が中国を市場経済国と認定するまでの経緯について分析する。なお、以下に特段の記載がない限り、報道資料及び政府関係者への聞き取り調査をとりまとめたものである。

a) オーストラリア

2003年10月24日、オーストラリアは、中国と、12ヶ月間に及ぶ交渉の後、貿易経済枠組協定（*Trade and Economic Framework Agreement*）に署名し、豪中自由貿易協定の実施可否に関する共同研究（*Australia-China Free Trade Agreement Joint Feasibility Study*）を実施することに合意した¹¹²。この合意の時点では、オーストラリアは中国を「移行経済国」とみなしていた。同枠組協定において、オーストラリアは、FTAの共同研究期間中は、中国のWTO加盟議定書第15条（アンチダンピング調査及び相殺関税調査）及び第16条（対中経過的特別セーフガード）並びに作業部会報告書第242項を適用しないことに同意した。オーストラリア政府は、同枠組協定の正式なファクト・シートにおいて、かかる適用は、「オーストラリア税関が中国に対するアンチダンピング条項の解釈、適用、運用に影響を及ぼすものではなく、また、オーストラリアのアンチダンピング条項は中国のWTO加盟議定書ではなくWTO/AD協定に基づく」としている¹¹³。なお、相殺関税調査については全く触れられていない。

¹¹¹ See Joint Declaration in Appendix I of the Joint Feasibility Study on a China-Switzerland Free Trade Agreement, August 9, 2010, available at <http://www.seco.admin.ch/themen/00513/02655/02731/04118/index.html?lang=de>

¹¹² http://www.trademinister.gov.au/releases/2003/mvft085_03.html 参照。

¹¹³ http://www.printnet.com.au/verve/_resources/Australia-China_FTA_Joint_Feasibility_Study_-_Update_-_11_August_2004_file.doc 参照。

2003年12月9日、オーストラリア関税局は、オーストラリア税関ダンピング告示第2003/53号¹¹⁴を発出して、「旧中央計画経済国家の製品の正常価格を決定するための規定」を変更した。これは、オーストラリアが最終的に中国を市場経済国と認定するにあたっての法的な障害を取り除くための最初の措置であった。かかる修正は2003年12月19日に発効した。

2004年4月27日、当時の薄熙来商務部長は、中国を公式訪問中のオーストラリアのマーク・ベイル貿易大臣に対し、「可能なかぎり早期に」中国を市場経済国と認定するよう、公式に要請した。これに対して、オーストラリアはまず上述の共同研究を完了させ、その次に市場経済国認定の問題について検討するとベイル大臣は回答した。オーストラリア政府の公式のプレスリリース¹¹⁵によると、貿易経済枠組協定において「FTA交渉は、オーストラリアが中国を完全な市場経済国と正式に認定した後に行われる」とされたと述べている。二国間会議後の複数の報道機関が示したところによると、オーストラリアによる認定は、中国とのFTA交渉の前提条件であると主張したとしている。

しかし、その数日後の2004年5月5日、オーストラリアのFTA交渉責任者であるジェフ・ラビィ氏は、中国を市場経済国と認定することは、FTA交渉開始の必要条件ではなく、本プロセスの基本的な構成要素であり、中国とオーストラリアは「対等に」FTA交渉を行うことを明確にした。

ベイル貿易大臣の中国公式訪問の後、中国とのFTAが提案されたとのニュースが広く報じられた。オーストラリアの国内産業の意見は中国とのFTA交渉について二分されていた。鉱業、エネルギー、鉄鋼、農業などの産業はFTAを望ましいと考える一方で、プラスチック・化学産業や中小企業は中国とのFTAに反対した。

2004年8月前半、豪州産業連盟（Australian Industry Group）は、FTAに対する国内製造業の姿勢についてアンケートを実施した。その結果、国内製造業者848社のうち45%がFTAを有益であると考える一方で、42%がその影響は不明である、と答えた¹¹⁶。いくつかの製造業者は、FTA交渉を開始する前に中国を市場経済国と認定することになれば、中国に対する貿易救済措置による国内産業及び市場を保護する効果を弱めることになるとの懸念を表明した。これに対して、オーストラリア政府は、自国のアンチダンピング法が中国のWTO加盟議定書ではなくWTOルールに基づいていること、オーストラリアが代替国の価格を使用することを禁ずるものではないこと、よって中国に対する貿易救済措置の効果を弱めるものではないと反論した。

中国とのFTAは、オーストラリアのアジアにおける開発戦略の重要な一部分であり、オーストラリア政府は、FTAによって中国市場をオーストラリアの競争力ある

¹¹⁴ Australian Customs Dumping Notice No. 2003/53;

http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/ACDN_0353.pdf

¹¹⁵ “Australia and China Fast Track FTA Study,” Media Release, the Hon. Mark Vaile, MP, Minister of Trade, April 28, 2004. https://www.trademinister.gov.au/releases/2004/mvt025_04.html

¹¹⁶ Australian Financial Review, August 6, 2004, 6/8/04, p.14.

産業に自由化することを熱望していた。よって、オーストラリアは一部の国内産業の圧力にもかかわらず、中国の市場経済地位に対する評価のプロセスを加速させた。

2004年8月17日、当時のオーストラリアのアレクサンダー・ダウナー外務大臣は、共同研究を2005年3月乃至4月までに完了させ、共同研究の結論が肯定的なものである限り、直ちに市場経済国認定について協議する予定であると発表した。

2005年2月及び3月、豪州産業連盟傘下の複数の産業団体が、中国からの競争上の脅威について懸念を表明した。オーストラリアの担当官によれば、オーストラリアの関税局は、外務貿易省及び産業観光資源省とともに、それら団体と非公開の会議を持ち、ありうる選択肢について協議したとのことである。当初は、オーストラリア税関のマニュアルを変更して、オーストラリア税関は調査段階で正常価格及び生産原価に対する中国政府の影響を考慮に入れなければならないことを明記するという考えがあった。この考え方にに基づき、オーストラリア税関に中国国内販売価格と生産原価に対する政府の影響を調査するために必要な人員を増員するとの提案がなされた。このように、豪州産業連盟は、中国国内販売価格と生産原価に対する中国政府の影響がアンチダンピング調査において考慮されることを確保しようとしていた。

他方、中国とのFTAを支援する団体は、2004年12月23日、中国、韓国、マレーシア及びタイ産中空形鋼アンチダンピング措置について、オーストラリア関税局による見直しを求めた。オーストラリアの担当官によれば、かかる見直し手続では、同国のアンチダンピング法が、時に、オーストラリアの一部産業によって中国で製造された原価の低い輸入品に対抗してオーストラリアの生産者を保護するために利用されていたこと、また、税関が中国の輸出者に不当に高いハードルを設定していたことを示しているとの議論がなされていた。しかし、多くの関係者は、2005年前半までに、中国を市場経済国と認定するであろうが、その過程において、オーストラリア政府が国内製造業を細心の注意をもって取扱うことが必要になるであろうと見ていた。

2005年3月15日、中国の薄熙来商務部長は、共同研究の終結についてマーク・ベイル貿易大臣と会合し、FTA交渉を開始する日程について話し合った。報道によれば、オーストラリアは、この会議で、中国の市場経済国認定について、口頭で合意したとのことである。中国はこれと引き換えに、農業及びサービス産業などのすべての経済問題をFTA交渉の議題に載せることに同意した。

2005年4月12日、オーストラリア内閣は、中国の市場経済国認定の是非について、また、かかる決定との関連で、中国とのFTA交渉開始の是非について検討した。その後、ジョン・ハワード首相は豪州産業連盟の執行委員会と会合を持ち、それら決定はオーストラリアの製造業に不利益を及ぼさないことを口頭で請合った。

2005年4月12日、マーク・ベイル貿易大臣は、民間の貿易政策諮問委員会（private sector Trade Policy Advisory Council）と会合し、その翌日、ナショナル・プレス・クラブにおいて演説した。しかしながら、ベイル大臣は、次のように述べた。「私は、今が中国とFTA交渉に入る適当な時期であると考えます。オーストラリアは列の先頭にいなければなりません。」。FTA交渉開始の決定は、市場経済国の間

題と直接関わっていたため、大半のオブザーバーは、この声明から、オーストラリア政府が事実上中国を市場経済国と認定するための政治的な決定を行ったと推測した。

2005 年 4 月 18 日、オーストラリアのジョン・ハワード首相は、中国を市場経済国と認定するとの決定を正式に発表した。中国とオーストラリアは、**2005 年 4 月 19 日**、FTA 交渉が開始されるとした共同声明を発表した。また、共同研究及び中国との FTA の潜在的な影響を測定する独立モデルが外務貿易省のウェブサイト上に公表された。

2005 年 4 月 21 日、オーストラリア関税局は、1926 年関税規則付属書 1B を変更し、また、オーストラリア税関ダンピング告示第 2005/26 号を発出して、1901 年関税法第 269TAC 条(5D)の市場移行国規定の非適用国のリストに中国を追加した。この後、オーストラリアは、中国産品に対するアンチダンピング調査において、他の市場経済国を対象とした調査と同様の方法を適用するようになった。さらに、オーストラリア関税局は、この変更点を反映させるため、第 22 巻ダンピング・補助金マニュアル¹¹⁷を変更した。また、中国とオーストラリアは覚書¹¹⁸を締結して、正式な FTA 交渉開始への道筋をつけた。当該覚書第 2 項において、オーストラリアは、中国を市場経済国と認定し、中国の WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書の第 242 項を恒久的に適用しないことにより、中国を対等な WTO 貿易相手国として認めることに同意した。オーストラリアは、ニュージーランドに続き、中国を市場経済国と認定した二番目の先進国となった。

2005 年 5 月 13 日、オーストラリア関税局は、在オーストラリア中国大使館に、中国の市場経済国認定にかかる爾後の措置として、1926 年関税規則を変更し、中国を市場経済移行国のリストから外したことを正式な書簡により通告した。

b) チ リ

2004 年 6 月 2 日、中国の薄熙来商務部長は、チリのマリア・ソレダ・アルベアル・バレンスエラ (Soledad Alvear) 外務大臣との会談において、中国が中チリ自由貿易協定 (CCFTA) の実施可否についての研究を進めることを希望しており、また、チリによる中国の市場経済国の認定は、長期的な二国間の経済発展のための強固な基盤を築くことになる、と述べた。多くの分析者は、市場経済国認定についての要請にチリを同意させるため、中国側は、経済的に利益を生む可能性のある複数のプロジェクトについて、主要なインセンティブを提供したと指摘している。かかる会談において、アルベアル外務大臣は、中国の市場自由化の取り組みを賞賛するとともに、チリは中国製品に対していかなる差別的な措置も採用しないことをあらためて表明した。

¹¹⁷ Volume 22: Dumping & Subsidy Manual

¹¹⁸ Memorandum of Understanding between the Department of Foreign Affairs and Trade of Australia and the Ministry of Commerce of the People's Republic of China on the Recognition of China's Full Market Economy Status and the Commencement of Negotiations of a Free Trade Agreement between Australia and the People's Republic of China

2004年11月18日、チリ及び中国は、中国を市場経済国と認定する旨の覚書¹¹⁹に署名し、また、チリは中国 WTO 加盟議定書第 15 条を適用しないことに同意した。翌日、両国は、CCFTA の交渉を開始することに正式に合意し、その他、両国間の強力関係に関する多数の覚書、枠組協定¹²⁰に署名した。

c) アイスランド

2005年5月1日、中国の薄熙来商務部長とアイスランドのデビッド・オッドソン外務大臣は、中国の市場経済国認定に関する覚書¹²¹に署名した。本覚書において、アイスランドは、2005年5月1日をもって、中国を市場経済国と認定し、中国 WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書第 242 項を適用しないことに同意した。中国は、これと引き換えに、特に WTO へのコミットメントなど、各々の国際的な義務を考慮に入れながら、アイスランドとの FTA 実施可能性に関する研究に着手し、今後も二国間貿易の拡大と自由化の方法を検討していくことに同意した。

d) 韓 国

1998年11月11日から15日、当時大統領に選出されたばかりの韓国の金大中氏は、中国の江沢民国家主席の招待を受けて中国を公式訪問した。その共同宣言¹²²において、両国は、国際連合憲章の原則に基づき将来的な関係を確立することと目的として「21世紀韓中協力パートナーシップ」を構築することに同意した。貿易については、経済貿易技術協力共同委員会を副大臣級に格上げすることに合意した。さらに、二国間貿易の拡大、輸出信用及び貿易推進活動の振興、アンチダンピング制度等の貿易制限的な措置の緩和により、二国間貿易の不均衡を安定化することに合意した。また、韓国は、調整関税の引下げに同意し、中国のバンコク協定加盟を支持するとした。なお、この共同宣言では、相殺関税措置について直接言及していない。

韓国は、1999年、アンチダンピング規則において中国を市場経済移行国として取り扱うこととした。1999年10月の対中国産使い捨てライター見直し調査の事例では、韓国貿易委員会は、1997年12月の当初調査決定において使用したタイの代替

¹¹⁹ *Memorandum of Understanding between the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Chile and the Ministry of Commerce of the People's Republic of China on the Promotion of Economic and Trade Exchanges between Both Countries*

¹²⁰ *Memorandum of Understanding on Strengthening Bilateral Economic and Trade Cooperation, the Memorandum of Jointly Developing Chile's Copper Resources between Chinese and Chilean Enterprises, the Framework Agreement on Health and Medical Cooperation, the Agreement on Sport Cooperation, the Protocol on Examination and Quarantine for Poultry and Meat Trade, 及び Memorandum of Understanding on the Implementation Plan on Chinese Tourist Groups Traveling to Chile など。*

¹²¹ *Memorandum of Understanding on Strengthening the Economic and Trade Co-Operation between the Ministry of Commerce of the People's Republic of China and the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Iceland*

¹²² この共同声明は、次の URL から入手できる。

http://www.mofat.go.kr/english/help/include/newopenmofat.jsp?MOFATNAME=English&INDEXNAME=MOFAT_HOME&PK=303076KEY503&SEQNO=303076&PARTNAME=TYPE_ENGLISH

価格を用いず、中国の第三国輸出価格を正常価格とした。その理由として、中国使い捨てライター産業は市場経済に基づいていると認定されたとしている。

2002年2月7日、その後の中国産使い捨てライター見直し手続において、韓国貿易委員会は、初めて、中国の国内取引価格を正常価格として採用した。

ブルッキングス研究所によれば、2003年、中国が、それまでの米国に代わり、韓国の最大の貿易相手国となった。中韓貿易は、1992年に国交が樹立されて以来、年平均22%で増加しており、2008年までに、中韓貿易は韓国の対外貿易の21%を占めるまでになった。

2003年7月7日から10日、韓国の盧武鉉大統領は、北京及び上海を公式訪問し、中国の胡錦濤国家主席と会談した。会談の間、韓国と中国は、FTA交渉の可能性を含め、二国間の経済貿易関係拡大の長期的な影響を評価するために、2004-2005年の間、非公式の共同研究を行うことで合意した。

2005年11月16日、中国の胡錦濤国家主席は韓国を公式訪問し、盧武鉉大統領と共に、FTA実施可否性に関する非公式の共同研究報告書を承認した。韓国知識經濟部によれば、同共同研究報告書で提案された17の提言を採択することに両国が合意したとのことである。さらに、その数日後、釜山で開催されるAPEC首脳会議に先立ち、盧大統領は中国を市場経済国と認定すると報道陣に発表した。

2006年2月6日、上述の通り、韓国貿易委員会は中国を市場経済移行国としていた内部細則を変更し、中国を市場経済移行国から削除した。かかる変更は2006年2月6日に発効した。

2006年11月17日、韓国と中国は、FTAに関する官民学共同研究を開始し、2003年の実施可否に関する非公式共同研究を格上げして、政府、企業及び有識者から成る公式の共同研究とした。両国は、**2007年3月**到北京で第1回の共同研究会合を開き、**2010年3月28日**、FTA共同研究の完了を発表した。

2010年7月6日、中国と韓国は、FTA交渉の開始にあたり、未解決の問題を協議するための実務レベルの会議を立ち上げると発表した。

e) ニュージーランド

2004年4月19日、ニュージーランドは、中国との貿易経済協力枠組協定に署名し、中国を市場経済国と認識することに合意した。この枠組協定により、二国間FTAの共同研究が開始され、2005年前半、同報告書は、正式なFTA交渉の開始を求めた。

ニュージーランド経済は海外貿易、特に、乳製品などの農産品、ウール及び革製品の対中輸出に大きく依存している。戦略的かつ経済的な視点からみれば、中国はニュージーランドにとって、貿易相手国としては第三位、輸出市場としては第四位の国であり、ニュージーランドへの輸出国としては第二位の規模である。

f) ノルウェー

2006 年、ノルウェーは、二国間貿易及び二国間の経済関係を強化する一環として、中国を市場経済国と認定する決定を行った。

この前提として、70 名以上から成る中国代表団のノルウェー訪問やノルウェー中国商工会議所の設立等、両国関係の重要な進展があった。また、ノルウェーの対中輸出の増加（2005 年比で 33% の増加、その大部分は石油製品）にともない、中国がノルウェーにとってアジアで最も重要な貿易相手国であるという認識があったとされる。

2007 年 3 月 26 日、中国商務部の廖曉淇（Liao Xiaoqi）副部長と、ノルウェーの駐中国大使トール・クリスチャン・ヒルダン氏は、中国の市場経済国認定に関する覚書¹²³に署名し、中国 WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書第 242 項を適用しないことに同意した。その会談では、また、両国は貿易の構造を改善し、相互の投資を推進し、クリーンエネルギー、省エネルギー、漁業及び林業分野における協力を拡大することが合意された。さらに、両国は、FTA 実施可否についての共同研究を開始することを約束した。本共同研究は、2007 年 6 月から 12 月にかけてノルウェー貿易産業省と中国商務部との間で 3 回開催された二国間会議において議論され、2007 年 12 月 13 日に正式に終了した。その成果である報告書は、2008 年に発表された¹²⁴。

2008 年 9 月 18 日、ノルウェーのシルビア・ブルスタ貿易産業大臣と中国の仇鴻（Hong Qiu）商務部次官補が、FTA 交渉開始する旨の覚書に署名した¹²⁵。ノルウェーの担当官によれば、FTA 交渉は現在も継続中であるとのことである。

g) スイス

2007 年 7 月 8 日、中国を訪問中のスイスのドリス・ロイタルト連邦副大統領兼経済相は、中国の薄熙来商務部長と、中国を市場経済国と認定する旨を含む宣言書に署名した。

2007 年 7 月 7 日、両者は北京で会談し、二国間の経済・貿易関係について、意見を交換した。この会談の後に、両国は共同宣言に署名した。その中で、スイスは、中国を市場経済国と認定したこと、中国 WTO 加盟議定書第 15 条及び第 16 条並びに中国 WTO 加盟作業部会報告書第 242 項を適用しないことを述べている。また、同宣言書では、貿易及び投資分野における二国間協力を強化する取組みを示したほか、両国が相互に二国間 FTA の可能性について国内で検討することに合意している。

¹²³ Memorandum of Understanding between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the People's Republic of China as Full Market Economy Country

¹²⁴ 本件の詳細については、次の URL を参照されたい。

<http://www.regjeringen.no/nb/dep/nhd/tema/handelsavtaler/partner-land/kina.html?id=457436>

¹²⁵ See Memorandum of Understanding between The Ministry of Trade and Industry of The Kingdom of Norway and The Ministry of Commerce of The People's Republic of China on launching free trade agreement negotiations between The People's Republic of China and the Kingdom of Norway,

<http://www.regjeringen.no/upload/NHD/Handelsavtaler/Norway%20-%20China%20FTA%20MoU.pdf>

ロイタルト連邦副大統領は、宣言書の公表に際して、さらなる市場の自由化により、開放された貿易という中国の目標が実現することをスイスは確信しており、この点における明るい兆候として、市場経済国認定によって中国政府を支援することを希望している、と述べている。薄商務部長は、スイスが中国を市場経済国と認定する決定を行ったことは、中国の経済的進展に対する客観的かつ公正な評価に基づいており、全面的な貿易・経済関係のための確かな基礎を設けたと述べている。

2009年1月27日、中国の温家宝首相とスイスのハンス・ルドルフ・メルツ大統領は、二国間 FTA の実施可否に関する国内の検討を経て、時機は熟した、との見方で一致した。その後、政府及び業界団体の代表者が出席する二国間準備作業会合が**2009年4月**に北京で、**同年10月**にベルンで開催された。その後、中国の陳徳銘商務部長とロイタルト連邦副大統領兼経済相は、共同研究グループに対し、**2009年11月30日**に共同研究を実施するよう指示した。その報告書は**2010年8月9日**に発表され、広範な FTA の交渉をできる限り早く開始すべきであると提言している。

2009年8月13日、両国は、必要な国内手続が終了次第できるだけ早く FTA 交渉を開始するとした覚書を締結した。

2010年10月1日、スイス政府は、中国との FTA 交渉を開始する国内手続を完了したと発表した¹²⁶。

B. ベトナム

1. 概要

2006年11月7日、WTO 一般理事会は、ベトナムの WTO 加盟を承認した。2006年11月28日、ベトナム議会は加盟議定書を正式に批准し、2007年1月11日に WTO の正式加盟国となった。

ベトナムの WTO 加盟条件を規定している WTO 加盟作業部会報告書¹²⁷は、その第 255 項(a) に、他の加盟国はベトナムに対するアンチダンピング手続において、ベトナムの調査対象企業がその属する産業が市場経済の状態にあることを示せなかった場合、ダンピングマージン計算の基礎とする正常価格として通常の輸出国の販売価格・構成価格以外のデータを使用できると規定している。この条項は 2018 年 12 月 31 日まで有効である。

なお、相殺関税措置について、WTO 加盟作業部会報告書第 255 項(b) に「SCM 協定第 V 部の手続において該当する規定を適用することに『特別な困難』がある場合、加盟国はベトナム国内の独占的条件が常に適切なベンチマークとならない可能性を考慮して補助金の利益の特定及び計算を行うための方法を用いてよい」と定めている。この条項に特段の有効期限はない。

¹²⁶ See Ambassador Christian Etter, “Towards a Switzerland-China Free Trade Agreement: State of Play” of October 1, 2010, available at <http://www.news.admin.ch/NSBSubscriber/message/attachments/20677.pdf>

¹²⁷ Working Party Report: WT/ACC/VNM/48

a) ベトナムの見解

ベトナムが非市場経済地位にあることは、同国の輸出者にとって貿易の障害である。非市場経済国手続がもたらす最終ダンピングマージンの計算結果は、輸出者の実際のダンピングの水準を反映していない可能性があり、輸出者の実際の生産コストに基づいて計算がなされた場合よりも高いダンピングマージンを課されることがしばしばあると考えられる。2007年1月のWTO加盟以来、ベトナムは以前よりも自国が有利な立場にあり、貿易相手国と個別に市場経済国の認定を求める交渉ができる立場にあると考えている。従って、ベトナムの通商当局は、可能な場合は常に、他のWTO加盟国から市場経済国認定を受けるための取り組みを強化している。

b) OECD 加盟国による市場経済国の認定状況

ベトナム産業省によれば、ベトナムを市場経済国と認定している国は、現在、先進国及び発展途上国を含め26カ国である¹²⁸。経済協力開発機構（OECD）加盟国32カ国の中では、オーストラリア（2009年2月27日）、チリ（2007年9月7日）、韓国（2009年11月16日）及びニュージーランド（2009年2月27日）の4ヶ国である。

これらのOECD 加盟国4カ国のうち3ヶ国は、FTAその他において有利な経済面及び投資面の待遇を受けることと引き換えに、ベトナムを市場経済国と認定している。また、これらOECD 加盟国4カ国すべてが、ベトナムを市場経済国と認定する前に、中国を市場経済国と認定している点は注目できる。

2. ベトナムの市場経済国を認定した OECD 国の認定基準

a) オーストラリア

2009年2月27日、オーストラリア政府はベトナムを市場経済国と認定することを決定した。この決定は、中国の場合と同様に、法定基準に照らして行われたものではないと考えられる。これは、ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）交渉との関連でなされた。

中国を市場経済国と認定した場合と同じく、オーストラリア政府は、ベトナムを市場経済国と認定するにあたって、2件の国内規定を改正する必要があった。オーストラリア関税局は、2009年12月21日、オーストラリア税関ダンピング告示第2009/47号を発出して1926年関税規則付属書1Bを変更して、オーストラリアのアンチダンピング税法適用の目的上、市場経済移行国規定（1901年関税法第269TAC条（5D））が適用されない国のリストにベトナムを追加した¹²⁹。これにより、ベトナム産品に対するアンチダンピング調査における正常価格は、市場経済国に対する基準が適用されることとなった。

¹²⁸ According to Vietnamese sources, an official list is not publicly available.

¹²⁹ オーストラリアは、非市場経済国・市場経済移行国リストではなく、1926年関税規則付属書1Bに市場経済移行規定対象外国リストに135ヶ国を列挙している。

オーストラリア政府がベトナムを市場経済国と認定すると決定した時点では、ベトナム産品に対するアンチダンピング調査、相殺関税調査は行われておらず、また、発動中のアンチダンピング措置、相殺関税措置もなかった。

b) チリ

チリの輸出促進局からの公式回答¹³⁰によると、チリがベトナムを市場経済国として認定するにあたっては、中国の場合と同様に、自国の貿易救済関連法を変更する必要はなかったとのことである。

チリの外務省国際経済総局は、チリのサンティアゴにあるベトナム大使館宛に正式な口上書¹³¹を送付することによって、ベトナムを市場経済地国と認定するとの政治的なコミットメントを行った。このレターの中で、チリは、ベトナム WTO 加盟作業部会報告書の第 255 項を適用しないことに同意した。主にこれを契機として、その後、ベトナムとチリの二国間協議が行われ、2007 年 9 月にオーストラリアのシドニーで開催された第 15 回 APEC 首脳会議の際に、正式な宣言が行われた。

なお、中国の項でも述べた通り、中南米諸国の中でも、チリはアンチダンピング調査の熱心な利用国ではない。WTO 統計によれば、チリは 1995 年以来ベトナムに対しアンチダンピング・相殺関税調査を開始していない。従って、ベトナムについても、貿易救済措置の活用という観点から市場経済国認定が問題となった可能性は低い。

c) 韓国

韓国は、2009 年 10 月 21 日、ベトナムを市場経済地国と認定することを決定した。かかる決定は、中国の場合と同様に、自国の貿易救済措置関係法令に定められた基準及び韓国貿易委員会の内部細則に照らしてなされたものである。かかる決定においては、政治的、経済的考慮が一定の役割を果たしてはいたものの、具体的な経済的インセンティブや対中国 FTA 交渉の機会が直接関係したものではない。この点において、他の OECD 加盟国 3 カ国と異なっている¹³²。

韓国の貿易救済制度については、上述の中国の項を参照していただきたい。

韓国・知識経済部の担当官によると、ベトナムが 2007 年 1 月に WTO に加盟した後、韓国はベトナムを市場経済移行国とみなしていた。しかし、1995 年以来、ベトナムに対する実際のアンチダンピング調査は開始されていなかったため、韓国貿易委員会の内部細則ではベトナムは非市場経済国、市場経済移行国のいずれとしてもリストアップされていなかった。従って、手続面でいえば、韓国政府がベトナムを

¹³⁰ Official response from Chilean official in the Export Promotion Bureau called Pro-Chile.

¹³¹ Nota N° 066/VN-2008 on September 29, 2008.

¹³² 韓国 ASEAN 自由経済協定は 2007 年 6 月 1 日に発効した。

市場経済国と認定するにあたり、法令、内部細則等の変更を行う必要は生じなかった。また、相殺関税調査に関しても、韓国国内法令等の変更は何ら行われていない。

関係筋¹³³によると、ベトナムは、WTO 加盟後、韓国に対し市場経済国として認定するよう数回にわたり要求したとのことである。しかし、韓国は、市場経済国認定の件が 2009 年のベトナム・韓国首脳会談の議事に正式に取り上げられるまで、その要請を検討することはなかった。韓国政府は、市場経済国の認定が議事に上った後、韓国貿易委員会の内部検査手続及び内部細則に従って現状の評価を行うためにベトナムに調査団を派遣することを決定した。2009 年の現地調査に関わった担当官によれば、主な訪問先は政府省庁及び国有企業であった。韓国の調査団は、民間企業は訪問しなかったが、製靴業協会をはじめとする一部の事業者団体は訪問したとのことである。評価の結果は肯定的なものであったが、評価の実施方法が不明瞭なままであったため、公式には発表されなかった。関係筋によれば、評価は韓国貿易委員会の非市場経済国・市場経済移行国基準に基づいて実施されたとのことである。上述の通り、ベトナムは韓国貿易委員会の内部細則に市場経済移行国・非市場経済国のいずれとしてもリストアップされていなかったため、韓国貿易委員会は、内部細則を変更する必要性はなかった。

d) ニュージーランド

ニュージーランド政府は、オーストラリア政府と同じく、2009 年 2 月 27 日にベトナムを市場経済地国と認定した。その決定は、オーストラリア政府と同様に、法令に定める基準に照らして行われたものではなく、AANZFTA 交渉に関連したベトナムの直接の要求に応じて行われたものであると考えられる。

中国の項で説明した通り、ニュージーランドは、ベトナムを市場経済国と認定するにあたり、貿易救済措置関係法令の規定を変更する必要はなかった。

3. ベトナムの市場経済国認定した OECD 国の認定までの経過

本項では、OECD 加盟国 4 カ国（オーストラリア、チリ、韓国、ニュージーランド）がベトナムを市場経済国と認定するまでに至る経緯について分析する。

a) オーストラリア

2008 年 6 月 12 日付の ASEAN の内部文書によれば、ベトナムは、国内の交渉や ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド貿易交渉委員会（AANZ-TNC）を通じて他の ASEAN 加盟国の同意を得た後、ベトナムを市場経済国と認定することについて、AANZFTA 第 2 章「物品貿易」の草案に追加規定（第 12 条）を挿入することを検討するよう要請した。この規定案の検討は、ベトナムとオーストラリアの二国間レベルで行われることになっていた。この規定案は、2008 年 6 月 5 日の AANZFTA の協定案全文に初めて盛り込まれた。

¹³³ 2010 年 11 月 3 日に行った韓国・法務法人太平洋の弁護士に対するインタビューに基づく。

2008 年 6 月から 8 月までの間、ベトナムの要請についてオーストラリアとベトナムの政府担当官との間で行われた二国間協議、オーストラリア産業界の代表者とオーストラリアの担当官との間で交わされた協議の内容について公開された情報はほとんどない。しかしながら、中国の場合ほどに時間がかかることはなく、また、議論が紛糾したこともなかった、とオーストラリアの担当官は述べている。

2008 年 8 月 28 日、ASEAN 経済閣僚会議（AEM）は、第 13 回 AEM 経済協力緊密化協定(CER)協議の場で、ベトナムを市場経済国と認定するオーストラリア及びニュージーランドの決定を公式に歓迎すると表明した¹³⁴。

2008 年 9 月から 2009 年 1 月にかけて、AANZ-TNC は、AANZFTA 草案にベトナムの市場経済国認定に関する第 12 条を挿入しないことに合意した。当事国は、これに代わり、オーストラリアとベトナムが正式な書簡の交換により二国間でその問題を解決することで合意した。

2009 年 2 月 27 日、オーストラリアのサイモン・クリーン貿易大臣及びベトナムのヴー・フイ・ホアン商工大臣は、オーストラリアがベトナムを市場経済地国と認定することに同意することを確認した正式な書簡に署名した。この儀式は、オーストラリア、ニュージーランド及び ASEAN 加盟国 10 カ国が AANZFTA に調印した日と同じ日に行われた。オーストラリアは、この書簡¹³⁵の中で、ベトナム WTO 加盟作業部会報告書第 255 項を適用しないことに同意するとともに、書簡の日付以後「合理的に可能な限り」速やかに、かつオーストラリアの AANZFTA 調印日までに、1926 年関税規則付属書 1B にベトナムを含めることに同意した。

2009 年 12 月 21 日、オーストラリア関税局は、オーストラリア税関ダンピング告示第 2009/47 号を発出し、1926 年関税規則付属書 1B を改定し、アンチダンピング調査の目的上 1901 年関税法第 XVB 章の市場経済移行国規定を適用しない国のリストにベトナムを加えた。2009 年 12 月 16 日に正式に施行されたこの改正の後、オーストラリアがベトナムに対するアンチダンピング調査において適用したダンピングマージンの計算方法は、他の市場経済国に対する方法と同じであった。

b) チ リ

2006 年 11 月 16 日、ミシェル・バシェレ（Michelle Bachelet）チリ大統領は、ベトナムを公式訪問し、二国間 FTA 交渉の開始に関する基本合意書に署名した。ベトナムとチリは、共同研究を実施することに合意した。この際、ベトナムは、チリに、市場経済国認定の要請について持ちかけたとされている。

2007 年 3 月 30 日、ベトナムとチリは FTA 共同研究を実施するための共同研究グループを設置した。

¹³⁴ Joint Media Statement of the Thirteenth AEM-CER Consultations, August 28, 2008, Singapore.

¹³⁵ http://www.trademinister.gov.au/releases/2009/sc_018.html

2007 年 5 月、ノン・ドゥック・マインベトナム共産党書記長がチリを訪問した際に、両国は包括的パートナーシップの構築に向けた共同声明を発表した。また、政治、外交、経済、貿易、科学技術及び文化ツーリズムの分野における協力に関する複数の文書に署名した。

2007 年 9 月、チリとベトナムの担当官は、オーストラリアのシドニーで開催された第 15 回 APEC 首脳会議の際に会談した。チリは口頭で、ベトナムを市場経済国に認定すると明言した。

2008 年 9 月 29 日、チリの外務省国際経済関係総局は、チリのサンティアゴにあるベトナム大使館宛に、ベトナムを市場経済地国と認定すると述べた正式なレターを送付した。

2008 年 10 月、チリとベトナムは、二国間 FTA の第 1 回交渉を行った。

c) 韓 国

1993 年 9 月以降、韓国とベトナムは、1993 年 3 月に調印された韓国ベトナム経済技術協力協定（Korea-Vietnam Economic Technology Cooperation Agreement）に基づき、定期的に韓国—ベトナム共同経済委員会を開催していた。ハノイで 2004 年 7 月 30 日に開催された第 2 回韓国ベトナム共同経済委員会において、両国はベトナムの WTO 加盟を促進することに合意した。両国はさらに、ベトナムで 2004 年 10 月に開催された第 5 回 ASEM 首脳会議及び 2005 年 11 月に韓国で開催された APEC 首脳会議においてその促進について合意した。また、ベトナムは、二国間の貿易不均衡の調整について、韓国の支援を要請した。2007 年に韓国 ASEAN FTA が発効して以来、韓国とベトナムの貿易額は 2008 年には 72 億ドル、2009 年には 95 億ドルに増加した¹³⁶。

外交通商部によれば、2005 年 7 月、安明秀（Ahn Myung-soo）外交通商部多国間通商局長は、「ベトナムの WTO 加盟は、拡大する韓国ベトナム貿易ばかりでなく、対ベトナム投資や多国間貿易の発展に貢献するであろう」と述べ、ベトナムの WTO 加盟に歓迎の意を表した¹³⁷。

2009 年 10 月 21 日、両国は、韓国の李明博大統領とベトナムのグエン・ミン・チュエット大統領が出席したハノイで開催された二国間首脳会議の場で、二国間関係を「21 世紀の包括的パートナーシップ」から「戦略的協力パートナーシップ」に格上げした¹³⁸。首脳会議の間、両国は、投資、科学技術、環境、文化及び教育分野での

¹³⁶ More details are available on:

http://www.mofat.go.kr/english/help/include/newopenmofat.jsp?MOFATNAME=English&INDEXNAME=MOFAT_HOME&PK=295033KEY302&SEQNO=295033&PARTNAME=TYPE_ENGLISH

¹³⁷ この詳細については次の URL を参照していただきたい。

http://www.mofat.go.kr/english/help/include/newopenmofat.jsp?MOFATNAME=English&INDEXNAME=MOFAT_HOME&PK=295888KEY302&SEQNO=295888&PARTNAME=TYPE_ENGLISH

¹³⁸ Korea, Vietnam Forge Strategic Cooperative Partnership, Investment and Trade Promotion Center, Ho Chi Minh City, October 22, 2009.

協力を拡大することに合意した。また、外交面での二国間協力を強化し、外交、安全及び防衛分野の対話を促進するために毎年次官級会合を開催することについても合意した。さらに、韓国は、ベトナムを市場経済国と認定することについて正式に同意した。

d) ニュージーランド

2008 年 6 月 12 日付の ASEAN の内部文書によれば、ベトナムは、国内の交渉や ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド貿易交渉委員会（AANZ-TNC）を通じて他の ASEAN 加盟国の同意を得た後、ベトナムの市場経済国認定について、AANZFTA 第 2 章「物品貿易」の草案に追加規定（第 12 条）を挿入することを検討するよう要請した。この規定案の検討は、ベトナムとオーストラリアの二国間レベルで行われることになっていた。この規定案は、**2008 年 6 月 5 日の AANZFTA の協定案全文に初めて盛り込まれた。**

2008 年 8 月 28 日、ASEAN 経済閣僚会議（AEM）は、第 13 回 AEM 経済協力緊密化協定(CER)協議の場で、ベトナムを市場経済地国と認定するオーストラリア及びニュージーランドの決定を公式に歓迎すると表明した¹³⁹。

2008 年 9 月から 2009 年 1 月までの間、AANZ-TNC は、AANZFTA 草案にベトナムの市場経済国認定に関する第 12 条を挿入しないことに合意した。当事国は、これに代わり、ニュージーランドとベトナムが正式な書簡の交換により二国間でその問題を解決することで合意した。

2009 年 2 月 27 日、ニュージーランドのティム・グローサー貿易大臣はベトナムのヴァー・フイ・ホアン商工大臣宛てに、ベトナムを市場経済地国と認定して、WTO 加盟作業部会報告書第 255 項を適用しないとのニュージーランドの決定を確認した正式な書簡¹⁴⁰を発出した。これは、オーストラリア、ニュージーランド及び ASEAN 加盟国 10 カ国が AANZFTA に調印した日と同じ日に行われた。ニュージーランドは、この書簡の中で、ベトナム WTO 加盟作業部会報告書第 255 項を適用しないことを確認した。

¹³⁹ Joint Media Statement of the Thirteenth AEM-CER Consultations, August 28, 2008, Singapore.

¹⁴⁰ <http://www.asean.fta.govt.nz/assets/Downloads/Instruments/AANZFTA-Viet-Nam-Arrangement-on-Market-Economy.pdf>

第Ⅴ章 我が国の相殺関税措置の「特例」の適用可否及び市場経済国の地位認定に係る提言

本章では、これまで述べてきた調査、研究を踏まえ、我が国の「特例」を適用した相殺関税措置の適用可否について、我が国が相殺関税措置とアンチダンピング措置を併せて発動する際に、発動の対象に「特例」を適用する場合、適用しない場合に分けた上で、現行の法制度やガイドラインの改定の必要性の有無や改訂の内容についての提言を行う。また、これに加えて、今後、我が国として如何なる要件の下、市場経済地位の認定を行うべきかの提言を行う。

A. 我が国の相殺関税法令の検討

本節では、我が国の相殺関税調査及び措置について、非市場経済国に対して相殺関税を賦課する場合の問題点、また、それらの法制度やガイドラインの再改訂の必要性の有無や改訂の内容について検討する。

1. 非市場経済国に対して相殺関税を賦課する場合に検討すべき点

我が国の相殺関税法令を検討する前提として、まず、非市場経済国に対して相殺関税を賦課する場合に検討しておくべき点を、SCM 協定第 1.1 条(a)の政府の資金面での貢献の類型ごとに、第Ⅰ章で分析した米国の調査から洗い出すこととする。

a) 資金の直接的な移転

政府からの資金の直接的な移転として第Ⅰ章で分析した米国の調査において認定されているものは、特定の研究開発、市場開拓などに対する一時金の交付、また、政府融資である。

(1) 一時金

一時金の交付は、中央政府または地方政府が資金を供与するものであるが、これらは、政府の資金面での貢献という面からは市場経済国の政府が資金供与する場合と何ら変わるところはない。次に、利益の有無、また利益額の算出という点においても、供与された資金の存在そのものが利益であるところから、これも市場経済の場合と変わるものではない。最後に特定性についても、個別の一時金交付制度が特定企業、特定産業に限定されたものであるか、または特定地域に所在する企業に対するものであるか、という分析がなされているものである。これも市場経済の場合と変わるところはない。

以上から、政府からの資金の直接的な移転が認められる補助金については、非市場経済国であることを特徴とするものではないと言えよう。

従って、この問題は、非市場経済国についての「特例」の適用の可否に関係しない。

(2) 融資

他方、政府融資については、まず、融資を行う主体である国有商業銀行が、資金面での貢献を行う「公的機関」であるか否か、という点について、米国は中国政府が支配していること、特に、政府が国有商業銀行の過半数の株式を所有していることを根拠としていた。国有銀行が「公的機関」にあたるか否かは、市場経済国の場合においても問題となることから、特に非市場経済国に特有の問題であるとは言えないが、金融は政府の経済計画の実行の重要な部分をなすものであるところから、非市場経済国においては、避けることができない問題であると思われる。

また、特定性の認定においても、米国商務省は、政府の経済計画において特定産業の支援策に基づいていることを根拠としていた。その具体的内容は、第 I 章の「政府政策融資」において分析したところである。しかし、これは、国有商業銀行による融資が「公的機関」による資金面での貢献であるとしたところから、その融資が特定企業に向けられたものであるか否かを政府の産業育成政策の内容から検討したものである。従って、特定性を認定するための証拠としては極めて広範囲なものであり、計画経済国の特徴を表していると言えるが、その分析方法及び内容としては、市場経済国の産業政策の分析と本質的には異なるものではない。

利益の認定では、国内の融資市場において「公的機関」が独占的地位にあるところから中国国内融資の条件は少数の民間銀行融資まで歪曲されていると認定してベンチマークとならないとして、経済が同等なレベルにある市場経済国 30 ヶ国余り乃至 50 ヶ国弱の平均短期金利をベンチマークとして使用した。これも、国内経済の広い範囲を政府が支配しているという点から生じた問題である。政府が国内の金融市場を支配していること、そのため当該国内市場の金融取引条件はベンチマークとならないことは、非市場経済国に限定されるものではないであろう。例えば、金融危機にある市場経済国においては政府が全てを支配することはあると思われる。しかし、米国商務省が計画経済においてかかる状況が常態化しているという認定をしたという点は、非市場経済国の特徴と言えよう。

なお、非市場経済国についての「特例」の可否という点からは、第三国ベンチマークの問題となる。この点については、別途検討する。

b) 政府の歳入の放棄、不徴収

第 2 の類型である政府の歳入の放棄、不徴収としては、米国商務省は、所得税、増値税、印紙税等の減免措置、また、債務免除について政府の資金面での貢献と認定している。これらのうち、税の減免については、上述の一時金の場合と同様に、利益の有無、利益額の認定、特定性のいずれも、市場経済国の場合と異なるところはない。

債務免除については、これを行った主体が銀行であるところから、「公的機関」の定義の問題がある。利益の有無、利益の額については債務免除全額が利益の額であるところから、その認定について市場経済国の場合と異なるところはない。また、

特定性について、米国商務省は、債務免除は特定企業に対してなされているという事実上の特定性の認定に基づいており、この点についても市場経済国の場合と異なるところはない。

従って、この問題は、非市場経済国についての「特例」の適用の可否に関係しない。

c) 原材料・サービスの提供

(1) 原材料の提供

原材料の提供については、政府融資における問題と類似する点が多い。

まず、政府による資金面での貢献であるか否かについては、原材料を生産する企業が、「公的機関」にあたるか、という問題がある。これは、「公的機関」の定義の問題であるという点から、政府融資における国有商業銀行の問題と同様である。

次に、利益の有無、また、利益の額については、中国国内価格をベンチマークとして利用できるか、という問題がある。これも、中国国内市場における政府供給が独占的であるか否か、その他、市場価格を歪曲するものであるか、という点が問題となる。この点も、政府融資における国有商業銀行の問題と同様である。

さらに、中国国内価格がベンチマークとできない場合、いずれのベンチマークを採用することが適切であるか、という問題がある。米国商務省は、一部の事例では民間企業の販売価格または輸入価格を使用しているが、多くの事例では、国際市場価格の平均値を使用している。ただし、これは中国国内の調査対象企業が購入することができたという点において、実際には中国の調査対象企業が受けることができなかったとは言えない融資金利を利用した政策融資におけるベンチマークとは異なる。

なお、原材料の提供に関する、非市場経済国についての「特例」の適用の可否という点からは、第三国ベンチマークの問題となる。この点については、別途検討する。

(2) 土地使用権

土地使用権については、政府が全ての場合において土地所有者であるという点で非市場経済国の特徴と言えると思われる。このため、中国国内の土地使用料はそもそも政府の介入価格であるとも言え、市場取引価格とはその適切なベンチマークをどのように特定するか、という点が問題となる。

この点についても、非市場経済国についての「特例」の可否という点からは、第三国ベンチマークの問題となる。この点については、別途検討する。

(3) 原材料の提供

なお、米国商務省は、最近の 2 事例で、中国政府の原材料の輸出制限は、国内価格を引き下げるものであり、相殺可能な補助金であると認定している。しかし、いずれの事例でも、中国政府が必要な情報を提供しなかったため、不利な推定として補助金の存在を認定したものである。従って、事実として補助金と言えるものであるか否かの分析が不足しており、本章における提言を検討する上での基礎資料としては十分なものとは言えないと思われる。

d) 検討しておくべき点

以上から、米国が中国、ベトナムについて認定した補助金制度のうち、相殺関税調査において、非市場経済国であるという点から検討しておくべき問題として、次の点が挙げられる。このうち、非市場経済国についての「特例」の適用の可否という点からは、第 2 と第 3 の点が問題となる。

- ・ 公的機関： 国有商業銀行からの融資、国有企業等からの原材料の供給において、それら企業は「公的機関」であるか否か。
- ・ 国内の民間取引価格のベンチマーク性： 「公的機関」からの融資、原材料供給、土地所有権について、それらの利益の有無及び利益の額を検討するためのベンチマークとして国内の取引条件、価格が使用できるか。
- ・ 国内取引条件、価格がベンチマークとならない場合のベンチマークの決定： 国内の取引条件、価格が適切なベンチマークとならないと判断した場合に、他のいずれの取引条件、価格をベンチマークとすることが適切であるか。

上述の個別の補助金分析に加え、相殺関税措置に加え、ダンピング調査において非市場経済方式により計算したダンピングマージンに基づくアンチダンピング税を賦課した場合に、同一事象に二重課税する結果となることが、各事例において議論され、また、米国国際貿易裁判所、さらにはWTO紛争において争われている。これは、上述の第 I 章F.及び第III章において分析した通りである。

次節以降では、これらの問題点について、我が国の相殺関税法制度における取り扱い、また、非市場経済国についての「特例」の適用の可否を含め、それらの改訂の必要性を検討し、必要であれば提言を行う。

2. 我が国の相殺関税法制度の検討

我が国の相殺関税調査及び措置に関する規定は、関税定率法第 7 条、相殺関税に関する政令、相殺関税等に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という）に定められている。これらの規定において、非市場経済国に対する

特別規定は定められていない。現法制度では、非市場経済国の補助金についても、市場経済国に対する規定に基づくこととなる。

従って、本節では、上述した非市場経済国の補助金の特徴毎に、我が国の相殺関税法制度において対応できるものであるか、また、非市場経済国についての「特例」の適用の可否という点からの検討を行う。

a) 公的機関

(1) WTO 協定及び上級委員会の判断

上述の通り、米国商務省は、政府政策融資、原材料について「公的機関」から提供があったと認定して、それらは資金面での貢献であると判断している。既に第 III 章で述べたとおり、中国は、この判断について、WTO 紛争において争っている。

この問題は、SCM 協定第 1.1 条(a)(1)では、相殺関税措置の対象となる補助金を交付する主体は政府または公的機関と定めているものの、「公的機関」とはどのような団体を指すかについて、何ら具体的な規定をおいていないことにある。パネルは、この「公的機関」は、政府が支配しているか否かより判断されるとした。

しかし、WTO 上級委員会¹⁴¹は、その詳細を第 III 章にまとめた通り、このパネルの判断を却下した。この上級委員会の判例は、次の点において注目される。

- ・ 第 1 に、「公的機関」の判断基準を示したこと、特に、一つの公的機関はその団体としての性格に加えて、果たす機能により公的機関である場合と民間団体である場合とがある、としたこと。
- ・ 第 2 に、米国商務省が行った国有商業銀行についての認定は SCM 協定第 1.1 条(a)(1)に不整合ではないと判断されたこと。

これを踏まえ、我が国の相殺関税法制度を検討する。

(2) 我が国の相殺関税法制度

我が国の相殺関税に関する法令では、ガイドライン 6(2)一①において、当該主体となる輸出国政府には、「当該輸出国内の公的機関」を含むとされている。しかし、ガイドラインには、この「公的機関」の範囲についての定義はない。

しかし、我が国調査当局は、大韓民国産 DRAM 相殺関税調査において、既に「公的機関」について検討している。例えば、韓国産業銀行について、次の事実から、同行は公的機関であると認定している¹⁴²。

- ・ 韓国産業銀行法により設立された特殊銀行である。

¹⁴¹ 上級委員会報告書、US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China), WT/DS379/AB/R.

¹⁴² 「大韓民国産 DRAM に係る関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条第 6 項に規定する調査（平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号）に係る最終決定の基礎となる重要な事実」、パラ 46-48。

- ・ 同行は政府の重要な金融手段としての役割を保ちつつ公共政策的役割を遂行していくと述べている。
- ・ 同銀行の損失は韓国政府により補填されることとされている。
- ・ 韓国政府が同行の全株式を保有している。
- ・ 総裁は財政経済部長官の申入れによって大統領が任命する。

他方、同調査において、農業協同組合中央会（NACF）については、次の事実が認められたものであるにもかかわらず、NACF の融資先は「公的機関とは言い切れない」¹⁴³と判断している。

- ・ NACF は農業協同組合法により設立された特殊法人であること。
- ・ NACF の目的は、農家の経済的、社会的、文化的地位の向上と農業の競争力強化を通じて農家の生活の質を高め、国民経済の均衡の取れた発展に貢献すること、とされていること。
- ・ NACF の業務は農林部と金融監督委員会の監督下に置かれており、韓国政府は、NACF の活動に対し強い支配権を有していること。

また、朝興銀行についても、預金保険公社が 80%以上の持分割合を占め、筆頭株主であったにもかかわらず、民間団体であると判断している¹⁴⁴。

これらの判断は、韓国政府が株式所有しているという事実（韓国産業銀行、朝興銀行）、または特別法に基づき設立された特殊法人である（NACF）という点のみをもって公的機関であるか否かを基準したものではなく、それら団体が果たしている機能に着目して認定を行っている点において、今回の上級委員会の判断とほぼ整合していると言える。しかし、その認定では、調査対象である大韓民国産 DRAM またはその生産者であるハイニックス社との関係において判断したものではない。

この後者の点については、今後の相殺関税調査において、注意すべき点である。

しかし、非市場経済国についての「特例」の適用の可否という点を含め、我が国の相殺関税法制度の改訂の必要性という観点では、「公的機関」の範囲についてガイドラインに上級委員会の判断内容と齟齬があるものではないところから、特段に、その範囲について記載しなければならないものとはいえないであろう。

¹⁴³ 前掲、パラ 70。

¹⁴⁴ 前掲、パラ 63。

b) ベンチマーク

(1) 中国・ベトナム WTO 加盟議定書の条項

中国・ベトナムについては、それらが WTO に加盟する際の条件として、中国については WTO 加盟議定書第 15 条(b)、ベトナムについては WTO 加盟作業部会報告書第 255 項(b)に「特例」規定が定められている。

中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b)は、SCM 協定第 14 条の各号に定める指針を適用することを基本としつつ、当該規定を適用することに『特別な困難』(special difficulties)がある場合には、加盟国は「中国国内の独占的条件が常に適切なベンチマークとならない可能性を考慮して補助金の利益の特定及び計算を行うための方法を用いてよい」と定めている。さらに、その第 2 文には、「実務的に可能である場合」(where practicable)には、「中国以外の独占的条件の使用を検討する前に中国国内の独占的条件を調整すべきである」とされている。

ベトナム WTO 加盟作業部会報告書第 255 項(b)にも、中国 WTO 加盟議定書と同様の規定がある。しかし、同項には、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(b) 第 2 文に相当する規定はない。なお、同報告書では、「SCM 協定第 V 部の手続において該当する規定を適用することに『特別な困難』がある場合」、と規定して、SCM 協定第 14 条について直接的に言及されてはいない。しかし、補助金の利益の額の計算について定めた条項は同条のみであるから、この点について、実質的に、中国加盟議定書と変わるものではない。

他方、SCM 協定第 14 条は、国内取引、国内価格をベンチマークとすることを基本としており、従って、中国・ベトナム加盟条件と同様である、国内取引以外の取引をベンチマークとすることが認められるのは、国内の市場において政府が独占的供給者である場合など、『特別な困難』がある場合に限られる。また、その場合、国内の取引には適切なベンチマークがないことがあるため、国内取引以外の取引をそれらをベンチマークとすることが明確に認められているといつてよい。

(2) WTO パネル・上級委員会の判断

中国は、政府政策融資、原材料の供給について、中国国内取引条件、取引価格を使用しなかったことは SCM 協定第 14 条に不整合であるとして、WTO 申立を行っている。上述した通り、この WTO 紛争では、米国は、中国 WTO 加盟議定書に定める『特別な困難』の有無を反論の根拠としていない。このため、同紛争でも、当該議定書の『特別な困難』は、SCM 協定第 14 条とどのような違いがあるかは明確とはならなかった。また、この紛争において、米国が認定したベンチマークが適切であったか否かについても実際にはパネル段階で問題とされなかったため、審理が尽くされていない。

しかし、上級委員会は、米国商務省が中国国内取引条件、取引価格は適切なベンチマークとならないと認定したことについて、第 III 章でまとめた通り、パネルの結論を支持して、米国商務省の認定に SCM 協定不整合はないとしている。

この上級委員会の判断に見られるように、SCM 協定第 14 条において、その各号に規定されたベンチマークを用いなくて良い場合とは、政府が供給者として国内市場において独占的（dominant）地位にあり、また市場支配力を有していると判断されるか否かが最大のポイントである。また、この基準の適用例として、原材料供給において、市場の 91.6%を政府が供給している場合においては、政府は当該市場において独占的地位にあり、その他の証拠による補強はさほど必要ではないとした点は注目される。

(3) 非市場経済国についての「特例」と SCM 協定第 14 条との相違点

中国 WTO 加盟議定書では、調査当局は『特別な困難』がある場合に、中国国内取引条件、取引価格をベンチマークとして使用しなくてよいとしているものである。この条件は、SCM 協定第 14 条に基づき上級委員会が示した、輸出国政府の市場における独占的地位が認定される場合には第三国データ等の代替データに依拠してよいとされたところと変わるところはないように思われる。政府が市場支配力のある独占的地位にはない場合、他の証拠により補強されない限り、SCM 協定第 14 条に基づき中国国内取引条件、取引価格が適切なベンチマークであることとなる。かかる状況は、即ち、中国 WTO 加盟議定書にいう『特別な困難』はない事態であることとなるのである。

以上から、中国 WTO 加盟議定書に定める「特例」は、SCM 協定第 14 条において認められる例外的な場合と、実質的な相違はないと思われる。従って、非市場経済国についての「特例」の適用の可否は、市場経済国に適用される SCM 協定第 14 条における例外的状況と認定することの可否と変わるところはないと思われる。

(4) 相殺関税等に関する手続等についてのガイドライン

我が国は、補助金の利益の額を計算するための具体的方法について、ガイドライン 6「補助金額の算出」に定めている。輸出国内に商業的な取引がない場合のベンチマークの認定方法については、同 6(2)「算出方法の基本的考え方」の中で、融資関係として、貸付け及び債務の弁済期延長について、次の規定を置いている。しかし、債務保証、物品・役務の提供又は物品の購入については、かかる規定は置かれていない。

四 貸付け

① 補助金額

イ （省略）

ロ 当該輸出国政府による貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

八 債務の弁済期延長

① 補助金額

イ (省略)

ロ 当該輸出国政府による弁済期延長を受けている貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

これら融資関係の規定では、輸出国の国内取引条件を基本としていると規定しているが、輸出国外のデータを検討できるか、不明確である。WTO 紛争においても、第 III 章にまとめた上級委員会の事例のみならず、*US – Softwood Lumber IV* においても既に輸出国外のデータを使用することが議論されているところからすれば、かかるデータの利用は既に想定される範囲内であると思われる。従って、市場経済国についての「特例」の適用の可否にかかわらず、かかる方法はガイドラインに追加されてよいと思われる。

債務保証については、ベンチマークについて、「当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付け」と規定しており、貸付けのベンチマークが適用されることとなる。よって、債務保証について適切なベンチマークを特定するための方法を規定するという目的からしても、貸付けについて、ガイドラインの改訂は検討されるべきである。

物品・役務の提供又は物品の購入については、ガイドラインにおいて、「対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる当該輸出国における関係する物品又は役務について市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）を考慮の上、適切に決定される。」と規定している。この規定は、SCM 協定第 14 条(d) の規定とほぼ同等である。従って、この規定から、輸出国の国内価格がベンチマークとして不適切である場合には、上級委員会の同号の解釈と同様に、第三国の価格を使用することができるとは思われる。

しかし、上級委員会は SCM 協定第 14 条(d) について、第 14 条の目的、さらには SCM 協定全体から、"prices in the market of the country of provision are the primary, but not the exclusive, benchmark for calculating benefit".¹⁴⁵ としているところでもある。特に、貸付けについて第三国の取引条件をベンチマークの候補として加えることとのバランスを考慮すると、物品・役務の提供又は物品の購入の項目においても、同様の主旨が加えられて良いと思われる。

¹⁴⁵ Appellate Body Report, *US – Softwood Lumber IV*, para. 97. See also para. 96.

c) 二重課税

(1) 米国の対中国産品アンチダンピング税及び相殺関税の同時賦課についての WTO 判断

前章までで検討した通り、米国商務省は、中国、ベトナムを非市場経済国であると認定して、代替価値法によりダンピングマージンを計算してアンチダンピング税を賦課する一方で、中国、ベトナム政府は調査対象企業に補助金を交付しているとして相殺関税を賦課しており、パネル及び上級委員会が認定した通り、明らかに同一事象に対して二重の課税を行っている。

上述の *US - Anti-Dumping and Countervailing Duties* 上級委員会は、第 III 章にまとめた通り、パネル判断を覆して、GATT 第 VI:5 条は、輸出補助金または「ダンピングから生ずる同一の事態」を補償するためにアンチダンピング税と相殺関税を賦課することを禁じていると解釈を示し、調査当局が SCM 協定第 19.3 条の「適正な額」を決定するにあたっては、アンチダンピング税により相殺関税が対象とする補助金と「同一の事態」が相殺されることを無視してはならないとの判断を示した。さらに、SCM 協定第 19.3 条は、調査当局に相殺関税の額が適正であることを確認する義務を定めているところから、調査当局はアンチダンピング税との二重課税としないことを確認するために証拠を収集する義務があることを明確にした。

(2) 我が国の相殺関税法制度

我が国の相殺関税法制度は、上述の通り、非市場経済国についての特別条項は定めていない。他方、アンチダンピング法制度では、不当廉売関税に関する政令第 2 条第 3 項に、中国又はベトナムを原産地とする産品に対するアンチダンピング調査について、次の通り定めている。

当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している当該輸入貨物の原産国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（第 10 条の 2 において「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示すことができない場合は、第 1 項第 4 号に掲げる価格を用いることができる。

同政令第 2 条第 1 項第 4 号では、次の価格を正常価格とすることができると定めている。

当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

これら政令の規定から、中国又はベトナムを原産地とする製品については、「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」が認められない場合、代替国の国内販売価格、輸出価格または構成価額を使用できることとされている。即ち、中国又はベトナムの生産及び販売が市場経済により決定されていない場合には、市場経済により決定されている第三国の価格に置き換えることとしている。実際に、中国産電解二酸化マンガンに対するアンチダンピング調査では、代替国第三国輸出価格、代替国構成価格を用いて正常価格を算出している¹⁴⁶。

この中国またはベトナムの製品に「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 7(6)に、次の事実が含まれることとされている。

- ① 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。7(6)一④において同じ。）の重大な介入がない事実
- ② 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- ③ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- ④ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- ⑤ その他特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの

ガイドラインが要求するこれらの事実は、即ち、我が国調査当局が中国又はベトナム製品の正常価格として代替国の販売価格又は構成価格を使用する場合とは、調査当局として、投入財、費用が政府の介入により決定されているものであり、それらは市場価格により形成されたものではない場合である、としていることと同等である。従って、第三国の価格を正常価格としてダンピングマージンを算出する事例においては、ダンピングマージンの内訳として、通常のダンピングマージンである中国又はベトナムの製品の実際の国内価格と輸出価格との差額に加え、当該国内価格と政府の介入による歪曲効果がない価格との差額が含まれていることとなる。

この代替価格法は EU が採用している方法で、*US - Anti-Dumping and Countervailing Duties* の WTO 紛争において問題とされた米国商務省のアンチダンピング調査における代替価値方式とは異なる。しかし、そもそも、相殺関税は、政府の補助金交付行為により、その補助金受領者が販売する製品価格が引き下げられているという前提に立っている。即ち、補助金により調査対象企業が受領した利益の額は、我が国が電解二酸化マンガン・アンチダンピング調査において採用した方法により適用される代替価格と調査対象企業の実際の当該国内価格との差額に含まれることとなる。かかる利益の額がかかる差額にどの程度含まれているかは、調査対

¹⁴⁶ 「調査中間報告書」、平成 20 年 6 月 6 日関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会資料 5、パラ 105、117。

象企業の販売価格が実際の市場経済国における価格よりもどの程度低いかによるものであるから、WTO 上級委員会が指摘している通り、個別の事実により異なることとなる¹⁴⁷。

しかし、その一方で、*US – Anti-Dumping and Countervailing Duties* 上級委員会は、その有無及び程度を確認する義務は、調査当局にあるとしている。上級委員会は、調査当局としてどのような調査を行うべきか何ら具体的方法を述べていないが、積極的証拠により二重課税となっていないことを認定すべきであるとしている。この点から、今後、非市場経済国に対する方法に基づくアンチダンピング税と相殺関税を同時課税する場合、調査当局としては、ダンピングマージンに補助金の利益の額が反映されていないことを証拠により立証できない限り、SCM 協定に不整合であるとされるリスクが存在することとなる。米国商務省のような、利害関係者が二重課税の存在を立証しない限り二重課税の可能性は検討しない、とした姿勢は取れない。

かかる証明は、別の言い方をすれば、補助金は調査対象企業の実際の国内価格に影響を与えていないことを立証するものである。これは、補助金は販売価格を引き下げるといふ、相殺関税の前提そのものと矛盾する。もし、かかる証明ができるのであれば、相殺関税を課す必要性そのものが疑問となろう。

確実な方法としては、調査対象企業の実際の当該国内価格と代替価格との差額分について相殺関税額から控除することである。それによっても、なお、残余额がある場合、非市場経済国方式によるダンピングマージン計算では把握できなかった補助金による影響額が存在したこととなる。これによって、二重課税となり得る部分を完全に除去できることとなる。ただし、この差額計算を行うためには、相殺関税調査において、調査対象企業の実際の当該国内価格データを収集することが必要となる。

さらに研究を進めることにより、別途の方法も考えられるとは思われるが、かかる別途の方法の有効性が確認されるまでは、上述の控除方式によることが、WTO 協定不整合を確実に回避する方法であると思われる。

(3) 我が国の相殺関税法制度

次に、上述の方法を採用することを前提として、我が国の相殺関税法制度の改訂の必要性を検討する。

US – Anti-Dumping and Countervailing Duties 上級委員会の判断からすると、第1に、中国又はベトナムを原産地とする製品に対してアンチダンピング調査及び相殺関税調査を求める国内産業に対しては、当該国内における製品の販売価格を提出するよう求める必要があろう。調査開始後に調査対象企業が調査に協力しなかった場合、調査当局としてはファクツアベイラブルに依拠することとなるが、かかる情報が当局に提出されていない場合、アンチダンピング税と相殺関税との二重課税を避けるための計算ができなくなるおそれがあるのである。

¹⁴⁷ 前掲、パラ 599.

しかし、この点に対応するために我が国の相殺関税法制度に変更を要することとはならないであろう。ガイドライン 4(5)一 に基づき相殺関税の課税の求めの記載事項が別添 1 に定められているが、その 5-1-1 には「補助金額」と特定されているのみである。その詳細な内容については実務に委ねられている。よって、国内販売価格の提出を求めるために、それらの改訂が必要となるものではないであろう。

第 2 に、相殺関税額を決定する場合において、調査により認定された補助金の利益の額から調査対象企業の実際の当該国内価格と代替価格との差額分を控除できるように配慮されている必要がある。この点について、関税定率法第 7 条第 1 項は、「政令で定めるところにより、…補助金の額と同額以下の関税…を課することができる」としている。従って、補助金額よりも低い額を相殺関税とする限りにおいて関税定率法の問題ではなく、差額控除の要否及び程度は個別事例についての政令において定められることとなっている。相殺関税に関する政令、ガイドラインにおいて、かかる差額控除を妨げる規定は見当たらない。従って、かかる控除についても、我が国の相殺関税法制度の改訂が必要とされるものではないと思われる。

3. 提言事項

以上の点から、次の点について、我が国の相殺関税法制度の改訂を検討することが望ましいと思われる。

- ・ ガイドライン 6「補助金額の算出」(2)四「貸付け」①ロにおいて、「輸出国内で行われている貸付けに適切な商業的貸付けがない場合には、第三国で行われている貸付けを検討の上、」妥当な補助金額を決定する、と改訂する。
- ・ ガイドライン 6(2)六「物品・役務の提供又は物品の購入」①ロの括弧内を、「（当該輸出国における市場価格を基本とし必要に応じて第三国の市場価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）」と改訂する。

B. 市場経済地位認定についての提言

最後に、中国、ベトナムに対し、市場経済国と認定すべきであるか否かについて検討する。

1. 他の OECD 加盟国の例の検討

第 IV 章において分析した通り、OECD 全加盟国 32 ケ国のうち、中国を市場経済国と認定した国は、7 ケ国に過ぎず、そのうち 4 ケ国は、そもそもアンチダンピング措置を利用する意志のない国である。また、それら 4 ケ国、さらには、その他の 3 ケ国のうち、オーストラリア、ニュージーランドの 2 ケ国は、中国との FTA 交渉開始と引き替えに中国を市場経済国と認定したものであると思われる。そのような明示的な引き替え条件は見当たらなかったのは韓国のみであるが、これも FTA について非

公式の共同研究の採択と期を一にしているところから、FTA 交渉がきっかけとなっていると推察される。

ベトナムについて市場経済国と認定した国は、OECD 加盟国の中では 4 ヶ国で、このうちオーストラリア、ニュージーランドは AANZFTA の締結時に、チリは、FTA 交渉開始時に市場経済国と認定していた。韓国については、FTA は関係していなかったが、その認定と同時に、両国間の関係強化に合意している。

これらが示す通り、ほぼ全ての場合において、FTA 交渉との関係から中国、ベトナムの市場経済国認定を行ったものである。

2. 我が国として取るべき方向

他の OECD 加盟国の例からしても、一方的に、中国・ベトナムを市場経済国と認定しているものではない。中国・ベトナムから、FTA 交渉の開始といった、具体的な条件を引き出している。一方的に市場経済国の認定を行うことは異例である。

他方、中国を非市場経済国として取り扱える期限は、2016 年 12 月までの 5 年半ほど、ベトナムについては 2018 年 12 月までの 7 年半ほどである。この期限が迫れば迫るほど、中国にとって、市場経済国と認定される価値は小さくなる。

我が国は、FTA 戦略として、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、韓国を締約国とする東アジア FTA (EAFTA) の形成を目指している。そのための重要な中間過程は、それらの全ての各国と FTA を締結することにある。既に、ASEAN 及びその主要加盟国との二国間 FTA、さらにはインドとの FTA を締結した。また、オーストラリアとの FTA 交渉は開始されており、また実質停止しているとはいえ、韓国との FTA も交渉段階にある。ニュージーランドとも、2009 年 10 月に同国のキー首相が我が国を訪問した際に FTA 交渉開始を提案しており、我が国が望めば、交渉開始できる状態にある。唯一、FTA 交渉開始の前段階にあるのは中国である。中国とは、韓国を含めた日中韓の FTA 共同研究がなされているところではあるが、早期に FTA 交渉開始に持ち込むことが期待される。

これらの点から、また、他の OECD 加盟国に対して行った中国の要求を鑑みて、我が国として、中国との FTA 交渉開始を条件として、市場経済国と認定することを視野に入れる必要があると考える。

この市場経済国の認定を行うにあたっては、我が国は、アンチダンピング調査及び相殺関税調査に関する中国 WTO 加盟議定書の規定についても放棄することとなるだろう。しかし、上述で分析した通り、かかる放棄を行ったとしても、SCM 協定第 14 条に定める例外を適用することができることから、相殺関税調査については、我が国として失うものはほとんどないと思われる。

ベトナムについては、我が国は過去、アンチダンピング調査及び相殺関税調査を行った事例がないことから、市場経済地位の認定について同調査の利用の観点から問題となることは少ないと考えられる。一方、既に我が国は ASEAN、二国間とも FTA は発効していることから、ベトナムを市場経済国と認定する際には、具体的な果実を得ることが重要と考えられる。

第 VI 章 添付資料

A. ベトナム・Land Benchmark Memorandum



UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE
International Trade Administration
Washington, D.C. 20230

C-552-805

Investigation
Public Document
Office of Policy

FOR PUBLIC FILE

August 28, 2009

MEMORANDUM FOR:

Ronald K. Lorentzen
Acting Assistant Secretary
for Import Administration

THROUGH:

John M. Andersen
Acting Deputy Assistant Secretary
for AD/CVD Operations

Carole A. Showers
Acting Deputy Assistant Secretary
for AD/CVD Policy and Negotiations

FROM:

Albert Hsu, Richard Herring, Christopher Mutz^{cm}
Office of Policy, Import Administration

SUBJECT:

Countervailing Duty Investigation of Polyethylene Retail
Carrier Bags from the Socialist Republic of Vietnam –
Land Markets in Vietnam

I. INTRODUCTION

On April 21, the Department of Commerce (the “Department”) initiated a Countervailing Duty (“CVD”) investigation on imports of polyethylene retail carrier bags (“PRCBs”) from the Socialist Republic of Vietnam (“Vietnam”). This is the first CVD investigation involving Vietnam. The initiation of the present investigation requires that the Department review the industrial land market in Vietnam to determine whether land use transactions in Vietnam can be used to determine whether the government’s provision of land is provided for less than adequate remuneration.

The Department reviewed land in Vietnam in the 2002 antidumping duty investigation of certain frozen fish fillets from the Socialist Republic of Vietnam in 2002. See the *Memorandum for Antidumping Duty Investigation of Certain Frozen Fish Fillets from the Socialist Republic of Vietnam – Determination of Market Economy Status* (“2002 MES Memorandum”). In the 2002 MES Memorandum, the Department found the following:



- Under the *1993 Land Law*, as amended, the land belongs to the entire people and is administered by the State. There is a lack of any private land ownership.
- The State's role includes the protection of agricultural land, encouraging investment in land, and stipulating the value of land. Much of land management has devolved to the local People's Committees, which also have the responsibility for promulgating zoning and land use regulations, registration and settling certain types of land use disputes.
- The more flexible land use rights ("LURs") are granted to households and individuals for non-income producing land and the more restricted LURs are leased to commercial enterprises.
- Foreign invested enterprises must lease land directly from the State, as opposed to sub-leasing from a domestic company, excluding foreign investors from the land-use transfer market.
- The government's intervention in the allocation, transfer, use, and valuation of land seriously frustrates the development of a free market in LURs.

In this review, the Department examines land market reforms since 2002 and the salient features of Vietnam's present-day land market.

II. LAND MARKET REFORMS

The most important aspect of land in Vietnam is the absence of any private land ownership.¹ All land in Vietnam belongs to the people as a whole, with the State as the representative owner.² The State owns the land and allocates LURs to individuals, households, and other entities. The allocated LURs can be bought, sold, inherited and used as collateral for a loan, subject to restrictions; nevertheless, the State can reclaim the land at any time, often with derisory levels of compensation.³ By law, LURs are provided either on a "stable and long-term basis" or for a shorter defined period. They may be used only for the specific purpose for which they have been granted.⁴ Investors are allowed to lease LURs only for the duration of their licensed investment project, up to a maximum of 50 years, but with an extension of up to a total of 70 years in exceptional circumstances.⁵

The nature of LURs and the associated rights and obligations differ according to the user (e.g., national vs. foreigner, households vs. communities) and to the type of land.⁶ Land use in Vietnam and LURs are currently regulated under the *2003 Land Law* ("2003 Law"), with subsequent decrees clarifying its implementation.

¹ Country Commerce Vietnam from the Economist Intelligence Unit (2009) at 28.

² Investment Policy Review Vietnam from the United Nations Conference on Trade and Development (2008) at 70.

³ Country Commerce Vietnam at 28.

⁴ In-depth A Guide to Doing Business in Vietnam from Mayer Brown JSM (2007) at 14.

⁵ Investment Policy Review at 71.

⁶ Investment Policy Review at 70.

However, even with land reforms set forth under the *2003 Law*, the State still exercises full control of LURs. Under Article 5 of the *2003 Law*, the State (a) determines how land may be used through land use zoning and land use plans; (b) stipulates the limit of the land area to be allocated and the terms of land use; (c) determines the allocation and lease of land, land recovery, and changes of land use purposes; and (d) stipulates land prices.

A. ALLOCATION

Under the *2003 Law*, the government retains the right to determine land use, to determine the allocation of land, and to reclaim land. Land is classified into three types under the *2003 Law*: (1) agricultural land including forestry land; (2) non-agricultural land including residential land; and (3) unused land that has never been used or for which the purpose of the land has not been determined.⁷

There are three methods for the State to allocate LURs:

- *Allocation*: The State can grant LURs by way of an administrative decision to national entities only. Allocated LURs can be subject to a land use fee or not, depending on the case.
- *Recognition*: The State can “recognize” LURs to national entities only, in which case no fee is applicable. According to Article 4 of the *2003 Law*, “recognition” occurs when “the State grants the first land use rights certificate” to “persons who are using the land on a stable basis.” This appears to have been the primary means by which land parcels were originally allocated free to households beginning in 1986.
- *Leasing*: The State can grant LURs on the basis of a contract to both national and foreign entities. LUR leases are subject to a land-use rent and are the only form of LURs available to foreigners.⁸

Unlike in the 2002 MES Memorandum, foreign investors are now permitted to sub-lease from a national or foreign organization, including industrial zone developers.⁹ However, foreign investors are still not allowed to sub-lease land from households, individuals or communities.¹⁰ In addition, State-owned enterprises (“SOEs”) are not officially allowed to sub-lease land to other companies.¹¹

While the *2003 Law* increased the LURs of individuals and households, the State still retains the right to allocate land and still retains the power to appropriate land.¹² Further, although there are restrictions on land appropriation in the *2003 Law*, the State is able to appropriate land for

⁷ Land-Related Taxes and Fees in Vietnam by Motohiro Sato and Tong Cong Phi at 128.

⁸ Investment Policy Review at 70.

⁹ Investment Policy Review at 71.

¹⁰ Investment Policy Review at 71.

¹¹ Vietnam Development Report 2006 Business, Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, December 6-7, 2005 at 79.

¹² Vietnam Development Report 2006 Business, Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, December 6-7, 2005 at 79.

industrial purposes such as the development of industrial zones.¹³ The LURs of land blocks in industrial zones have been distributed to SOEs by government agencies.¹⁴ Such LUR distribution may not be equitable across business sectors.¹⁵ There are over 190 major industrial zones and clusters in Vietnam. The vast majority of the land in industrial zones, approximately 80 percent, were originally classified for agriculture.¹⁶ This industrial land was reclaimed by the government from over 100,000 households usually by a compulsory recall of the farmers' land use certificates.¹⁷

B. PRICING

The government still maintains a predominant role in Vietnam's land market, including with respect to prices. The State determines land prices and distribution at the national and local levels, with the local government implementing the price-setting policies of the national government. Under the *2003 Law*, the government retains the right to determine land use rights, rental charges on land, and the price of land. *Decree 188* of 2004, provides details of land pricing governed by the *2003 Law*. Under *Decree 188*, each of the provincial People's Committee issues the Official Land Price ("OLP") for each tract of land in the province on January 1st of each year.¹⁸ Under Article 56.4 of the *2003 Law*, each People's Committee is required to publish the new OLP for their localities as soon as it is final.¹⁹ The OLP may not exceed the national maximum by more than 20 percent, or fall more than 20 percent below the minimum.²⁰ The national minimum and maximum prices ensure that the locally-set land prices remain within a government-determined band that restricts the fluctuation of land prices within the country. The OLP is used for (i) all compensations of land takeovers by the State; (ii) payment of financial obligations to the State in respect of land (land-use fees, land rent, registration fees, land-use tax and land-transfer tax); and (iii) determination of the value of LURs when conducting equitization of SOEs.²¹

The government's base for the calculation of land rental prices relies on factors that are not relevant to a market price and the government has not yet developed a land pricing methodology that generates true market values.²² In addition, corruption and bureaucracy are significant problems in determining land rental prices.²³ Under the government's land pricing policies,

¹³ Article 40 of the *Land Law of 2003*.

¹⁴ The Impact of Government Policy on Land Accessibility and the Development of SMEs in a Transitional Economy by Thanh Hai Nguyen, Quamrul Alam and Daniel Prajogo at 5.

¹⁵ *Id.*

¹⁶ Vietnam Development Report 2006 Business, Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, December 6-7, 2005 at 79-80.

¹⁷ *Id.*

¹⁸ Country Commerce at 29.

¹⁹ Vietnam Legal Update: January 2008 from Allens Arthur Robinson at 5.

²⁰ Country Commerce at 29.

²¹ *Id.*

²² The Impact of Government Policy on Land Accessibility and the Development of SMEs in a Transitional Economy by Thanh Hai Nguyen, Quamrul Alam and Daniel Prajogo at 7 (2008).

²³ *Id.*

State-controlled land prices do not reflect market values with most land prices significantly undervalued.²⁴

C. ACCESS

Structural problems remain in the industrial land market that constrains private enterprises' access to land. Industrial land is mainly in the hands of SOEs, while private enterprises face considerable difficulties in getting access to land.²⁵ On the supply side, the amount of land made available by local governments through direct allocation or leasing by People's Committees is primarily accessible only by larger firms.²⁶ In addition, SOEs have favored or preferential access to government land.²⁷ This preferential access has a detrimental impact on private companies, particularly small- and medium-sized enterprises ("SMEs"). Fewer than one in four SMEs are able to acquire LURs directly from government sources.²⁸ When unable to obtain LURs directly from government agencies, SMEs resort to leasing LURs from other private enterprises or unauthorized leasing from SOEs.²⁹ This lack of a legal framework for sub-leasing from SOEs puts the rights of both the primary land holders and the lessees at risk as these leasing arrangements are viewed as insecure.³⁰ Furthermore, the lessee cannot use the land as collateral for bank loans.³¹

III. CHARACTERISTICS OF THE PRESENT-DAY LAND MARKET

Reforms that have most recently been enacted in the *2003 Law* have strengthened the security of LURs and have attempted to address the preferential position of SOEs in the land market. Land is often used as collateral to obtain loans. Leasing of land was also permitted between private parties and the private parties are allowed to negotiate the rent for the sub-leasing of land. Under Article 51 of the *2003 Law*, the State will recover land that is left unused or that is used inefficiently. This provision also requires SOEs to return any land that is not necessary for the SOE's business operations back to the State. However, these reforms have not been effective in creating an open market for industrial land in Vietnam.

Under the *2003 Law*, the government still retains land use pricing authority and the pricing methodologies are set by government decree. Local governments set and announce land-use prices once a year. These prices serve as the basis for land fees and rents for land-use rights and

²⁴ Land Policy The Turn Point to the Renovation in Vietnam by Dang Hung Vo and Do Duc Doi, a Paper presented at a World Bank Conference on Challenges for Land Policy and Administration at 9-10 (2008).

²⁵ Vietnam Development Report 2006 Business, Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, December 6-7, 2005 at 77.

²⁶ Access to Land: Issues Faced by Private Sector from the IFC-MPBF Business Issues Bulletin, No. 19 (22) April 2007 at 1.

²⁷ Vietnam Sustaining Growth in Difficult Times by Jonathan Pincus at 20 and 21 (2009).

²⁸ Access to Land: Issues Faced by Private Sector from the IFC-MPBF Business Issues Bulletin, No. 19 (22) April 2007 at 1-2.

²⁹ *Id.*

³⁰ Access to Land: Issues Faced by Private Sector from the IFC-MPBF Business Issues Bulletin, No. 19 (22) April 2007 at 2.

³¹ *Id.*

leases granted directly by the government. The land pricing methodologies that have been developed by the government do not result in land prices that reflect market rates. While Article 58 of the 2003 Law provides that the State may auction LURs, it appears that auctions are not extensive and have had little impact on actual land prices. State-controlled land prices are still significantly undervalued.

While the land reforms allow for sub-leasing of land between private parties, government regulations place restrictions on these leasing rights. For example, SOEs are not officially allowed to sub-lease their land for use by private enterprises. Foreign investors are not allowed to sub-lease from individuals or households. These restrictions on the sub-leasing of land hinder the development of a market-based system. Furthermore, the fundamental LURs held by private parties, that serve as the basis for the sub-leases, have been granted by State agencies at prices that have been set under State decrees.

Despite the reforms that occurred after 2002, private enterprises continue to face problems in land access and allocation is still State-controlled. After the 2003 Law, the fundamental distribution of land remained unchanged. For example, as of the end of 2005, approximately 95 percent of land under lease to organizations in Hanoi was still in the hands of SOEs.³² SOEs still have preferential access to land and the majority of industrial land is still held by SOEs. Private enterprises, especially SMEs, have still not been able to acquire sufficient access to LURs directly granted from government agencies. These enterprises have either had to sub-lease from other private parties or to enter into unofficial sub-lease arrangements with SOEs with the resultant lack of land tenure rights for private enterprises. Further undermining the market access and transfer of land is the fact that there is non-transparency and the presence of corruption in the issuance of LURs at the local government level.³³ Therefore, while the reforms have strengthened the security of LURs, these reforms have not contributed to a more open transferability of industrial LURs to private parties.

Finally, the lack of tenure rights for private firms impacts the firms' ability to make long-term planning and investment since sub-leases are usually on a short-term basis. The sub-leases are not secured by LURs so the land leases are not part of the government's land use plans; thus the purpose for the land can be changed at any time. In addition, private firms that do not have access to land use rights face difficulties in getting bank financing because land is usually required as collateral for bank loans.

Based on the above research and analysis, we find that prices for land in Vietnam are not market-based.

³² Vietnam Development Report 2006 Business, Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, December 6-7, 2005 at 79.

³³ The Impact of Government Policy on Land Accessibility and the Development of SMEs in a Transitional Economy by Thanh Hai Nguyen, Quamrul Alam and Daniel Prajogo at 7 (2008).

B. 米国損害調査事例

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-444-446 and 731-TA-1107-1109 (Final)	Coated Free Sheet Paper	China – AD, CVD Indonesia – AD, CVD S. Korea – AD, CVD	Final -12/06/2007

ITC Final Determination: 5-1 negative (no injury or threat of injury)

Analysis: The ITC's negative determination noted that most domestic CFS was in web roll form, whereas most imported CFS was in sheet form. Given the different forms of CFS, the ITC found there was limited competition between subject CFS imports and the domestic CFS. Given that subject imports were concentrated primarily in sheets while the domestic industry was primarily in web rolls, the ITC found no significant adverse volume or price effects, and that there was no correlation between subject imports and the condition of the domestic industry.

Conditions of Competition: The ITC found that (1) subject imports were focused in the smaller sheet form of the CFS market, (2) the substitutability of CFS in sheets for CFS web rolls was limited, and (3) there was limited competition between subject imports and domestic product in Western U.S.

Volume: The ITC found that the volume of cumulated subject imports and the modest increase in subject imports over the period of investigation (POI) was not significant, particularly in light of the limited degree of substitutability between web rolls (produced primarily by domestic industry) and sheets (subject imports).

Price: The ITC found that, although there was significant underselling by subject imports, there was no significant price suppression or depression, as domestic prices rose steadily over the POI. The ITC also noted that domestic industry's COGS to net sales ratio improved over the POI, showing that subject imports were not causing a cost-price squeeze.

Impact: The domestic industry maintained or improved its condition over the POI in terms of production, shipment, inventories, capacity utilization. The ITC particularly noted that as subject imports increased from 2005 to 2006, the domestic industry's financial condition also improved during the same period, thus showing no correlation to any increase in subject imports to the condition of the domestic industry.

Treatment of China: ITC cumulated subject imports from China with subject imports from Indonesia and South Korea for its injury analysis as there was a reasonable overlap of competition between the subject imports. The ITC found that the subject imports from the three subject countries were (1) fungible, (2) sold in the same geographic regions, (3) present throughout the entire POI, and (4) sold through common channels of distribution. The ITC did not note China's NME status in its analysis. The ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

For its threat analysis, the ITC cumulated subject imports from China with Indonesia, but not with South Korea. The ITC noted that (1) Korean imports were declining, when Chinese and Indonesian imports were increasing; (2) Korean underselling was less than Chinese and Indonesian underselling, and (3) Korean capacity trends were declining, in contrast to expansion of Chinese and Indonesian capacity. The ITC also noted that some of the largest Chinese and Indonesian producers were under the common control of Asia Pulp and Paper, which suggested the potential of reallocation of resources if the AD/CVD orders were not imposed on both China and Indonesia.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-456 and 731-TA-1151-1152 (Final)	Citric Acid and Citrate Salts	China – AD, CVD Canada – AD	Final - 5/08/2009

ITC Final Determination: 3-3 affirmative injury

Analysis: The ITC split on its consideration of the citric acid industry and the effect that long-term contracts have on the injury analysis. The commissioners voting negative noted the significance of how no causation nexus could link subject imports to the condition of the domestic industry, particularly in light of the effect long-term contracts have on the volume and pricing in the market place. The commissioners voting affirmative downplayed the significance of the long-term contracts and found enough of a causal correlation between the subject imports and a cost-price squeeze.

Conditions of Competition: Sales of citric acid are concentrated in the final quarter of each year for annual long-term contracts. The 12 largest purchasers accounted for 98.7 percent of total purchases, and the five largest purchases accounted for 48.3 percent of apparent U.S. consumption during the POI.

Volume: All six commissioners agreed that the volume of cumulated subject imports was significant, both absolutely and relative to consumption and production in the United States and increased over the POI.

Price: Three commissioners found that subject imports suppressed domestic prices even though subject imports were often priced higher than the domestic product. These commissioners voting affirmative found that subject imports contributed to a cost-price squeeze. The three commissioners voting negative found no significant adverse price effects as there was no significant underselling. These commissioners also noted the significant amount of competition among U.S. producers that was reflected in lost sales allegations in which the purchasers merely switched from one U.S. producer to another.

Impact: The three commissioners voting affirmative found that cumulated subject imports increased faster than demand, first taking market share from non-subject imports and then the domestic industry. As the domestic industry's costs increased, the significant and increasing volume of subject imports put downward pressure on prices, precluding the domestic industry from reaping the price benefits of increasing demand.

The three commissioners voting negative found that the record evidence did not indicate a causal nexus between subject import trends and the domestic industry performance. Given the general trend of subject imports overselling, not underselling, the domestic like product, these commissioners noted that prices rose in tandem with rising import volumes.

Treatment of China: The ITC cumulated Chinese and Canadian subject imports because there was a reasonable overlap of competition. Although there were some differences in the chemical and physical forms and grades sold by Canadian and Chinese producers in the U.S. market, the ITC found there was considerable overlap, particularly for anhydrous citric acid. Canadian, Chinese and U.S. citric acid producers competed for sales in all geographic market, in common channels of distribution, and throughout the POI. The ITC did not comment on

China's NME status. The ITC did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-472 and 731-TA-1171-1172 (Preliminary)	Standard Steel Fasteners	China – AD, CVD Taiwan – AD	Preliminary - 11/9/2009

ITC Preliminary Determination: 6-0 negative (no injury or threat of injury)

Analysis: Even with the low evidentiary threshold to reach a preliminary affirmative determination, the ITC reach a unanimous negative determination, primarily because the domestic industry did not show any adverse impact that was caused by subject imports.

Conditions of Competition: Petitioners argued that the severe recession increased the importance of price in purchasing decisions and exacerbated the negative effect of subject imports. Raw material costs increased during the POI.

Volume: The ITC found that the volume of cumulated subject imports was significant.

Price: Although there was pervasive underselling by subject imports by high margins throughout the period, the ITC found that such underselling did not lead to significant price depression or suppression or a significant gain of market share at the expense of the domestic industry. The ITC noted that the domestic industry's COGS to net sales ratio remained stable throughout the period although prices fluctuated. Lost sales/revenue allegations were largely unsubstantiated.

Impact: The ITC found that the domestic industry maintained or improved their performance over the POI. Profits were stable or even increasing over the period, despite declining demand conditions, significant subject import market share, and underselling by subject imports. The ITC found a general lack of correlation over the period examined between the large and relatively steady volume of low-priced subject imports and either the prices of the domestic product or the domestic industry's condition, which generally were stable or improved.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from China and Taiwan because there was a reasonable overlap in competition between the subject imports. Chinese and Taiwanese subject imports had a high degree of fungibility, were sold through common channels of distribution, and were sold throughout the United States, and throughout the POI. The ITC did not factor in China's NME status. The ITC identified the programs that DOC planned to investigate in its CVD initiation notice but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-451 and 731-TA-1126-1127 (Final)	Lightweight Thermal Paper	China – AD, CVD Germany – AD	Final - 11/10/2008

ITC Final Determination: 6-0 affirmative threat of injury (3-3 affirmative threat of injury for Germany)

Analysis: The ITC voted affirmative for threat of injury and not injury, and chose not to cumulate Chinese and German subject imports.

Conditions of Competition: Demand for LWTP increased throughout the POI, and was significantly higher than the capacity of the coaters who filed the petition.

Volume: The ITC found that although the volume of Chinese imports had increased rapidly, because that increase was from a base of essentially zero the Chinese import volume was not yet significant. The unused capacity of Chinese producers, however, posed a threat of a substantial increase in volume to the United States.

Although the ITC found the volume and market share of German imports was significant, the ITC found the significance of the German volume was mitigated because US consumption also had increased and the majority of German imports were in product types not produced by the domestic industry. The three commissioners voting affirmative found that German import volumes and market share would likely continue to increase, whereas the three commissioners voting negative found that the German imports likely would not increase.

Price: The ITC found Chinese subject imports consistently undersold the domestic product frequently by more than 20 percent. Despite the consistent underselling, the ITC found that Chinese imports did not have significant price-suppressing or –depressing effects on U.S. converters, as U.S. converters’ revenues fell by less than their costs. The ITC found that the pervasive underselling was likely to continue and would likely have significant price suppressing or depressing effects, as Chinese volume is likely to increase.

Although the ITC found German subject imports often undersold the domestic like product, the ITC found no significant adverse price effects, primarily because German products were in different sizes than the primary domestic product sizes. The ITC, however, found German products posed a threat to future pricing as the domestic producers had started to produce product sizes that previously were sold only by the Germans.

Impact: In light of the domestic industry’s increase in capacity during the POI, and the domestic industry’s production, shipments and capacity utilization also increased commensurate with U.S. demand. Although the domestic industry’s condition declined, the ITC found that the Chinese volume was too small to have a significant impact on the domestic industry as a whole during the POI. However, the ITC found the domestic industry to be vulnerable to the effects of additional Chinese imports.

The ITC found there was no correlation between any POI declines of the domestic industry financial performance indicators and German subject imports, as German market share did not increase and did not have significant adverse price effects. However, the ITC found the

domestic industry to be vulnerable to the effects of additional German imports. The ITC noted that the threat of German imports differed from the threat of Chinese imports in that, unlike the Chinese imports which directly competed and threatened domestic converters, German imports competed with jumbo rolls produced by coaters.

Treatment of China: The ITC did not cumulate subject imports from China and Germany because the subject imports from China and Germany were not functionally interchangeable and thus did not compete with each other. All German subject imports were jumbo rolls which needed to be converted before becoming suitable for end use, whereas all Chinese subject imports were slit rolls which are already suitable for end use. The ITC did not consider China's NME status in its injury, threat, or cumulation analysis. In its threat analysis, the ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-462 and 731-TA-1156-1158 (Final)	Polyethylene Retail Carrier Bags	Indonesia – AD Taiwan – AD Vietnam - AD, CVD	Final - 4/26/2010

ITC Final Determination: 5-1 affirmative threat of injury

Analysis: This is the second PE Bags petition that was filed about five years after the first PE bags petition was filed against China, Malaysia, and Thailand. This case discussed the effects of non-subject imports that were already subject to the first PE bags AD orders, and whether the domestic industry was still being injured by subject imports that had merely shifted from one set of countries to another.

Conditions of Competition: Apparent U.S. consumption of PE bags declined over the POI due to the weakening economy, increased use of alternative bags, and legislative action banning or taxing PE bags. The dominant US producer, Hilex, emerged from bankruptcy protection during the POI. A substantial volume of non-subject imports from China, Malaysia, and Thailand remained in the U.S. market.

Volume: The ITC found the volume of cumulated subject imports was significant and the increase in volume and market share was significant. Although domestic producers themselves imported substantial amount of subject imports, the ITC rejected arguments that this portion of subject imports should be discounted or considered differently in the injury analysis. The ITC noted that capacity had increased significantly during the POI and that many of the subject countries lacked meaningful home markets or third-country export markets, thus posing a significant threat of increased exports to the United States.

Price: The ITC found that subject imports did not depress domestic producers' prices, as domestic PE bag pricing generally corresponded to polyethylene resin pricing. The ITC, however, found evidence of price suppression with a cost-price squeeze where domestic producers were unable to pass its higher material prices along to its customers to in part to subject import competition. The ITC found subject imports posed a threat to suppress or depress domestic prices with significant underselling.

Impact: The domestic industry's performance declined between 2006 to 2008 but improved in interim 2009. Although the ITC found no causal correlation between the decline in the domestic industry's financial condition over the POI and subject imports, the ITC found the domestic industry was vulnerable to material injury. The ITC noted the substantial excess capacity (particularly Taiwan and Vietnam) that could be directed to the United States.

Treatment of Vietnam: The ITC did not discuss Vietnam's NME status in its analysis. The ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Vietnamese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Vietnamese imports. The ITC cumulated subject imports from Vietnam with subject imports from Indonesia and Taiwan as there was a reasonable overlap of competition between the subject imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-453 and 731-TA-1136-1137 (Final)	Sodium Nitrite	China – AD, CVD Germany – AD	Final - 8/20/2008

ITC Final Determination: 6-0 affirmative injury

Analysis: The last U.S. producer was able to successfully argue that cumulated subject imports from the one producer in Germany and multiple sources in China were causing injury.

Conditions of Competition: There was only one U.S. producer and one German producer (BASF), and approximately 92 potential Chinese producers. No Chinese producer submitted a questionnaire response. The U.S. producer manufactures sodium nitrite with a continuous production process that results in high fixed costs, and experienced significant increases in raw material costs over the POI.

Volume: The ITC found that cumulated subject imports increased in absolute volume and took market share away from the domestic industry.

Price: The ITC found that all sodium nitrite sales were made through short-term contracts or spot sales, and that pricing was almost always a primary consideration in purchasing decisions. The ITC found significant underselling by the subject imports, but found that subject imports did not suppress or depress domestic prices. The ITC, however, confirmed numerous lost sales and lost revenue allegations.

Impact: The ITC's analysis was influenced by the last U.S. producer's purchase and consolidation with the second-to-last U.S. producer at the beginning of the POI. The domestic industry had performed poorly in 2005 and worsened significantly between 2005 and 2006 as subject imports increased. Although the domestic industry consolidated and gained some efficiencies, the domestic industry continued to face increasing volume of low-priced subject imports as its costs increased.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from China and Germany. Although there were different forms and grades of sodium nitrite, the ITC found that there was considerable overlap for certain forms (granular, prilled) and grades (technical). Subject imports from both countries were sold through overlapping channels of distribution and were in the same geographical markets throughout the POI. The ITC did not discuss China's NME status in its analysis. The ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC noted that Petitioner argued that a large portion of the subsidies received by Chinese producers were export subsidies, but did not make a finding on that argument. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-452 and 731-TA-1129-1130 (Final)	Raw Flexible Magnets	China – AD, CVD Taiwan – AD	Final - 8/25/2008

ITC Final Determination: 4-2 affirmative threat of injury (Lane – affirmative injury, Aranoff, Pinkert, Williamson – affirmative threat)

Analysis: In a market of declining demand, the ITC found a domestic industry was threatened by subject imports based on a likelihood of continued increases in subject import volume at prices that significantly undersold the domestic like product, which would prevent the U.S. producers from recovering their costs.

Conditions of Competition: U.S. demand for raw flexible magnets declined over the POI and correlated with decline in demand for end-use products such as promotional magnetic signs that used the subject merchandise, which tracks the U.S. economy and real estate market trends.

Volume: The ITC found that cumulated subject imports increased in absolute volume and as U.S. apparent consumption declined, subject import market penetration increased at an even greater rate. The ITC found that Chinese producers had significant excess capacity and that the subject industries were export oriented, and thus were likely to devote their unused capacity to increase shipments to the United States.

Price: The ITC found significant underselling by the subject imports, but found that subject imports did not suppress or depress domestic prices, as domestic prices generally increased over the POI. The ITC found that the likelihood of continued underselling would pose a threat of significant price-suppressing effects, as the domestic industry would not be able to increase prices in the imminent future.

Impact: The ITC found that, although the domestic industry was not currently injured as operating margins and income increased over the POI as subject imports also increased, the subject imports posed a significant threat to the domestic industry. The ITC found that the likelihood of increased volume of subject imports, which would likely undersell the domestic product at significant margins, posed a threat to the domestic industry's ability to recover its costs.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from China and Taiwan, as there was significant fungibility among the different sources. Although there were some differences in channels of distribution between the subject imports and the domestic product, a majority of imports were sold to printers. Subject imports and domestic products were in the same geographical markets throughout the POI. The ITC did not discuss China's NME status in its analysis. In its threat analysis, the ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-449 and 731-TA-1118-1121 (Final)	Light-Walled Rectangular Pipe and Tube	China – AD, CVD Korea, Mexico, Turkey – AD	Final – 5/23/2008 (Turkey); 7/28/2008 (China, Korea, Mexico)

ITC Final Determination: 5-0 affirmative injury (Commissioner Pinkert recused)

Analysis: The ITC first issued an affirmative injury determination for Turkey only because the Department of Commerce’s final determination was issued earlier than the final determinations for China, Mexico, and Korea. The analysis for both ITC final determinations, however, was essentially the same.

Conditions of Competition: U.S. demand for LWR pipe is closely linked to demand for end-use products such as fences, hand rails, furniture, sports equipment and automotive equipment. LWR pipe demand increased early in the POI, before declining due to overall recession and decrease in residential construction. LWR pipe is considered a highly fungible commodity product.

Volume: The ITC found that cumulated subject imports increased in absolute volume and as U.S. apparent consumption declined, subject import market penetration increased at an even greater rate.

Price: The ITC noted that LWR pipe is largely a commodity product and that price plays an important role in purchasing decisions. The ITC found significant underselling by the cumulated subject imports, and that subject imports suppressed and/or depressed domestic prices to a significant degree.

Impact: The ITC found that the increase in absolute and relative market share of cumulated subject imports had an adverse impact on the domestic industry during the POI. The ITC found that the pattern of consistent underselling by subject imports had suppressed or depressed domestic prices, which caused declines in the domestic industry’s financial performance.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from the four subject countries, as the product from all sources was significant fungible, sold through common channels of distribution, and were in the same geographical markets throughout the POI. The ITC did not discuss China’s NME status in its analysis. The ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-455 and 731-TA-1149 (Final)	Circular Welded Carbon Quality Steel Line Pipe	China – AD, CVD	Final – 1/7/2009 (CVD); 5/6/2009 (AD)

ITC Final Determination: 6-0 affirmative (3 commissioners injury, 3 commissioners threat)

Analysis: The ITC first issued an affirmative determination for the CVD determination because the DOC's issued the final CVD determination before the final AD determination for China. The Petitioners withdrew its petition on line pipe from Mexico in November 2008 after DOC's preliminary determinations. Petitioners testified at the hearing that the primary reason for withdrawing the Mexico petition was because Chinese imports were the biggest problem.

Conditions of Competition: U.S. demand for line pipe is closely linked to market conditions in the oil and gas industry. Line pipe demand remained strong until the end of the POI. Non-subject imports are fungible with subject imports and the domestic like product.

Volume: The ITC found that Chinese subject imports increased rapidly in terms of absolute volume and market share. The ITC noted that recent decline in Chinese imports was due to the filing of the petitions. The Commissioners voting affirmative on threat noted that China was the largest producer of pipe and could shift production between various pipe products and had significant unused capacity.

Price: The ITC found significant underselling by the Chinese subject imports in all quarters for all four pricing products, and that the subject imports prevented the domestic industry from raising prices to recover increasing costs.

Impact: The ITC found that, although the domestic industry increased output during the early POI strong demand, subject imports caused the domestic industry's profitability and market share to suffer. The ITC noted that non-subject imports also lost substantial market share to Chinese subject imports just as domestic producers did, and thus any injury to the domestic industry could not be attributed to non-subject imports. The commissioners voting affirmative on threat found the domestic industry to be vulnerable to material injury from the large and increasing volume of subject imports that were likely to undersell the domestic product.

Treatment of China: The ITC did not specifically address China's NME status. In the CVD final determination (which was issued first because DOC's CVD final determination was scheduled earlier than DOC's AD final determination), the Commissioners voting affirmative on threat noted that the Chinese government encouraged production of line pipe by imposing a 15 percent export tax on hot-rolled strip and other welded pipe products, while providing a 13 percent value added tax rebate on exported line pipe, creating incentives to produce and export line pipe. The ITC noted in its final determination in the AD investigation that in this case it was following its normal practice of cross-cumulating dumped and subsidized imports when they are the same imports, and thus adopted the findings and analyses from its prior CVD final determination.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-467 and 731-TA-1164-1165 (Final)	Narrow Woven Ribbons and Ribbon Selvedge	China – AD, CVD Taiwan – AD	Final – 8/25/2010

ITC Final Determination: 4-2 affirmative threat (China); 3-3 affirmative threat (Taiwan)

Analysis: The ITC’s affirmative threat determination was based largely on the ITC’s conclusion that the domestic industry was vulnerable and that retail customers shifting to direct importation away from purchasing from domestic producers posed a threat of increased volume of lower-priced subject imports.

Conditions of Competition: The subject imports of ribbons had been subject to textile quotas that had recently expired at the end of 2008. U.S. demand for ribbons tracks general economic conditions and trends in the fashion industry. Questionnaire responses were mixed as to whether demand declined during the POI. Petitioners also imported from subject countries. Several large retail customers shifted to direct importation instead of relying upon U.S. producers to facilitate the purchase of imported products.

Volume: The ITC found that the volume of cumulated subject imports was significant even though the volume and market share of subject imports declined over the POI. The ITC noted the threat posed by retailers increasing their direct imports over purchasing from domestic producers, as well as the significant unused capacity in China and Taiwan.

Price: The ITC noted that subject imports were not causing any adverse price effects, as subject imports did not suppress or depress domestic prices or that the domestic industry was facing a cost-price squeeze. The ITC also could not confirm most of the petitioners’ lost sales/revenue allegations. Although the ITC found that there were no current adverse price effects, the ITC found that subject imports would have an increasing price suppressive/depressive effect because of the likelihood of increasing volume and increasing importance of price.

Impact: The ITC found that, although some of the domestic industry’s financial performance indicators declined over the POI, these declines were due to the general economic downturn and not subject imports, which also declined during the same period. The ITC, however, found that the domestic industry was vulnerable and the likelihood of increased volume of subject imports would have an adverse impact on the domestic industry.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from Taiwan and China, as no parties challenged that there was a reasonable overlap of competition between subject imports from both countries, as well as the domestic product. The ITC noted that Petitioners had argued that the number of Chinese producers and production capacity had increased after the U.S./China bilateral textile agreement had expired at the end of 2008, but the ITC only noted that there was insufficient evidence regarding this argument. The ITC did not address China’s NME status. The ITC identified the programs that DOC found to be countervailable in its final determination but did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-468 and 731-TA-1166-1167 (Final)	Magnesia Carbon Bricks	China – AD, CVD Mexico – AD	Final – 9/7/2010

ITC Final Determination: 6-0 affirmative injury/ threat (3 commissioners affirmative for both China and Mexico; 3 commissioners affirmative threat for China, negative for Mexico)

Analysis: The ITC split on whether the subject imports were causing present material injury, as three commissioners found no causal nexus between the cumulated subject imports and the decline in the condition of the domestic industry, and found that other factors such as the decline in steel production related to the recession should not be attributable to subject imports. The three dissenting commissioners found that Chinese MCBs, but not Mexican MCBs posed a threat to the domestic industry, largely in part to the significant production capacity of the Chinese producers, and the fact that there was only one Mexican MCB producer.

Conditions of Competition: U.S. demand for MCBs is closely linked to steel production levels, and closely reflected the sharp decline between 2008 and 2009 in steel production. Due to the low cost share of MCBs relative to the final cost of finished steel products and the lack of commercially viable substitutes, demand for MCBs is relatively inelastic.

Volume: All commissioners found that the volume of cumulated subject imports was significant in absolute terms and relative to apparent U.S. consumption and production during the POI. As demand collapsed in late 2008, subject imports decreased volume, yet gained market share primarily due to a larger decline in U.S. producers' shipments.

Price: The commissioners split on whether subject imports had significant adverse price effects during the POI for present material injury purposes. Although all commissioners found consistent significant underselling by subject imports, the commissioners split on whether the underselling of the subject imports created a cost-price squeeze that suppressed prices. The commissioners who found no adverse price effects also noted that the lost sales/revenue data indicated that non-price factors were of primary importance and the total value of lost sales/revenue was not significant. These commissioners, however, found that the consistent underselling posed a threat of future adverse price suppression/ depression.

Impact: Although all commissioners acknowledged the decline in the domestic industry's performance indicators over the POI, the commissioners split on whether there was a sufficient causal link between the cumulated subject imports and the current condition of the domestic industry. Some commissioners found that, although the recession caused a substantial decline in domestic demand, the ratio of subject imports to domestic production and market share increased. Other commissioners disagreed noting that the domestic industry was able to raise prices to cover most of its increased costs, even as subject imports increased. Nevertheless, these dissenting commissioners still found Chinese subject imports posed a threat to the domestic industry, noting the significant volume of excess Chinese production capacity and that the Chinese industry had become more export-oriented over the POI, and that as the U.S. steel demand environment improved, the incentive for Chinese MCB producers to export to the United States would also increase.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from China and Mexico, as the products were fungible, sold in overlapping geographic regions, were simultaneously present in the U.S. market, and were all sold directly to end users. The ITC specifically rejected arguments by Mexican producers that Mexican MCBs were sold in geographic regions different from Chinese MCBs. The ITC did not discuss China's NME status or any specific Chinese subsidy programs. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.

However, three ITC commissioners specifically found only Chinese MCBs, and not Mexican MCBs, posed a threat of material injury. In contrast to the Chinese import volumes, these commissioners found Mexican import volumes to be stable both in absolute levels and market share. These commissioners noted there was only one Mexican MCB producer, who also had related plants in China and in Europe, and specifically reject Petitioners' concerns that this producer could increase its production from Mexico to replace any shipments from China lost by an order.

ITC Investigation Nos.	Name of Product	Countries (AD, CVD)	Date of Determination
701-TA-470-471 and 731-TA-1169-1170 (Final)	Coated Paper Suitable for High- Quality Graphics Using Sheet Fed Presses	China – AD, CVD Indonesia – AD, CVD	Final - 11/09/2010

ITC Final Determination: 6-0 affirmative threat of injury (5-1 negative injury).

Analysis: About two years after the negative determination on CFS paper, the domestic industry filed a new petition with certain modifications in the scope definition (sheets only, no web rolls) and the subject countries (only China and Indonesia, no Korea) and was able to obtain a affirmative threat of injury determination. Although the ITC found that there was not enough of a causal nexus to support a finding of present material injury, the ITC found that, given the domestic industry’s weakened state, there was a likelihood that the cumulated subject imports would increase significantly at prices that would likely undersell the domestic like product and depress or suppress prices to a significant degree that posed an imminent threat to the vulnerable domestic industry.

Conditions of Competition: Demand for certain coated paper decreased over most of the POI (before improving in the first half of 2010), due to the recession and competing forms of advertising. The domestic industry consolidated over the POI and faced increased competition from subject imports, a significant amount of which was exported by Chinese and Indonesian producers who sold through APP’s Eagle Ridge Paper distribution network. The subject imports and domestic like product were found to have moderately high interchangeability, even though the large majority of subject imports were in the lower economy grades, while the domestic like product were not only in the economy grades, but also two higher grade levels.

Volume: Apparent U.S. consumption declined 21.3 percent from 2007 to 2009, while subject imports market share increased from 13.9 percent in 2007 to 18.3 percent in 2009. Subject imports were the only source of increased volume into the U.S. market during the POI as the volume of domestic shipments and non-subject imports declined over the POI. Although subject imports declined in interim 2010, the ITC found that these declines were due to the pendency of the investigations. Accordingly, the ITC found that the increase of subject imports, both in absolute volume, market share, and relative to domestic production to be significant. The ITC also found the subject producers had the ability and incentive to increase exports of subject merchandise to the United States given the large size and relatively high prices and the Chinese producers’ familiarity with it.

Price: Given the substitutability of subject imports and the domestic like product, price was an important consideration in purchasing decisions. The ITC pricing data found a prevalence of significant underselling that depressed domestic prices at least to some extent during the POI. The ITC, however, did not make a finding of significant price depression because other factors (e.g., decreased demand, black liquor tax credit to domestic producers) in the U.S. market contributed importantly to lower prices and the ITC could not gauge whether there were significant effects attributable to the subject imports. The ITC did find that there was a threat that subject imports in the imminent future would be priced aggressively to gain market

share that would put pressure on domestic producers to lower prices in a market recovering from severely depressed demand, which would have significant adverse price effects.

Impact: The ITC noted that many of the domestic industry's performance based indicators declined over the POI by amounts commensurate with declines in US apparent consumption, including average capacity, production, shipments, capacity utilization, and production related workers. The ITC, however, found there was not a sufficient link between the worsening condition of the domestic industry and the effects of the subject imports. The ITC highlighted how the domestic industry remained profitable and increased its market share even during the decline in domestic demand. Moreover, even when subject imports largely left the U.S. market due to the pendency of the investigation, the domestic industry's performance did not improve. Although the ITC did not find a sufficient causal nexus for present material injury, the ITC found the domestic industry was in a weakened state, and thus vulnerable to the likelihood of a significant increase in volume of cumulated subject imports that would undersell the domestic like product that would suppress or depress prices to a significant degree, and thus result in material injury unless an AD/CVD order was issued.

Treatment of China: The ITC cumulated subject imports from China and Indonesia. The ITC noted that major Chinese and Indonesian producers were under common control of Asia Pulp and Paper. The ITC did not note China's NME status in its analysis. The ITC did not address any specific Chinese subsidy program. The ITC did not distinguish between dumped or subsidized Chinese imports.